

令和3年3月

指宿市議会会議録

第1回定例会

指宿市議会会議録目次

令和3年第1回市議会定例会

会期日程	1
2月24日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号～議案第23号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第24号～議案第26号一括上程	26
提案理由説明	26
議案第24号及び議案第25号（質疑，委員会付託省略，表決）	27
議案第26号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	28
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	29
散 会	29
2月26日	
議事日程	30
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定による出席者	31
職務のため出席した事務局職員	32
開 議	33
会議録署名議員の指名	33
議案第1号～議案第9号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	33
議案第10号～議案第23号（質疑，委員会付託）	34

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	34
散 会	36

3月17日

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定による出席者	37
職務のため出席した事務局職員	38
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
一般質問	39
前之園 正 和 議員	39
1. コロナ問題について	
2. 国保問題について	
3. 人権としての性的マイノリティー（LGBTQ等）問題について	
西 森 三 義 議員	52
1. 農業振興策について	
2. コロナウイルス感染症のワクチン接種対策について	
3. 観光誘致策について	
新川床 金 春 議員	64
1. 鳥獣被害と鳥獣保護区について	
2. 市税の取り扱いについて	
3. 市長の政治姿勢について	
4. 定住促進条例について	
新宮領 実 議員	81
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	
延 会	94

3月18日

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95

欠席議員	95
地方自治法第121条の規定による出席者	95
職務のため出席した事務局職員	96
開 議	97
会議録署名議員の指名	97
一般質問	97
高 田 チヨ子 議員	97
1. 安心・安全な生活のために	
2. 施政方針について	
3. 街の活性化について	
東 勝 義 議員	110
1. 防災・防犯について	
2. 定住促進条例の廃止について	
恒 吉 太 吾 議員	125
1. 学校教育費等の負担軽減について	
2. かがしま国体・大会に向けた取組について	
3. 新型コロナウイルス感染症対策について	
前 原 五 男 議員	138
1. 令和2年度の事業について	
2. 令和3年度の事業について	
3. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
延 会	147

3月19日

議事日程	148
本日の会議に付した事件	148
出席議員	148
欠席議員	148
地方自治法第121条の規定による出席者	148
職務のため出席した事務局職員	149
開 議	150
会議録署名議員の指名	150
一般質問	150
吉 村 重 則 議員	150

1. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
2. 生活保護について	
3. 介護保険について	
高橋三樹議員	163
1. 新型コロナウイルス関連について	
2. ふるさと納税について	
3. AI（人工知能）婚活及び世話やきキューピッド事業について	
西田義哲議員	170
1. 農作物の被害対策について	
2. 不登校対策について	
広報特別委員の選任	177
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	178
散会	178

3月25日

議事日程	180
本日の会議に付した事件	180
出席議員	180
欠席議員	181
地方自治法第121条の規定による出席者	181
職務のため出席した事務局職員	181
開議	182
会議録署名議員の指名	182
議案第10号（委員長報告，質疑，討論，表決）	182
議案第11号～議案第14号（委員長報告，質疑，討論，表決）	184
議案第15号（委員長報告，質疑，討論，表決）	188
議案第16号（委員長報告，質疑，討論，表決）	190
議案第21号～議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	207
議案第17号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	209
議案第20号（委員長報告，質疑，討論，表決）	212
閉会中の継続審査について	213
議案第27号上程	213
提案理由説明	213
議案第27号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	214

議案第28号上程	215
提案理由説明	215
議案第28号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	216
議案第29号上程	217
提案理由説明	217
議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決）	218
議長挨拶	219
市長挨拶	220
閉議及び閉会	220

第 1 回 定 例 会

令和 3 年 3 月 議 会

令和3年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 30日間（2月24日～3月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月24日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第1号～議案第26号一括上程（議案説明） ・議案第24号及び議案第25号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第26号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
25日	木	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
26日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号～議案第9号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第10号～議案第23号（質疑，委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
27日	土	休 会	
28日	日	〃	
3月1日	月	〃	
2日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
3日	水	〃	総務水道委員会（10時開会）
4日	木	〃	文教厚生委員会（10時開会）
5日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
9日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	水	〃	
11日	木	〃	
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	本会議	・一般質問
18日	木	〃	・一般質問

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
3月19日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 広報特別委員の選任 ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果
20日	土	休 会	
21日	日	〃	
22日	月	〃	
23日	火	〃	委員長に対する質疑・討論の通告限（12時）
24日	水	〃	
25日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第10号～議案第23号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続審査について (陳情第1号) ・ 議案第27号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第28号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第29号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決)

第 1 回 定 例 会

令和 3 年 2 月 24 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年2月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）について
- 日程第5 議案第3号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第4号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第5号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第6号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第7号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第9号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第10号 指宿市定住促進条例の廃止について
- 日程第13 議案第11号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市福祉はり、きゅう等施術料助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度指宿市一般会計予算について

- 日程第19 議案第17号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第18号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第20号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
  
- 日程第23 議案第21号 令和3年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第22号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第23号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第26 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 議案第26号 開聞庁舎建替工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第29 新たに受理した陳情上程  
陳情第1号 指宿市議会議員定数削減に関する陳情書

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 議 員 坂 元 茂 教  | 2 番 議 員 東 勝 義    |
| 3 番 議 員 西 田 義 哲  | 4 番 議 員 新宮領 實    |
| 5 番 議 員 前 原 五 男  | 6 番 議 員 山 本 敏 勝  |
| 7 番 議 員 齋 藤 佳 代  | 8 番 議 員 恒 吉 太 吾  |
| 9 番 議 員 東 伸 行    | 10 番 議 員 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 西 森 三 義 | 12 番 議 員 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 前之園 正 和 | 14 番 議 員 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 高 田 ちヨ子 |
| 17 番 議 員 下川床 泉   | 18 番 議 員 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 木 原 繁 昭 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男                      副 市 長 有 留 茂 人

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 中 村 孝   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 下吹越 寿   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 健康福祉部参与   | 山 元 成 之 |
| 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   | 市 長 公 室 長 | 山 下 浩 二 |
| 総 務 課 長   | 野 元 伸 浩 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 川 路 潔   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和3年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第1号～議案第23号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第1号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第25、議案第23号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの23議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 令和3年第1回市議会定例会の開会に際し、令和3年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の事態に世界中が翻弄された1年でありました。世界全体を不安な空気が漂う中、日々、この事態に向き合い、尽力されている医療関係者や介護関係者、新しい生活様式の実践に努め、この難局を乗り越えようと努力していただいている全ての事業者の皆様、そして、市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。本市といたしましても、その影響を可能な限り最小限に食いとどめるべく、現在も様々

な支援事業に取り組んでいるところであります。本市では、令和2年5月1日に新型コロナウイルス感染症対策室を立ち上げ、情報収集に努めるとともに、新しい生活様式への取組や感染状況に関する情報発信等を積極的に行い、日常的な感染症拡大防止対策を取ってまいりました。市民の皆様を少しでも解消し、感染症拡大を予防するために、消毒費用の補助をはじめ、指宿医師会と連携をして、PCR検査費用の一部を市が負担する取組も昨年8月から全国に先駆けて開始いたしました。また、観光客の皆様が安全に本市でお過ごしいただけるよう、観光地や観光施設等の防疫対策を徹底し、万が一、感染症が発生した場合の支援対策も準備するなど、観光事業者等と綿密に連携を図りながら、ウィズコロナの時代に適応した観光地づくりを進めてまいりました。併せて、消費喚起策や感染症拡大防止対策、そして、固定費の軽減や減収補填策など、市独自に支援体制を設け、経済支援対策も行ってきたところであります。農産物の需要減や価格低迷などの影響に対しましては、肉用牛や観葉植物をはじめとした主要品目の販売促進や肥育牛の子牛購入費助成を行ったほか、農業者の収入減リスクを回避するための収入保険制度支援策の拡充を図ったところであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束の兆しが見えず、予断を許さない状況が続いておりますが、市民の皆様と一緒にこの難局を乗り越えていかななくてはなりません。

さて、私は、市長としての3期目のキーワードに、実る、を掲げさせていただきました。市議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただき、令和2年度はその実りが成果となって表れた年でもありました。

令和2年7月23日、海の日に、整備を進めている指宿港海岸の内、埋立てが完了した約200mの区間が一部開放されました。また、指宿港海岸の賑わいの創出に向け、海岸背後の緑地部分に導入する施設等について、市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてきております。今後は、より具体的な整備内容や利活用の検討も進めてまいります。

7月27日には、新たな山川庁舎の供用を開始いたしました。エレベーターの新設やトイレの洋式化、スロープの設置など、バリアフリー化を図ったほか、市民の交流スペースやキッズルームも整備し、庁舎機能と文化交流の機能が一体となった複合施設として生まれ変わりました。新たな開聞庁舎につきましては、基本設計、実施設計を終え、本定例会に建設工事の契約議案を提出したところであります。この庁舎は、庁舎本来の機能はもちろん、子供から大人まで、市民の皆様に御利用いただける多目的室や図書学習スペースも整備いたします。市民の皆様はもちろん、登山客や観光客の皆様にもくつろいでいただける、開聞岳が一望できるオープンデッキ等も備え、地域住民や登山客等に喜ばれる多機能な施設として整備する計画でございます。また、両庁舎には多目的トイレ等を整備し、幼児や高齢者に優しい、市民の皆様の安全と安心を守る避難場所の役割も兼ね備えた施設となるよう、改善・整備を進めてきたところであります。

スポーツ施設の取組につきましては、本年1月にいぶすきフットボールパークがオープン

をいたしました。オープンに合わせて開催されました指宿市新春サッカー大会、1月30日に開催された小学生低学年を対象としたワンツースッカーフェスタには、市内外から多くのチームに参加していただきました。選手や応援の方々の歓声と笑顔がグラウンドいっぱいにあふれ、子供たちのサッカー場、私たちのサッカー場として、また、夢を育むフットボールパークとしても、活用がスタートいたしました。

また、令和2年4月から、長年の課題であった市営野球場の大規模改修工事に着手いたしました。本年10月の完成を目指して、現在、工事を進めております。完成いたしましたら、フットボールパークや陸上競技場等とともに、社会人チームはもちろん、大学や高校の合宿や大会を誘致し、スポーツ交流人口を増やすことによる観光や地域の活性化に大きな役割を果たしてくれるものと確信しております。

新しい市民会館の建設工事が始まりました。シンプル、スマート、コンパクトを基本理念とした、本市の新たな文化・芸術の拠点であります。ふれあいプラザなのはな館と一体的に利活用しながら、芸術・文化活動の発表の場として、また、優れた舞台公演の鑑賞の場となるようにしてまいります。文化活動による交流人口を増やすことにより、地域に安らぎと潤いを醸す拠点にしなければなりません。

さて、いよいよ、新山川小学校が誕生します。新たな教育課題に対応する魅力ある学校に、そして、未来にはばたく子供たちの学びの楽校、楽しく集える学校という意味の楽校があります。その楽校にするために、地域と共に育つ合校、地域と共にある学校という意味で、合わせるという字にその合校の合を当てはめました。今後の学校再編のモデルとなるようにしなければならないと覚悟しているところであります。また、新山川小学校と指宿小学校の敷地内には、放課後児童健全育成事業の推進を図るために、放課後児童クラブも整備いたしました。引き続き、望ましい学校づくり基本方針の協議を継続しながら、市内全域で望ましい学校づくりに向けた取組を推進してまいります。

健康で長生きできるまちを目指して、健幸のまちづくりの事業を積極的に展開しております。令和元年度から山口県宇部市、岩手県遠野市、京都府八幡市、埼玉県美里町、そして、本市の全国5市町が連携し、民間の資金ノウハウを活用したソーシャル・インパクト・ボンド、S I Bの手法による大規模ヘルスケアプロジェクトを推進しております。この広域連携S I B事業につきましては、26の企業や団体を含む1,518人の方々に参加していただくなど、その拡充が図られてきているところであります。

農山村地域の振興につきましては、国の棚田地域振興緊急対策交付金を活用し、尾下地区及び新永吉地区の棚田を国指定の棚田となるよう環境整備等を行うとともに、棚田の原風景を生かした田園回帰の視点で集落内外の関係人口を増やし、新たな地域コミュニティづくりや小さな拠点づくりなどの取組を進めているところであります。

令和2年は14億円余りのふるさと納税を賜りました。ふるさと応援基金の拡充と本市の特

産品PR及び販路拡大につながっております。本市を応援していただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大によって、これまでの日常生活や、ともすると、不易なる価値観でさえ揺らぐような1年になりました。しかし、その一方で、市議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力により、これまで取り組んできた様々な事業が実を結び、未来へとつながる1年でもありました。市役所とは、市民の役に立つ所でなければなりません。私は市長就任以来、一貫してこれを市政運営の基本理念としてまいりました。そして、真に豊かで安らぎのある暮らしと、誇りの持てるまちづくりの実現を目指して、安全・安心でやすらぎのあるまち、安心して働けるまち、若い世代を応援するまち、活気あふれるまち、の4つを市政運営の重点事項として取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、直面する困難に立ち向かい、未来への希望を切り拓くため、今まで以上にこの4つの取組に全力を尽くさなければならないと考えております。

令和3年度におきましては、まず、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、国や県、そして、医療機関をはじめとする関係機関と綿密に連携しながら、そのスムーズな実施体制を構築し、総力を挙げて取り組んでまいります。感染症の拡大防止と本市の産業への影響を可能な限り軽減できるように、その時々を十分に見極めながら、市民の皆様の命と暮らしを守る、実効性のある支援策の実現に努めてまいり所存であります。

さて、この感染症の拡大によって、世界的に経済活動が停滞する中、国や各地方自治体においては、税収や使用料等の大幅な減少が避けられない状況となっており、これは本市においても例外ではございません。

本市では令和2年度に新市建設計画の中で、新たな財政計画を策定いたしました。計画の策定に当たりましては、持続可能な財政運営を目指すこととしているところです。歳出予算における内部経費等の徹底的な見直しを図ったところではございますが、収入減は避けられず、基金からの多額の繰入れをせざるを得ない状況にあるところであります。このコロナ禍の影響は、令和3年度以降も続くことが見込まれます。現在の収入減等を踏まえたと、今後の本市の財政状況にも影響があることは避けられないであろうと捉えております。この難局を乗り越えるために、令和3年度は各部署において、ペーパーレス化の一層の推進をはじめとした徹底した経費の削減はもちろん、迅速かつ効率的な行政サービスの質の向上を目指して、国の方針として示されている行政のデジタル化を加速させるなど、行財政改革に組織を挙げて取り組んでまいります。

時代は今、急速な技術革新、グローバル化の進展、少子高齢化の進行や人口減少、頻発する大規模な自然災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済の混乱、まさに自治体経営に大きな影響を及ぼしております。このような社会情勢を踏まえ、この度、市民の皆様の声をお聞きしながら、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とす

る、第二次総合振興計画の後期基本計画を策定いたしました。今後、5年間の市政運営の方向性を示すものであります。計画には安全で安心できる持続可能な地域社会の実現を目指し、ICTやIOT等の新たな技術の更なる活用、全員参加型社会の実現、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と新しい生活様式の実践等を盛り込みました。

社会情勢が大きく厳しく変化していく今、健全な財政基盤を堅持しつつ、将来にわたって様々な事業を展開するためには、今まで以上に歳入の確保が極めて重要に、大切になってまいります。さらに経営感覚を持って自治体運営に取り組んでいかなければなりません。そうした観点から、平成27年度以来取り組んできた事業が、地熱の恵み活用プロジェクトであります。本市ならではの地熱という有望な地域資源を有効に活用して、発電事業によって得られた収益を、本市の観光振興や農業、地域振興等に生かし、持続可能な自治体経営を目指すものであります。市民や市議会の理解、承認を得た事業として、都市計画マスタープランや、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業は、確実に推進しなければならないと思っています。まさに、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動や市民生活への影響を教訓に、地熱の恵み活用プロジェクトは本市にとって極めて重要なものであります。指宿の豊かな未来の年表をつくるために、また、未来益を大切な事業とするためにも、実現しなければなりません。

未来に向けた市勢発展のために、この度策定した後期計画におきましても、温泉をはじめとする地域資源を活用したまちづくりを掲げました。ポストコロナを見据え、引き続き、本市ならではの有効な地域資源である地熱を有効に活用し、歳入を確保するという観点からも、事業実施に向けて努力してまいります。同時に、地熱の恩恵を地域の産業振興や地域活性化に生かすために、令和3年度は山川バイナリー発電所の余剰熱を活用し、本市の基幹産業である農業や6次産業の振興等に取り組む事業者の公募を行ってまいります。

また、あらゆる事業について、官民連携の可能性を探り、ふるさと納税制度や、企業版ふるさと納税制度等を有効に活用しながら、稼げる事業を推進し、市税の減収を補填できる事業を展開しながら、歳入の確保に努めてまいります。国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口ビジョンによりますと、本市の人口は、令和27年度には2万5千人まで減少することが予想されております。人口の減少、それに伴う地域経済の縮小、進む高齢化、社会保障費の増大、私たちを取り巻く社会情勢は年を追うごとに厳しさを増してまいります。その一方で、本市の多くの公共施設については、老朽化が刻々と進んでおります。この現実にはしっかりと対応していくために、平成29年度に公共施設等総合管理計画を策定し、今後の公共施設の在り方の基本方針を定めました。そして、令和2年度には、個々の施設について、今後の方向性を記した個別施設計画を策定いたしました。今後はこの個別施設計画を基本に、公共施設の適正配置や維持管理、コストの最適化など、検討をさらに進めてまいります。

今、世界中が困難に直面している時代であります。国連が定めた持続可能な開発目標、い

わゆる、SDGsの目指すところは、本市が目指すべき目標であり、指宿の未来を受け継ぐ子供たちに負の遺産を残さないための重要な指針です。先行き不透明な時代です。私たちは国際社会に生きる一員として、一つひとつ課題に向き合い、知恵を出し合い、克服していくことが大切です。総合振興計画の後期基本計画においては、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、その推進に取り組んでいくことといたしました。近年、特に地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響で、国内外を問わず、猛暑や集中豪雨などの自然災害が頻発しており、世界的に気候危機というべき状況となっております。本市におきましては、SDGsを推進していく取組の一つとして、2050年までに市民の皆様や事業者の皆様と一体となって、本市の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティの実現に向けてもチャレンジしてまいりたいと思います。

事前の一步は事後の百策に勝る。私は常にこのことを肝に銘じております。やるべきことをやるべき時に、やるべき人が着実に実施していくことを大切にして、新年度の事業に取り組んでいきたいと思っております。本市の基幹産業である観光、農業、漁業をはじめとする豊かで多様な地域の資源を、今まで以上に経営的視点を念頭に、積極的に活用し、本市の魅力を一層向上させ、その歩みを止めないことが変化の厳しい時代を生きていく子供たちのために必要であります。市民の皆様と共に築き上げてきたこの流れが途切れることがないように、皆さんと一丸となって、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、全身全霊を傾けてまいる所存であります。

それでは、令和3年度の主要施策について、説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。

持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかななくてはなりません。そのために、新たな地域コミュニティ組織づくりや、地域担い手育成の支援を進めてまいります。また、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、男女共同参画に関する啓発活動を行うほか、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える市の実現を目指し、指宿市パートナーシップ宣誓制度を4月1日から施行いたします。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続き取り組んでまいります。また、健康寿命の延伸を目的に、豊富な地域食材を活用した健幸食等の開発・普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会とも連携をし、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、高齢者福祉の充実に努めてま

います。また、ふれあいデイ事業や高齢者元気度アップ・ポイント事業等の実施にあたりましては、感染症予防対策に留意しながら、介護予防と交流や見守り活動などを通して、地域の見守り力の強化を図る、地域支え合い体制づくりに取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

介護サービス体制につきましては、地域介護基盤整備事業による既存施設のユニット化改修支援及び看取り環境の環境整備を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者計画等に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校敷地内に整備した放課後児童クラブの事業実施をはじめ、多様な保育サービスの充実を図るなど、子供を育む環境整備をするとともに、虐待、貧困等によって支援が必要な子供や、その家庭に対する包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会、歯科医師会や薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診、予防接種、各種がん検診等を実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。また、産科医の確保、不妊治療費助成、産後ケア事業などにより、子供を産み育てやすい地域づくりを図るとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、充実した支援環境づくりに努めてまいります。

感染症予防対策につきましては、医師会との連携により、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保や市独自のPCR検査体制を継続することにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止や重症化の予防を図ってまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。また、国保財政の健全化を図るため、今後も特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かな保健事業に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。また、フレイル対策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業に取り組んでまいります。

介護保険特別会計につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営を図ってまいります。また、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、包括的な相談支援体制、認知症の早期支援体制、在宅医療介護の連携体制の構築等を一体的

に推進をしております。

地域環境の保全対策につきましては、環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭、騒音、大気汚染、不法投棄などの公害には迅速に対応し、原因者の把握、指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置を継続して設置することにより、水質保全に努めてまいります。

本市に生息が確認されているハイイロゴケグモなど、生態系や人体に被害を及ぼす恐れのある外来種の蔓延防止、防除対策に努めるとともに、不快害虫であるヤンバルトサカヤスデにつきましては、発生地域に薬剤散布を行ってまいります。

生活排水につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽やくみ取便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し、補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、更なるごみ減量を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、不法投棄の防止、指宿市環境衛生協力会との連携を図るなど、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の構築を目指してまいります。

廃棄物処理の施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、指宿広域クリーンセンターをはじめ、指宿広域管理型最終処分場、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進をしております。

次に、産業振興であります。

農業につきましては、コロナ禍における農産物の需要変動等の対応のほか、気候変動、自然災害においても揺らぐことがない農業の生産基盤、セーフティーネットの構築などが求められております。こうした中、本市農業の成長産業化、攻めの農業を展開していくため、もうかる指宿支援プロジェクトや地域おこし企業人プロジェクトを核に、農産物の新たな価値創出と需要開拓、食・農のつながりの深化等の取組を推進してまいります。また、農業経営の安定化や産地体制の強化のため、担い手農家の育成支援、新規就農者や後継者の育成、経営所得安定対策手続きの電子化、国・県の各種制度や補助事業等の活用を図っていくほか、人・農地プランを推進しながら、担い手、農地集積、荒廃農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化を図ってまいります。さらに、地域支援活用による農山村振興、中山間地域の機能等、維持・保全を推進するほか、指定棚田地域振興協議会と連携をしながら、都市部から地方への流れを促す環境づくりを図ってまいります。

農業生産振興につきましては、耕種部門における生産性向上や農作業省力化につながる新技術の普及促進、有害鳥獣・病虫害の被害防止・軽減対策に取り組んでまいります。

また、畜産部門につきましては、各種家畜伝染病の侵入防止対策の徹底、環境保全対策の推進のほか、令和4年度開催予定の全国和牛能力共進会へ向け、JA等関係機関と連携した支援策に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性、経営向上を図るため、農地や農道の保全に努めるとともに、畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など、今後も県と連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めてまいります。また、地域住民協働で行う農業・農村の環境整備活動と施設の長寿命化のための活動支援を拡充してまいります。

林業につきましては、県や地元林業者との連携、所有者不明の森林の解消、林地台帳管理、間伐や主伐、再生林などの促進・効率化を図るため、森林経営管理制度を推進し、適切な森林整備に努め、併せて、県産材を利用した地材地建の推進に努めてまいります。また、松くい虫被害対策につきましては、薬剤散布による防除や伐倒駆除、抵抗性クロマツの植林など、総合的に事業を実施し、景勝松の保全再生を図ってまいります。このほか、治山事業等の実施における保安林機能の強化や山地災害防止に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であります、かつおぶし加工業の原料確保のため、海外まき網船の誘致を促進するとともに、水揚げ量の増加や鮮度保持を図るために、山川町漁業協同組合が実施する超低温保管施設の整備を支援してまいります。

山川漁港及び川尻漁港の整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき推進しております。また、新型コロナウイルス感染症による水産業の影響を抑えるため、漁業者が加入する収入保険制度等への支援を行ってまいります。

商工業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による本市の経済への影響を抑えるため、国・県の動向を見ながら、プレミアム付き共通商品券事業やテイクアウト支援事業など、時期に応じた適切な消費喚起策や固定費軽減策等を進めてまいります。また、人手不足の解消に向け、地元企業の雇用創出に向けて、高校生地元就職促進事業や外国人技能実習生受入れに係る支援を関係機関や団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を進めます。地域公共交通基本計画に基づき、イッシーバスや乗り合いタクシーの実証運行を進め、地域公共交通の充実を図ってまいります。

特産品の振興につきましては、コロナ禍における振興策について取り組んでまいります。また、道の駅いぶすきや道の駅山川港活お海道につきましては、新鮮な農産物や魚介類、かつお節の加工品等の宣伝・販売に取り組みます。特に道の駅いぶすきにつきましては、市直営になったことから、出荷者と連携を図りながら、本市の農水産物の加工品の販売促進に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、市内事業者と連携して返礼品の魅力を高めるとともに、ふるさと納税を通じて市の魅力を全国にPRし、寄附金の増額を目指してまいります。

観光につきましては、引き続き、コロナ禍における感染防止対策及び発生時の支援対策に取り組んでまいります。また、近年の個人旅行化やモノからコトへの嗜好性の変化といった旅行ニーズの多様化に対応していくため、観光客と地域住民との交流の場や、観光体験事業、広域観光の拠点として、池田湖売店前に新たな観光交流施設と親水性公園を整備するなど、引き続き、魅力ある観光地づくりを進めてまいります。これに加え、本市の観光のかじ取り役である一般社団法人いぶすき観光デザインを中心に、あらゆる産業を網羅した戦略づくりに着手し、観光素材のブラッシュアップ等による誘客、滞在事業の延長と観光消費額の増加につなげながら、稼げるまちの構築を目指してまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、訪れる観光客が安心して快適に利用できるよう、安全対策や施設の環境整備、サービスの向上に努めながら、皆様に愛される施設を目指してまいります。

砂むし会館砂楽、ヘルシーランド、山川砂むし保養施設等の観光施設につきましては、手指消毒やマスク着用等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、施設の維持管理に努め、より一層のサービス向上を図ってまいります。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会は、2023年に特別国民体育大会、特別全国障害者スポーツ大会として開催されることが決定をいたしました。本市の多彩な魅力を全国に発信する好機であることから、引き続き、県や関係団体等と連携を図りながら、市民総参加の下、開催準備を進め、心と記憶に残るよう、両大会の成功に努めてまいります。

また、スポーツコンベンションの推進につきましては、昨年4月に設置した官民一体のスポーツコミッションいぶすき、SCIを中心として、スポーツ大会やキャンプ、合宿などのスポーツを通じた誘客を図り、コロナ禍における新しい生活様式を徹底し、交流・関係人口の拡大と地域経済の活性化を推進してまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実状を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や、公共公営住宅の整備・改善、河川・海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区、国土交通省区間の鎮守山線道路改良舗装工事を令和3年度供用開始に向け実施してまいります。また、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島島インター線、池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス

向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、北町通り線、堀切園石嶺線、山川児ヶ水線、川尻京之塚線等の改良舗装工事を実施してまいります。老朽化したインフラ対策として橋梁補修工事、舗装修繕工事を実施するとともに、道路災害防除事業につきましては、岩本宮ヶ浜吹越線の法面对策工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、直轄海岸保全施設整備事業の工事が進められているところであり、引き続き、防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、県の海岸環境整備事業により、長崎鼻海岸の整備を図ってまいります。

土地区画整備事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら事業を推進してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、松原田2号団地の浄化槽設置工事の実施や、敷領団地建替事業の第1期新築工事の完成を目指し、市営住宅の安全性確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や、木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍事業につきましては、国の事業でありますリモートセンシングデータの導入及び活用を進め、早期完成に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設・更新を実施するほか、池田水源地石嶺配水池系送水管や配水管の更新、水源地や配水池の設備更新を実施し、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整備事業の進捗に合わせた整備を進めてまいります。

浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場や老朽管の改築更新事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施してまいります。浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理に万全を期すとともに、公共下水道の排水施設普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

温泉供給事業につきましては、温泉供給施設等の維持管理を実施し、市営温泉の安定供給に努めてまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市は令和3年3月に策定する教育大綱と第2期教育振興基本計画前期計画に基づき、学校、家庭、地域、企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、確かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校において令和2年度から全面実施され、また、中学校においても令和3年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するため、小中一貫教育の推進や各小中学校へのデジタル教科書の導入に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗入授業、指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぶ、いぶ好きふるさと学を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の連続した系統的、体系的な学びの中で、子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導の課題につきましては、生徒指導體制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子供たちを育成するため、中学生による職場体験学習キャリア・スタート・ウィークや、トップアスリートを招聘したところのプロジェクト夢の教室授業を引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民との連携を含め、地域全体で子供を見守る、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、GIGAスクール構想により、小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を活用し、子供たちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、教科担任制の教員確保や様々な部活動の選択が可能となるよう、中学校の望ましい学校づくりに向けた取組を推進してまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食、行事食など、工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど、特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めております。また、校内LAN環境を整備することにより、魅力ある学校づくりを進め、入学志願者を増やすとともに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格者やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、いぶすき茶いっぺプロジェクトを継続し、おもてなしの心を発信してまいります。全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら自立、自ら律する自律した市民を、自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして、市民として必ず学習して欲しい必要課題についても、生涯学習講座等で学ぶ体制を整えてまいります。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活動の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。さらに、地域と学校が相互に連携、協働して行う学校応援団や、放課後子供教室など、地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、家庭教育学級の充実と、ふれあいプラザなのはな館を活用した子育て支援の充実に努めてまいります。

子供の読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、第3次子ども活動推進計画に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会の充実を図ります。また、市民の文化芸術活動の拠点となる新市民会館の建設を進めるとともに、その活用方法などを考える市民が主体となった団体の育成に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に努めるよう、記録映像等の活用を図ります。また、市郷土芸能保存会と連携をし、発表や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所

をはじめとする、地域の所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成に努めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として、指宿まるごと博物館構想に基づいた企画展、泉都指宿一度はおいで、世界に誇る海浜温泉や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

社会体育につきましては、市民がいつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備充実に努めてまいります。また、スポーツ団体の指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ってまいります。そのために、スポーツ・文化振興基金を活用し、オリンピック・パラリンピックや、全国大会等への出場を夢見る子供たちを後押ししてまいります。さらに、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会において、本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技につきましては、継続して体験教室を開催するなど、普及・啓発を図ってまいります。

施設整備につきましては、市営野球場の改修を進め、スポーツ施設の充実に努めてまいります。

また、いぶすきフットボールパークにつきましては、関係団体と連携を図り、合宿、大会等の誘致や市民の利用促進に努めてまいります。

次に、令和3年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、効果的かつ効率的な行財政運営を目指して、行財政改革に取り組むとともに、財政調整に活用可能な基金の確保や健全化判断比率の基準値内での維持など、財政の健全化に努めてきたところであります。しかしながら、今後の財政を見通すと、少子高齢化による生産年齢人口の減少等に伴い、市税の収入の伸びが期待できない状況にある一方、社会保障制度の改革等による扶助費や公共施設の維持・補修などの費用の増加が見込まれております。また、コロナ禍による市税や使用料等が大幅な減収となっており、令和3年度においても厳しい状況が見込まれることから、財政健全化に向けた取組を強化していく必要があるところであります。

このような財政状況を踏まえ、予算編成に当たりましては、未来益、全体益を優先した未来への投資、指宿の豊かな年表を描きながら、第二次総合振興計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、各事業における緊急度、優先度、市民ニーズ等を勘案するとともに、他の事業とのバランスを考慮しながら総合的に事業の峻別や調整、スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直しなどの重点化を図ったところであります。

歳出面では、歳入に見合った歳出構造への転換を図るため、物件費などの内部管理経費の

削減や新規事業を抑制する一方で、定住対策の充実のために、フリーランスに優しいまちづくり事業や地域提案型空き家再生支援事業、子育てのしやすい環境のために、子育て世代包括支援センター事業や放課後児童クラブ事業、農業振興のために、有害鳥獣捕獲事業や病害虫防除事業、また、観光振興のために、池田湖周辺における観光施設整備事業や親水性公園整備事業など、事業の充実を図ったところであります。新型コロナウイルス感染症対策として、消毒補助やPCR検査委託事業などの感染症対策や、プレミアム付共通商品券事業などの経済対策を講じております。

歳入面では、ふるさと納税の更なる拡充を図ることで、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、ふるさと応援基金や合併まちづくり基金等を効果的に活用する予算編成としたところであります。

令和3年度の当初予算は、一般会計270億8,000万円。国民健康保険特別会計69億5,354万3千円。後期高齢者医療特別会計7億3,491万9千円。介護保険特別会計56億6,776万9千円。唐船峡そうめん流し事業特別会計2億2,601万4千円。水道事業会計収益的収入7億1,697万円、収益的支出6億8,280万8千円、資本的収入3億363万円、資本的支出5億7,521万6千円。公共下水道事業会計収益的収入7億8,701万4千円、収益的支出7億7,557万7千円、資本的収入2億9,138万5千円、資本的支出5億8,481万9千円。温泉供給事業会計収益的収入3,359万3千円、収益的支出3,160万5千円、資本的支出558万9千円を計上いたしました。

以下、一般会計、特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

さて、以上、向こう1年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。国外はもとより、我が国の人々は、コロナ禍の中で不安を抱えて生活しております。また、新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな影を残しています。しかし、明けない夜はありません。コロナ禍の非日常の毎日が続く中でありますが、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでまいる所存であります。今後の市政運営にあたりましては、第二次総合振興計画の後期基本計画を市政運営の羅針盤として、未来益、全体益志向の行政を確立していかなければならないと思っております。

今後とも、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の市政への積極的な御参加と、市政に対する一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明をさせていただきます。

なお、今回、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、補正予算に関する案件9件、条例に関する案件5件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件、契約に関する1件の計26件であります。

議案第1号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて、から、議案第23号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの23

議案につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第1号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ577万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を338億7,066万4千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬から節17備品購入費までの合計577万7千円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に伴い、65歳以上の方へのワクチン接種クーポン発送及びコールセンター設置などに係る委託料などを計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金577万7千円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第2号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9億2,046万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を329億5,020万円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、10ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、13ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の事業の追加と事業費の確定に伴い、期間及び限度額を変更するものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、14ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各記載事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和2年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額、または、不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業、休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。

なお、各目の人件費につきましては、65ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計、各特別会計、公営企業の各会計の補正予算については、別冊、令和2年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止について、であります。

本案は、助成対象要件の申請期限が到来するため、この条例を廃止しようとするものであります。

廃止の理由について御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

この条例は、平成18年1月1日の合併による新指宿市の誕生に伴い、旧山川町の山川町定住促進条例を引き継ぐ形で制定されたもので、市外から本市に転入され、住宅を新築、または購入された方に対し助成金を交付しているものであります。近年のライフスタイルの多様化を踏まえ、そうした社会情勢に対応した、本市への新たな人の流れをつくり、交流人口や関係人口の増加を図る新たな施策の推進にも取り組んでいることや、条例の制定から15年が経過し、助成金の申請期限が令和3年3月31日をもって終了することから、廃止しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の46ページを御覧ください。

議案第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億306万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を331億5,326万7千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、15ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節14工事請負費476万円の補正につきましては、指宿庁舎北側別館講堂等の空調機更新と、調理実習室を感染症対策用消毒液等の保管場所として改修することに伴う工事請負費を計上するものであります。

款5農林水産業費，項3水産業費，目3水産業施設費，節12委託料234万円の補正につきましては、いぶすき山川港特産市場に対し、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、市が休業を要請した期間の休業協力支援金及びコロナ禍における運営維持支援金に係る指定管理料を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節12委託料4,200万円の補正につきましては、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設に対する、コロナ禍における運営維持支援金に係る指定管理料を計上するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節12委託料及び節14工事請負費の合計1億5,362万円の補正につきましては、学校施設環境改善交付金の内示に伴い、今和泉小学校体育館の大規模改造に係る工事請負費等を計上するものであります。

16ページを御覧ください。

同じく、項7保健体育費，目2社会体育施設費，節12委託料34万7千円の補正につきましては、指宿市体育施設に対し、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、市が休業を要請した期間の休業協力支援金に係る指定管理料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金6,861万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款19繰入金5万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債1億3,440万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る市債であります。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第16号，令和3年度指宿市一般会計予算について，から，54ページの議案第23号，令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について，までの8議案につきましては，別冊の令和3年度施政方針と予算の大綱の中で，一般会計及び各特別会計等の歳入歳出の概要をお示しし，また，別冊の令和3年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので，説明は割愛させていただきます。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（西浩孝） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の13ページを御覧ください。

議案第11号、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、第8期介護保険事業計画における介護保険料率の改定に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、14ページを御覧ください。

第4条第1項の改正において、保険料率の期間を第8期介護保険事業計画の令和3年度から令和5年度に改め、同項各号に掲げる第1号被保険者の保険料率についても、併せて、介護給付費等見込額に基づき、算出された保険料率に改めるものであります。

第4条第2項の改正では、第1項第1号第1段階の保険料率について、第1項の規定に関わらず、2万4,400円に減額しようとするものであります。

第4条第3項の改正では、第1項第2号第2段階の保険料率について、第1項の規定に関わらず、4万700円に軽減しようとするものであります。

第4条第4項の改正では、第1項第3号第3段階の保険料率について、第1項の規定に関わらず、5万7千円に軽減しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、であります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が定められたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、16ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容につきましては、地域密着型サービス事業所において、感染症や災害への対応の強化を図るため、事業者への事業継続計画策定や感染症の発生及び蔓延防止対策の実施義務規定の追加、虐待の発生、再発防止対策の実施義務規定の追加、小規模多機能居宅介護事業所の定員基準の見直し、認知症対応型共同生活介護事業所における設備基準の見直し、認知症介護に係る基礎的な研修事項の義務規定の追加などであり、改正後の国の基準に準じて、この条例を改正しようとするものであります。

次は、31ページを御覧ください。

第2条の指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部改正の主な内容につきましては、地域密着型介護予防サービス事業所において、感染症や災害への対応の強化を図るため、事業者への事業継続計画策定や感染症の発生及び蔓延防止対策の実施義務規定の追加、虐待の発生及び再発防止対策の実施義務規定の追加、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の定員基準の見直し、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における設備基準の見直し、認知症介護に係る基礎的な研修事項の義務規定の追加などであり、改正後の国の基準に準じて、この条例を改正しようとするものであります。

次は、38ページを御覧ください。

第3条の指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容につきましては、介護予防支援事業所において、感染症や災害への対応の強化を図るため、事業者への事業継続計画策定や感染症の発生及び蔓延防止対策の実施義務規定の追加、虐待の発生及び再発防止対策の実施義務規定の追加などであり、改正後の国の基準に準じて、この条例を改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の42ページを御覧ください。

議案第13号、指宿市福祉はり、きゅう等施術料助成条例の一部改正について、であります。

本案は、利用者及び利用回数が減少していることから、利用促進を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

利用者の平均利用回数が年間13回となっていることから、健康保持及び保健の向上に寄与するため、利用促進の環境整備として1回当たりの助成額を増額し、新規利用者の拡大と利用回数の増加を図ろうとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、43ページを御覧ください。

第3条の施術の限度について、利用回数を30回以内から18回以内に、第4条の施術料の助成金を800円から900円に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の44ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険法等の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、45ページを御覧ください。

健康保険法、その他、医療保険各法が改正されたことにより、保険医療機関等で療養の給

付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによる資格確認が導入されることから、オンラインによるスムーズな資格確認ができるよう、第6条の2及び第7条第2項の規定を改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** ただいま、議題となっております議案第1号から議案第23号までの23議案に対する質疑等は、2月26日に行います。

#### **△ 議案第24号～議案第26号一括上程**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第26、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第28、議案第26号、開聞庁舎建替工事（建築）請負契約の締結について、までの3議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（豊留悦男）** それでは、御説明申し上げます。

提出議案の55ページをお開きください。

議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります高野重夫氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに、牟田浩一氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、行政職員として長きにわたり、地域住民の福祉向上と地域発展のために努めていただいたところであり、当該委員として適任であると思っているところであります。

次は、提出議案の56ページをお開きください。

議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、開聞地域の委員であった井上修一氏が、令和2年12月31日をもって辞任されたことから、新たに、上村悦子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、開聞町婦人会会長、民生委員、児童委員、鹿児島県男女共同参画地域推進員などを務められ、長年、人権に携わる経験をされており、当該委員として適任であると思っているところであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、提出議案の57ページをお開きください。

議案第26号、開聞庁舎建替工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である開聞庁舎建替工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

なお、本案の詳細につきましては、開聞支所長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（今村将吾）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の57ページを御覧ください。

議案第26号、開聞庁舎建替工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、2月3日に2者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、開聞庁舎建替工事のうち、建築工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は3億4,430万円であります。契約の相手方は、指宿市湊四丁目15番11号、指宿湊・川路特定建設工事共同企業体で、代表者は指宿湊建設株式会社代表取締役、樋園秀吉であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。工事の概要につきましては、鉄骨造、平屋建てに係る建築工事であります。

なお、工期につきましては、令和3年12月10日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分  
再開 午前11時45分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### **△ 議案第24号及び議案第25号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（木原繁昭）** これより、質疑に入ります。

まず、議案第24号及び議案第25号の2議案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第24号及び議案第25号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び議案第25号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第24号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第26号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(木原繁昭)** 次に、議案第26号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第29、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

# 第 1 回 定 例 会

令和 3 年 2 月 26 日

(第 2 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年2月26日 午前10時02分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第18号）について
- 日程第4 議案第3号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第4号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第5号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第6号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第7号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第8号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第9号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第10号 指宿市定住促進条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 指宿市福祉はり、きゅう等施術料助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について
- 日程第17 議案第16号 令和3年度指宿市一般会計予算について
- 日程第18 議案第17号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計予算について

- 日程第19 議案第18号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第19号 令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第20号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第21号 令和3年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第22号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第23号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第25 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
6 番 議 員	山 本 敏 勝	7 番 議 員	齋 藤 佳 代
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	東 伸 行
10 番 議 員	井 元 伸 明	11 番 議 員	西 森 三 義
12 番 議 員	吉 村 重 則	13 番 議 員	前之園 正 和
14 番 議 員	松 下 喜久雄	15 番 議 員	高 橋 三 樹
16 番 議 員	高 田 チヨ子	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	新川床 金 春	19 番 議 員	福 永 徳 郎
21 番 議 員	木 原 繁 昭		

1. 欠席議員

5 番 議 員	前 原 五 男
---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	下 吹 越 寿
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	健 康 福 祉 部 参 与	山 元 成 之
建 設 部 参 与	荻 定 治	総 務 課 長	野 元 伸 浩
財 政 課 長	東 忠 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	川 路 潔	次 長 兼 議 事 係 長	木 下 英 城
主 幹 兼 調 査 管 理 係 長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時02分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 議案第1号～議案第9号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第1号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第10、議案第9号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第9号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第9号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第10号～議案第23号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第11、議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止について、から、日程第24、議案第23号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの14議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第10号から議案第14号及び議案第17号から議案第23号までの12議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第15号及び議案第16号の2議案については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（木原繁昭） 次は、日程第25、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。

広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっておりますが、現在、1人の欠員が生じております。令和2年12月23日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の1人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多

い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(木原繁昭) ただいまの出席議員は19人であります。

候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

○議長(木原繁昭) 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(木原繁昭) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱確認)

○議長(木原繁昭) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

(投票)

○議長(木原繁昭) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(木原繁昭) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に前之園正和議員、松下喜久雄議員、高橋三樹議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(木原繁昭) 選挙結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票19票、無効投票0票であります。

有効投票中、森山良和議員12票、大園たつや議員7票、以上のとおりであります。

△ 散 会

○議長(木原繁昭) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 西 森 三 義

議 員 吉 村 重 則

第 1 回 定 例 会

令和 3 年 3 月 17 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年3月17日 午前10時01分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長  | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長  | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長 | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長 | 鶴 窪 誠 作 |

|          |            |        |             |
|----------|------------|--------|-------------|
| 山川支所長    | 前  菌  佳  生 | 開聞支所長  | 今  村  将  吾  |
| 総務部参与    | 下吹越      寿 | 総務部参与  | 谷  口  澄  子  |
| 健康福祉部参与  | 山  元  成  之 | 市長公室長  | 山  下  浩  二  |
| 総務課長     | 野  元  伸  浩 | 財政課長   | 東      忠  孝 |
| 税務課長     | 坂  元  一  博 | 国保介護課長 | 寺  田  昭  宏  |
| 健康増進課長   | 廣  森  政  宏 | 商工水産課長 | 上  田  和  成  |
| 観光課長     | 上川床      聡 | 農政課長   | 鴨  崎  一  郎  |
| 農産技術課長   | 富  永  敏  尚 | 学校教育課長 | 常  深      章 |
| スポーツ振興課長 | 紺  屋  聖  一 |        |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |             |         |            |
|-----------|-------------|---------|------------|
| 事務局長      | 川  路      潔 | 次長兼議事係長 | 木  下  英  城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平  畑  卓  哉  | 議事係主査   | 古  川  浩  仁 |

## △ 開 議

午前10時01分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は日本共産党の議員の1人として平和と民主主義を愛し、人権を守り、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

コロナ問題について、であります。昨年来、新型コロナが世界中で猛威を振るい、収束の見通しも立っていません。これまで国際社会は天然痘根絶、ポリオワクチンの開発などを米ソが協調して取り組むなど、感染症対策対応で協力してきた歴史があります。今、新型コロナのパンデミックの中で、国際社会の協力と秩序が求められています。トランプ政権の時は自国の思うとおりにならないことをもって、WHOからの脱退を表明。国際協力に大きな混乱をもたらしました。他方、世界第2の経済大国、中国も国際協力という点で大きな問題を抱えています。日本共産党の志位和夫委員長は、中国の初動の遅れは、明らかに人権の欠如という体制の問題点と結び付いたものでしたし、中国指導部がパンデミックの下で、東シナ海、南シナ海などでの覇権主義的行動をやめようとしていないことも、国際協調にとって障害となっています、と指摘しました。こうした問題がある下で、WHO総会は新型コロナウイルスへの対応で、国連を中心とした国際的な協力の強化を呼びかける決議を全会一致で採択し、決議の中でWHOのこれまでの対応について、公平かつ独立した包括的な評価の段階的プロセスを開始することを求めました。コロナ対応は国内で見れば、第一義的に国として、政府としてどのような感染予防策と治療法を確立するか、国民をどう守るかが鋭く問われています。もちろん、各地方自治体の対応と取組はどうかということも問われます。そこで、まず、全体的なことを伺います。コロナ問題では、何が1番の課題と考えるかどうか。市民への影響はどのように表れているか。市としての基本的な対応はどのようなものか。国のG o T oキャンペーンに対してはどのような評価をしているか、以上伺います。

次に、国保問題について。国民健康保険については、被保険者、市民にとって重要な問題

であり、被用者保険に比べても、生活実態から見ても、その負担は大きく厳しいものがあります。特に、コロナ禍の下で、収入が激減した世帯にとっては深刻です。収入減による減免も必要ですが、そもそもの保険税を下げたいという声は大きく広がっています。県の発表によれば、県への納付金は、前年に比べて全体で61億円減っており、指宿市の場合も1人当たり保険税必要額が、20年度比マイナス11.64%となっているようです。歳入歳出において、それぞれ増減の要因があると思います。繰り返しますが、国保税を下げたいという声は切実です。そこで、順次伺いますが、まず、新年度における歳入歳出額の増額要因と減額要因はそれぞれ何か。次に、新年度の税率はどのように想定しているか。次に、市民の生活実態に照らして国保税の引き下げをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。そして、新年度における県内他市の税率、引上げなのか、据え置きなのか、引下げなのか、動向について把握していると思いますので伺います。

次に、人権としての性的マイノリティー問題について、であります。この問題については、2017年6月議会以降、繰り返し問題提起や提案を行ってきました。市長の決断はもとより、担当職員の熱心な取組によって、県下でも先進的な役割を果たしています。トイレ表記や性別記載欄廃止の問題、市職員や一般に向けての研修や講習会の開催、そして、パートナーシップ宣誓制度については、文字どおり、県下で最初の取組として4月1日からスタートします。ここまでの道のりの中で当事者団体の声も十分に反映してきたと思いますが、パブコメの声などにも応えながら、具体的などころでは、制度のスタートまでに決めたいとしている部分もいくつかありました。そこで、パートナー宣誓制度をスタートさせるに当たって、具体的にどのようなことが決まったのか。12月議会でもいくつか問題提起してありますので、それらを含めて伺います。また、パートナー宣誓制度以外のことで、性的マイノリティー問題を人権と捉えての取組などがあれば答弁をお願いします。これについては、教育委員会としてはどうなのか、併せて伺います。

以上で、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、コロナ問題についてでございます。感染防止対策に取り組んでおりますけれども、対策として、経済対策、そして、感染防止対策、この両立は避けて通れない道であろうと思います。本市におきましても、国の示した新しい生活様式に基づいた生活スタイルの周知徹底により、感染対策と経済対策の両立を図りながら、防止対策を進めているところでもございます。

次に、同じくコロナ問題、G o T oキャンペーンでございます。G o T oキャンペーンは御案内のように宿泊業を中心とした地域経済の循環といった面では、コロナ禍においても、本市においては非常に効果があったものと考えているところでございます。

次に、パートナーシップでございます。やはり、本市においては、県下の先駆けとしてこの制度を導入することにいたしました。先日、新しいサッカー場や、多目的グラウンドでの

大会の様子、その中で、このトイレは誰が使うの、という小さい子供の質問も受けました。そのときに、引率している家族が丁寧に説明をしていたその印象というのは、忘れることができません。やはり、私としてはこの制度を導入すると決断したことは良かったなあと心底思っております。担当課として、この制度をよりよい制度にするために、研修を含めて課内で検討を進めながら、頑張ってくれていると感謝もしております。具体的な事業については、担当参与等がお答えをいたします。

以下、いただきました質問等についても、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育現場での児童生徒に対する性的マイノリティー、LGBTQ等を理解する取組についてでございます。各学校では、児童生徒の発達の段階に応じて、性的マイノリティーへの理解を深め、多様性を認め合い、互いに尊重することの大切さを理解する学習を行っております。また、性的マイノリティーへの配慮として、児童生徒の目に触れる名簿の作成に当たっては、男女混合名簿を導入するよう、各学校に指導しております。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 市民への影響でございます。国内では、2度の緊急事態宣言が出されたことなどによりまして、本市におきましても移動の制限や外出自粛など、多方面で大きな影響が出ていると思っております。それから、市としましての基本的対応でございます。市としましては、引き続き市民の皆様への身体的な距離の確保やマスクの着用、手洗いなど、国が示した新しい生活様式の徹底をお願いする広報や、PCR検査助成の継続などを実施してまいりました。また、市民の皆様におかれましても、マスクの着用の徹底など、新しい生活様式を引き続き、継続していただき、感染予防に御協力いただきたいと考えております。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国保問題についてでございます。まず、新年度における歳入歳出額の増額要因と減額要因でございますが、前年度当初予算と比較しまして、予算額に大きな増減が見られる主なものは、歳出では保険給付費が前年比3億6,478万9千円増の51億4,007万5千円、国民健康保険事業費納付金が2億5,685万4千円減の16億7,096万1千円となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税が前年比1億3,382万2千円減の9億3,784万1千円、普通交付金が3億6,967万1千円増で51億838万3千円、法定外繰入金で3,000万円増で1億2,000万円、財政調整基金繰入金で1億4,309万5千円減の1億326万2千円となっております。

次に、国民健康保険税の引下げをすべきではないか、という御質問でございます。令和3年度当初予算では、国民健康保険税及び交付金等では賄えない財源不足を、財政調整基金繰入金で1億326万2千円、法定外繰入金で1億2,000万円を補填しております。以上のことから、現在、本市の国保財政は非常に厳しい状況にあるため、国民健康保険税率の引下げは考えてはございません。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** まず、国民健康保険税の新年度の税率につきましてですが、新年度におきましては、税率を据え置くこととしております。

次に、新年度における県内他市の税率の動向につきましてですが、現段階で把握しているところでは、税率の引上げや資産割を除く3方式への移行をするところなど、5市程度あり、残りの自治体は据置きとなっております。

**○総務部参与（谷口澄子）** パートナーシップ宣誓制度の12月議会後、具体的になったことをご紹介しますけれども、宣誓に必要な書類の中で、本人確認用の顔写真付き証明書がない場合の対応については、健康保険の被保険者証や国民年金手帳など、原則2点以上の提示を求めることで可能とするようにしました。また、死亡した場合の受領証、受領カードの返還について、パートナーが希望した場合には、無効処理を行ったうえで返還することとしたところでございます。また、パブリックコメントでの検討結果について、主なものは、宣誓することによって受けられる行政サービスや相談窓口が一覧で分かるものがほしいとの御意見がございましたので、その意見を取り入れた分かりやすい制度の手引書を作成し、準備を進めているところでございます。また、受領証及び受領カードともに、デザイン性を組み込んでほしいとの御意見には、指宿らしい菜の花をベースにして作成するようにしているところでございます。

公表の件でございますが、制度利用者の取扱い件数やアンケート、また、当事者の感想などの公表につきましては、当事者の御意見も伺いながら、個人が特定されない範囲で、必要があれば公表していく考えでございます。

その他の取組についてでございます。新たな取組については、今後の制度施行に伴い考えていくこととなりますけれども、これまでの取組の充実や継続を図る意味からも、フットボールパークなど、新たな施設に、性的マイノリティー等に配慮した誰でもトイレの表記をするなど取り組んでおります。また、職員を対象にした研修につきましても、制度施行による説明も併せ、全職員を対象に研修を実施する予定としております。市民を対象にした講座については、今後も各種関係団体等と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** コロナの問題では、何が1番の課題と考えるかという点では、感染予防対策と経済対策、2つ挙げられました。当然のことではありますが。国のやっтерることを見ますと、経済対策の名の下に、感染予防対策の視点から見ると疑問符が付くというようなものもあるわけでありまして、この2つが重要ということはですね、片方のために片方が疎かになってはいけないとということを肝に銘じる必要があるのではないかとこのように思うわけです。ですから、市としてもそういう立場で、この2つはそういう関係にあるということを確認したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 市では、市民の皆様に御理解と御協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を進めておりますが、同時に経済を回すことも大切であるとの観点から、感染対策と経済対策の両立を図っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** それから、国がやるべきこと、できることと、自治体でやるべき

こと、すべきことというのは、若干の違いも生じてくるのは承知ですけれども、自肅要請、これは国がやる場合が多いわけですが、自肅要請というのは、十分な補償と一体にやってこそ効果があるのではないのかという気がするんですね。で、罰則では自肅要請も上手くいかないし、そして、感染対策という視点からの綻びにもつながっていくというふうに思うんです。ですから、自肅要請というのは、十分な補償と一体に行うのが原則だというふうには私は思うんですけど、そこはどのようにお考えでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 国が行っております緊急事態宣言によりまして、自肅もやっておりますが、その補償につきましてはいろんな意見があるというふうには思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 今、必要なのは、無症状者への検査戦略だと言われております。PCR検査数を減らせば、見かけ上の感染者数は減ります。無症状者への検査戦略は国の問題であると同時に、検査を受けやすくすることは地方自治体にも無関係ではありません。指宿市として、PCR検査自費診療に対しての助成は、有効策の1つでもあります。もっとできることはないのかという視点が大事ではないでしょうか。

併せて伺いますが、令和2年度に2千件、2,000万円の予算を組んでPCR検査への補助助成を予算化したわけですが、この実績はどれくらいになっているのかですね。それと、令和3年度についてはどのようにされるつもりなのか。そこを伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 令和2年8月の臨時議会でお認めいただきました、PCR検査助成の予算額は2,000万円、実績は3月11日現在で273名、執行額は351万円となっております。なお、令和3年度につきましては、300万円の予算を組んでおります。

**○13番議員（前之園正和）** ちょっとメモし損なったので、3月11日現在、何件って言いましたかね。351万円っていうのは聞こえたんですけど、何件だったのか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 3月11日現在で273件です。

**○13番議員（前之園正和）** 令和3年度は300万というのは、どういったところからでしょうか。やはり、この制度としてはですね、先駆的で大変、蔓延防止対策にも有効だと思うんですが、2千件組んだ段階ではですね、より多くの人に受けてもらって、少しでも早く見つけて対策を取ることだったと思うんですけど、令和3年度が300万というのはちょっと少ないかなというふうに思うんですが、これは申し込みが多くて増えてきたら、当然、必要な補正をとという意味で捉えてよろしいのでしょうか。当初の予算ということでもよろしいのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 300万円組んでおります。仮にたくさん増えたら、補正で対応したいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 令和2年度で言えば、2,000万円は、言葉は妥当かどうか分かりませんが、出費をまあ言えば確保したわけですよ。必要なものとして。そういう点で言えば、そこまで達しなかったわけですが、これは、申し込みがあつて助成をするというだけ

ではなくて、積極的な取組も必要なんじゃないか。例えば、病院や老人施設関係者についてはですね、この制度を使って促進をするというようなことも含めてですね。ですから、病院や老人施設関係者への何らかの働きかけ、あるいは、別枠での助成といったものは考えられないんじゃないでしょうか。

○**健康福祉部参与（山元成之）** 指宿医師会との協議の中で、医療機関等への一般診療への影響や新型コロナウイルス感染症への対応など、総合的に検討した結果、PCR検査助成事業につきましても、現在のところ、1人1回の助成となっております。

○**13番議員（前之園正和）** それでは、コロナウイルスワクチン接種は、3月15日から始まったのかなというふうに思うんですが、医療関係者、高齢者、それから一般と、段階を踏んで予定を組むと。また、ワクチンがいつどのくらい来るかも分からないので、大変予定を組むのにも苦労されているというふうに思うんですけど、今のワクチン接種についての指宿市でのですね、基本的な方針、方向についてちょっと説明をお願いします。

○**健康福祉部参与（山元成之）** 現時点でのスケジュールでございますが、市内の医療従事者等につきましても、3月15日に接種が始まりました。次に、65歳以上の高齢者への優先接種を予定しておりますが、国からのワクチンの供給予定が見通せないことなどから、指宿医師会との協議によりまして、まずは、クラスター発生のリスクが高い介護老人福祉施設等の入所者を優先することになりました。そして、その次に、75歳以上の高齢者、その後、65歳から74歳の高齢者の順で接種予約を受け付けます。その後は、64歳以下の基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者を優先的に予約を受け付け、それ以外の方々の接種予約に続くスケジュール案となっております。

○**13番議員（前之園正和）** 発表されている資料を見ますと、医療機関での個別接種ということになっているようですが、自宅介護などで医療機関に行けない人についての配慮はどのようになっていますでしょうか。

○**健康福祉部参与（山元成之）** 在宅で治療をされている方につきましては、主治医の先生が訪問して接種をするという考えを持っているようでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 分かりました。それから、指宿市だけのことではありませんけど、住民票の地と実際の居所が違う場合がありますね。例えば、学校を卒業して他自治体に就職しているが、住民票は残したままというようなことがある。現実にそういう場合があります。こういった場合に、接種地はどのようになるのかですね、その点はどうでしょうか。

○**健康福祉部参与（山元成之）** ワクチン接種につきましては、原則的には住民票のある市町村で接種をするとなっておりますが、現住所が違う場合でもできるようになっておりますので、その場その場でまた、そのケースバイケースもありますので、最寄りの市町村にお問い合わせいただければというふうに思います。

○**13番議員（前之園正和）** 最寄りの市町村というのは、例えば、住所地でしょうか。それと

も、居所、どちらでもということなんですか。

○**健康福祉部参与（山元成之）** 基本的には今いる、住んでいらっしゃる市町村の方にお問い合わせいただければと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** ということは、今住んでいる所の自治体に問い合わせをすれば、手続きはあるでしょうけど、実際住んでいる所でできるということによろしいわけですか。

○**健康福祉部参与（山元成之）** 例外としては、現在今、住んでいらっしゃる所でも打てるというようになっておりますので、それにつきましては、その今住んでいらっしゃる市町村の方でお問い合わせいただきたいと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 国保の問題に行きます。まず、その前にですね、モデルケースでも言いましょうか。例えば、4人家族で所得が200万円だとかあるいは、300万円の場合に、指宿市の場合、国保税額は幾らになるのか、数値があれば示していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 令和2年度における一般的なモデルケースとしてお答えさせていただきます。4人家族で、うち、40歳以上の介護保険の第2号被保険者が2人いる世帯について申し上げますと、所得額が200万円の場合、給与収入に換算して約312万円になりますが、この場合で国保税の年税額は35万1,900円になります。また、所得300万円の場合、給与収入に換算して約443万円になりますが、この場合で国保税の年税額は51万3千円になるところです。

○**13番議員（前之園正和）** 200万円、収入で312万円の場合で35万1,900円ということですが、生活の実態から見てもですね、被用者保険と比べても重い負担になっていると思えますが、このことについて市長はどのように認識しますでしょうか。被用者保険と比べてもですね、生活実態から比べても、ちょっと高いということについてですね、市長はどのようにお考えでしょうか。認識していますでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 国保税の問題につきましては、これまでも議員の皆さんから一般質問等で様々な観点から回答を求められました。やはり、国保税というのは、可能な限り低くなれば有り難いということで、市としても医療費削減に向けた事業を進めております。医療費が上がるから国保税も上げなければならないというのは、これは当然でありますけれども、上げなくても良いような体制をつくるというのは、市の基本的な方向性でもあります。そういう意味から、この国保税の高い低い、つまり、税率の問題とは別に、医療費を下げ、国保税を下げる努力というのをするのが、市の役割だろうと思っておりますので、今後、この税率の高い低いという観点とは別に、新たな医療費削減の事業というのをすべきだと、私は思っているところでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 可能な限り低くありたいということは述べられましたが、先ほどの答弁でも納付金が2億5,685万4千円減になるということやらありましたけれども、納付金

が減ったということは、いわゆる、プラス要因と言いましょかね。市の財政としてはプラス要因になるわけですけども、こういうときこそ引下げの一要因が発生したというふうに思うんですね。しかしながら、他自治体を見ますと、3方式への移行を含めて5自治体が上げているという中であって、指宿市が据置きということは、それなりの努力はあったのかなという点はですね、認めるわけであります。その意味ですけども、今後とも無理のない国保税、納められる国保税、できればこれ以上国保税を上げないというようなことはですね、基本的立場として、そういった内容だったかと思うんですけど、姿勢としてはそういう立場だということを改めて表明していただければありがたいんですが。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国民健康保険特別会計は、本来であれば国民健康保険税及び交付金等で賄うべきものであると考えております。したがって、今後も、そういう観点で適正な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 税収が減るということは、被保険者数の世帯数や人数が減る、もしくは被保険者の所得が減る、あるいは、その両方ということになるかと思うんですが、コロナによる減免制度もあったわけですけども、コロナによる減免の数というのはどれくらいになっているのか、お伺いします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** コロナによる減免につきまして、令和3年2月末現在の状況としましては、令和2年度分の申請が106件ございまして、減免額として2,031万9,900円となっております。また、令和元年度分については、申請数が99件、減免額が218万5,700円となっております。

**○13番議員（前之園正和）** いつの時点かということによっても少々変わりますが、私が持っている資料では、指宿市、これは令和3年1月31日時点となっておりますが、国保世帯が7,643のうち、保険税の減免が198となっております、2.59%。このパーセントだけを見ますと、鹿児島県内でも減免した世帯数が、屋久島町がこの資料では4.96%となっております、5番目くらいに位置しております。ですから、コロナによる減免申請が、我々としてはほかの自治体よりちょっと多かったかなというふうに思うんですが、これはどういったところなんだろうかね。被害を受けた世帯が多かったと、結果的にはそういうことなんだろうけど、制度の周知等にもですね、関わるんじゃないかと思うんですよ。周知がなされておれば、該当するのかなとって申請をするとかですね。制度を知らなければそういう実態にありながら申請しないとかあると思うんですけど、それは、減免率というのが県内でも上位にあるというのは、どのように判断・認識してますでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 指宿市の産業構造上、やはり、観光業ですとか飲食業、また、それに関連する産業、そういったものがやはり、多かったことが原因と考えております。それと、広報の問題につきましてですが、本市では、令和2年の3月より各種税目につきまして、12月末までに26回程度の周知、防災無線での周知とか、納付書へのチラシの封入とかいう形

で対応してきたことによるものではないかと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 制度周知というのは非常に重要だというふうに思うんですが、これについては、今後も含めてですね、十分な制度の周知、また、コロナについては、よく、ほかのものもそうですけれども、制度が追加されたり、変わったり、いろいろありますので、逐一その可視化を含めてですね、分かりやすく周知する必要があると思うんですけど、それについてはそういうことでよろしいでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 今、議員の方からもございましたように、国は次々と対策というように形で市町村へ対応を求めてきている状況でございますので、そういったものの情報を正確に把握するとともに、随時、市民の皆さんへ周知してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** それから、保険の方について、資格者証についてですが、現在、資格者証の発行は何世帯分か、お答えできたら伺いますし、手元になればそれについてはよろしいです。そもそも、所得が少なく国保税を払いたくても払えない人が資格者証になっていると思うわけです。資格者証になれば、窓口で一旦、10割を支払わなければなりません。病気になっても病院に行けず、大病化する原因にもなります。コロナ禍の下で、ますます大変な状態だと思います。コロナ禍での大変さに鑑み、少なくとも短期保険証を渡すべきではないかというふうに思うんですが、この件についてはどうでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** まず、資格者証の件数でございますが、令和3年2月末で31世帯、37名の方に資格者証を交付しております。国民健康保険は皆様方に国民健康保険税の納付をしていただいて保険料を賄うという制度でもございますので、加入者、皆様方に保険料を支払っていただくという考えの下で、特別会計を運営をしているところでございます。納付につきましては、市民の皆様方に御理解をいただきたいというふうに考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 資格者証は31世帯、37名ということでしたが、税の公平性とかそういうことからということでしたが、それは通常の場合、コロナが発生しない前でのですね、説明がそうだったと思うんですね。ですから、とにかく、資格者証だと1回窓口で10割払わなきゃいけないと。そもそもを考えれば、大変、その支払いに苦慮している人たちがそこに該当するということなどを考えればですね、通常の場合でも資格者証ではなくて、せめて短期保険証を渡すべきではないかと私は思うんですけど、この殊、コロナ禍の中ではですね、ますますの大きさが大きいのではないかとということに鑑みて、このコロナ禍の下ではですね、資格者証の31世帯、37人については、コロナ禍ということを配慮してですね、短期保険証を渡すべきではないかということを言っているわけで、通常の説明の範囲ではですね、これに対する答弁にはならないのかなというふうに思います。

**○健康福祉部長（西浩孝）** コロナの疑いで医療機関を受診されるという場合は、資格者証であっても3割負担で取扱うことになっております。そういう意味では、本証と変わらない取扱いというふうに医療機関でお願いをしているところでございます。

○13番議員（前之園正和） コロナに対しての、私はコロナ禍の下で一般病気も含めてですね、持病、コロナ禍の下でPCR検査を受けるんだったら、もちろん助成はあるよということで今言われたと思うんですけど。コロナ禍の中で、コロナに関する病気ではなくて持病、糖尿だとか何だとか、その他の病気も持ってる人がいるわけですので、そういった中で、コロナ禍の中で生活が大変な中での対応として伺っているわけです。ですから、コロナに対しては資格者証がなくてもどうのという話ではないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 資格者証の方であれば、これまでどおり税務課で納税相談をしていただきまして、納税相談等で取り決めた納付方法というものを履行していただき、短期保険証を発行をするという、これまで同様のお願いをさせていただきたいというふうに思いますが。コロナ禍で大変な思いをされているというのは、重々承知ではございますが、国民健康保険の会計も現在、非常にひっ迫した状況でございますので、市民の方々の御理解・御協力を賜りたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 次にいきます。12月以降はですね、詳しく人権としての性的マイノリティーの話ですけど、相当、やっぱり、当事者等にですね、寄り添う形での検討がなされているのかなというふうに印象を持ちます。そこで、いくつか伺いたいと思うんですが、原則、希望日7日前までに予約をし、市職員の前で行うと。希望があれば個室を用意する、対応するとなっていました。ところがどうなったのか。希望があればではなくてですね、原則個室というふうにやっぱり、すべきではないかと、そうしないと宣誓の場が望まないアウトティングの場になりかねないということを考えればですね、原則個室というふうにすべきではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） 予約をしていただいた段階で、中には皆さんの前で公表したいという方もいらっしゃるということもありますので、それは事前のお気持ちを聴いたうえで準備をさせていただくという対応を取らせていただいております。

○13番議員（前之園正和） そうですね。私も気が付きませんでした。それから、いろんな人が今、みんなの前でという人もいるでしょうし、望まぬアウトティングは避けたいという人もいらっしゃるということだと思ってしまうんですけど、事前に予約を取ってということですので、例えば結婚志望の場合には、深夜といえども受け付けるということになるわけですけど、予約をするわけですので、希望があれば夜間や休日も含めた対応というのもですね、併せて必要ではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部参与（谷口澄子） そこも含めて事前に御相談をいただいたうえで、できる限り対応したいと考えております。

○13番議員（前之園正和） そうですね。よく配慮された対応だというふうに思います。それから、顔写真付きの書類の件については、写真がない場合には2通をもって可とするという

ことですので、これはもうベストだというふうに思います。それから、顔写真付きの場合でもですね、いろんなケースが考えられると思うんですけど、トランスの場合などでは写真と本人との間に見かけ上の違いがある場合も想定されなくはないというふうに思うんですよ。そのようなときはどうなりますかね。

○**総務部参与（谷口澄子）** 原則、2点以上の証明を求めますけれども、その時その時の対応で考えていきたいと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 本制度がスタートすることで、市営住宅への入居は、ほかの条件もあるかもしれませんが、それを満たせば市営住宅の入居も同性パートナー、あるいは事実婚についても可能ということによろしいわけですね。

○**建設部長（山崎一磨）** 導入を予定しております、指宿市パートナーシップ宣誓制度に基づいて、市が発行する受領証等によりまして、婚姻関係と同等の条件を満たしていると証明されることから、親族と同じ扱いとなり入居可能となると考えております。ただ、他の入居者、入居希望者と同様の審査が必要となってくることとなります。

○**13番議員（前之園正和）** 理解しました。それでは、通常の場合でも入居の継承というのがありますよね。同居していた人の誰かが亡くなった、不幸にして亡くなった場合などの継承の問題です。この入居の継承についても、当然必要な手続きはあると思うんですけど、これもほかの必要な手続きがあったとしても、片方が亡くなったというような場合はですね、引き続き入居の継承ができるということによろしいわけですね。

○**建設部長（山崎一磨）** 入居の継承につきましても、同様の取扱いとなるというふうに考えております。

○**13番議員（前之園正和）** それから、死亡した場合の返還の問題です。戸籍上の結婚をして死別した場合には、結婚の事実が取り消されることはありません。死亡ということに戸籍上なるわけです。宣誓を行った人の一方が死亡した場合に、希望すれば無効処理をして返還をするというのが答弁であったというふうに思うんですよ。無効処理をして、返還ということになれば、幅が狭くなるのではないかと。いわゆる、形見ではありませんけれども、こういう関係があったということに過ぎないという気がするんですよ。それを配慮しようとした気持ちは分かるんですけど。ですから、無効処理をして返還ではなくて、死亡したことを付記して返還すれば、効力を無効になる部分もあれば、配慮してもらえる部分もあるのではないかと。無効処理にすると、全てがもうこの制度の恩恵を受けないということになりますよね。ですから、死亡したとしてもそういう関係があったという事実で、事実上の無効になる部分、それから、それでも、民間などはそうですけど、配慮してもらえる部分、まだ少しばかりのですね、効果が引き継がれることになるんじゃないかと、ここは一考を要するんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。検討に値するのではないかと思うんですが。

○**総務部参与（谷口澄子）** 宣誓書の写しは御本人たちは持っていらっしゃると思いますので、宣誓し

たという証明は持っていることとなります。この無効処理については、また、いろんな意見がございましたら、また、そこも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○13番議員（前之園正和）** 確か、宣誓をすると宣誓証明書とそれを簡略化したカードみたいなものと、両方ありますよね。そのカードというかそちらの方を無効処理して返還するという事で、もともとの宣誓書は残るということをおっしゃってると思うんですけど。その効力としては宣誓書を見せてもいいし、簡略化したそのカードを見せても協力を願えるところは願えるということからすれば、まあカードは無効になっているけども、宣誓書は残ってるから、それを提示してもらえれば、協力いただけるところはいただけるかなというふうに理解してよろしいのでしょうか、死亡後もですね。

**○総務部参与（谷口澄子）** 受領証と受領カードは無効処理をしたいと現在のところは考えておりまして、宣誓書は宣誓した時点で写しを御本人にお返しするという形になっております。

**○13番議員（前之園正和）** この件については、当事者等からもまた声があるかもしれないし、その時には当事者に寄り添ってですね、検討をお願いしたいというふうに思います。それから、市長の決断もあってですね、県下で一番早い制度ということになるわけですが、令和3年度中には鹿児島市も同様の制度を導入すると発表されております。そこで、伺いますが、それぞれの宣誓が双方の自治体で有効性を持つような連携、若しくは、協定というものについては、是非やったらどうかと思うんですけど、市長のお考えを伺います。

**○市長（豊留悦男）** やはり、この制度は、より良い制度にするためには、自治体の連携、情報交換というのは大切であろうと思います。基礎自治体だけではなくて、県との連携も必要であろうとされているところでございます。先日、新聞にありましたように、今回の高校入学、その中でも男女の欄を削除したとか、それなりに県を含めてこの性的マイノリティー、いわゆる、LGBTQ等の対応については、国・県・市、そして相互の市の連携を通してより良い制度につくり上げていきたいと、最初、私が答弁したとおりであります。今後もより良い制度にするために、検討を加えたいというのが、この制度の私の思いでもございます。

**○13番議員（前之園正和）** 市長の言われたことは、県への働きかけも当然必要だという内容だと思うんですけど、県として宣誓制度をつくることと各基礎自治体でつくることとは、若干違うかもしれませんが、大きな取組をして基礎自治体での取組を促進するという意味では、県が同様の制度をですね、取ることは大変大事だと思うんですけど、そこについては今後とも、やっぱり、そういう充実をする立場で働きかけていくということによろしいわけですかね。

**○市長（豊留悦男）** 制度というのは、やはり、一面では教育に依頼する、教育の在り方も大きな影響があるかと思えます。先ほど、教育長が答弁いたしましたように、各段階での教育の在り方、そして、その教育の在り方の根本を決めるのは、やはり、小・中・高、県を参考

にしながら、県の教育委員会等との連携を図りながら、指宿市もその意を受けて、この制度というのは確立し、この制度が、指宿市は、やはり、この制度は進んだ制度として取り入れてるという、そういうようなイメージを持たれるような、小・中・高を含めて高齢者まで、全てのライフステージにおいて、この制度の研修を含めた啓発、それを進めていかなければならないと思っております。

**○総務部参与（谷口澄子）** 本市といたしましては、自治体間連携をすることで申請手続きが簡略されるなど、制度を利用する方の負担軽減につながることから、鹿児島市を含む他自治体との連携を進めていきたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 当面、方針が明らかになっているのは鹿児島市ですけど、連携を進めていきたいということは、具体的に言えば、鹿児島に対して連携、あるいは、協定の申し出をするということによろしいわけでしょうか、そこはどうなりますか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 鹿児島市におきましては、現在、パブリックコメントが終わりまして、まとめているところでございますけれども、担当としては協議を進めていきたいということで、今、話を進めております。

**○13番議員（前之園正和）** 鹿児島市がそういう意向だということは、議会での答弁等も含めてですね、やっているようですので、是非、進めていただきたいというふうに思います。また、鹿児島市と指宿市の1番の大きな違いは、事実婚をどうするかというところですね、違っているわけで、そこは、指宿市の方は事実婚も含めるということになっております。そこについてはですね、鹿児島市はどのような理由か分かりませんが、お互いが独立してあるわけですので、それぞれの考えはあるかもしれませんが、やっぱり、共通する問題としてですね、指宿市はどういうことで事実婚も含めたのかということも、積極的な役割を果たしていただけたらと思います。それからですね、パートナーシップ制度の自治体導入状況ですが。その前に、教育長にちょっと伺います。先ほど、答弁で男女混合名簿の導入も考えているといったようなことがありました。これはもうずっと昔からそういう願いというのはあったんですけど、今、LGBT含めてですね、そういう性に対する、性別の性ですけど、に対する考え方が醸成されてる中で、この必要性も言われてきていると思うんですけど、男女混合名簿の導入というのは、いつからというふうに具体的な方針があるんでしょうか、そこを伺います。

**○教育長（吉元鈴代）** 男女混合名簿につきましては、令和2年度の校長会・教頭会の管理職研修会で指導をしたところでございますけれども、令和3年度、1校の学校が移行期間とするのを含めまして、令和3年度、小学校・中学校・高校、全ての学校が男女混合の名簿を導入する予定でございます。

**○13番議員（前之園正和）** 令和3年度から小・中・高、指宿市立の全てで、男女混合名簿ということによろしいわけですか。

○**教育長（吉元鈴代）** そのとおりでございます。1校は移行期間として導入するという事です。

○**13番議員（前之園正和）** 移行期間というのは具体的にどういった意味合いでしょうか。

○**教育長（吉元鈴代）** いろんな形で名簿を作成するに当たって、体育の授業とかいろんな並び方の方法がありますので、1年間精査して研修して、それから、来年度かその次の年から導入するという形で聞いております。

○**13番議員（前之園正和）** パートナーシップ制度の自治体導入状況ですが、最新の状況では、私が手に入れたのでは、2021年の3月16日ですから、昨日ですね。昨日付けで現在、79自治体で実施され、全国総人口に対する3分の1以上の人口をカバーするとのこと。鹿児島県では指宿市が1番目で、鹿児島市が年度内に続くようです。今後とも性的マイノリティー問題をはじめ、人権の問題で先進的役割を果たすよう求めたいと思いますが、最後に、この性的マイノリティーを中心にしながら、人権に対する市長の基本的な考えを答弁いただけたらと思います。

○**市長（豊留悦男）** 議員から質問のあったこの点については、制度導入に当たっては、この制度がほかの自治体にも良い影響を与えるように、そして、いろいろな自治体と連携をしながら、この制度というのは、指宿市が取り組んだ1つの先導的な役割を果たせるような制度となるように、これから検討しながらより良いものをつくっていききたいと、そう思っております。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○**11番議員（西森三義）** おはようございます。11番、西森です。前回質問した、道の駅いぶすき彩花菜館の展望台から指宿商業高校までのツタや竹林等の除去作業については、寒い中において関係部署の職員で作業している姿を見かけ、感謝いたします。景勝松もすっきりなったようで、御苦労様でした。今後とも、定期的に除去作業していただくものと期待いたします。

それでは、これから、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策について、であります。高収益作物次期作支援交付金については、令和2年12月の定例会において、国からの指示に基づき、前向きな答弁をいただきましたが、その中で12月4日時点での申込者数は194名で、申込金額約3億4,000万円との答弁でした。そこで、高収益作物次期作支援交付金への最終申込者数と申込金額はどうなったのか、お伺いいたします。

2月20日付けの南日本新聞にも令和3年度の施政方針の中にも掲載されていた、山川バイナリー発電所の余剰熱活用のことは、2、3年前から説明を受けていたものの、何ら進展の報告はなされなかったが、やっと活用に向けての一步になる事業者の公募は、いつ頃実施する計画なのか、お伺いいたします。

今年も多くのヒヨドリが飛来して、キャベツ、スナップ、ブロッコリー等、作物に甚大な被害が発生しているが、猟銃で駆除している姿を見る機会が少なくなったようだし、さらに、近年、猟犬を連れて駆除するグループを見かけなくなったが、過去5年間の猟友会員数はどうなっているか、お伺いいたします。

以前は、農業用機械作業について、ほとんど男性が機械操作されていましたが、今、機械の操作も簡単になったことから、女性も草払い作業やキャベツの植え付け作業、さらに、トラクターでの作業もされる時代になってきております。機械操作が簡単になってきたことは、誰にでも操作ができて喜ばしいことと理解いたしますが、事故はいつ起こるかは分かりません。3月10日にも和泊町において、女性がトラクターにひかれ死亡されたと掲載されておりましたので、農業機械で事故を発生させない取組として、関係機関と連携し事故防止策の講習会を実施できないか、お伺いいたします。

2つ目は、コロナウイルス感染症のワクチン接種対策について、であります。市民も関心を持っているワクチン接種については、連日のようにワクチン接種に関する記事が掲載されているものの、接種日程が不透明の中においても、3月12日に接種体制見込みのスケジュール報告を受けましたが、現時点でのワクチン接種のスケジュールはどうなっているか、お伺いいたします。

現在、国が承認しているファイザー社のワクチンは、冷凍庫で保存が必要とのことですが、冷凍庫は何台配置されるのか、お伺いいたします。

市内には、1人で生活している高齢者が多くいる中で、自家用車を持っていない高齢者の対応はどうされるのか、お伺いいたします。

3つ目は、観光誘致策について、であります。今、市内のホテルにおいては、宿泊客よりも従業員が多い状況とのこと、経営者にとっては大変だろうと推察いたしますが、市の担当部署としては、この自粛期間において、観光客を呼び込むにはどうすべきか、いろいろな知恵を出されていると思われまます。そこで、前回の定例会での同僚議員への答弁で、体験メニューを融合させた周遊コースの構築を検討したいとのことであったが、どうなっているか、お伺いいたします。

電動自転車を今和泉駅前に設置できないかということについては、例えば、家族連れで旅行に来られた時、篤姫ゆかりの地を散策してもらい、四季折々の花が咲く青隆寺を見学し、これから整備される池田湖から開聞山麓ふれあい公園を回り、長崎鼻で自然を満喫して、そして、疲れた体をヘルシーランドの露天風呂で癒してもらおうことで、先ほど質問しました周

遊コースにもなると考えられるが、今和泉駅前にモーター付きの自転車を設置できないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、農業振興策についてでございます。その中で、山川バイナリー発電所の余剰熱を利用した事業者の公募についてでございます。本市の基幹産業であります農業振興等に取り組んでいただける事業提案の公募を計画をしております。その公募の審査に係る経費として、今回、当初予算に約10万7千円を計上してございます。公募につきましては、予算が承認されましたら、できるだけ早い段階で開始したいと考えているところでございます。

次に、同じく高収益次期作支援交付金の最終申込者、申込金額等につきましては、農政部の方で詳しく把握しておりますので、部長に答弁をいたさせます。

次に、観光誘致策についてでございます。体験メニューを融合させた周遊コースの検討等、やはり、これは本市の観光にとっては極めて大切な事業でありますので、産業振興部観光課において、現在、計画をしております。池田湖売店前に新たな観光施設の建設も進めており、令和4年7月の一部供用開始を目指しておりますが、現在、当該施設も含めて、池田湖周遊の史跡や自然等々の体験メニューを融合させた周遊コースの構築を検討しているところでございます。このコース等の構築にあたっては、観光協会や指宿大好き体験を実施している指宿大好き体験協議会などとも協議しながら、観光客が楽しめる魅力あるメニューづくりに努めているところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 国の高収益作物次期作支援交付金への申請状況についてでございますが、実績報告書の提出期限、2月26日までに提出された最終の申込者数と申込金額は、JAいぶすきと市農業再生協議会を合わせまして210人、約2億7,111万円となっております。12月議会で答弁した数からは16人増の約7,060万円の減となっております。

次に、過去5年間の猟友会員数についてですが、猟友会員のうち、市の鳥獣被害防止対策協議会が有害鳥獣捕獲を依頼する捕獲隊員の数で申し上げますと、平成28年度が63人、平成29年度が69人、平成30年度が62人、令和元年度が59人、令和2年度が62人と、年により若干の増減があるものの、ここ5年間においては、おおむね60人前後で推移しているところであります。

次に、農業機械で事故を発生させない取組として、関係機関と連携し、事故防止策の講習会等を実施できないかとの御質問であります。農作業事故防止の啓発活動は、農業者が集まる様々な機会を捉えて、事故防止策の勧めやチラシの配布を行っているほか、指宿市農業機械士会により、毎年、トラクターによる農作業安全啓発パレードが実施されております。今後の更なる農業振興のためには、農業者一人ひとりが作業に安全に従事できる環境を維持していく必要がありますので、農作業安全対策に特化した形で講習会を実施できるよう、関係

機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチン接種のスケジュールでございます。新型コロナウイルス感染症収束の切り札として期待されるワクチン接種につきましては、現時点でのスケジュールでございますが、まずは、市内の医療従事者などにつきまして、県が主体となり、3月15日に接種が始まりました。次に、65歳以上の高齢者への優先接種を予定しておりますが、国からのワクチンの供給予定が見通せないことなどから、指宿医師会との協議により、まずはクラスター発生のリスクが高い、介護老人福祉施設などの入所者を優先することになりました。そして、その次に75歳以上の高齢者、その後、65歳から74歳の高齢者の順に接種予約を受け付けます。その後は、64歳以下の基礎疾患のある方や高齢者施設などの従事者を優先的に予約を受け付け、それ以外の方々の接種予約に続くスケジュール案となっております。

続きまして、冷凍庫の台数につきましてでございます。現在、国が手配しているファイザー社のワクチンは、マイナス75℃の超低温冷凍庫で保管する必要があります。本市におきましては、2月10日に指宿保健センターに1台配置されました。今後、4月と5月に1台ずつ、合計3台配置される予定でございます。

続きまして、自動車を持っていない高齢者の対応でございます。今回のワクチン接種は強制ではなく、自己判断による任意の接種でございます。そのようなことから、日常生活や病院受診と同様、家族や友人、近隣の方々での乗り合わせのほか、イッシーバスや路線バス、タクシー、JRなどの公共交通機関も利用していただきたいと考えております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 電動自転車を薩摩今和泉駅に設置できないかとのことでございますが、この事業は自転車の貸出の受付や返却の確認、自転車や自転車置き場の管理、さらにはバッテリーの充電具合の確認などに人手が必要になることから、現在は対応できる方が常駐している施設のみに設置させていただいているところでございます。そのようなことから、薩摩今和泉駅への設置は現状では難しいと思っておりますが、どのような方法が考えられるか、事業を担っている観光協会とも相談してまいりたいと思います。

**○11番議員（西森三義）** これから2回目以降の質問に入りますが、まず、高収益作物次期作支援交付金についての答弁で、前回聞いた申込者数と申込金額について増減が報告されましたが、その理由は何だったのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** まず、申込者数の増につきましては、運用の見直しによって減収とならず辞退をした方が、追加措置によって再度申込みをしたことによるものであります。また、申請額の減につきましては、12月議会で報告した金額に減収とならなかったことによる交付金の対象外分が含まれていたことや、要件である貸借農地の利用権設定が結ばなかったこと、また、堆肥の投入状況の写真など、取組を証明する書類の不備、次期作の作付面積の減少などによるものでございます。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長から増減なり、あるいは、金額の減少について答弁があり

ましたけど、2月の26日までに提出する書類に、そういう取り組んでいる写真や報告書の未提出者が多かったと、そういうことなんですか、どうなんですか。

○農政部長（田之上辰浩） 2月26日の提出期限までに辞退を申し出た方は、市全体で3人おりました。

○11番議員（西森三義） 3人の辞退で金額は相当数、先ほど、部長の答弁では7,060万円の申込みの金額が減とあったんですが、これ、申込数は増えて7,060万円の減、これはどういうことでこういうふうになったのか、そこ辺りについてはどうなんですか、把握をされておりますか。

○農政部長（田之上辰浩） 申請額の減につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、12月議会で報告した額とかなりの差があるところです。12月議会の段階では交付金の対象外分というものが含まれていたり、その後、利用権の設定が結ばなかったり、あるいは、堆肥の投入状況の写真などの取組証明の書類の不備、次期作の作付面積の減少など、このような理由から大幅な減少になっているところでございます。

○11番議員（西森三義） 交付金事業のこの次期作の交付金に該当しない、そういう対象外の申請もあったと。あるいは、その利用権設定を結ぶことが条件となっていたんですが、それをされてなかったと、そういうことで理解してよろしいんですか。

○農政部長（田之上辰浩） そのような理解でよろしいかと思えます。

○11番議員（西森三義） 先ほどもありましたが、報告書類を提出しなかった理由も担当部署としては把握されているようですし、申請しなかった人はそれなりの必要の書類等も出さなかった、あるいは利用権設定もしなかったと、そういうことから7,060万円ほどの申込金額が減になったということで理解いたします。今回の高収益作物次期作支援交付金に最終的に該当された農家には、こういう形で、この支援交付金は面積拡大が条件となっていたために、キャベツ等を、作付面積が増大し、出荷物が潤沢となったために、単価が安いと、そういうことで、農家は本当に苦しい経営となっていますが、この支援金はいつ頃振り込まれるのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 現在のところ、国から明確なスケジュールは示されていないところですが、予定としましては、国から実施主体へ3月中旬頃に振り込まれ、申請者に対しては3月下旬には振込みを完了するよう取り組んでいるところでございます。

○11番議員（西森三義） 今、部長の答弁では3月中旬と言えどもう中旬ですよ。ということは、もう国からその2億7,000万円程度は振り込まれてきたんですか、どうなんですか。

○農政課長（鴨崎一郎） 実を申し上げますと実施主体の方には、一昨日前に振り込まれておまして、あと、この申請者の方々への振込みの手続きということで、JAと今、すり合わせをしております。データ渡しを含めて、おそらく、3月の下旬の方で払込みができるということで、今、段取りを進めているところです。

○11番議員（西森三義） 何とかですね、行政、あるいは、JAとすり合わせをしながら、先ほど部長が答弁されました3月下旬までにはですね、申請のあった農家に振り込まれるということで、ちょうど安堵しましたが、是非、早急にそこ辺りは振り込んでいただきたい。農家は非常に苦しいということを知っていますので、そこ辺りについての対応はよろしくお願いいたします。

発電所の余剰熱を活用して農業・漁業の6次産業化を進めるためにも、本当に必要であるというふうに思っているんですが、どういった施設を望んでいるのか、私は3月9日にJAいぶすき組合長の考えを聴くことができました。JAいぶすきとしては、余剰熱を活用して作物を栽培することには大賛成であると、だから、そういうことで、いろんな作物を作付けする、そういう施設は大賛成なんです、ということですが、市としてはどのような施設を考えているのか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 本事業を検討するために、事前にサウンディング型市場調査を実施いたしました。その結果、民間企業4社から提案があり、うち、3社の提案が農作物の栽培や加工といった、本市の農業振興に関するアイデアでございました。市としましては、この調査結果も踏まえ、6次産業化も含め、本市の一層の農業振興につながっていくような事業提案を公募していきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 今、参与の方から答弁いただきましたが、民間の4社からそういう提案がされていると、その中で、JAいぶすき辺りとの連携は取れていないんですか、どうなんですか。

○総務部参与（下吹越寿） 民間からの斬新なアイデアもいただきましたので、それを基本に考えていきたいと思っております。JAを含めて関係機関の意見もいただきながら、今後、進めたいと、そういう視点も大事であろうと思っております。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、先ほどの答弁でも市長もありました、農業はやっばり、基幹産業なんです。農業・漁業、そういうところは基幹産業であるという認識を持ってですね、せっかくこの余剰熱を活用できるんだということであれば、そこ辺りについては関係機関と十分な連携を取っていただいて、そして、指宿のその人たちにとってですね、単価が高くなる、そういうふうなことができるような取組をですね、是非やっていただきたいとそういうふうに思っております。

それからですね、先ほど、猟友会員の会員数については、毎年60人前後で推移しているという答弁をいただきました。その60人程度で推移しているというんですが、その会員数の平均年齢は把握はされていますか、お尋ねいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 令和2年度の捕獲隊員の平均年齢は64歳で、ここ5年ほどは、ほぼ現状維持で推移しているところであります。

○11番議員（西森三義） 64歳と言えば、バリバリにまだ活躍ができるなというふうに思っ

おります。今回の有害鳥獣の捕獲について、いろいろ調査する中において、鳥獣の捕獲単価を下げられるようなことを聞きました。鳥獣の捕獲単価を下げられたら、やる気がなくなると言われましたが、単価を下げるというそういう事実があるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 捕獲単価に対して、低い額を交付しているのではないかという御指摘でございますが、過去においては予算額との兼ね合いから、当初の予定額を調整して交付されたことがあるようでございます。当初の捕獲予定数よりも多く獲れた場合に、それを予算額で割って単価を下げたというような状況が見られたところではあります。

**○11番議員（西森三義）** 以前には、その多く捕獲したからその予算内で調整した経緯があるということですが、現在はそういうことは無いんですよね、そこ辺りについてはどうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 令和元年度から一部、交付額の補正を行うなどして調整を行って、追加補正を行って、交付額が下がらないような措置をしているところです。本年度分につきましては、まず、市の負担分と県の補助金とかあるんですけども、市の負担分について申し上げますと、例えば、イノシシの捕獲頭数が当初見込数を上回ったことから、当初予算額に不足が生じたので、満額を負担するために、本議会に増額の補正予算案を提出いたしまして、お認めいただいているところでございます。また、国の補助金につきましても同様に不足が生じておりますので、年度内の追加交付など、しかるべき取扱いを要求しているところであります。一部、繰越とはなりますけれども、満額交付される見込みとなっております。

**○11番議員（西森三義）** まあですね、イノシシなり、いろんな、アナグマなり、あるいは、ヒヨドリなり、非常に多いんです。これを捕獲単価を下げるようなことがあって、そういう会員の人がですね、やる気をなくすようでは本当に困りますので、今、部長の答弁でそういうことは有り得ないと理解しますが、是非、単価が下がるようなことはですね、あってはならないと思いますので、そこ辺りについては、単価を下げるようなことはしないように、そして、猟友会員がもっともっとやる気を出して、多くの有害鳥獣をですね、捕獲してもらおうと、そういう施策を取っていただきたいとそういうふうに思っております。

先ほども言いましたようにですね、毎年のようにこの頃、ヒヨドリが多く発生して、被害が非常に出てくるんです。そういうことからですね、短期間だけ農家の方に猟銃を所持させることができれば、農家の方は数か所で猟銃を構えてですね、一斉に駆除もできると思うんですが、短期所持、まあ難しいんだろうと思うんですが、そういうことはできないのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 猟銃の所持につきましては、銃刀法により禁止されており、譲渡や譲り受けも同法により禁止されております。猟銃で狩猟を行うには、第一種銃猟免許、又は第二種銃猟免許を取得しなければなりません。また、猟銃を所持するためには、鉄砲所持許

可を受けなければならず、さらに、狩猟を行うには、狩猟を行う都道府県で狩猟者登録を行う必要があります。これらの免許を取得し、許可を受けるまでに要する期間については、通常4か月から5か月程度かかっているようです。

**○11番議員（西森三義）** 猟銃を誰でもかれでも所持させるわけにはいかないというのは、本当に言って私も分かってるんです。ただそれをどうにかできないのかなと、一定期間だけ農家の方にそういうことができればですね、一斉に駆除ができるんだがなというふうに思っているんですが、やっぱり、それについては、それなりの講習を受けてと、そういうことなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 猟銃の所持については、まず、銃刀法により禁止されており、先ほどの法的な要件もございますので、農家に短期間に持たせるとかいうことはできないところであります。

**○11番議員（西森三義）** イノシシ等、猟銃での捕獲は、本当に危険を伴うものと認識はしております。そういう認識をしているんですが、こういう危険を伴う猟銃での安全対策についての研修会や指導はどうされているのか。イノシシの弾は単発かと思っていたんですが、6個入ってるみたいですね。1発の弾に、何かあの丸い、パチンコ用玉みたいなのが6発入っているんだそうです。今年に入ってから、イノシシの捕獲中に、その6発弾の1つがですね、牛舎近くの道路に止めていた軽自動車に当たり、リアガラスからフロントガラスを突き破る事故が発生しているの、こういう牛舎近くでの発砲、こういうような安全指導というのは必要と思うんですが、どのようにされているのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 狩猟、特に猟銃による捕獲は危険を伴います。このことから、捕獲隊員へは住宅地、学校、観光地周辺など、第三者に危害を及ぼすおそれのある場所で猟銃による捕獲を行わないよう注意喚起し、万が一にも事故が発生しないように周知徹底を図っているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 部長が今、第三者に危害を及ぼさないように周知徹底を図っているということですが、安全対策に対する指導等は行っていないんですか、どうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 狩猟における安全対策につきましては、狩猟免許更新時に事故防止啓発のための講習会が実施されているほか、猟友会においては、総会など会員が集まる機会を捉えて、安全対策講習会や安全指導を実施しているようでございます。

**○11番議員（西森三義）** 猟友会の総会辺りで、安全対策については十分にされているということで安堵いたしました。今回のですね、車の持ち主は、ちょうど牛舎で作業中であつたために、大事に至らずに安堵いたしました。先ほども部長からもありましたが、住宅地とか学校などの近くです。まあ今回、牛舎の近くで本当に発砲したんですが、猟銃を発砲しないように、徹底した指導を依頼したいと思います。

それでは、次の質問に入ります。令和になってからですね、指宿市において農作業での事

故は発生していないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 最近の農作業事故の状況ですけれども、平成30年度以降、市内において、死亡につながるような重大な農作業事故は発生しておりません。それ以外の農作業事故につきましては、本年度の発生件数は重症が1件、中等症が1件、軽症が3件となっております。

○11番議員（西森三義） 死亡事故はないが、それなりの事故発生はあると、ちょうど私も次期作の支援事業に対して講習を受けることがありましたが、その時にビデオを見させてもらいました。ああいうビデオを農家の方々に見せて注意喚起をする、そういう研修、講習会か、そこ辺りについてはされる考えはないんですか、どうなんですか。

○農政部長（田之上辰浩） 今後、更なる農業振興のために、農業者一人ひとりが作業に安全に従事できる環境を維持していく必要がありますので、農作業安全対策に特化した形で講習会を実施できるよう、今後、調整していきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 次はですね、時間もありませんのでワクチン接種について、2回目以降の質問をいたします。スケジュールについては、随時タブレットに情報を入力してもらっている中において、医師会と十分連携が取れているようです。医療従事者への先行接種も3月15日から開始されたと、先ほどの同僚議員への答弁がなされましたが、医療従事者の中には介護施設関係者も含まれているのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 介護施設従事者も一部含まれている医療従事者施設もあるようでございます。

○11番議員（西森三義） 介護施設関係者で一部というのはどういうことなんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） 医療機関と同一敷地内の介護施設につきましては、そのような取扱いをしているところも一部あると聞いております。

○11番議員（西森三義） 医療機関と同一敷地外の介護施設については、そこ辺りについては、どのように対応されるのか、そこ辺りについては、検討はされていないんですか、どうなんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） 病院の敷地内の介護施設につきましては、現在はされております。一般の方の優先接種が始まったときに、改めて検討されるものと思っております。

○11番議員（西森三義） 若干理解に苦しむんですが、それでは、タブレットに入れてもらったこのスケジュール表では、リスクの高い介護保険施設の入所者を優先して接種するとなっておりますが、限られたワクチンでどこの施設から接種する考えなのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 議員のタブレットには、5月第1週までに介護保険施設の入所者に優先接種を開始というふうに出ささせていただきました。これにつきましては、指宿医師会と協議しながら、進めていきたいと思っております。

○11番議員（西森三義） どこの施設からというのは医師会との協議が必要であろうと理解い

たします。それでは、次に、リスクが高いと思われる75歳以上の高齢者から、順次接種券を送付するとのことですが、先ほども答弁したようですけど、かかりつけの病院でなく、指定された病院で接種するのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 医療機関は、現在、調整中ございまして、多くの医療機関が接種会場として手を挙げてくれるというふうにきいております。ただし、ワクチンの数が限られていますので、御自分のかかりつけ医で必ずしも接種できるとは限らないというふうには思っております。

**○11番議員（西森三義）** 自分でかかりつけ医があるとするれば、ワクチンが限られている関係でその病院が指定されないと、そういうことも有り得るということではよろしいんですか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチンの数が限られておりますので、そのような可能性もあるものと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 市民へは接種券の発送により周知をされるのか、全戸配布のチラシや各地区自治公民館長及び民生委員への依頼は考えていないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチンの接種に当たりましては、国の情報が二転三転しているところがございますが、市民の皆様へ理解していただくために、ある程度スケジュールが固まりましたら、公民館長、区長、民生委員の方々を通しまして、市民の方々へ通知を行ったり、チラシの配布をしていきたいというふうに思っております。

**○11番議員（西森三義）** 今、国自体もはっきりしないところがあつて、新聞にもいろいろ掲載されますが、本当に情報が二転三転される状況であります。そこ辺りについては、先ほど、参与が答弁された、情報が固まり次第、市民には何らかの手を打っていただいて周知していただければありがたいというふうに思っております。

それでは、ここにもありますように、接種希望者本人が接種を行う医療機関へ電話し、予約をするとなっておりますが、接種をする予約日にですね、やっぱり、高齢者の方についてはいつ何時、体調が不良になるか分かりません。体調不良等で予約日に行かれない、そういう人も出てくると思われますが、その対応は考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 今回のワクチンは、ファイザー社のワクチンでございます。医療機関では、5日以内に使用しなければならないというふうになっております。そのようなことから、予約当日に体調不良等で急きょ、接種ができないと、そのような場合には、キャンセル待ちの方などに接種をお願いするなど、大切なワクチンが無駄にならないように柔軟な対応を取りたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 確かにファイザー社のワクチンは、一旦解凍すれば5日以内に接種しなければならないということを報道でも聞きました。そして、今、参与は、そうであった場合には、無駄にならないようにキャンセル待ちの方にとということでありましたが、キャンセル待ちというのは、予約をされた方で、全員に行かないという判断の下に、その人たちに

キャンセル待ちを通知されるんですか、どうなんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） まず、ワクチンには限りがありますので、予約を皆さんでできれば良いのですが、予約ができないという方につきましてはキャンセル待ちをしてもらいます。そういうことでのキャンセル待ちでございます。

○11番議員（西森三義） いろんなことも考えられると思います。それからですね、これから先、落雷や台風等で停電することも考えられるわけですが、ワクチンを保管している冷凍庫、先ほど、答弁がありましたよね、2月10日に配置された1台だということですが、これから4月に1台、5月に1台、合計3台というんですが、もし、停電になった場合の自家発電の設備はされているのかどうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 停電時に備えまして、蓄電池を市で購入いたしました。また、停電時用のための冷凍庫自体に対しまして、購入しました蓄電池は、最大19時間対応可能となっております。なお、また別に、発電機も準備しているところでございますので、停電につきましては大丈夫だというふうに思っております。

○11番議員（西森三義） 蓄電器も、そして、発電機もということで、停電についての対応は万全だということで安堵いたします。それから、ワクチン配送についてはですね、先日の委員会の席上でも答弁をいただきましたように、また、新聞報道もされましたが、担当部署の職員がタクシーで指定病院に配布されるのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） ワクチンは衝撃に弱いことや、品質保持のための時間制限がございます。そのようなことから、医療機関への配送には、ワクチンを入れた保冷バッグと、医療機関に引渡しを行う市の職員が同乗し、タクシーに乗せて、安心・安全、そして確実に運搬したいと思っております。

○11番議員（西森三義） 本当に貴重なワクチンです。万一、無駄になるようなことがあってはならないわけですから、万全な体制で各医療機関には配送していただきたい。それから、移動手段の取れない高齢者については、先ほども参与の答弁がありました、イッシーバスを使ったり、公共機関を使ってくださいということでしたが、委員会の席上でバスのことも言われたんですが、これはイッシーバスの活用のことだったんでしょうか、どうなんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） 交通手段に困っていらっしゃる方につきましては、イッシーバスが便利かと思えます。乗り合いバス等もございますけど、基本的にはイッシーバスを御利用いただければと思っております。それから、乗り合いタクシーなどもありますので、是非このようなものを使っていただきたいと思っております。それから、先ほど、病院敷地外の介護保険施設は医療従事者に含まれないと答弁するところを、敷地内と答弁いたしました。お詫びして訂正いたします。

○11番議員（西森三義） 例えばですね、私の地区においては、イッシーバスがなくて乗り合いタクシーがイッシーバスに代わるものという地区があるんですね。そういう所は、予約を

した人が1人であっても、そこ辺りについては運行は可能なんですか、どうなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 予約していただければ、お1人でも運行可能となっております。

○11番議員（西森三義） そういう形ですね、イッシーバスの代わりの乗り合いタクシーを利用されるという地区もあるわけですから、そこ辺りについては、1人でも、やっぱり、対応していただきたい。まあ対応するということでしたので安堵いたします。どうであれですね、このワクチンが計画どおりに配布され、スムーズに接種ができることを期待して、観光誘致策について、質問をいたします。

第二次総合振興計画の後期基本計画案の中で、自然景観を活かした観光ロードの創出に努めるとあるが、開聞岳一周線の早期整備のほかは、検討はされていないのか、お尋ねいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 県が指宿市観光協会に委託したブラッシュアップ事業において、池田湖クルージング体験やかつおぶし製造、それから、鰻のスメ体験など、新型コロナウイルス感染症予防に配慮したモニターツアー等を2月に実施しております。これらの事業の検証も踏まえながら、メニューの構築に努めてるところでございます。

○11番議員（西森三義） まあですね、やっぱり、多くの観光客が指宿に来て、そして、楽しいことができるような、そういうメニューをですね、前回もありました体験メニューを融合させた、そういうコースを、やっぱり、考えていっていただきたい。先ほどは、薩摩今和泉駅には誰も管理する人がいないから配置ができないようなことを言われましたが、薩摩今和泉からですね、やっぱり、周遊コースというの、あそこは坂が多いもんですから、普通の自転車じゃなかなか大変なんです。だから、あそこにモーター付きがあれば、ゆっくりこう回っていただいてですね、指宿に何泊してもらえないかなと、そういうことがありますから、まあそこ辺りも、誰もいないからというんじゃなくて、今の時代はですね、スマホでも簡単に何かできるみたいですよ。そういうところも検討していただければ有り難いというふうに思っておりますので、そこ辺りについては、依頼したいと思います。これから先はですね、団塊世代の旅行が進むものと考えられることから、旅行に来ていただいたお客様が、先ほども言いました、1日でも長く指宿に滞在してもらおう、こういう仕組みづくりは検討されていないのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 観光スポットが点在する周遊コースを巡るような商品は、長期滞在を促す手段の1つであると思っております。これらのコースをそれぞれのペースに合わせて移動するためには、電動アシスト自転車は有効であると考えているところでございます。現在、自転車を設置している場所の利用状況も参考にしながら、長期滞在型を見据えた広域的な周遊コースづくりを検討し、旅行商品を造成することで、選ばれる観光地づくりに努めてまいりたいと思っております。

○11番議員（西森三義） 前向きな答弁をいただきました。是非、そのような取組を、知恵を

出し合っていたきたいというふうに思っております。それでは、市長はこの観光客を呼び込むには、どのような取組が必要だというふうに考えておられますか、お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** 今回、コロナの感染症による観光への影響は、大変なものがございました。アフターコロナ、つまり、このコロナ後の観光というのは、これまでの観光も大切にしながら、新たな観光の魅力というのを造成しなければならないと思っております。薩摩今和泉の駅のそのアシスト自転車もそうでしょう。できる方法というのを各関係団体と話し合いながら、議員からいくつかアイデアをいただきましたけれども、それを含めて、今後、できるかできないかを検討しながら、魅力ある観光地づくり、つまり、これまでにない観光地の利用、つまり、新たな観光の発掘を含めた観光地づくりを進めてまいりたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 新たな観光魅力をですね、発掘できるような仕組みづくりをしていくということで、本当にありがとうございます。いずれにしても、多くの観光客が来られても、どこにも負けないホテルが多くあり、また、スポーツ施設も整備され、併せて、美しい農産物や海産物等、自慢できるものがたくさんあります。私たち議員も含め、みんなで観光客誘客に努めていきたいというふうに考えております。

終わりに、3月末をもって定年や一身上の都合により退職される方々には、長い間、市政発展のために御尽力をいただき感謝申し上げます。今後とも、健康には十分留意され、これまで得た豊富な知識を、地元地域の活性化並びに市政発展に活躍をくださいますようお願いいたします。本当に御苦労様でした。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時11分 |
| 再開 | 午後 | 1時10分 |

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** こんにちは。18番、新川床、はじめに、長年、指宿市発展のために御尽力いただき、今年度末をもって退職される職員の皆さん、御苦労様でした。退職後は、お体に十分気を付けて、指宿市の更なる発展のために、御指導・御鞭撻をよろしく願います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1. 鳥獣被害と鳥獣保護区について、（1）魚見岳周辺のイノシシ被害状況と対策等についてですが、これまで数回、魚見岳周辺のイノシシ被害状況と捕獲頭数について説明し、農地の保全対策をお願いしてきました。特に5年くらい前から、魚見岳のイノシシ被害が頻繁に

発生し、対応をお願いしてきましたが、令和2年11月から、令和3年3月1日現在のイノシシの被害状況と捕獲頭数及び地域住民への周知はどのようになっているのか、答弁を求めます。

2番目の市税の取扱いについて、(1)市税条例の減免・徴収免除の取扱い等について、市税条例の減免・徴収免除規定があると思います。平成18年以降に減免・徴収免除等を実施した事業内容と件数について、答弁を求めます。

3番目の市長の政治姿勢について、(1)いぶすきフットボールパークの商業等について、市民をはじめ多くの方々から、新型コロナウイルス蔓延で多くの市民が苦しい生活を強いられた中、テレビ商業で市長が名前まで出して、いぶすきフットボールパークの商業をしているが、良いのかと。多くの方に叱責の苦情をいただきました。市や他の議員にも届いていると思います。いぶすきフットボールパークは、市民のため整備された施設であると思っていますが、誰のために整備されたものなのか、答弁を求めます。新型コロナ禍で日本中が人の移動や活動を自粛しているこの時期に、大会、キャンプ、合宿などで御利用と宣伝する必要があるのか。また、宣伝費用は幾ら掛かっているのか、答弁を求めます。

4.定住促進条例について、(1)県内自治体の定住促進条例の実績と現状について、県内の自治体は人口減少対策にいろいろな対策を実施し、人口抑制していると伺っております。定住人口を増やす目的として、どのようなことがあるのか。そして、平成22年以降の指宿市の定住促進事業の実績と現状はどのようになっているのか、答弁を求めます。委員会審査の中で、重要なことが発覚しましたので、2回目からは定住促進条例についてから、順に質問させていただきます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 私の政治姿勢についての質問でございます。いぶすきフットボールパークの商業等についてでございます。このことについては、私がかねがね、フットボールパーク、大会の見学、それから、練習会場の風景等を視察しております。その度に、関係者からはPRの効果、そして、私がこのPRに出ていることに対する批判等は、受けたことはありません。やはり、フットボールパーク及び指宿市を県内外に広く周知すること、菜の花マラソン、菜の花マーチ、フットボールパークのオープンを絡めて、やはり、ここはPRする必要があるという観点から、私がこの商業に出て、広く皆さんに利用を呼び掛けているところであります。

以下、いただきました質問等については、担当部長が答弁をいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 魚見岳周辺におけるイノシシの捕獲頭数でございますが、昨年11月末から本年3月上旬までの捕獲頭数は23頭となっております。また、被害の相談についてですけれども、魚見岳周辺からの相談は13件、これは本年度の3月10日現在であります。相談内容については、作物やマルチ等、農業用資材の被害が主であり、通報があった際には、職

員が現地に出向き、被害状況の確認を行い、被害の状況に応じて猟友会への捕獲依頼や電気柵による侵入防止対策等について、説明を行っているところでございます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 市税条例の減免・徴収免除の取扱いにつきましてですが、まず、減免につきましては、保存期間が5年以下となっていることから、現段階で把握している件数等で答弁させていただきます。火災等の災害や身体障害者等に伴う減免及び新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税などで、個人・法人、全ての各期別で、4,483期の総額8,347万4,700円となっているところでございます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** フットボールパークのオープニングイベントPRに掛かる費用についてでございます。CM制作、放送を含めた、広報、記録全体の費用につきましては、約180万円となっているところでございます。

**○総務部参与（下吹越寿）** 定住促進条例につきまして、実績でございます。本市と似たような新築や中古住宅の購入に係る定住促進助成事業等を行っている市が、県内で19市中16市ございます。各市の実績につきましては、公表している10市の令和2年4月から令和3年2月までの移住者数として、阿久根市41名、西之表市40名、垂水市35名、日置市69名、曾於市90名、霧島市83名、南さつま市50名、志布志市45名、南九州市28名、始良市6名となっているようでございます。

**○18番議員（新川床金春）** ただいま、県内の定住促進事業の実績について答弁いただきました。大部分の自治体は5年ごとに行われる国勢調査で、地方交付税の算定がされることから、人口減少を少しでも抑制する取組をしていると思っております。90名定住者がいる地区もありますけど、この取組をどのように思っているのか、答弁を求めます。

**○総務部参与（下吹越寿）** 定住促進につきましては、様々な家庭の状況によって要望が違いますので、その時々、その家族構成によって有効的な施策を組んでいくべきだと考えます。

**○18番議員（新川床金春）** 昨年11月、政務活動費で財政の仕組み等について調査してきました。地方税の交付算定基準にはいろいろな係数をかけるので、算出が難しいということを伺いました。地方税の算定式で最重要項目として、3つほど答弁を求めます。

**○財政課長（東忠孝）** 地方交付税につきましては、その全体的な国の地方財政計画に基づき、地方の不足額というものを想定して所要額が予算として計上されますが、その中で、算定に当たりましては、一般的にその自治体が必要とする基準財政需要額に対して、基準財政収入額を差し引いた財源不足額を普通交付税と臨時財政対策債ということで賄うことになっております。したがって、普通交付税の算定に当たりましては、基準財政需要額、そして、基準財政収入額、また、臨時財政対策債の額で、その額が変動するものと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 積算の基準に人口減少割合はどうなっているのか、答弁を求めます。

**○財政課長（東忠孝）** 国勢調査の人口につきましては、令和2年度に実施しておりますけれど

も、まだ、その数値が確定しておりませんので、平成28年度に基準財政需要額に使用した数値を申し上げますと、これは速報値になりますが、4万1,843人、平成27年度に使用した国調人口につきましては、4万4,396人となっております、差額が2,553人の減となっております。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。次に、(2)の県内自治体と指宿市定住促進条例の違い等について、指宿市の定住促進条例の中で、他市と違う点について答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 他市との条例の主な違いにつきましては、支給対象者や年齢要件、支給方法では現金支給なのか、商品券での支給なのか、そういう支給方法、それと、市内の業者の利用や子供に係る加算金があったりします。それと、転出における還付金の設定などが市によって異なっております。それと、指宿市の特徴で言いますと、お試し滞在事業というのを展開しているのが、特徴的な事業なのかなと思います。

○18番議員（新川床金春） 指宿市は、市に住民基本台帳に登録された市民の家族がいると、定住促進条例の財政支援は一切ありません。県内で同様の取組をしている自治体は何市あるのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 今の御質問については、本市に住んでいる方には助成がないということでもありますけれども、一般的な回答としましては、Uターンというのが、定義に違いがありますけれども、定住促進に関する条例がある16市の中では、本市と枕崎がIターンのみを対象としているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 県内には、市に住民登録した方が転出してから、3年から5年以降に定住のため転入してきた場合、補助金を出している自治体があります。県内の市町村で何市、3年から5年以降に定住した方に補助金を出しているのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） Uターンの年数の条件につきましては、3年以上が3市、曾於市、南さつま市、志布志市。それと、5年以上が阿久根市と奄美市、10年以上が伊佐市となっているようでございます。

○18番議員（新川床金春） 県内で人口減少が少ない霧島市でも、人口減少対策にいろいろと事業を展開しております。定住促進条例を廃止するのであれば、県内自治体の取組等を十分、調査・研究していると思いますので伺います。県内の他自治体で、定住促進条例が効果を出している市町村は何市町村あるのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 効果をどういうふうに測定するかというのは、1回目に答弁しましたように、実績としては定住促進条例をやっていて、10市中の実績について報告させていたのが効果と判断するのかなと思います。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。それを待ってたんです。県内では市有地の売却や定期借地権設定などして、市有地を活用した事業をしているところもあります。他

の自治体の取組を真似て、定住を図ることはできないのか、答弁を求めます。

○**総務部参与（下吹越寿）** 定住促進につきましては、県内様々な要件を付けながらやっているようでございますので、ただ、一概に定住促進の助成金だけで判断するというよりも、相対的なその市の特徴がございますので、その時々を局面を十分に見極めながら、実効性のある支援策を揃え、講じているということになると思います。

○**18番議員（新川床金春）** 子育て世代の定住促進を図ることが、市の人口抑制になると考えております。市有地を長期貸付し、子育て世代へ提供するようなことは、考えたことはないのか、答弁を求めます。

○**総務部参与（下吹越寿）** 市有地の長期貸付ということによろしいでしょうか。それにつきましては、通告にないことで、答えられないんですけども、子供がいるファミリー世帯というのであれば、我々に相談があるのは保育所だとか、幼稚園・学校等のそういう条件はどうなのかということが、1番関心があるようでございますので、定住促進といっても年齢層、家族構成によって様々、要望等が違いますので、それに真摯に対応、相談をしていくということになろうかと思えます。

○**18番議員（新川床金春）** 定住促進については、答弁によっていろいろ変わりますと、だから、勉強してくださいと言ってありますよ。いろいろなことを調べて。通告で喋ったことだけが質問じゃないんですよ。いろんなことを調べておかないといけないと思います。市内全域において、空き家の現状を把握してるのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 空き家の現状につきましては、消防団の活動の中で、空き家の部分、状況については、消防団に協力いただいて、把握をしているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 県内には、空き家を活用した定住促進をしている自治体がたくさんあります。空き家の中で活用できる家が何軒ほどあるということは把握しているのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 空き家の状況につきましては、危険家屋ということで、危険家屋については戸数を把握しているところでございますけれども、その活用できる住宅の戸数という形では把握はしていないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 定住促進を進めるんだったら、空き家対策も考えて、そういうのも調査すべきだと思います。各地区単位で自治会に調査依頼するような考えは持っていないのか、答弁を求めます。

○**副市長（有留茂人）** 先ほど、部長が答弁いたしましたように、消防団活動の中で、消防団にお願いをして、空き家の状況も確認をいたしております。その中で、危険家屋というふうなもの様子は押さえてありますので、その調査の中の数値から、危険家屋を除いたものは危険家屋でないということでの利用はできるかなと思えますが、ただ、家の中等についての調査はしておりませんので、生活していたものがそのまま残っていたりとか、そういうことも

確認ができておりませんので、今、答弁のとおり、危険家屋の数値は押さえているということでございます。

○18番議員（新川床金春） 聞き取りでこの件も話しはしてありましたけれども。あと、空き家バンクを設置し、空き家のトイレ改修等に補助金を創設し、定住を図る考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 令和3年度の予算で空き家の改修等に対する支援の事業を予算化してございます。現在、2地区ほどが、その対象になるのではないかと思います。

○18番議員（新川床金春） 委員会でそのことは聞きましたけれども、市内全域で取り組む考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） そのことにつきましても、2地区で今、その空き家活用、リフォーム費用ですけれども、支援をする予定にしていますけれども、そこが初めてですので、その状況、そことの協議を踏まえて、それを例に、基にしながら、市内全域に周知していきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 次は、農政についていきます。他の自治体では、国・県事業以外に新規就農者に支援事業を取り組んでいます。市として新規就農者に対して、どのような支援策を講じているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 本市の新規就農者に対する支援につきましては、就農奨励金、いぶすき農業支援センターにおけるワンストップ体制、営農指導活動員による技術指導の支援等に力を入れているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 人・農地プラン推進事業で、農地の売り買い、貸す方を調査しています。調査結果を農業支援センターで一元化し、移住者や新規就農者に農地の斡旋を優先することはできないのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 農業を始めようとする若い方々への農地提供についての御質問ですが、本市の場合、新規就農者に限らず、農地を借りたいという農家、いわゆる借り手の農家が多く、農地を保有し貸しても良いという農家、いわゆる出し手の農家が少ないことから、現状、そういった若い方々に特別に農地提供をするといったような制度をつくることは困難な状況であります。しかしながら、議員も言われましたように、現在、市内21地域で話し合いによる人・農地プランを作成中ですので、この話し合いの中で今後、希望される若い方々の農地確保につきましても、取り組んでまいりたいと考えているところです。

○18番議員（新川床金春） 市外からの若者をはじめとする定住者は、市にとって貴重な財産です。働く場の確保が喫緊の課題だと私は思っております。農業支援センターで新規就農者に対して、農地の斡旋、農業技術支援等をですね、一元化してですね、定住者の支援をすることが、指宿の人口減少になると思いますので、取り組む考えはないのか、答弁を求めます。

- 農政部長（田之上辰浩） 国の農業次世代人材投資事業等におきましても、重要施策としまして、新規就農者の早期の自立と経営発展を促す観点から、地域のサポート体制の強化・充実を図りますというのが出されておりますので、本市としましてもこの中で、新規就農者のサポート計画を作成することによって、この計画の中でサポート体制の充実、一層図ってまいりたいと考えております。
- 18番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。次に、（3）の平成18年度から定住促進条例の実績等についてですが、3市町合併から既に15年が経過しましたが、実績はどのようなになっているのか、答弁を求めます。
- 総務部参与（下吹越寿） 合併後の定住促進の実績でございますけれども、31世帯に1,725万円を交付しております。
- 18番議員（新川床金春） その31世帯は今でも定住しているのか、答弁を求めます。
- 総務部参与（下吹越寿） 31世帯の中で何年か定かじゃございませんけれども、2世帯ほど、こちらへ帰ってきたんですけれども、転出されたという情報はございます。
- 18番議員（新川床金春） 次に、（4）の定住促進条例の廃止後の人口抑制策について。指宿市の定住促進条例の目的は何で、15年間何を目指して、どのようなになっていたのか、答弁を求めます。
- 総務部参与（下吹越寿） 定住促進条例の目的につきましては、当然ながら市外からの移住者を増やすというのが1番のシンプルな目的でございます。したがって、この条例というのが旧山川町の条例を引き継いでずっと来て、3年おき、若しくは、5年おきに、その時々に応じて、条例の内容を変えたり、取組を変えてきました。現在の情勢というのがですね、先ほども申しましたように、それぞれの家族構成によって需要が違ってきております。それと、指宿の自然環境を重視しながら、住みやすいところだねというような形でも住む方がいらっしゃると思いますので、そういう要望に応じた、きめ細かい相談を受けているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。平成28年10月策定した、指宿市版地方人口ビジョンです。2020年10月の人口予測は、何名になって、どれくらい減っているのか、答弁を求めます。
- 総務部参与（下吹越寿） 2020年でございますが、3万9,160名となっているようです。
- 18番議員（新川床金春） 実人口は幾らで、予測とどれくらい減があるのか、答弁を求めます。
- 総務部参与（下吹越寿） 第2期人口ビジョンで、229名の差があるようでございます。
- 18番議員（新川床金春） 先ほどの答弁でよろしいですか。
- 総務部参与（下吹越寿） 2020年の将来人口推計のビジョンではそうなっているようでございます。

○18番議員（新川床金春） 私の計算では、794人減になっているんですが、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 2020年の将来人口推計では、229名となっているようでございます。

○18番議員（新川床金春） 人口が予測よりもだいぶ減っているということになります。それでは、もう1回モニターをお願いします。市長は令和3年度施政方針と予算の大綱で、本市の人口は、令和27年に2万5千人まで減少することが予測されております、と述べていますが、その発言に間違いはないのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） ただいまの質問につきましては、調査に時間を要しますので。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時46分 |
| 再開 | 午後 | 1時50分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部参与（下吹越寿） 議員がおっしゃっている数字の根拠になるのが、私たちが言っているのは、第2期の人口ビジョンで数を言っていますが、最初に作られた時のビジョンの中の数字じゃないかと思われま。

○18番議員（新川床金春） ですから、平成27年10月策定したと最初から言ってますよ、その人口ビジョンと比べたら平成57年、令和27年の人口はどうなんですかと聞いてるんですよ。

○総務部参与（下吹越寿） 先ほど言いましたように、1次の人口ビジョンと新しく出した第2期の人口ビジョンがありますので、こちらとしては第2期の人口ビジョンで令和27年、2045年ですが、1,278名の差があるということになります。

○18番議員（新川床金春） 私は平成27年10月と言いましたので、それでやっていただければと思います。指宿市は、定住人口より交流人口を増やす取組を進めているということで、いろんなサッカー場とか、いろんなことをやっております。市の財政効果について、どのように試算されているのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 人口の部分でございますけれども、交流人口の部分特に抽出して効果等は出しておりませんが、本市につきましては、毎年、歳入であるとか、そういう交流人口、市税等もですね、勘案をして、財政のそういう収入であるとか、そういうものは算出しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 令和2年度の国勢調査の総人口は3万8,676人だと思います。市の数字がこれですので。財政課長がですね、地方交付税の算定にですね、どうなってるかということで、今年度は2億3,500万円減をすると、その中の約2億円は人口減少ですと言われましたが、それに間違いはないのか、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） 委員会での答弁のことかと思っておりますけれども、減になった主な要因とし

て、国勢人口の減もお伝えしたところでございますけれども、普通交付税、交付税につきましては、その国調人口だけではなくて、市税収入や臨時財政対策債の発行額など、交付税措置される公債費など、毎年度改定される単位費用などによって額が変動しますので、人口の増減のみで交付税の交付額が増減するものではないところです。

○18番議員（新川床金春） 委員会で私は人口で、どのくらいですかって聞きましたよ、その時に2億円ということをやっていますが、違うんですか。

○財政課長（東忠孝） 今回、その予算を見込むに当たりまして、2億3,500万円減額になっておりましたので、その見込む際に、合併算定替や国勢調査の人口等の減が主な要因であるということで、減額を見込んでいるというように答弁したところでございます。

○18番議員（新川床金春） 国勢調査は5年に1回あります。このままいくと、2億3,500万円減ることが5年間続くと思いますが、財政にどのような影響を与えるのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） ただいま、国調の人口で令和3年度の交付税の部分の算定をですね、試算をした場合は2億3,500万円という形での仮の試算の金額でございまして、実際の予算計上に当たりましては、本年度の普通交付税の部分につきましては、1億2,000万円の減額で予算計上をしているところでございます。これにつきましては、人口減少だけではなくて、ほかの単位費用であるとか、そういう費用等をですね、全部積み上げて予算計上等をしていきますので、この2億3,500万円がずっと5年間続くということではございません。毎年、その制度であるとか、改正等がございまして、毎年それに基づいて計上しているということでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。平成27年度からの交付税の推移です。27年、28年は、前年と比べて増えていますが、29年以降はですね、毎年減額になっております。そして、今年度は2億3,500万円減額になるだろうということで試算されておりますが、国も新型コロナ禍の中で財政支出をしておりますので、地方には予算配分できないと思いますが、毎年2億円くらいは減っていくと思いますが、本当にこの地方交付税が減った時にどうなるのか、どのように試算しているのか、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） この新型コロナウイルスの状況の中においても、国は多額の費用を拠出してございますけれども、令和3年度の地方財政計画におきましては、それなりの柔軟な自治体の運営ができるようにということで、対前年度以上の所要額というものは措置されているというふうに認識しております。

○18番議員（新川床金春） 人口減少を抑制する政策として、子育て世代の医療費の窓口負担をなくする、子ども医療費助成金の現物支給をやるべきではないかと思いますが、年間約1,000万円が必要です。定住促進を進めるために、子育て支援の医療費の現物支給はできないのか、答弁を求めます。

○健康福祉部長（西浩孝） 答弁整理のために、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時03分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 現在、医療費につきましては、中学生までは全員、現物給付で対応させていただいているところでございます。

○18番議員（新川床金春） もう1回、聞き取れなかったのですが、現物支給しているのか、もう1回、大変申し訳ございませんが、答弁をお願いします。

○健康福祉部長（西浩孝） 中学生までは現物給付で対応させていただいているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、県内自治体の良いところを学び、定住促進条例を廃止するのではなく、既存の条例を改正し、指宿市に住民登録した方でも3年から5年後に転入してきた場合は、定住促進条例の対象にすることはできないのか、市長に答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 定住促進につきましては、言いましたように、住宅だとか中古住宅の購入だけの助成ではなく、冒頭、説明申し上げましたけれども、各家族構成だとかに応じて、それぞれ要望が違いますので、その時々に応じた柔軟な対応を取るようにしています。今回、まだ予算が通ってませんが、フリーランスに優しいまちづくりとか、そういう新しい事業も展開しながら、その時々に応じた、需要に応じた定住促進を図っていきたいと考えます。

○18番議員（新川床金春） 県内19市中16市がですね、いろんなことをやって定住者が多いのは90名という所もあります。そういう所の良いところをですよ、学び、そして、取り入れていく。これが人口減少の抑制策になると思いますが、そういうところを学びですね、やることは考えられないのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 議員がおっしゃるように、当然、その市ごとに社会環境だとかが違うので、当然ながら先進事例で良いところがあれば取り入れて、先ほど言いましたように要望に応じていくということになるろうかと思えます。

○18番議員（新川床金春） 人口抑制策が市の喫緊の課題であります。私の手元にある平成27年の人口ビジョンでは、だいぶ減少幅が進んでおります。5年後の国勢調査まで人口抑制策として、どのような事業を取り組み、指宿市版地方人口ビジョンの人口推移を計画どおり進めるのか、住みやすい活気のある指宿、魅力のある指宿をつくるために、どのような事業をして人口ビジョンに近付けるのか、答弁を求めます。

○総務部参与（下吹越寿） 定住人口を増やすというのは、定住促進だけではなかろうと思えます。転出を防いでいく施策も必要でしょうし、そう考えると全部の行政がやる施策が定住促進につながるものと思えます。我々が定住促進条例に基づくのも実績を先ほどもしたところ

でございますが、まあ言えば、繰り返しになりますけれども、アンケートとかこれまでの相談内容から検討した時に、今、リモートワークだとか、そういう情報インフラが発達しておりますので、そういうのを活用しながら、新しい定住の在り方というのを探っていかなければならないと思っています。

**○18番議員（新川床金春）** 時間の関係で次にいきます。鳥獣被害と鳥獣保護区について、魚見岳周辺はソラマメやスナップなどの豆類や、夏場はオクラを生産している農家が多いです。令和2年11月から令和3年2月までの有害駆除の頭数を聞きましたが、前年とどれだけ違うのか、答弁を求めます。

**○農産技術課長（富永敏尚）** 先ほど、部長の方で申し上げました、11月以降の捕獲頭数につきましては、昨年11月から3月までということでしたので、特に集計をしております、これに対応する同じ時期の前年の数は持ち合わせていないところですが、1月から12月までの捕獲頭数で申し上げますと、平成30年が5頭、令和元年が7頭、令和2年が12頭となっているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 多い時で12頭なんですよ。しかし、4か月で23頭も捕獲された。この状況をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 市の被害対策への取組としまして、魚見岳周辺地域での農作物被害の状況が収まらないことから、本年2月以降は捕獲隊員を、今まで3名でしたけれども、旧指宿市の捕獲隊員全員、20名に増員して対応していることから、その効果が表れたものと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、魚見小学校のイノシシ問題と被害対策について、魚見小学校の校舎の体育館の横を見に行ってもらったと思いますが、いつ行ったのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 魚見小学校のイノシシの目撃情報に関しましては、昨年、学校から報告を受けております。現地につきましては、3月4日に現地を確認しております。

**○18番議員（新川床金春）** 魚見小学校の体育館の横の渡り廊下に、モニターをお願いします、立ち入り禁止、イノシシ注意というポスターで児童に喚起しております。これは、確認しているのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** その現場につきましても確認をしております。

**○18番議員（新川床金春）** 児童や教職員に被害が発生した時は、誰が責任を取るのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 昨年、魚見小学校の方でイノシシが出没したという情報の報告を受けております。また、今年に入り、学校でのイノシシの目撃情報はないと伺っておりますが、今後も学校や関係機関と連携を図り、児童や教職員の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 次に、魚見岳、知林ヶ島の鳥獣保護区指定について、平成22年12月12日、市長の引継書の57ページにはどのように書いているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 開示文書の件の中の市長の引継書の件のことだと思いますが、最後の行に地域住民や農家と協議し、進めていく必要があるというふうに記載をされているところですか。

○18番議員（新川床金春） 開示請求した書類で、市民の方が鳥獣保護区の指定の要望があったみたいですが、いつ頃、何回、何名の方から鳥獣保護区の要望があったのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 平成20年12月から22年2月にかけて、1名の市民から鳥獣保護区にしてほしい旨の要望があったところでございます。

○18番議員（新川床金春） その要望者に県や市の担当者からどのような指導をしたとか、それをいただいておりますが、内容の説明を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 特に県や市からは、その申請者に対して指導というのは行っておりません。

○18番議員（新川床金春） 鳥獣保護区でもこういうことができますよという説明を書いた文章がありました、その部分を説明を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農政部長（田之上辰浩） 議員の質問ですけれども、議員が開示請求された文書を開示しておりますけれども、第11次鳥獣保護事業計画にかかる市からの資料提出の中の、資料の1の中に、この市民からの要望書の内容の抜粋の記載があります。その中に、要望書の中で、県のお役人が国立公園でも狩猟は全面禁止ではないと言い、市の職員は、1度規制してそれを解除するのは難しいから、多くの人たちの意見を聴いてから、と両者とも、ごもつともと思える御答弁を受けたというふうに記載してございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。魚見岳の尾掛野菜生産組合は、イノシシの圃場の被害をなくすため、ごみのポイ捨ての禁止看板を県に申請して設置し、毎月、定期的に巡回計画を立てております。指宿警察署にも巡回をお願いし、了解してもらっていますが、市としてどのような対応をしたのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 市としては、この地元の生産組合による巡回の際に着用するベストを貸与して、活動の支援を行っているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 4番目の鳥獣保護区の指定の取扱いについて、魚見岳、知林ヶ島鳥獣保護区の概要の補足としてどのように記載されているのか。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時30分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農政部長（田之上辰浩） ただいまの質問の件につきましては、市の開示文書の中には含まれておりませんので、答弁はできないところです。

○18番議員（新川床金春） 魚見岳の鳥獣保護区の概要ということで、市にもあると思いますよ。ですから、私は、このときには開示文書とは言ってませんよ。私は県に行って県の人に言われたのが、新川床さん何を言ってるんですか、有害鳥獣保護区でも一般狩猟と同様に罠、装薬銃、空気銃の使用ができると書いてありますと。なぜ指宿は撃てないのですかって言ったら、それは国・県の指導を履行していないということでしたが、なぜ撃てないんですか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 今の新川床議員の質問の論点を明確にしたいため、反問権の行使を許可願います。

○議長（木原繁昭） ただいまの新川床議員の質問の論点を明確にしたいため、反問権を許可いたします。残時間を停止してください。

○農政部長（田之上辰浩） 議員の考え方について確認をしたいんですが、議員は魚見岳、知林ヶ島の鳥獣保護区指定を解除すべきであるという考えなんでしょうか。あるいは、この指定区域内での銃器の使用を認めるべきであるというお考えなのでしょうか。

○議長（木原繁昭） 新川床金春議員。反問に対する答弁をお願いします。

○18番議員（新川床金春） 私は、有害鳥獣保護において、一般狩猟と同様に罠、装薬銃、空気銃のいずれも使用できると、可能となっているのに、なぜ指宿はしないんですかと聞いたんですよ。鳥獣保護区にしたいのか、どうしたいのかということは私は聞いてません。なぜ、県・国の指導の下、指導を履行しないんですかと聞いてるんですよ、なぜ撃てないのか。

○議長（木原繁昭） 反問に対する答弁がなされましたが、確認できましたか。

○18番議員（新川床金春） 私の質問じゃないことをなぜ。質問に対しての反問はあっても、その先の反問が当たり前なんですか。

○農政部長（田之上辰浩） 議員の考え方についての確認をしたいということで反問したところ  
です。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問に対する答弁がなされましたが、確認できましたか。

以上で、反問権の行使を終了します。

これより、一般質問を再開いたします。残時間の停止を解除してください。

○農政部長（田之上辰浩） なぜ、市は猟銃を使えないようにしているのかという御質問です。

魚見岳、知林ヶ島鳥獣保護区内には、小学校や保育園などの教育施設があり、周囲は集落や農地に囲まれ、観光に訪れる方も多い所であります。猟銃による事故の可能性も高まることから、市民及び観光客の安全を考慮したうえで、罠による捕獲に限定しているため、猟銃の使用はできないという説明をしているところであります。

○18番議員（新川床金春） それでは、学校とかいろんな観光客が来ない所の農地周辺とか、広大なエリアを指定してますけど、指定区域を調整することはできないのか。

○農政部長（田之上辰浩） その見直しにつきましては、次期、変更の時期に検討されるものと考えております。

○18番議員（新川床金春） 今、補足1をしましたけど、実際、鳥獣保護区に対して、何をしなさいって書いてありますか。それに対して、それはですね、指宿市、農業被害の軽減を図るためには、防護柵・電気柵等の設置、適正かつ迅速な有害鳥獣対策が必要とありますが、鳥獣保護区にしてあるのは指宿市です。農家への支援はどのようになっているのか。

○農政部長（田之上辰浩） 先ほども答弁いたしましたけど、まずはこの地域内の捕獲隊員を増員しております。このほか、電気柵導入費の助成を行っているところです。これまで、本市では、今年度、24件の申請がありまして、魚見岳周辺の農家からは、12件の事業活用がなされております。また、有害鳥獣の専門家を招き、被害防止対策の研修会を毎年、開催しており、今年は、尾掛地区の畑で現場研修も行い、多くの地域住民に参加いただいたところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、2番目の市税の取扱いに入ります。市税条例の減免・徴収免除について、件数、金額をいただききました。条例にないものは適応できないと思いますが、条例にないものは一切できないということによろしいでしょうか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 地方税法及び条例等に規定のないものは減免できないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、（2）の降灰対策事業の償却資産税の取扱いについて、平成18年、1市2町が合併し、山川、開聞地区は産業振興で償却資産税を徴収していなかったが、合併の税の公平ということで償却資産税を徴収するようになりましたが、その経緯について答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 降灰対策事業で整備したハウス等の償却資産に対する課税につきましては、合併協議会等で協議され、合併時において、税負担の公平性を保つため、平成18

年度から統一して課税を行ってきたところでございます。

- 18番議員（新川床金春） 償却資産税の未納者が多かったことで、市は裁判を起こしてはいますが、時期と理由について、答弁を求めます。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 償却資産の課税に対する理解を得られない方から、固定資産税の賦課決定処分は違法であるとのことで裁判になったところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 時期と理由についてと聞いてますので、時期について、いつなのか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 平成24年3月に提訴されているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 償却資産税の徴収等についてですが、一部の方と和解しているようですが、何組合、何件の農家と和解し、徴収金額は幾らになったのか、答弁を求めます。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 1生産組合の方と考えております。また、金額につきましても、影響がございましたので答弁を控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 償却資産税の未納期間に対しては、督促手数料や延滞手数料等が加算されると思いますが、どうなのか、答弁を求めます。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 償却資産に対する固定資産税につきましても、延滞金等の適用はあるところですが、対象者が一部で影響がありますので、答弁を差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 次に、4番目の宿泊者に対する入湯税の取扱い規則等について。まず、はじめに、断っておきます。入湯税の未納については、令和2年4月22日、ホテル経営者で組織するオーナー会と産業建設委員会の意見交換会の場に出たことであります。税の公平を保つため、ある温泉宿、1社に入湯税を納付するようにしてもらえませんかというのが、意見交換会で出たことだと私は聞いております。市長は入湯税を徴収していないから払わなくても良いという答弁でしたが、税というものはそれでよろしいのでしょうか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 入湯税につきましては、地方税法や市税条例等に基づき、特別徴収事業所の御協力を得て、適切に課税をしているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 令和2年12月17日、市長はこの議場内で私に対して、あんたはそして知ってるのか、という発言をしました。あんたという言葉は、指宿市議会でも適正な発言なのかということ、市民から私に指摘がありました。あんたという言葉は適正なのか、市長に答弁を求めます。
- 市長（豊留悦男） そのあんたっていうのは、どういうところで言ったんですか。議事録を見ましたか。私がかねてから職員にもあんたって言ったことはありません。あなたです、正しくは。
- 18番議員（新川床金春） それでは議事録を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。見てください。

○議長（木原繁昭） 質問になってないので。

○18番議員（新川床金春） 議事録を見ていただきたいと思います、ということで言っています。持ってくればいいんだがね。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○18番議員（新川床金春） 職員が訪問した内容をあなたはそして知ってるんですか、第三者が見てどういう話し合いをしてるということをあなたは想像で言ってるのですか、おかしいですね、と。私は施設の方に何気なく聞いたと、その後、答弁してます。その時にあなたと言葉を発してますけれども。

○議長（木原繁昭） それで、質問を続けてください。

○18番議員（新川床金春） ですから、あなたという答弁は無かったということでしたが、議事録にはそう書いてありますが、この議場で適正な発言だったのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 私の記録とちょっと違いますね。適切な答弁なのかどうかと、そのことについては、答えはできません。

○18番議員（新川床金春） これは、令和2年第4回定例会の議事録を読みますので、よろしくお願いします。次に入ります。時間がないので。入湯税の必要条件としていろいろありますが、日帰りの入浴の徴収条件について、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 日帰りの入湯税につきましては、千円を超える料金の場合に課税をされることとなります。

○18番議員（新川床金春） 令和2年12月15日、市長は同僚議員の質問に対し、入湯税のことを、平成18年11月頃、前市長、副市長等が協議したということでは、それに間違いはないのか、答弁を求めます。

○副市長（有留茂人） 市のそれぞれの判断というふうなものはありますけれども、12月定例会では、市がその時々判断してきたことということで、組織として適切にしなければならぬだろうという思いから、その時々適正な判断ということで答弁をしたと思っております。

○18番議員（新川床金春） 当時の市長・副市長、その他関係者と面談したり、電話でやり取りしました。平成18年の頃は、温泉施設で入湯税を納めていたということですが、入湯税を納めた経過があるのか。それは、1,500円のセットになったゆかいかいぼうという施設に入ると1,500円から払うんですよ。1千円を超えてますが、その時は取るのかどうか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 個別の案件については、答弁を控えさせていただきますが、入湯

税を徴していた場合は、市の方に納めていただかなければなりませんので、そのような事案はないと考えております。

○18番議員（新川床金春） それでは、一般論、入湯税の徴収納付を怠った場合の、前回、2,100万円についての、毎年150万円を14年間納付しなかった場合の延滞料、不申告加算金、重加算金、滞納処分費を入れた時の10年間分は幾らになるのか、それは伝えてありましたので、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 12月議会において答弁した税額につきましては、仮定の話として答弁をしたものでございます。先ほど、14年から50年まで支払いをしなかった場合ということでございますが、入湯税をはじめ、税金につきましては、支払わなければならない税金があるときは、法定納期限内に納めていただく必要があります、納めていただけない場合は、差し押さえ等の滞納処分を執行することとなるところであり、14年から50年という期間の税に対する延滞金等を含む金額というのは考えられないところでございます。以上のことから、正確な情報でない、数値に対する税額等の答弁は、差し控えたいと考えているところであります。

○18番議員（新川床金春） 私が調査した方々の話では、平成18年の頃は、温泉で入湯税を払っていて、温泉宿で払ってなくて、いびつだから、温泉宿で払ってくださいというふうに指導をしたとなっておりますが、そういう公文書が有るのか無いのか。無ければもう民事で戦うしかないんですよ、よろしくお願ひします。答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 個別の事案につきましては影響がございますので、答弁を控えさせていただきますが、先ほどもお答えしたとおり、そのような事案はないと考えているところであります。

○18番議員（新川床金春） この件については、まだまだ調査して、6月、9月、12月と、私に権利がありますので、しっかりと納税するまでやっていきたいと思ひます。

ありがとうございました。終わります。

○健康福祉部長（西浩孝） 医療費助成の質問で、中学生までは現物給付と答弁をいたしました。が、現物給付は非課税世帯の小学校就学前までが対象で、それ以外につきましては自動償還払いとなっておりますので、訂正してお詫び申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 手を挙げて発言してください。

○18番議員（新川床金春） 訂正があったので、確認します。現物支給にして定住促進、人口減少を抑制することはできないのか聞きましたので、答弁を求めます。

○健康福祉部長（西浩孝） 現行制度は、非課税世帯の小学校就学前ということになっておりますので、現在のところ、このままの制度でいきたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 年間1,000万円が若者世帯が指宿に来ると思えば、年間1,000万円

は安いと思います。サッカー場について、年間6,000万、7,000万円負担するよりも、人を呼ぶ方が良いと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木原繁昭） 時間がきましたので。はい。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時58分 |
| 再開 | 午後 | 3時22分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、新川床議員より発言の申し出がありますので、許可いたします。

○18番議員（新川床金春） 先ほどの一般質問の中で、議場において私は、私に対して、あなたというところをあなたと言って、市長を侮辱する発言をしましたので、この場を借りてお詫び申し上げます。

○議長（木原繁昭） 引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） 皆さん、こんにちは。傍聴者の方々にも長らくお待たせをいたしました。これから、簡潔にしていまいりますので、最後までお付き合いいただけますようお願いをいたします。

去る3月11日は、東北大震災が発生して、丸十年の歳月が過ぎ、天皇皇后両陛下出席の下、追悼式が開催されました。死者、行方不明者、関連死を含めて、2万2千人余りの方々犠牲になり、今なお、4万1千人の方々避難生活を余儀なくされておられます。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。この間、国家予算の3分の1にあたる32兆円もの巨額を投じて、その復興に取り組んでおりますが、その一方で言葉として、適切ではないかもしれませんが、震災太りしたものや、パチンコや遊興三昧している者もいるようです。果たして、支援金が正しく使われているのか、疑問視する声も少なくありません。また、我々のうかがい知れないところで、利権にまつわる不正が横行しているのも事実のようです。これも世の常なんでしょうか。一刻も早く、適正な予算執行ができていないかを検証する、独立したチェック機関を創設すべきであります。復興税は2037年末まで続く予定です。国民にかかる負担は生半可ではなく、このままでは復興税そのものの在り方に理解が得られなくなることは必定です。震災以降、全国至る所で自然の猛威にさらされ、支援の行き届かない所も多々あります。また、コロナ禍で塗炭の苦しみの中におられる方々もたくさんおられます。10年を区切りとして、コロナ禍で疲弊した経済を立て直し、舵を切るときではないかと思いますが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。国家予算も無尽蔵にあるわけではなく、国民の血税であることを忘れてはなりません。国会での議論が待たれるところです。前段が長くなりました。

本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症対策として、3項目にわたり、質問をさせ

ていただきます。コロナウイルス収束の切り札と期待されるワクチン接種が、2月17日、国内で開始されました。日本の人類史上最大の国家プロジェクトであり、対象者は16歳以上、1億人と言われています。まず、全国100か所の病院で、同意を得た医療従事者4万人が先行接種され、その後、新型コロナ患者の診療や搬送に関わる推計370万人の医療従事者、次に、優先される65歳以上の高齢者、約3,600万人と続きます。どの自治体においても、遅々としてワクチン接種が進まず、果たして、7月に予定される東京オリンピック・パラリンピックに間に合うのか。ワクチンの供給と接種環境が課題になりそうです。県内では既に、3月5日より薩摩川内市で始まりました。指宿市においてもワクチン接種を受ける、受けないで市民の関心が高い事業であります。このことから、1番目に、ワクチン接種の開始に当たり、行政としてどう対応していくのか。この点についてからお尋ねします。

2番目に、疲弊した観光産業の経済対策はどう考えているのか。

3番目に、指宿、山川、開聞庁舎や出先機関のコロナウイルスに対する水際対策はどうしているかお尋ねをし、1回目とします。

私は、指宿市議会に議席をいただいて4年目になります。市民の声を市政に届けることが最大の使命でありながら、施策に反映されたか否かを考えるに失望の念を禁じ得ません。これまで7回質問に立ち、その都度、市民の声として、道路インフラ、防災対策、観光、環境対策、過疎対策、トイレ、火葬場、子ども食堂、コロナ対策などなど、関連する問題を含めて訴えてまいりましたが、果たして届いているのか。はたまた馬耳東風なのか。憤りを覚えつつも残念至極ではありますが、残り1年、本日を含めて4回の質問ができる権利をいただいております。しっかり、二元代表制を認識し、臆することなく、媚びることなく、諦めることなく、信念を曲げることなく、粘り強く、市民目線で訴えてまいります。自分自身への戒めを含めて、市民の目は節穴ではありませんし、馬鹿じゃない。しっかり見られていることを肝に銘じ、残余の質問は質問席にて行います。答弁は、簡潔にお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 新宮領議員からこれまでいただいた一般質問、執行部として、又は、市長として、重く受け止めて、その回答においては責任を持ってやるべきことをやっていきたいと。そして、これまで賜った一般質問、有り難くいただいているところでございます。さて、やはり、新型コロナウイルスについての様々な質問をいただいておりますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症につきましては、瞬く間に世界中に広がりました。日常生活や経済活動など、多方面に大きな影響を与えているのは御案内のとおりであります。また、新型コロナウイルス感染者の増加により、各地で医療体制に大きな負荷を与え、通常診療にも支障が出るなど、その影響は計り知れないところであります。このようなことから、新型コロナウイルス感染症収束の切り札と期待されているワクチンの接種につきましては、国の方針の下、迅速に、そして、適切に対応してまいりたいと考えております。

幾つかいただいている質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（中村孝）** 私の方からは、疲弊した観光産業の経済対策はどう考えているか、でございます。観光関連の産業の支援としまして、宿泊減緊急対策補助金であるとか、感染症安全対策補助金、飲食店への支援としてグルメ券事業や感染防止対策済みの安心店モデル事業、それと、タクシー業への支援としてテイクアウト・デリバリー事業など、様々な事業について、地方公共団体が地域の実状に応じて、きめ細かな必要な事業を実施できるように考えているところでございます。

それと、指宿、山川、開聞庁舎の各庁舎における新型コロナウイルス感染症の水際対策としましては、マスク着用のお願いや体調に不安のある方につきましては、窓口に出していただくなど、貼り紙を庁舎入り口に提示し、注意喚起をしているところでございます。さらに、執務室や会議室などの入り口に、手指用の消毒液を設置するとともに、市民課や税務課などの窓口にはアクリル板を設置し、感染対策に努めているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** コロナウイルス感染症対策についてから、お尋ねをしております。はじめに、るる羅列してですね、お尋ねをするようにしてありますけれども、はじめに、これだけお尋ねしたいんですが、ワクチン接種は対策室で主導していくという理解でよろしいんでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 新型コロナウイルス感染対策室で主管しております。

**○4番議員（新宮領實）** ちょっとですね、声が小さいのか分かりませんが、私が耳が遠いのか分かりませんが、ちょっとはつきりしませんので、できるだけ大きな声でおっしゃっていただければ助かる、広いですんでね。みんな、耳が痛いつて言ってどっか行く人はいないと思いますので、お願いします。議長。よろしいですか。すみません。対策室ということですよね、それでよろしいですね。それでは、通告によって、順次尋ねてまいります。スケジュールについては、同僚議員への答弁がありましたので、あえてお尋ねいたしません。接種対象者の人数、それぞれ教えていただきたいんです。まず、医療従事者が何人、介護福祉施設入所者とか、3番目、75歳以上の高齢者が何人いるのか、65歳から74歳の者が何人いるのか、64歳以下基礎疾患者が何人いるのか、高齢者施設等の従事者が何人いらっしゃるのか、16歳から64歳の一般の者が何人いらっしゃるのか。大体これをお聞きすれば、大体自分が、大体どこ辺りであるのかなという目安になると思いましたので、あえてこれをお尋ねします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** まず、介護老人福祉施設入所者が定員で271人おります。75歳以上の高齢者は約8,700人と見込んでおります。65歳から74歳は約7,700人と見込んでおります。64歳以下の基礎疾患のある方は約2,500人と見込んでおります。高齢者施設等の従事者は約600人と見込んでおります。16歳から64歳の一般の方は約1万9,300人と見込んでおります。最後に、医療従事者は約2,100人と見込んでおります。

**○4番議員（新宮領實）** 総計幾らになりますか。これもお尋ねしてはいたはずですが。

- 健康福祉部参与（山元成之） 今回の対象者は、約3万5,700人を見込んでおります。
- 4番議員（新宮領實） スケジュールとしてですね、薬剤の割り当てにもよると思うんですけども、ワクチン接種はいつ頃に終わる予定とお考えになっていますか。
- 健康福祉部参与（山元成之） 国が示しているのは、令和4年2月28日までの期間でございます。
- 4番議員（新宮領實） コールセンターを開設するというお話でしたけれども、開設はいつ頃になる予定でしょうか。そして、また、その人員も教えてください。
- 健康福祉部参与（山元成之） コールセンターにつきましては、3月10日に指宿保健センター内に開設いたしました。人数は4人でございます。
- 4番議員（新宮領實） やはり、コールセンターの職員といっても、皆さん素人でしょうから、なかなかすぐには対応できないと思うんですね。やはり、そういうマニュアルとか、そういうのがあって、それに対して教育されてらっしゃるんでしょうか。
- 健康福祉部参与（山元成之） オープン前に従事予定者の職員が、厚生労働省のマニュアルや事例集などで、コロナウイルス感染症やワクチン接種の知識の習得を進めてまいりました。ですので、市民の皆様からの様々な質問に対し、スムーズに対応ができるものと思っております。
- 4番議員（新宮領實） 是非、スムーズに事が運ぶようお願いをいたしたいと思います。ワクチン接種の本人への通知は、どうされる予定でしょうか。
- 健康福祉部参与（山元成之） 接種券は1人につき1通、封書で郵送いたします。
- 4番議員（新宮領實） 3週間後に2回目を打たなきゃいけないという決まりになっているんじゃないかなと思うんですけども、そうした場合に、通知はどうされるのか、素朴な疑問としてですね。また、その時、予約をさせるのかとか、2回目の薬剤が間に合うのかとか、間に合わなかったらどうするのか、その効果はどうなんだろうって素朴な意見として思うんですが、その点はどういうふうに対応していこうとお考えですか。
- 健康福祉部参与（山元成之） 1回目の接種を打った医療機関で、2回目の日程まで予約・調整してくれるように、医師会とは協議をしております。
- 4番議員（新宮領實） ワクチン接種の周知は、広報紙やホームページもやると思うんですけども、防災無線はもちろんだと思いますが、各公民館長にお願いして地域で放送をしてもらうというのはどうか、お考えになっていらっしゃいませんか。
- 健康福祉部参与（山元成之） ワクチン接種につきましては、まだ現在、ワクチンの配給が不明な部分がありますので、現在のところは4月号の広報紙や、それから、本人への通知によりまして周知をしたいと思っております。また、決まりましたら、そういうところも十分考えて検討してまいります。
- 4番議員（新宮領實） 検討していただきたいなと思います。4番目に接種の優先順位はどう

なるのかということをお尋ねしていますけれども、同僚議員がもうお尋ねいたしましたので、答弁は要りません。5番目の指宿に入るワクチンはどこのメーカーになるのかということについては、ファイザーという答弁がありましたので、回答は求めません。6番目の接種スタイルはどうなるのか、個別接種か集団接種か、というお尋ねにも、個別接種という答弁がありましたので、それはもう私自身も理解しましたので答弁は要りません。冷凍庫は届いているかということについても、回答をいただきましたんですけれども、その中で、貴重な薬剤にもしものことがあってはいけないと思うんですね。冷蔵庫及び薬剤の担当管理者というのは誰がやるんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） 指宿医師会の会長が管理者となります。責任者となっておりますので、指宿医師会の会長になります。

○4番議員（新宮領實） 私は、そのことでお尋ねしたんじゃないんですよ。市の方でその薬剤を管理するんじゃないんですか。その場合に、その責任者が要るんじゃないんですかってことで、私はお尋ねしてるんです。どうなんですか。

○健康福祉部参与（山元成之） 冷凍庫があるのは保健センターですので、健康増進課の課長なり、私なりが責任を持って管理いたします。

○4番議員（新宮領實） それはですね、やはり、明確に誰がこれを責任を持つんだということですね、しっかりお決めになられた方がいいです。あやふやで課長がやる、私がやるじゃね、お話にならないんじゃないかなと思いますので、そのところはしっかりしていただくようにしてください。それと、停電時の電力供給のために蓄電池を購入したとありますけれども、その動作とか言うんですか、作動って言うんですか、それは仮に停電時を想定してですよ、強制的に停電にして、そうした場合に自動的に蓄電池の方に回るようになってるんじゃないかなとは思いますが、そういう動作確認というのをしておられるのかどうか、お尋ねします。

○健康福祉部参与（山元成之） 2月10日にマイナス75℃の超低温冷凍庫が指宿保健センターに配備されました。市の方では、停電時の電力供給のための蓄電池も購入しました。また、発電機も購入し、専門業者立会いの下、チェックも行っております。

○4番議員（新宮領實） 分かりました。8番目の接種場までの薬剤の配送の手段というの、同僚議員がお尋ねしておりましたので、この件についても回答は求めません。医師会との打ち合わせ及び連携はしっかり取れているんでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 今回のワクチン接種に関しましては、早くから指宿医師会と打ち合わせを行っております。役割分担としまして、ワクチンの保管と配送は指宿市が、接種に関しましては、市内の医療機関と連携をしながら、取り組んでいるということを医師会と話をしているところです。

○4番議員（新宮領實） 配送は何人でやられるんですか。遅配があったらいけないんじゃない

かなと思うんですけども、どうなのでしょう。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチンの配送準備、確認は、間違いがないように保健センター内で行いますが、複数の市職員がチェックを行います。そして、医療機関への配送につきましては、タクシーに職員が1名同乗し持って行きます。また、現場では、職員と医療機関の職員と立会いの下、確認をしてみたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 同僚議員も念を押していたと思うんですけども、やはり、解凍後は5日以内に使い切らないと使い物にならない、貴重なやっぱり、薬剤ですんでね、そういうことがないように、医師会とは綿密に打ち合わせをお願いしたいと思います。答弁は要りません。接種の辞退者にはどういう対応をしていくお考えでございますでしょうか。私みたいにしては、インフルエンザ接種もですね、受けたことがないという人間がおったりするんです。そしたら、やっぱり、どうしようかな、どうしようかなと考えてるのは私だけじゃないと思うんですね。ですから、そういう、いや、まあ、人がしてから自分もやってみようかという人もいると思うんです。そうした場合には、どういう形になるのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 国は今回のコロナ感染症収束のため、1人でも多くの方にワクチン接種を受けていただきたいと考えております。そのため、今回の接種期間であります、令和4年2月28日までであれば、接種はできるものと考えておりますが、1人でも多く接種していただけますように、市としましても広報紙やチラシ、あるいは広報車等で呼びかけをしてみたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 接種すべきでない人とかですね、また、接種する際に医師と協議しなければならぬ人などですね、いろんな方がいらっしゃると思うんですね。特に、病気になっているとか、妊婦とか。この前、ニューヨークの女性の妊婦の方が、それでも打ったということで新聞に載っております、何もありませんでしたというお話があったりするんですけども、日本人の場合ですね、普通の方が、はい、そうですか、で受けるのかどうかというのがありますし、そうした場合にはどういう対応をされるのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチン接種に当たっては、接種券に同封いたします、予診票を基に医療機関の医師が予診、診断を行います。その中で接種できる、できないというものを判断し、当日、医師によりまして判断されることになります。

**○4番議員（新宮領實）** この件に関して、もう最後になるんですが、広報紙3月号にですね、8ページのところに対策室からのですね、お知らせがありました。情報はその都度その都度変わりますのでね、常に新しい情報は、広報紙には必ず掲載すべきだと思いますが、いかがでしょう。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクを理解していただく必要があります。そのために、市のホームページや広報紙、チラシ等を作成し、正しい情報を広く市民の方々に知っていただき、ワクチン接種に備えていただけるよう

にすることが大事であろうと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。対策室長以下、担当部署の皆さんには、準備段階から全く気の抜けない、緊張の毎日であろうかと思えます。これからが本番になります。与えられた仕事、任務とはいえ、携わる皆さんに深く敬意を表します。このミッションは、1人でも抜けてしまうと完結できないという気概を持って、今まで研さんしてきたことを遺憾なく発揮していただきたい。また、それぞれ体調には万全を期していただきたい。対象者全員が無事接種が完了できるまで、一丸となって取り組んでいただくようお願いをしておきます。

次にまいります。疲弊した観光産業の経済対策はどう考えているかについて、お尋ねをしてみたい。国からのコロナ対策事業の交付金には、地方創生臨時交付金を含めて、現在、どういうものがあるか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 現在、新型コロナウイルスの感染者に対しまして、地方創生臨時交付金があるところでございます。そのほか、現時点においては、この国の交付金の中で、景気浮揚対策などがありますけれども、市単独事業として使えるものについては、この交付金以外にはないところでございます。交付金のみの対応となっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 部長、この件に関してはね、観光産業、浮揚対策ということのみで、御答弁をして、ずっとしていただければよろしいかなと思います。まあ全般もいろいろあるんでしょうけど、私がお尋ねしたいのは、観光浮揚対策についてお尋ねしたいものですから、いろんなのを聞いても私も分かりませんのでね、一応これ1点でお尋ねをしていると御理解ください。そのほかにですね、地方創生臨時交付金以外に何かないんですか。

**○総務部長（中村孝）** 先ほども答弁をいたしましたけれども、この交付金以外で市の単独事業として使えるものにつきましてはございませんので、現時点では交付金のみの対応となっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** コロナ対策実施計画ということで、国に昨年9月までにお出しになったのがあると思うんですけども、指宿市の配分額が2次補正を含めてお幾らになられるんですか。

**○総務部長（中村孝）** 本市における臨時交付金配分予定額といたしましては、1次配分につきましては、2億181万3千円、それと第2次配分については、6億2,007万1千円でございます。それと第3次の配分も7,940万6千円でございますので、合計で9億129万円ということでございます。

**○4番議員（新宮領實）** もうその形で結構でございます。約9億円、これは令和3年度に使えるんですか。

**○総務部長（中村孝）** この予算につきましては、令和2年度の配分予定でございますけれども、国としては繰越明許の部分もございますので、令和3年度に使う部分も含まれていると

ころでございます。

**○4番議員（新宮領實）** そこが我々は分からないところでですね、実際言ってですね。あんまり聞けないんですね、そこを、分からないから。まあ言えば、これは令和2年度分ですよ。こっちは令和3年度分ですよ。できればですね、下の方に令和2年度は書いてありますので、令和3年度に今度はですね、そのうち、令和3年度に使えるのは幾らくらい考えていらっしゃるんですか。

**○財政課長（東忠孝）** 先ほどの答弁の中で9億129万円のうち、繰越事業として、令和3年度に事業を実施するものもございしますが、現在、その金額については正確な数値というものがまだ確定しておりませんので、答弁の方はできないところでございます。また、別途、先ほどの令和2年度の配分以外に、令和3年度にも約3億円程度が配分される予定でいるところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 3億円くらい使えるかもしれないというお話でしたけれども。そのうちですよ、こういう観光産業に対してですよ、こればかりは考えておこうかなというのがありますか。まあ、全体的にいろんなので使わなければいけないと思うんですけども、観光産業に特化すればですよ、なんぼかあるんですか。

**○総務部長（中村孝）** 観光産業に特化したもので言いますと、令和2年度の予算の中で交付金を活用している部分が、観光産業への支援として宿泊減緊急対策補助金、それと感染安全対策補助金、それと飲食店への支援としてグルメ券事業や感染防止対策済み安心店モデル事業、それとタクシー業への支援となるテイクアウト・デリバリー事業など、2億8,817万7千円を計上しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** いつの間にか3番目になってしまいましたけれども、そちらの方で、僕も令和2年度も順次、聞いていきたかったもんですから、こういうふうになってますけど。それでね、2億9,000万円を観光関係にお使いになられたわけですよ。具体的にこれは幾らです、幾ら使いました、これに幾ら使いましたというのは出てくるんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 感染症安全対策補助金の実績1,900万円、感染症発生時支援策補助金の実績200万円、緊急経営安定化助成事業の実績520万円などとなっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** それなら、この2億9,000万円というのは単なる、こう、お金を出しておって、そのうちからお金はこの500万円とか200万円とか、そんなざっとしたお金になってくるんですか、観光事業補助は、まあ言えば、2億9,000万円というのは何なんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** コロナ対策では商工水産、観光で様々な事業、二十幾つの事業を実施しているところです。例えば、指宿プレミアム商品券、これにつきましては予算額が1,600万円で実績見込みが1,290万。それから商工業制度資金利子補給助成金では、予算額が4,300万円で実績が890万円となっております、この二十幾つの事業の合算見込み額で、決

算ベースで2億4,000万円程度というような形になっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 産業振興部長ね、今、2億4,000万円って言われましたけど、これが観光産業景気浮揚対策に2億4,000万円を使われたという話でよろしいんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 決算ベースでございますので、そのように使ったということでございます。

すみません。ちょっと補足で説明しますけれども、今、私がお答えしているのは、産業振興部で観光部門、それから商工部門の合算でございます。

**○4番議員（新宮領實）** こう、悩ましい答弁でね、何か分かんないような感じがして、私としては思うんですけど。果たして2億4,000万円と言うけれども、2億4,000万円が本当に、観光浮揚対策に使われたんですか、目に見えないわけですよ、実際言っ。いや、だよねって、対策を練ってしっかりやってるなっていうのはね、みんな目に見えてないと思うんですけど。僕だけが言ったら時間がどんどん少なくなるもんだから。是非お願いしますよ。本当に。

**○産業振興部長（大迫格史）** 例えば、マスク、消毒液、そういった物を購入するのに、安全対策補助金というのがございますが、これの実績が1千万円ということになっております。そのほか、商工業制度資金利子補給助成金も実績890万円というふうになっております。また、現在、いぶすき観光デザイン、それから市、それからホテルの皆様方と実施しております、第2弾のいぶすきみらい宿泊券というものがございます。これにつきましては、予算1,500万円。それから第1弾では1千万円という形で実施しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 私が今、これを出しているのはね、だらだらと同じような形の中で、今、4番に入ってきましたけど。良いと思うんですけども。実際言っ。その例の何て言うんですか、観光デザインが出したプレミアム券じゃなくて、いぶすきみらい宿泊券ってありますよね。あれって、御自身、良いと思えますか、いかがですか。あんなもんでね、あんなもんって言うのは失礼だけど、これでね観光浮揚対策になると思えますか。かえっ。ホテル業界は、忙しくなるだけで実入りはないってやつですよ。実際言っ。そのところも考えながらね、しました、しました、ではですね、ちょっと受け入れがたいと思うんですよ、いかがですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** この事業につきましては、宿泊施設関係者の皆様方といぶすき観光デザインと、それから市と協議をした結果、限られた予算を全ての宿泊施設に直接資金投入するよりは、宿泊事業を展開する方が良いということになって実施したものでございます。施設を開けて業務を行うことは、何より従業員のモチベーションにとって良いという御意見をいただいているところでございます。これにより、いぶすき倍返しキャンペーンやいぶすきみらい宿泊券事業などの事業を行ったところございまして、予想以上に大きな反響がございまして販売率も高くなっております。また、宿泊施設の方々からも非常に喜ばれて

いるところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 確かにね、しないよりはいいんですよ。でも、それだけの効果があるかっていうことをやっぱり、検証するべきだと思うんですけどね。まあ市がね、してくれるから有り難いことですね、くらいのもんじゃないですか。僕は有識者じゃないけれども、僕らみたいな人間でもですよ、こんなのが景気浮揚対策になるものかと僕らは思いますもんね。実際言って。だからね、ある程度皆さん方もですね、やっぱり、施策の部署にいるわけですから、行政の中に。そこを考えながらね、やっぱり、してもらわなきゃ、それも小出しの1,000万円とかね、それぐらいじゃなくてですよ、億単位でしなきゃね、指宿が活性化できるわけがないじゃないですか。実際言って。同僚議員も言いましたじゃないですか。指宿市内には誇れるホテルがいっぱいあるって。そのホテルを潰していいんですかってことですよ。そこなんですよ。私たちが言いたいのは。言えね、そのね、現ナマでも使ってね、これでね、まあしばらく経過してくださいね、くらいのね、気持ちじゃないとね、指宿は再生できないと、私は思うんですけども。これに反論される方がいらっしゃったら、言ってください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、申しあげました宿泊券、緊急対策補助金につきましては、実績が3,200万円で、経済効果につきましては1億400万円を見込んでいるところでございます。また、先ほども申しあげましたとおり、宿泊施設の方々からもこういった事業をした方が良くということで、御意見をいただきまして、協議のうえ実施したところでございます。市としましては、直接的に現金を支給するという形ではなく、観光産業は裾野が広い産業でございますので、このようなキャンペーン、それからテイクアウト事業、こういったことで経済を回す取組によって、より多くの事業所を支援していきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** なんか要らん時間を費やしているみたいで、自分としては面白くないと言ったら失礼だろうと思うんですけども、申し訳ございません。そしたら、ちょっと、下の項目にいきましてね、今、基金にはどんなものがあるって、その残高は幾らくらいなんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 基金の状況につきましては、当初予算の委員会参考資料でもお示しをしておりますけれども、主な基金としましては、令和2年度末の見込みでございますけれども、災害復旧などの財源不足に備える、一般の財政調整基金が約23億円、市債、償還財源確保のための減債基金が約12億円、ふるさと納税寄附金の思いを実現するための、ふるさと応援基金が約7億円あるところでございます。また、その用途につきましては、それぞれの基金の設置目的とか定められているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 基金の残高を聞きましたけど。ふるさと応援基金、約7億8,000万円、ここ数年で積み上がった金額じゃないかなと思うんですけども、このふるさと納税の基金と

いうのはですね、使えないんですか。減債基金が12億円って言いましたよね、僕の時間を潰さないでくださいね。

**○総務部長（中村孝）** ふるさと応援基金の取り崩しでございますけれども、これにつきましては、いただいた寄附金につきましては、返礼品や広告費などの経費を差し引いた額を、ふるさと応援基金に積み立てておりますけれども、基金から市の事業等に拠出する場合につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例の第6条に掲げる、5項目というものがございまして、その5項目の事業に充当をしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** その中にですよ、情勢で使える時に使ってくださいというのものもあるんじゃないですか。

**○総務部長（中村孝）** これにつきましては、寄附者の方々からふるさと納税をしていただくに当たり、アンケート調査を実施をしまして、寄附金の使途を確認させていただいております。具体的には条例に掲げる食料供給都市の実現に関する事業、健康産業都市の実現に関する事業、保養観光都市の実現に関する事業、生活充実都市の実現に関する事業、国際共栄都市の実現に関する事業の5項目をベースとしておりますので、市でやっている事業につきましては、この事業の中で支出をしていくものと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 確かにその条例はあるかもしれませんが、今、有事じゃないですか、有事。ね。そんな悠長なことを言うってね、もし倒れる、それに対してね、どれだけの人間の方々がね、ぶら下がってると思ってるんですか、あなた。僕はあんたとは言いませんから、あなたって言いましたからね、総務部長。今、それこそ、定住促進でもね、そんなに集まらないじゃないですか。そこでね、潰れてしまって、私なんか、鹿児島に行くっていう人がね、老人は行かないんですよ、若い人が流れていくんです。そこのところを考えになってます。もういっぱいおるんですよ。ホテルに係わってる人っていうのは、たくさんいらっしゃる。そういう人を今、救ってあげる、そういう形はお考えにならなければですよ、行政って要らないじゃないですか。40年いらっしやっただから、残して帰ってくださいよ、本当に、どうですか。

**○総務部長（中村孝）** 繰り返しになりますけれども、この基金につきましては、条例に基づいて使途が決められているところでございます。この使える事業の中で、事業として取り崩しが可能な部分については、できるだけそういう事業にも充当できるように考えていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** やっぱりね、塵も積もれば山となるでね、いろんなところからぱっぱっぱっとできればですね、すぐに3億円くらい集まる、そんなもんじゃないんですか。私は本当、そんなもんだと思ってますけどね、自分でね。飲食業界に対してもね、助成金とかというのも出てません。市長ですね、県が5市に時短要請をしましたですよ、コロナうんぬんの中でですね。そうした時に、残念ながら指宿は入りませんでした。で、まあ、市長

も市長会とかそういうところに行かれた時にですね、塩田知事にですね、知事、なんでやねんって、指宿はどうしたんやって言うことは、言われなかったんでしょうね。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃるとおりであります。つまり、市を指定するのではなくて、南薩地区とか、そういうエリアで指定をしてほしいという話はしました。なぜかと申しますと、鹿児島で飲食、そして、様々な会を開く人たちというのは、鹿児島市民だけではないわけでありまして。指宿の人も通勤している客はたくさんおりますので、指宿を含めた南薩地区というエリアでできないかという申入れはしました。やはり、今回のコロナ、確かに基金を投入して地域浮揚、経済を回すべきだと、というのは私も同じであります。しかし、収束の見通しがまだつかないところであります。第4波がくるかもしれない、そういうことで、現段階においては、国の交付金を活用した中で、指宿の経済浮揚、観光対策、観光というのは基幹産業でもありますし、総合産業でもありますので、観光産業が浮揚することによって農業も、そして、商店街もこの観光業が盛んになることによって、経済的にも潤うだろうと、振興するであろうという思いで、観光産業には特に力を入れているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** あのですね、今、本当、飲食業界というのは、本当、風前の灯火でございましてね、医療従事者や介護職に就いている方というのもですね、七百何人くらいいらっしゃるということでしたよね。七百幾らで、そのほかに、まあ言えば、看護師とか、また、ほかにも医療従事者とかいらっしゃると思うんですけども、ほとんどの人がですね、外食禁止令なんですよ。だから、夜に食事行こうか、飲みに行こうかというのがですね、もうほとんど、もう飲み会までない。そして、いろんなことをしても反省会とか、そういうものもないもんですから、ほとんどがですね。観光指宿のですね、夜の帳が消えていく。そういう状態で果たして、確かに収束が見込めないんですけども、何とかしてこういう方々をですね、お助けするということはできないんでしょうか、観光デザインとかそういうのじゃなくてですね。私はね、やはり、20万円なら20万円、30万円なら30万円、それぞれのところに、もちろん規模はあるかもしれませんが、お渡ししてね、これで少し辛抱してやっていただけませんかというふうにしてあげるのが、行政の務めだと思うんですけども、市長、どうでしょうかね。もし市長がお答えにならなかったら、副市長でもいいですよ。

**○副市長（有留茂人）** 観光産業もですし、指宿市には農業、漁業、それぞれ様々な産業がございます。そういうものを見据えながらですね、広く手当ができるというふうな施策を打っていくのが大事だろうと思います。

**○4番議員（新宮領實）** やっぱり、支援の財政出動というのは、どうなんですかね。もう1回聞こうかな。支援の財政出動ですよ。観光産業関連の業者や従業員等ですよ。これも併せて。何かありましたよね、それもちよっと言ってください。3億円ですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市では現金の直接支援という形ではなくて、観光協会に年間費相

当分の助成，それから，その他，様々な事業を実施しております。また，商店街につきましては，先ほど申し上げましたとおり，経済を回す取組ということで，先日，テイクアウトの取組もさせていただきました。この取組につきましては，1回目が55店舗，2回目が60店舗参加されております。市民の方々からは非常にいい取組だったとお褒めの言葉もいただいております。また，飲食店からは注文を捌ききれないくらい久しぶりに忙しかった，それから，予定数を超え多くの注文をお断りせざるを得なかった，チラシを見てお客さんが来てくれるようになった，ほかの市の飲食店から羨ましがられた，食材を取引する卸業者から感謝された，などの声をいただいているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 部長の自己満足でしか僕はないと思うんですよ，実際言ったら。申し訳ないですけども。いや，本当に皆さんでね，やっぱり，そういうところを助けてあげようっていう気概がないから，小出し，小出し，小出しでしかね，ないと思うんですよ。だから，是非，こういうせつかく観光指宿という，本当にね，昔からのホテル，地元のホテルの方々が一生涯懸命やってるわけですよ。だから，そこのところでしっかりと皆さん，お支えするようにお願いをして，次にまいります。1分7秒しかございませんけれども。

水際対策にいきたいと思います。各出先のですね。前，12月に同僚議員が市の出入口についてお尋ねしたみたいですけど，また，こう言ったら時間が取られますから。ちょうどお答えください。どういう対策を考えてるか，再度お尋ねします。

**○総務部長（中村孝）** それにつきましては，先ほども答弁をいたしておりますけれども，マスク着用をお願い。それとあと，体調に不安のある方については，窓口に申し出いただく，貼り紙を庁舎に掲示をして，注意喚起を行っている。それとあと，執務室，会議室などの入り口に手指用の消毒液を設置する。それと，アクリル板の設置などの感染対策を行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 水際対策っていうのはね，やはり，玄関でしなきゃいけない。窓口でしたらもう水の中じゃないですか。水際っていうんだったら玄関ですよ。だから，今，社会福祉協議会とかいろいろ，体温計を設置してます。今，体温計もね，高いので今，15万円くらい。オムロンなんかね，7万円くらいしたらね，玄関前にちゃんとした立派な物がありますよ。で，3万円出せばね，こんなふうにして貼れる物があります。だから，そういうところをしっかりと勉強して，できれば女性に4，5人ばかりですよ，その水際対策の分で，指名してね，君たち見てきなさいと，それで，対応しましょうという形でしていただけるように，考えてください。最後に，お答えください。

**○総務部長（中村孝）** 感染対策について，砂楽，それと，はしむれにつきましては，体温計等付けた物を設置をしております。あと，各庁舎の方については，なかなか高額になるものですから，設置はできておりませんが，今，最近でも低額の機器が販売されているようでございます。その中にはですね，アラームが鳴るだけの物とか体温の表示がされない物と

いうのもございますので、今後そのような物の性能等も含めてですね、調査をして対応をしてまいりたいと考えます。

○議長（木原繁昭） 新川床議員の一般質問での市長に対する発言については、後刻、記録を調査し、場合によっては必要な措置を講じます。

### △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 高 田 ちよ子

議 員 下川床 泉

# 第 1 回 定 例 会

令和 3 年 3 月 18 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年3月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	7 番 議 員	齋 藤 佳 代
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	東 伸 行
10 番 議 員	井 元 伸 明	11 番 議 員	西 森 三 義
12 番 議 員	吉 村 重 則	13 番 議 員	前之園 正 和
14 番 議 員	松 下 喜久雄	15 番 議 員	高 橋 三 樹
16 番 議 員	高 田 チヨ子	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	新川床 金 春	19 番 議 員	福 永 徳 郎
21 番 議 員	木 原 繁 昭		

1. 欠席議員

6 番 議 員 山 本 敏 勝

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山川支所長	前 蘭 佳 生
開聞支所長	今 村 将 吾	総務部参与	下吹越 寿
総務部参与	谷 口 澄 子	健康福祉部参与	山 元 成 之
建設部参与	荻 定 治	市長公室長	山 下 浩 二
総務課長	野 元 伸 浩	危機管理課長	山 下 秀 一
財政課長	東 忠 孝	地域福祉課長	出 島 雅 彦
健康増進課長	廣 森 政 宏	商工水産課長	上 田 和 成
教育総務課長	鮎 川 富 男	学校教育課長	常 深 章
スポーツ振興課長	紺 屋 聖 一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議事係主査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。3月11日は、東日本大震災から10年目を迎えました。いまだに行方不明になられた方もいらっしゃいます。10年が過ぎても今なお気持ちの整理がつかないと言っている方もいらっしゃいます。また、あっという間の10年だった、でもこの10年、ゆっくりかもしれないけど少しずつ歩みを前に進めてきたという方もいらっしゃいました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げるとともに、復興と生活の再建が進んでいくことを心よりお祈りいたします。この1年、コロナに翻弄されてきました。やっと感染拡大の切り札となるワクチン接種の先行接種が始まり、指宿市でも医療従事者に対して接種が始まりました。一日も早くコロナが収束することを願っています。また、この3月末日をもって退職されます職員の皆さま、長い間、市政発展のために御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために活かしてくださいませようお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお伺いいたします。テレビや新聞などを見てもなかなか理解し難いという声をよく耳にします。確かに報道では、医療従事者に接種している様子が出ています。でも市民のワクチン接種について、指宿ではどうなっているのかがよく分かりません。昨日も何人かの同僚議員が説明を受けていましたが、私からもダブるかもしれませんがもお聞かせください。指宿市民は、いつから接種できるのか、お伺いいたします。

次に、市長の施政方針が発表されました。いろんな面で取り組んでいくことがよく分かりました。今後が楽しみだなと思いました。その中でも学校についての取組を聞き、とても嬉

しくなりました。これからの子供たちが、夢を持って楽しい学校生活を送れるようになるのではないかと感じました。そこで伺いいたします。学校という字を楽しい楽校、もう一つの学校、合う合校としていましたが、これはどのようなことなんでしょうか。字のごとくと想像はするのですが、具体的にどのようにするのか伺いいたします。

3点目に、街の活性化について伺いいたします。先日、指宿港海岸整備のワークショップに参加しました。久しぶりに参加しましたが、とてもすばらしい計画が出来上がっていました。わくわくしました。5年後の指宿港を想像すると楽しい気持ちでいっぱいになりました。それと同時に、海岸はすばらしくなるのに指宿駅から指宿港までの街並みは、どうなるんだろうと思いました。海岸整備は進んでいるものの、指宿駅からの通りは、観光客も寂しく感じているのではないのでしょうか。将来的に観光客が歩いて楽しめるような雰囲気にならないのでしょうか。そこで、伺いいたします。これまで指宿駅前の活性化のためにどのような取組をしてきたのか伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 先日、山川地区の小学校の閉校式に参加をいたしました。子供たちが、最後に校歌を歌うときに多くの方が涙を浮かべておりました。私もその一人でありました。校歌の歌詞が、読めなかった。いい学校だったんだな。地域に愛され、子供たちに愛され、本当に親しみの持てる自慢できる学校であった、そう確信をいたしました。新たな学校はどうあるべきか。参列していたある方とも話をしました。学校は変わらなければならない。旧態依然の学校では子供の将来というのは保障できない。となれば、どういう学校が望ましい学校なのか意を強くしながら今回、楽校、楽しい学校と造語でありますけれども、そのように表現をさせていただきました。子供にあなたの学校には、すばらしい先生がたくさんいるよ。あなたのことをほめていたよと、〇〇ちゃんは、あなたのこと大好きだよと家の中でそう言ったら、子供たちはきっと喜んで学校に行くでしょう。そして、早く月曜日が来ないかなと、先生と一緒に学ぶことを楽しめる、そういう学校になるはずであります。親が、保護者が学校を褒め、先生を褒め、その倍返しとして先生や校長先生を含めて子供を褒めてくれる。楽しんで学び、楽しんで下校する。それが、私は、これから必要な学校だと思っております。今和泉小学校に喜んで登校、満足して下校、確かそういう校訓、キャッチフレーズがあると思います。当時の校長先生、奥という校長先生でしたけれども今は、日置市の教育長であります。校長先生と話しをしたときに、子供たちが喜んで登校する。不登校が一人もない。そういう学校をつくるには、どうしたらいいのか。話し合いをしたことがあります。それは、地域が先生を育てることだと、地域が学校を褒めることだと、そうすると必ず子供たちは、喜んで楽しんで学校に行くはずであろうと、そういう意味で今和泉小学校の校訓は、そのような校訓にした覚えがあります。つまり、学ぶだけではなくて、一日も早く友達に会いたい、勉強したい、そういう学校をつくるにはどうしたらいいのか。今回、山川地区

の閉校式に参加をしながら、そうだ、地域に信頼され、地域が学校を褒めたたえ、先生方が子供を好きになり、そして、子供を私たちの地域の宝だというような学校になるような新しい山川小学校にしなければならないという、そういう思いで楽しい学校にしようというふうには私は、施政方針の中に謳い込んだわけである。合わさる学校、つまり、何と何が合わさるか。地域と学校が一緒になるという意味の合校であります。数年前に、学社連携という、学校と社会と連携というそういう方向性が中央教育審議会の中で示されました。社会教育審議会の中でも生涯学習審議会の中でも示されましたけれども、それを一步踏み進んで、学社融合という言葉もありました。つまりどういうことか、学校というのは、学校だけが教育の責任を持つものではない。地域が学校を盛り立てて、地域がおらの学校として育て上げる。つまり、地域と学校が合わさって一緒に地域の宝である子供たちを育てようと、それが合校という意味であります。つまり、これから不透明な社会を生き抜くためには、子供たちが、そのような学校で育ってくれば、必ずや指宿の将来を担う志の高い子供たちが育つであろうと、そういう気持ちでいっぱいでもあります。新たな山川小学校の敷地、校舎を見てみました。入りました。ここに入る子供たちは、どのような気持ちで新年度の一步を踏み出すであろうか。やはり、この学校というのは、学校再編に向けた新たな学校教育の始まりであろうと、そうしなければならないと覚悟しているところでもあります。また、そうしなければ山川地区の方々に申し訳ないと、楽しい学校にしよう、地域が一緒になってつくる学校にしたい。もうすぐ教職員の人事異動もあります。そのような学校であつたら、私も山川地区のあの学校で働きたいという、そういう先生方が増えるはずであります。私は、教職というそういう経験をして市長になっております。今こそ地域を学校という共通の宝で変える取組をしたいという思いから、楽しい楽校、合わさる合校。それが、5年後、10年後の指宿の目指す学校像であると、そういう思いで学校論について述べたところでもあります。是非、議員の皆様も御理解をいただき、一緒になって新たな学校のスタートを切ってほしいと思っております。この楽校、合わさる合校論については、平成18年1月1日合併のときから私は、当時の市長に私の考えをプリントで出してあります。報告をしてあります。時あたかも丹波小の校舎建築で揉めていた時代であります。新たな学校というのは、踏み出す勇気を持たないと子供たちは育たないと、楽しい学校であるなら、地域と一緒にやる学校であるならば、学力も体力もつくであろうと、そこに住む人たちというのも心豊かな住民になっていくであろう。育つであろうと。これは、私の楽校、合わさる合校論、教育論であります。そういう意味でこういう質問をいただきました。私の思いの丈を述べましたけれども、それにまた異論等ありましたら、後ほどまたお聞かせ質問をいただきたいと思います。

以下、いただきました質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○健康福祉部参与（山元成之） 指宿市民のワクチン接種についてでございます。ワクチンの接種開始時期につきましては、国からのワクチンの供給予定が見通せないことなどから、指宿

医師会との協議によりまして、まずは、クラスター発生のリスクが高い介護老人福祉施設等の入所者への優先接種を実施することになりました。高齢者接種向けワクチンの供給につきましては、昨日、県の発表があり、本市へのワクチン供給は、4月12日の週となりましたので、早ければ翌週4月19日の週には、接種を開始することになると思っております。そしてその次に、75歳以上の高齢者、その後、65歳から74歳の高齢者の順で接種予約を受け付けます。その後は、64歳以下の基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者を優先的に予約を受け付け、それ以外の方々の接種予約に続くスケジュール案となっております。

○産業振興部長（大迫格史） 指宿駅から指宿港海岸までの活性化のための取組についてでございますが、平成26年度以降、イベントの実施や出店の支援策を織り交ぜながら、この通りの魅力を高めるための取組を行ってまいりました。昼間の賑わい創出を目的としたいぶすきマルシェを延べ15回実施し、また昨年度は、夜の賑わいづくりを目的としたいぶすきバルを2回実施しております。商店主に対しても空き店舗等を借りる場合の家賃補助や通り会に参加する会費を補助することで、この地域への積極的な出店を促してきたところでございます。さらに、平成29年度からは、地域おこし協力隊が、イベントの企画や運営に参画するなど、この通りの活性化に取り組んできたところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目以降の質問に入ります。はじめにワクチン接種について、4月19日の週からということが分かりました。それでは、接種券は、いつ、どのようにして送られてくるのでしょうか、お答え願います。

○健康福祉部参与（山元成之） 接種券は、1人に付き1通、封書で郵送することになっております。接種券と予診票、接種できる医療機関や予約方法の案内チラシ、ワクチンについての説明書を同封する予定でおります。接種券の発送時期につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、ワクチンの供給が少し早まりましたので、現時点では、まだちょっと変わってきているところでございますが、昨日までの時点では、75歳以上の高齢者には、4月中旬以降に、65歳から74歳までの高齢者には、4月下旬以降を予定しておりました。なお、64歳以下の方の接種券の発送時期につきましては、国からのワクチンの供給の見通しが現時点では示されていないことから、現時点では未定となっております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、その接種券が届いたところで、どこで、どのような方法で接種できるのでしょうか、お答え願います。

○健康福祉部参与（山元成之） 場所につきましては、指宿医師会と協議、調整をしておりますが、ワクチン接種につきましては、多くの市内の医療機関で個別接種で実施できる予定でございます。ワクチン接種を希望する方には、医療機関へ御自分で電話予約をしていただき、接種を受けることとなります。

○16番議員（高田チヨ子） ということは、集団接種ではなく個人接種ということでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 本市では、集団接種ではなく医療機関での個別接種になります。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、自宅で家族の方が介護しているという方もいらっしゃいます。その介護している方については、年齢もいろいろかとは思いますが、その介護している方を連れて行ったときに一緒に接種をする、そういうことはできないのでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 国が示している基本的なワクチン接種の順番では、まずは65歳以上の高齢者、次に16歳以上64歳以下の方、その中でも基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者を優先するとなっております。仮に、64歳以下の方が、要介護者の家族と一緒に接種をするという場合のことで、今現在、国からはその考えが示されておりませんので、64歳以下の方の場合には、優先接種対象となる方々の後に接種をしていただくことになると思います。在宅で介護される方、する方、いずれも新型コロナウイルス感染症につきましては、大変心配されていると思いますが、このような事情がございますので、御理解いただきたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） 事情は分かりました。ただ、家で一緒に介護している方を連れて行ったときに、その介護されている方は接種ができて自分ではできずに帰るという方も結構いらっしゃるのかなと思うんです。そういうところも、また今後、検討していただければと思いますけれども、そのことはどうでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） また、医師会とよく話をしてみたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） 2・3日前に看護師さんとお話をする機会がありました。そのときに接種する注射器が人によって違うというのを聞いたんです。個々の筋肉の厚さとか、そういうので注射器が替わるんだよっていうのをお聞きしたんですけれども、そのことはどうなんでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 現在、医療従事者等のワクチン接種が始まっております。貴重なワクチンを少しでも無駄にしないために、国から配布されました5人用の接種用の注射器を使用せずに、インシュリン用の注射器を使って6人用のワクチン接種を行っている医療機関があるようでございます。ただし、このインシュリン用の注射器は、針が短いため腕の太い方の場合、筋肉まで届かないということがあるようでございます。そのため腕の太さを確認して人により注射器を替えているようでございます。国もこのような取組を妨げるものではないとの考えを示しておりますので、医療機関の方で臨機応変にやっているというふうに理解しております。

○16番議員（高田チヨ子） 分かりました。注射器が私もちっちゃいのでしてもらいたいなど思っているんですけど、そのときに応じてするということですね。理解いたしました。それと、そのとき同じ看護師さんが話をしていたんですけれども、お薬を飲んでいる方が結構い

らっしゃいます。血圧の薬だったり糖尿病の薬だったりとか服薬としている方、そういう方は、その薬を接種する日は、飲まずに行かないといけないということもお聞きしたんです。たまたま今朝のあさイチでもそういう服薬をしている方はどうするのかというのがありまして、そのお薬手帳を持っていった方がいいよっていうお話をしていました。そのことについてはどうでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 接種券の中にそのような取扱いの説明書を入れるつもりでありますので、これにつきましては、お薬手帳を持って行くとか、服薬をしないとか、いろんなケースバイケースがあると思いますので、また医師会とも調整をして正しい情報を入れるようにしたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、副反応が少しですけれども出ている方がいらっしゃるようです。副反応が心配なんですけれども、その接種後の対応というのは指宿では、どのようにされていますでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） ワクチン接種後、医療機関で15分から30分程度待機していただき、副反応が出ないか経過観察を行います。特段の症状が出ない場合には、そのまま終了となります。なお、副反応の症状が出た場合には、接種をした医療機関やかかりつけ医での受診、又は県の相談窓口にご相談することになっております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがたいと思います。指宿は、集団接種ではなく個別接種ということですので、みんなそれぞれ先生の方が、その患者さんをよく知っている方が接種をするということですので安心だなと思っています。本当に個別接種にしてくださってありがたいと思いました。それと、2回接種するということになっておりますけれども、どのようなふうになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 1回目の接種を行った医療機関で3週間後の2回目の予約を行っていただき、接種を受けていただくということになります。

○16番議員（高田チヨ子） コロナウイルス対策というこの件については、市民の皆さまのいちばんの関心事ではないかと思えます。何事もないということが、いちばんだと思っております。対策室の皆さま、そしてまた、医療従事者の皆さま、本当にコロナは、いつ収束するか分からない現状にあります。皆さん最後まで収束するまで元気で頑張ってくださいと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは次に、オンライン診療についてお伺いいたします。最近テレビでオンライン診療についての話題が放送されていました。近くに医療機関がない地域の高齢者について医療機関を受診できないケースがあった場合にどのような取組がされているのか。指宿市の現状をお伺いいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 指宿医師会では、患者様の現在の病気だけではなく、これまでの健康状態も理解し、必要なときに専門医療機関を紹介してくれるかかりつけ医制度を推奨

しております。地域の高齢者が、少しでも長く地域で生活できるよう取り組んでいるよう
ございます。そのため医療機関の受診ができない状態の在宅医療患者への取組としまして
は、ほとんどの医療機関が訪問診療を行っており、主治医が訪問し診察を行っていると伺
っております。また、現在のコロナ禍におきましては、オンライン、電話などによる通信機器
を用いた診療や服薬指導が認められておりまして、一部の医療機関では、患者の症状や希望
により活用もされていると聞いております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。指宿市は、現在も訪問診療並びに電話な
どでのオンライン診療がされているということをお聞きいたしました。ありがたいことだ
なと思います。患者さんにとっては、行けない方もいらっしゃるのでは訪問診療をして
くださったり、オンライン診療をしていただいたりしたら本当に助かるなって思うこと
です。実は、某新聞にこのような記事が紹介されていました。長野県において動く診察
室、ビデオ通話や医療機器を搭載したオンライン診療専用車両を導入して患者宅に
看護師を乗せた車両が訪問し、患者は看護師のサポートのもとでビデオ通話機能
を利用して診察を受ける。看護師は、医師の指示に従って検査や処置を行う。そ
ういうモバイルクリニック実証事業という内容の紙面がありました。このことを見て、
あっすごいなって、こういうのが指宿でもできたらいいなって思ったんですけ
れども、これを本市でも導入するお考えはないか、お伺いいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） モバイルクリニック実証事業は、長野県伊那市
で実施されているようでございます。長野県の伊那市では、いちばん近くの医療機
関まで1時間以上かかるようなへき地医療の地域で取り入れられていると聞いて
おります。本市におきましては、各医療機関の努力によりまして、手厚く訪問診
療が行われていると認識しておりますので、早急に導入が必要な状況ではないと思
われますが、先進的な取組事例として医療機関には情報提供してまいりたいと思
います。

○16番議員（高田チヨ子） できれば、こういう事業も取り扱っていただけたら
なおさら手厚い看護ができるのじゃないかな。そういうふうに思いますので、よろ
しくお願いいたします。

次に、がん教育の充実についてお伺いいたします。これも某新聞に載っていたこと
なんですけれども、子供たちが、がんに対する正しい知識や命の尊さを学ぶがん
教育、全国の小・中・高校で実践が広がってきていると書いてありました。そこ
で、お伺いするわけですが、指宿市での学校でのがん教育は、始まっているので
しょうか、お伺いいたします。

○教育長（吉元鈴代） がん教育についてであります。学習指導要領改訂に伴
いまして小学校は今年度から、中学校は来年度から、そして高等学校は再来年
度から教育課程に位置付けられて、保健の授業において、がんの教育を行うと
ころでございます。今後、全ての児童・生徒が、発達の段階に応じてがん教育
を受けることにより、がんに対する正しい知識と理解が深

まることが期待されます。事業の実施におきましては、児童・生徒の家族など身近な方々にがん患者がいる場合に配慮したり、教員のがん教育に関する研修の充実が求められていることから教育委員会としましては、学校医や関係部署と連携を図りながら学校におけるがん教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） ということは、小学校は今年度からということは、去年の4月からということになりますか。

○教育長（吉元鈴代） 小学校の分野では、保健体育の保健領域の中で5年生、6年生でがんに触れることとなっております。したがって、令和2年度から位置付けられているということになります。

○16番議員（高田チヨ子） 分かりました。それでは、このがん教育、どのようなことを指導するのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（吉元鈴代） がん教育につきましての目的や内容についてでございますが、がんに関する学習の目的は二つございます。一つ目は、がんが身近な病気であること、がんの予防、早期発見、検診等について関心を持ち正しい知識を身につけることでございます。二つ目は、外部講師を招いたり、養護教諭を活用したりして、自分や周りの人の健康と命の大切さを理解するとともに、共に生きる社会づくりについて学習することとしております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、学校の授業に医師とか看護師とか、そういう外部の人材の活用をいかに進めるかが課題の一つになってくるのではないかと思いますけれども、今、教育長のお話の中にも外部講師というお言葉も出てきました。ですので、指宿では、この外部講師については、どのようなふうにお考えでしょうか。

○教育長（吉元鈴代） 今年度から小学校の方で位置付けられていることから、小学校・中学校・高等学校におけるがんに関する学習をスムーズに導入するために、令和元年度に市の養護教諭等の研修会で外部講師を招いて研修を行いました。そして、その学校におけるがんに関する教育の推進について指導、助言をいたしました。また、校長、教頭研修会や養護教諭研修会等でも外部講師を積極的に活用するように指導を行い、これまで外部講師を招いて授業を実施した学校が3校ございます。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。何と言っても子供たちの命が大事です。早期発見、早期治療が必要になってくると思います。子供たちの命を守るための授業ですので、それでは、これから更にどのように進めていくお考えがありますでしょうか。

○教育長（吉元鈴代） 先ほども申し上げましたけれども、市教委としましては、いろんな関係機関と連携を取りながら、そして、学校医とも連携を取りながら先生方の研修を積み、子供たちに正しい理解と知識を付けさせるということが大切じゃないかというふうに考えております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。それでは次に、施政方針についてお

伺いたします。もうただいま、学校について、先ほど市長の熱い思いを聞かせていただきました。ありがとうございます。私も同感でございます。本当に子供というのは、親の姿を見、そして、周りの大人たちの姿を見、そして、先生と触れ合って成長していく。そういう中で子供たちは、あっこういう人になりたいとか、こういう大人になりたいとか、そういう思いをしていくのではないかな、そういうふうに思います。本当に学校ってとっても大切な場所であります。それでは、先ほど市長のお話の中で、山川小学校の話とか今和泉小学校の話とか聞きましたが、そのほかの学校、その他の学校がたくさんあります。そのほかの学校にも同じような思いで接していただけるのでしょうか、お願いします。

○市長（豊留悦男） やはり、新たな取組として新山川小学校、そこにまずは、これぞ学校というような教育活動を行ってほしいと。地域の方々が自慢できる学校に育ててほしいと、先生方もその新しい山川小学校でやりがいのある地域だということで先生方も育ててほしい。そして地域も育ててほしい。それをモデルとしながら全ての市内の学校で、そういう風景の見られる、親しみのある、おらが学校として自慢のできる学校にするために教育行政進めてまいりたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。是非、そのようにしていただきたいと思えます。次に、放課後児童クラブについて伺いたします。このことについては、今までにも私も何回も質問をしてまいりました。いつも学校に空き教室はありませんという返事ですごく残念な思いをしてきたところでございます。ところが、今回の施政方針の中にうれしいことが発表になっていました。4月から指宿小学校と新山川小学校に放課後児童クラブを開所するとありました。そこで、伺いたします。現在の申込者数は、何人いらっしゃいますか、伺いたします。

○健康福祉部長（西浩孝） 3月1日現在での申込者数になりますが、指宿児童クラブが10人。山川児童クラブが30人となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 何となく少ないような数字ではないかなってそういう気がいたしました。この児童クラブ、定員は40人と聞いているんですけども、それを超えるようなことがあるのでしょうか。また、もし定員を超えた場合は、どう対応するのでしょうか、伺いたします。

○健康福祉部長（西浩孝） 今回、整備した2か所につきましては、利用者が定員を超える状況になった場合、既存の児童クラブの利用状況等を勘案しながら、そのときに判断したいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 既存の児童クラブというと、幼稚園とか保育園とか、そののやっているところになるということですね。

○健康福祉部長（西浩孝） そう御理解いただいて結構でございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは今、指宿小学校と新山川小学校ということでしたけれど

も、ほかの学校には、この児童クラブをつくる考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（西浩孝） 今後の整備につきましては、地域における児童数の推移や需要動向に注視しながら、まずは学校教育に支障のない範囲で小学校の敷地内、もしくは隣接地への整備を検討していく必要があると考えております。

○16番議員（高田チヨ子） なるべく早く検討していただきたい、そういうふうに思います。学校が終わって、その自分の通っていた幼稚園とか保育園とかに行くとなると、また、その交通手段も考えないといけないし、幼稚園、保育園の方からお迎えに来るとか、そういうこともちょっと大変なのかなって思いますので、できれば各小学校でこの児童クラブがつくれたらありがたいな。そのように思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、GIGAスクール構想についてお伺いいたします。昨年から始まったGIGAスクール構想ですけれども、現状は、どのようになっていますか。また、整備の状況は、どうなっていますか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） GIGAスクール構想の整備状況についてでございます。令和2年11月30日の議決を経て、小中学校タブレット端末等の導入にかかる契約を締結し、小学校はiPad、中学校はWindowsタブレット端末の導入に向けた作業を進めているところがあります。新山川小学校につきましては、開校に合わせて令和3年3月中に導入を終え、他の小・中学校については、1学期中に順次、導入する計画であります。

○16番議員（高田チヨ子） タブレットやiPadを使ってということと理解いたしました。それでは、このタブレットをそれぞれが持っているわけですけれども、これを家に持ち帰って使用する。そういうことは可能なんでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 現在のところ、学校の授業での活用を中心と考えておりますが、災害や全国的な感染症の発生による学校の臨時休業等が行われる場合においては、デジタルドリル教材により、一人ひとりの学びを深めるとともに、家庭での学びの保障の一助となる活用を考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 今、お聞きしたところでは、災害があったときとか、そういうときには持ち帰ることができるということですが、普段は持ち帰れないということになるわけですね。

○教育部長（鶴窪誠作） 今のところ、そのような考えでおります。

○16番議員（高田チヨ子） 今は、家には持ち帰れないということですが、それでは、不登校の児童生徒に対しては、どのように考えているのでしょうか。また、現在の不登校の児童生徒は、何名いるのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） まず、現在の不登校の児童生徒数であります。令和3年1月末時点で小学校26人、中学校28人となっております。また、不登校への今後のタブレットの活用策についてでありますけれども、まず、オンライン授業の実施につきましては、各家庭でのインタ

ーネット環境を整える必要がありますので、今後、不登校児童生徒は、家庭での学習に活用できるようにオンライン授業について調査、研究してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） タブレットが使えるようになったことで、現在、不登校の生徒にもオンラインで指導ができるようになるのではないかと思いますけれども、このことを教育委員会としては、どのようにお考えでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたけど、家庭におけるインターネット環境及びWi-Fi環境の整備が必要になると考えています。災害、感染症の発生等による学校の臨時休業等において、子供たちの学習を保障するために、オンライン授業の実施は効果的であると考えておりますので、今後、導入についても調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、市長にお尋ねいたします。誰一人取り残さないというSDGsの考え方から言っても、この不登校の生徒を助ける意味からも考えていただきたいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） このGIGAスクール構想という取組には、大いに期待をしております。学力向上もありますけれども、適切な情報処理、そして、一人ひとりを大切にしたい教育に努めるというのは、一つの目標であろうかと思っております。ただ、これがWi-Fi環境の整備が行われていないために、いわゆるデジタルデバイド、情報格差が生じないような取組をしなければなりません。その一つが、SDGsの方向性でもあります。一人ひとりの子供を大切にしたい、そして、将来を頼むぞというような教育への期待を込める上でも、このGIGAスクール構想というのは、SDGsの目標にあったような取組にしていかなければならないと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。それでは次に、子育て包括支援センターについてお伺ひいたします。保健センターに包括支援センターが設置されました。大変うれしいことだと思っております。このことにより支援体制が図られると思っておりますが、相談体制はどうなっているのか、お伺ひいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 本市では、妊産婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行うため、保健センター内に本年1月、子育て世代包括支援センターを立ち上げました。同センターでは、妊娠期から乳幼児期の子育てにかかる心配事や悩み事などには、来所相談や電話相談、家庭訪問などで適切に対応しているところでございます。なお、新しい取組としまして、Zoom相談、いわゆるオンライン相談や産後、1か月以内に行うおめでとくコール事業を始めたところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） Zoom相談とかおめでとくコールとか、すばらしい事業だなと思っております。先日、新聞にも掲載されていましたが、この相談体制を取ったということなんですけれども、直通電話がないということがありました。代表電話で電話すると、つなぐ時間

が待たされる。そういうときに実は妊娠のこととか、子育てについての相談ですとか、そういうことは言えません。もう本当に相談者は、言いづらく気後れしてしまう。そういう場合があるのではないのでしょうか。そこで、直通電話を配備する計画はないのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部参与（山元成之） 御相談を希望する方の精神的負担等を考えると直通電話の方が気兼ねなく御相談いただけると思います。子育て相談の専用直通電話につきましては、来年度予算で予算計上しておりますので、承認いただけましたら早い段階で整備したいと考えております。なお、この電話につきましては、将来的にSNSの活用も視野に入れ、スマートフォンで予算を計上しているところです。

○16番議員（高田チヨ子） 来年度ということですので、早く直通電話が使えるようにしてあげてほしいと思います。

それでは次にいきたいと思います。乗り合いタクシーについてお伺いいたします。これまでにも私も乗り合いタクシーの導入については、何回か質問をしてまいりました。今年度導入して1年になりますけれども、状況はどのようになっているのでしょうか。また、どこの地域で取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。そして、この乗り合いタクシー、料金は幾らになるのでしょうか、よろしくお伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 今年度から新たな公共交通体系を構築する目的で、これまで市内4路線を運行していたイッシーバスを2路線に集約整理し、乗り合いタクシー制度を導入いたしました。路線につきましては、4路線ございまして畠久保・西方線、池田線、魚見線、尾下線となっております、それぞれ週3日、上り2便、下り3便で運行しており、設定ダイヤの中で事前予約があったときに運行するデマンド型で実施しているところでございます。

運賃につきましては、行き先までの距離に応じて設定しておりまして、200円から500円の間で利用者にお支払いいただいております、その差額は、市が負担する方法で乗り合いタクシーを運行しております。また、利用状況でございますが、2月末現在で延べ1,030人が利用されているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 200円から500円でタクシーに乗れるということは、すごくありがたいことだと思います。ちょこっと乗っただけでもすぐ1千円いくのが普通のタクシーですので、この乗り合いタクシー、大いに活用していただきたいな、そういうふうに思います。それでは、ちょうどこの乗り合いタクシーができてコロナ禍になったんですけれども、当初予算と比較して、利用者の状況はどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 年間1,400人から1,500人くらいの利用があると想定しておりましたが、今、御質問にありましたように、新型コロナウイルス感染症がございましたので、高齢者が外出を控えたということもございまして、当初の8割程度1,100人ぐらいになるものと見込んでいるところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 今後、乗り合いタクシーの利用者を増やしていくという方法が大事ではないかと思うんですけども、そういう増やしていく方策というのは、お考えでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今後は、感染状況を見た上で地区での説明会を再開するとともに、集落長や民生委員などにもお願いして乗り合いタクシーを必要とする高齢者や障害者、運転免許返納予定者などに広く周知していきたいと考えております。また現在、新しい地域公共交通のパンフレットを作成しておりますので、全戸配布し、乗り合いタクシーを含め市内の公共交通を利用していただくよう周知してまいります。

○16番議員（高田チヨ子） 現在、4地域で利用しているということでしたけれども、今後は、ほかの地域にもこの乗り合いタクシーを広げていく、そのような考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 現在、導入している乗り合いタクシーは、令和3年度までの2か年の実証運行期間となっているところでございます。公共交通機関がない地域においては、利便性が良く、費用対効果も高いこの乗り合いタクシーを更に活用していくことも一つの方法ではないかと考えております。そこで今後、実証運行の結果を検証しながら、最適な運行方法を検討したいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 是非、市民の皆様が乗りやすい、使いやすい乗り合いタクシーの運行を考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、最後の項目となります。街の活性化について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。今後、何かしていくスケジュールを考えていければお示ししていただきたいと思っております。また、指宿港海岸整備事業は、令和5年度に完成を目途としていると聞きますが、それに併せていくような計画があるのか、お伺いいたします。

○産業振興部長（大迫格史） 今年度からコア店舗出店支援事業というものを始めております。これは、市と商工会議所が連携して意欲ある商店主を将来にわたって支えていける支援制度でございまして、この仕組みを中心にまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。この取組は、地域産品を使った特徴的なメニューを提供し、観光客を積極的に呼び込めるような店舗を構えていただくことで、この店舗を確保して周辺に魅力的な店舗を増やしていくことを狙いとしているものでございます。将来的には、通り会の枠を超え、指宿駅前付近の商店主等が広域的に連携して、一体的にまちづくりに取り組んでいけるよう支援してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） さっき家賃補助をしているというお話がありました。この家賃補助は、お幾らでしょうか。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（大迫格史） 空き店舗等活用促進補助事業につきましては、月額3万円を限度に店舗の賃借料、これは駐車場代込みですが、その2分の1を3年間補助するものでございます。1年目が、上限3万円。2年目が上限2万円となっているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。この家賃補助を受けて、あそこの駅前では何かしようかなってという方がいらっしゃればいいかなと思って聞きました。失礼いたしました。ありがとうございます。

それでは、最後に福島の友に送られた詩がありました。もう私とっても感動したので、ちょっとこれを最後に読ませていただきたいなと思います。春を告げよう。新生の春を告げよう。厳寒の冬に耐え、凍てた大地を突き破り、希望の若芽がさっそうと萌えいずる春を告げよう。梅花は馥郁と安穩の園を包み、桜花は爛漫と幸の喜びを舞う。民衆の凱歌とどろく勝利の春を告げよう。踏まれても踏まれても我らは負けない。どんなにどんなに厳しい試練に打ちのめされても、頭を上げて我らは進む。前へ前へただただ前へ。怒濤がなんだ。大風がなんだ。我らには不撓不屈のみちのく魂がある。君よ悲哀を勇気に変えるのだ。宿命を使命に転ずるのだ。暁闇を破り、我が生命に旭日を昇らせゆくのだ。みちのくに春を告げる新生の太陽となって躍り出るのだ。という詩でした。私もこの詩のように、どんなときでも前へ前へと進んでいきたい。そして、太陽のように市民の皆様を照らしていけたらと思えました。以上で、終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） おはようございます。2番東勝義です。3月をもって退職されます市役所職員の皆様におかれましては、市政発展のための御労苦と御功績に対し、心から感謝申し上げます。長い間、本当に御苦労さまでした。これからも健康に十分留意され、暮らしやすく、住みたくなるまちづくりのため、御尽力くださいますようお願い申し上げます。

さて、この場を借りまして皆様に御報告いたします。昨年9月24日未明に起こった教職員の傷害事件についてであります。テレビ、新聞、ネットニュースなどで報道され、私を含む多数の同僚議員が質問いたしました。また、市教委と県教委に出された事故報告書の内容が被害者の供述とかけ離れたものであることが判明したことから、調査特別委員会の設置を求める決議案を出ささせていただきましたが、残念ながら否決されました。先日、鹿児島簡易裁

判所に起訴されたと聞き及んでおります。また、国会でも自民、公明両党からなる与党政策責任者会議でわいせつ行為をした教員の再任を防ぐための議員立法を検討するワーキングチームを設けると決め、今国会の提出を目指し、具体的な内容を協議しているようです。市長並びに教育長、教育委員会におかれましては、青少年の健全な育成をしている教育現場で二度とこのような事件が起こらないように、親身になって対処していただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

死者、行方不明者2万2,010人。負傷者6,220人。建物等の全壊12万1,809棟。半壊27万8,496棟。いまだに避難生活を送っていらっしゃる方がいらっしゃるという東日本大震災から10年、テレビなどで再度、地震と津波の被害状況を伝える映像が放送されていました。非常に心が痛む思いで見ると堪えない惨状です。さらに、2月13日には、マグニチュード7.3、宮城県と福島県で最大震度6強を観測した福島県沖地震が発生しました。被害に遭われ、非常に怖い思いをした皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。いつ起こるか分からない災害に対して、このような経験のない私たちの防災意識を常日頃から持って生活していくために、防災、防犯について質問いたします。

まず、本市には、大小幾つの自主防災組織が存在しているか。さらに、組織として避難訓練や消火訓練、炊き出しなど、どのような活動をされているのかを市として把握しているか、お答えください。

次に、防犯についてであります。昨年12月8日夕方5時30分頃、山川成川の山神通を帰宅途中の女子高校生がひき逃げされる事件が発生しました。一緒に帰宅していた女子高校生の証言から白い軽トラックだったようですが、とっさの出来事で車のナンバーなどを見てなかったようであります。被害に遭った女性は、3mぐらい飛ばされ、10分程度意識を失っていたそうです。体の後ろにからっていたかばんがクッションになったようで、生命の危機にさらされなかったそうですが、今でも強度のむち打ち症と膝関節の痛みで悩まされていると聞いています。事件発生から、検問や聞き込みなど多数の警察の方々が動員され、事件解決を目指していますが、3か月以上たった今でも未解決のままです。捜査に当たっている警察の方が、防犯カメラや常時記録しているドライブレコーダーなどがあれば有力な手掛かりになるんですがと口惜しそうに言っておられました。そこで、本市には現在、何台の防犯カメラが設置されているのか、お答えください。

次に、同僚議員も昨日質問されましたが、今定例会の議案第10号に、指宿市定住促進条例の廃止についてが提出されております。これは、旧山川町時代からの条例で新指宿市が引き継いだものと聞いています。他の自治体が、人口減少対策の一環として定住促進を強化し、様々な対策を講じているときに条例廃止案が出てくることに驚いております。本市において、これから人口減少対策をどのようにしていくお考えかお答えください。

これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 私の方では、本市の自主防災組織は幾つ組織されているのかということについて答弁をいたします。令和2年度における自主防災組織の組織数につきましては、指宿地区は、地区単位で85地区のうち72地区。山川地域は、区単位で68地区全てに。開聞地域は、区又は地区単位で29地区のうち28地区が組織済みであるところであります。

ほか、いただきました質問については、部長等に答弁をさせます。

○総務部長（中村孝） まず、防災防犯についてのうち、避難訓練など自主防災組織が行っている活動を把握しているかでございます。自主防災組織の活動といたしましては、県の地域防災アドバイザーや消防職員等を講師に招いての講習会、地域内の危険箇所を記したマップの作成、避難所の運営をゲーム形式で学ぶ研修会を開催しているほか、地震、津波を想定した避難訓練や消火訓練、薪を使用した炊き出し訓練等が行われているところでございます。

次に、防犯カメラにつきまして本市には何台設置をされているかでございます。道路等の公共空間を撮影対象として市で設置した防犯カメラにつきましては、事件、事故等への対応や未然防止、行方不明者の捜索等を目的として隣接市及び市内各所への移動を確認できる場所を考慮し、市内幹線道の交差点及び指宿駅前の5か所に設置しているところでございます。

○総務部参与（下吹越寿） 定住促進条例に基づく助成金の実績について答弁させていただきます。平成28年度が5世帯で200万円。平成29年度が4世帯で250万円。平成30年度が5世帯で350万円。令和元年度が6世帯で325万円。令和2年度が2世帯で150万円。直近5年間の合計で言いますと、22世帯に1,275万円を交付しております。

○2番議員（東勝義） それでは、2回目の質問にさせていただきます。今、避難訓練などやっているということですが、自主防災組織っていうのは、自分たちで考えてやらなきゃいけないっていうのが、まず目的だと思いますが、なかなかそういうことにならないっていうのが現状だと思います、地震とかないもんですから。それに対してやっぱり指宿市が危機管理課の方か指宿市が指導で各自治会にこういうことはどうでしょうか、こういう避難訓練はいかがでしょうかという持ち合せをして防災意識を高めるのが普通だと思うんですが、それはなさらないのでしょうか。

○総務部長（中村孝） 市では、これまでも自主防災組織の立ち上げ、強化等につきましては、支援を行ってきているところでございます。各自主防災組織の取組事例等も紹介しながら、各自治会の方に自主防災組織の役割等について知っていただき、今後の活動のきっかけ、更なる活動の充実につながることを危機管理課の方でも説明をしながら取り組んでいるところでございます。

○2番議員（東勝義） 各防災組織が、年間どのような活動をしているか。72地区とか68地区とありますが、そういう報告を毎年受けるのか、そういう計画があるのでしょうか。それと

も今報告は、なかなかされていないのでしょうか、どちらでしょう。

○総務部長（中村孝） 自主防災組織につきましては、本来、各自治会等で組織をされて訓練とか、こういうのをやりますよという形で自主的にやってもらっております。その中で、自主防災組織の活動について、危機管理課の方にもそういう行事等について実施をしますよというときがあることがあります。その中で市としてできる、まあ言えばアドバイザーであるとか、こういうところが市が支援をしていけますよというようなときにはですね、市としてもそういうものについてはですね、協力をしていっているところでございます。

○2番議員（東勝義） 協力っていうのは、まずもって当然のことだと思うんですが、自主防災組織の方々が集まってこういう避難訓練をしませんか、炊き出しをしませんかっていうそういう持ち出しを市として積極的にやっているのか、いないのか、お答えください。

○総務部長（中村孝） 今、我々としましては、自主防災組織が自前でやるものでございますので、そういう材料の部分とか、そういう機材の部分で市としてそういうものが補助をできるものについては、できるだけ支援をするようにしておりますので、自主防災組織がやる全ての資材であるとかそういうものについてはですね、それぞれの事案で対応をしていきたいという形で考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私が言っているのはですね、今我々は、防災意識が低いと、自主防災自体も成川もあるんですが、なかなか自主防災組織が集まって話し合うということが、まずないです。今回3月29日にちょっと総会資料を作るために話し合うんですが、年に1回か2回だと。私としては、各防災組織に意識を高めるためにこういう勉強会をしませんかとか、こういう事案があってこういう炊き出しとかしませんかという、そういう積極的な動きをしたから防災組織を高めることは、市として、していないのかということを知っているんですが、いかがでしょうか。

○副市長（有留茂人） 各自主防災組織への働きかけだと思いますけれども、これまでも市では、総合防災訓練というのを毎年やっております。その防災訓練の中でですね、各地区、各地域に海岸線であったりとか、山の麓であったりとか、そういう地区のその防災、減災のためのですね、訓練をどうしますかとか、そういう働きかけをした経緯はございます。そういう働きかけによって、その総合防災訓練のときにですね、一緒に訓練をしたというふうな過去の実績はあるところですが、このコロナ禍の関係で令和2年度には実施できなかったんですけども、そういう働きかけをですね、今後も強力にやっていければなと思っております。

○2番議員（東勝義） 自主防災の意識を高めるためには、やはり、地区、各自主防災に対して積極的に活動を促すような取組をしてもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

次にいきます。自主防災に対して助成金とか補助金とか国の支援、それから地方財政措置なんかがあると思うんですが、どのような補助金があるのか。そして、それを今まで活用し

たところがどのような活動をしたのか、御報告をお願いします。

○総務部長（中村孝） 自主防災組織に対して助成金、補助金につきましては、国のコミュニティ助成事業、これにつきましては、宝くじの社会貢献広報事業によるものでございますけれども、この中で消防ホースや救助用の資機材等が整備をされておりまして、各組織が実施する訓練等で活用されているようでございます。この助成事業の実績としましては、平成24年度に消火栓ボックス一式であるとか、消防ホース、災害救助用資機材、それと消火栓ボックス一式、ワイアレスアンプマイク等の購入等をこのコミュニティ助成事業を使って各自主防災組織の方に配備をしているということでございます。

○2番議員（東勝義） この助成金、補助金というのは、各自主防災組織が直接申し込むんでしょうか。それとも、こういうことを買いたいとか、整備したいということで、市が補助金を申し込むんでしょうか、どちらでしょうか。

○総務部長（中村孝） このコミュニティ助成事業につきましては、自主防災組織が実施主体になりますけれども、市の方にそういう申し込みをして、市の方から県、国の方にそういう申請をいたします。そして、その交付決定をもって、各自主防災組織の方でその資機材等を購入をしていくということでございます。

○2番議員（東勝義） 成川の話で申し訳ないんですが、婦人防火クラブがあります。そこで、いろんな活動をされております。防災マップを作ったりとか、防災のための歩き方、子供たちの歩き方をしたりしていますが、そこが申請をしたいと言っても、なかなか順番がありませんと言われたそうなんですが、この申請に対して順番というのがあるんでしょうか。

○総務部長（中村孝） これにつきましては、コミュニティ助成事業でございまして、県の中でそういう予算の枠があるようでございます。令和2年度につきましては、県の方へ3件申請をしておりますけれども、これにつきましては、その年度の県の交付決定で申請が採択されるものもありますので、現在3件申請をしているということでございます。ほかにも申請待ちで8地区ほどがあるようでございます。

○2番議員（東勝義） 自主防災組織に関する財政措置の中に、地方交付税の中に自主防災組織の活動に活性化に要する経費を措置されているということですが、指宿市は、この地方交付税の中に自主防災に対する活性化の経費は幾ら入っているか、お答えください。

○総務部長（中村孝） ただいまの御質問でございますけれども、この数値の部分につきましては、事前に通告がございませんので、資料を手元に準備してないところで答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

○2番議員（東勝義） 私が持っている自主防災組織の手引きの中に地方交付税に入っていますというところがあるんですが、これについてはまだ把握していないということですか。それとも入っていることさえも分からないということでしょうか。数字的なものはいいです。入っているのかいないのか、お答えください。

○総務部長（中村孝） 交付税の算定につきましては、様々な項目がございます。その中に項目としては、入っていると思いますけれども、その項目の中でその自主防災組織の部分が数値的に幾らというのが現在資料が無いことから答弁できないというところでございます。

○2番議員（東勝義） 分かりました。それもまた調べとってもらえれば助かります。私もまた後で聞きますから。

次にいきます。この自主防災の組織に関する国の支援策の中にはどのようなものがあるか、お答えください。

○総務部長（中村孝） 国の支援、先ほども言いましたけれどもコミュニティ助成事業というのが、自主防災組織に対する助成になりますので、その中では、消防ホースや救助用の資機材等について、国のそういう助成が受けられるということでございます。

○2番議員（東勝義） それでは、この自主防災に対して市独自、結局市の財政からの出金というのは、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○総務部長（中村孝） 市の単独事業としての助成になるかどうかと思いますけれども、市としては、資機材等につきましては、コミュニティ助成事業の方を活用していただき、市の方からは、県が毎年、主催をします地域防災組織リーダー養成の研修会等への参加であるとか、呼びかけ、それと旅費等について支給をしているところでございまして、これまで22名の方が参加をしているということでございます。

○2番議員（東勝義） たぶんそれは自主防災のリーダー育成ということだと思います。自主防災組織というのは、なかなか動きがないということなものですから自分たちで動いているところはたくさんあります。本当、私が住んでいる成川の方々は、一生懸命動いています。そこに対して、やはり活動をしているところには何かしらの補助金というのをやっぱり設定するというのが必要かと思いますが、そういうお考え、今後検討されませんか。

○総務部長（中村孝） 災害発生時等につきましては、自助、共助、公助が不可欠でございまして、自主防災組織につきましては、自助、共助の意識高揚がまずは重要であると考えています。そのことから自主防災組織の支援につきましても、先ほども説明しておりますけれどもコミュニティ助成事業を活用いただきながら、市としましては、今後も災害時の自助、共助の必要性について啓発し、自主防災組織等が開催する訓練、防災研修会等の講師であるとか、先ほども言いましたアドバイザーの派遣であるとか、市として自主防災組織の活動を支援できるものについては今後も調査、研究をしてまいりたいと思っております。

○2番議員（東勝義） 今日は、これぐらいに、自主防災については今後、順次やっていきますので次にいきます。

消防庁の調査で平成28年4月の1日というちょっと古い資料ですが、全域が避難指示の対象となっていた6町村を除く1,735市町村のうち84.1%、1,460市町村が避難行動要支援者名簿を作成しておるみたいです。名簿作成済みの1,460市町村のうち、自主防災組織に名簿情報

を提供しているのは75.6%、1,014市町村あるそうですが、本市においても避難行動要支援者名簿は、作成しているのか、お答えください。

○**総務部長（中村孝）** 市では、65歳以上の独居老人の方や障害者手帳を所持している方、それと要介護、要支援者認定者、保健所所管の指定難病、小児慢性の特定疾病の情報を基に対象者の名簿を作成をしているところでございます。

○**2番議員（東勝義）** その名簿についてですが、避難行動要支援ということ、車いすで避難させるのか、それとも、担架で避難させるのか、それとも、ちょっとした介護で避難させるのかというそういう名簿なんでしょうか。

○**総務部長（中村孝）** その車いすで避難をさせる、その部分までは、まだ把握はできていないところでございます。本市としましても先ほどの名簿がありますので、その名簿を基に実際に支援が必要であるかどうか、該当者の絞り込みが今後できればという形で考えておりました、関係課、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力もいただきながらそういう避難行動要支援者名簿の整合を図っていきたいという形で考えておるところでございます。

○**2番議員（東勝義）** 部長が言われたのは、結局、避難行動要支援者名簿というのは、介護とか、そういうものであって、避難に対する支援者名簿じゃないということでしょうか。

○**総務部長（中村孝）** 先ほど説明している名簿につきましては、要支援者の対象であるとか、障害者手帳の所持者であるとかという名簿でございます。その中で、この名簿の中から実際に支援が必要な方の情報につきましては、事前に本人の同意が必要ということでございますので、現時点では、この名簿につきましては、そういう情報提供をする本人の同意が確認できていないことから今後、その名簿につきまして関係機関とも連携を取りながら、そういう情報提供ができる名簿作成に努めていきたいという形で考えておるところでございます。

○**2番議員（東勝義）** すみません。もしよければ、災害対策基本法の中に第49条12避難行動支援者名簿の作成という項目があるんですが、それを読んでいただけますでしょうか。

○**総務部長（中村孝）** ただいまその資料については、手持ちでございませんで対応をいただきたいと思えます。

○**議長（木原繁昭）** 東議員が用意してあるのではないかと思います、そちらの方で読んでいただければと思います。

○**2番議員（東勝義）** 避難行動支援者名簿の作成というのを通告しているんです。それに関して法律とかいろいろ調べてくるのが行政の務めだと思うんですが、違いますか。

○**議長（木原繁昭）** 読んでいただきたいということですので、この時間としては質問という形でやっていただきたいと思えます。

（発言する者あり）

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時53分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 先ほどの災害対策基本法によります避難行動支援者名簿の作成というのが、第49条の10にあるところでございます。内容につきましては、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないとなっているところでございます。本市につきましては、この名簿につきましては、現在、作成をしているところでございます。作成済みでございます。先ほど、この名簿については作成をしておりますけれども、この中で要支援の個別計画の部分につきましては、本人の同意等も必要になってきますので、これにつきましては、関係部署等も今後連携を図って、その名簿の整合性を図っていきたいというところで先ほど説明をしたところでございます。

○2番議員（東勝義） 名簿の作成は義務ですよ。作成しておかなければならない。今、部長が言われたみたいに本人の確認というのが。それは本人の確認というのは、情報を提供する場合に本人の確認が必要だと。作成に至っては本人の確認はいらないんですよ。それをお分かりでしょうか。

○総務部長（中村孝） それについては、名簿につきましては、この義務に基づいて本市としては作成をしているということでございます。

○2番議員（東勝義） それでは、成川の自主防災組織が、その成川に居住する避難行動要支援者名簿を情報提供してくださいと言ったらできますか、できませんか。

○総務部長（中村孝） この名簿の提供、情報提供につきましては、本人の同意が必要ですので本人にそういう情報を提供していかという確認が取れていない場合については、提供はできないところでございます。

○2番議員（東勝義） この基本法なんですが、名簿情報の利用及び提供、もうこっちから読みます。第49条11、名簿情報を消防機関、都道府県警、民生委員法の民生委員、社会福祉法に対する福祉協議会、自主防災その他の避難支援実施にかかわる関係者においては、名簿を提供するものとする。ただし、条例に特別な定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の確認が得られない場合はだめだということになっています。情報提供は、していいということになっていますが、もう1回お願いします。

○危機管理課長（山下秀一） 情報提供につきましては、災害が発生する前におきましては、本人の承諾が必要であると。災害が発生するおそれ、もしくは発生した場合には、情報提供は

できると、そのようになっています。

○2番議員（東勝義） この情報がなぜ必要かという、我々が今、この前何年か前3年前か、成川で自主防災をしたんです。自主防災組織の訓練を。防災というのは、今起こるかもしれないんです。名簿がないと、どこでどういう要支援者がいるかいないか把握しないと救助ができないと思うんですが、だから、各自主防災組織には、情報を提供すべきだと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○副市長（有留茂人） 確かに近所のその要支援者を助けたいというふうなことで地区としては考えるだろうと思っておりますが、今度は、その反対側に立った場合ですね、言えは障害者であったり、その難病の方であったりして、そのことを知られたくないというふうな方も中にはいらっしゃるわけです。そういう個人情報的なものについてですね、こっちから積極的にその自主防災組織に提供するということが、条例上できないというふうなことで制約を受けているところでございます。中にはですね、自主防災組織の中でそれぞれその集落の中ですね、回ってあなたはその支援が必要ですか、支援をする方がいらっしゃいますかというふうなことでですね、地区で回ってその方々をリストアップして名簿を作成しているというふうな集落もあるというふうなことを聞いております。ですので、そういう今、市としては、避難行動要支援者名簿というのは作成をしておりますけれども、それぞれの個別についてはですね、それぞれの地区のその民生委員だったり集落長さんだったりに協力をいただきながらですね、その自主防災組織にその名簿を落としていければなというふうなふうに考えておるところです。

○2番議員（東勝義） 先ほども言いましたように、75.6%の市町村が、自主防災組織に名簿提供をしていると。名簿提供の漏えいを防止するために市町村が行う措置としては、施錠可能な場所への避難行動要支援者の名簿の保管、必要以上の名簿を情報の複製禁止、組織内部で名簿情報を取り扱うの規定、名簿情報の取扱いの報告、これがあるんです。今言ったみたいに、成川は成川の成川と言いますけど、各自主防災組織が、どこにだれがどういう方がいらっしゃるかって即駆けつけなきゃいけないというときに、その名簿がないと駆けつけようがないと思うんです。だから、情報提供が必要じゃないかと私は言っているんですが、今回、情報提供していないということが分かりましたので、その情報提供について条例なりをつくる考えとかあるかないか。それとも、情報提供を今からするお考えがないかあるかないか、お願いします。

○副市長（有留茂人） 今後、起こり得る災害に対して万全の態勢を取っていかないといけないと考えております。まずは、自助、共助というのが大事であろうというところから自主防災組織等へのその名簿の提供というふうなものについては、今後それぞれのその今おっしゃいました成川地区をはじめですね、お互いにこう連携を取りながら進めていければなと思うところなんです。ですので、その個人情報の絡みがございますので、条例としては、今のところ制

定というのは考えてないところです。

○2番議員（東勝義） 常に、こういう情報の場合は、個人情報、個人情報ということを言われますが、個人情報、結局この名簿作成というのは、もう義務なんですよね。義務であって、私がさいもしなさいというわけじゃないと、揃えとった方がいいということ。自主防災に対してやはり行動的に作成しておかなければならないじゃないかなと思っておりますので、対応をよろしくをお願いします。

時間が次いきます。本市には、5台の防犯カメラがあると言いますが、私、主要事業説明にあります市内5か所へ防犯カメラを設置し防犯体制を整える。設置場所、指宿4、開聞1、事業費109万3千円。これは私、ぱっと見たときに、あっ新しいのを設置するのかなと思ったんですが、そうじゃないということでもよろしいんですね。

○総務部長（中村孝） 予算に計上しているカメラにつきましては、リースをしておりまして、その賃貸借と保守契約の予算を計上しているということで、5台分の現在の部分の予算でございます。

○2番議員（東勝義） それでは、この主要事業説明書を設置しというんじゃなくて5台分の保守点検費用ということで書き直しをした方がいいと思うんですが、今からですね。これぱっと見たときに私だけかもしれませんが、設置しとなると、新しく設置するっていう勘違いをしたんですが、それについては今から書き換え、来年度に向けて書き換えをするお考えでしょうか。

○総務部長（中村孝） 事業の説明の部分について表現が不適切というか適当でなかったかもしれませんが、カメラにつきましては、賃貸借で今現在、設置をしているカメラでございますので、その賃貸借と保守の予算という形で表現については、変更というか、そこは訂正をしてみたいと思っております。

○2番議員（東勝義） 今回、防犯カメラが5台しかないこの指宿市、観光客が多いところで5台しかないというのは、ちょっと驚きなんですけど、聞き取りで、自治体がなかなか主体的にするところがないということなんですけど、今、自治体中心によると防犯対策への活用や防犯抑止効果が期待できるとして自治体自身が防犯カメラの設置に積極的に取り組んでいるところがあります。指宿市においては、いぶすきフットボールパークができたことにより、市外や県外からの観光客や選手などの出入りがあり、指宿市内へ通じる幹線道路にはとか、主要道路、交差点、繁華街など必要不可欠だと思うんですが、今から新しく設置する、市として考えはないか、お願いします。

○総務部長（中村孝） 今後の防犯カメラの設置につきましては、現在設置をしているカメラの更新時期等も考慮しながら設置箇所の実績、効果の検証等も行い、それとまた、地域の要望であるとか、警察署関係機関等の協議も行いながら設置箇所について今後、検討していきたいと考えております。

- 2番議員（東勝義） 予算を組んで年次的に計画をするお考えがありますかということです。
- 総務部長（中村孝） 現在、カメラにつきましては、5年間というリースの期間がございますので、その更新時期にも併せてですね、そういう新たな設置の部分についても一緒に検討をして、リースの更新等でそういうものも検討をしていきたいと思えます。
- 2番議員（東勝義） 今、言われましたように、通り会とか商工会とか設置してほしいというところがあれば、市として、その設置の費用を費用弁償するか、それとも何%補助するかという考えはあるのか。それとも、そういう考えはないのか、お願いします。
- 総務部長（中村孝） 防犯カメラの設置に関する助成でございますけれども、県内においては、自治会であるとか、商店街等で防犯パトロール等の実施防犯活動を行っている団体等の活動を補完し、道路等の公共的空間を撮影対象とする場合などに設置費用の一部を助成をしている自治体もあるようでございます。本市におきましては、防犯カメラにつきましては、犯罪の防止であるとか、早期発見が期待されることから安全安心なまちづくりに有用であると認識しておりますけれども、プライバシーの侵害、監視社会等への懸念もありますので、その設置、運用については、慎重な対応が求められておりますので、それらを含めて設置に対する助成につきましては、現在、検討しておりませんが、そういうものも含めて今後検討をしてまいりたいと思えます。
- 2番議員（東勝義） 今、部長が言われみたいに関防カメラの設置や運用に当たっては、やはり、条例とか、法律がないみたいですので、条例が必要だと。やっぱり、この条例を制定して、やはり、この指宿市、今、コロナ関係で観光客が少ないかもしれませんが、やはり、このフットボールパークも県外から来たりとか、試合に来たりとかするわけですから、その県外の方々が入り出す主要箇所、入り口だったら彩花菜館、あそこ辺りに設置するという考えを是非持ってもらいたいんですが、そういう計画をする考えはありませんでしょうか。
- 市長（豊留悦男） 防災、防犯、極めて重要な課題でもあります。自主防災組織につきましても、議員が、るる質問いたしましたこと、それは重く受け止めております。防犯についてのカメラ設置、いろいろ今後協議したり関係機関と連携をしたり、やはり、これは防犯関係の関係機関との連携も必要だろうと思えますので、今後、そのところについては協議をしてまいりたいと思えます。
- 2番議員（東勝義） よろしくをお願いします。
- 次にいきます。ロードミラーや防犯灯などに関係する予算、ロードミラーも壊れたりします。防犯灯も切れたりします。それに関係する予算は幾らぐらい取っているんでしょうか。
- 総務部長（中村孝） ロードミラーなどの交通安全施設の整備にかかる予算につきましては、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など約970万円。それと防犯灯につきましては、約700基の電気使用料及び修繕料、委託料など約730万円を予算計上しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私の知り合いの方が、防犯灯についてですが、去年11月、尾下地区の道路に3基切れていると、早期につけてほしいという話をしに行ったら分かりましたということで、1か月経ってまた行っても、いや予算がありませんと、また行ったら4月以降になりますと。防犯灯です。防犯灯3個の電球を換える予算がないというのはどういうことでしょうか。

○危機管理課長（山下秀一） 現在、その箇所につきましては、対応が済んでいるところでございます。そのとき予算がないと言ったかというのは、ちょっと不明なところでございます。

○2番議員（東勝義） 不明なところですね。記憶にございませんですか。その方が言うには、そちらの尾下の地区の防犯灯よりも小中学生の通学路の方が先ですと言われたそうなんです。それで、非常に怒って、私に電話がきたんです。それで今言ったところです。防犯灯については、即対応するということがよろしいですね。それと、防犯灯を夜しか点かないと思うんですが、定期的に防犯灯が切れているか、切れてないか、それとも住民の通報によってつけるのか。自分たちで定期的に検査しているのか、お願いします。

○危機管理課長（山下秀一） 防犯灯につきましては、先ほど答弁しましたとおり、約700基あるところでございます。防犯灯の点検につきましては、いちばん早い情報としましては、各地域の方からの情報が早いところでございますが、市としましては、秋口から冬になって夜の長い時間帯にかけて調査等もしているところでございます。

○2番議員（東勝義） 財政課長は来ていませんよね。財政課長に聞くつもりだったんですが、一応予算がないということをあまり言わない方がいいんじゃないかなと。予算がないと言うと、市民の方々から、サッカー場はぜいたくなものを造っちゃいがと言われてたりしますので、そのところはよろしくお願いします。それと、手前事で申し訳ないんですが、成川の上方のロードミラーが下が腐れているという情報は入っているでしょうけれど、それに対して、なかなか換えられませんということなんですが、それについて確認したでしょうか。

○危機管理課長（山下秀一） そのロードミラーにつきましては、報告がございまして、現地において調査を行っているところでございます。一応、現地において調査を行った結果、新年度予算で対応することで可能であるということで判断をしているところでございます。

○2番議員（東勝義） ということは、新年度でつけ換えるということよろしいですね。ということは、今このロードミラーなんですが、半分腐って、倒れた場合、通行人、それから車に被害があった場合は、責任があると思うんですよ。今日も行ったんですが、赤いポールとか、危険を知らせる印とか、それをつける考えはないんでしょうか。

○総務部長（中村孝） ロードミラーのそういう点検を常時行っていきたいと思いますけれども、そういう恐れのあるものについては、そういう対策も講じていきたいと思います。

○2番議員（東勝義） 建設部の話をするわけじゃないですが、尾下、私は行きます。私は親が尾下でしたから。この前も市道から沿道に入るところで、ちょっと崩れがあって、そこをす

ぐ言ったら担当主幹がすぐ行って赤いテープを張って危険箇所のマークをしてくれたんですよ。だから、そういう防犯ロードミラーも倒れる可能性がある場合は、ポールをちょっと置いて危険を知らせるのがいいんじゃないかなと思うんですが、それをそういうことを考えたことないでしょうか。

○総務部長（中村孝） そういう危険であるということが想定される分については、そういう措置はしなければいけないと思っております。

○2番議員（東勝義） 是非、そういう措置をして危険だということを知らせておければ、皆さん方が市は分かっているんだなと。だったらいつか換えてくれるんだろなと思いますけど、何もしてなかったら市はちゃんと動いているんだろかと、見に来たんだろかという不安がありますので、そういう点については、しっかり対処してくださいますようよろしくをお願いします。

次にいきます。定住促進条例についてであります。川尻地区や岡兎ヶ水地区では、空き家を活用した定住促進活動をして人口減少を鈍化させようという取組をしている自助、共助に対して、やはり、この定住促進条例というのは必要だと思うんですが、なぜ今、この条例を延期や見直しではなく廃止という選択をしたのか、お願いします。

○総務部参与（下吹越寿） 定住促進条例の今議会に廃止を出しておりますけれども、これにつきましては、昨日も答弁しましたように、平成29年度からスタートしたお試し滞在サポート事業の中で移住相談が多くなってきてます。例えば仕事面、地域交流などの支援を望むこと等の相談です。また、その一方ですね、住宅に関しては、まずは賃貸物件に入ってしばらく地域に馴染んで生活の安定を図って、それを経た後、長期的な視点で新築や中古住宅の購入について検討をしていきたいという声が多く聞かれるようになりました。本市におきましては、若い世代の人口減少が大きな課題の一つであります。こうした理由から、令和元年度に策定した第2期指宿まち・ひと・しごと創生総合戦略において、生産年齢人口の増加に資する若い世代の移住促進対策をより強化していくようにシフトしたところでございます。

○2番議員（東勝義） 今、この指宿市定住促進条例の中に住宅を新築又は購入することに対して、それとまた、1回も住んだことがない人に限ってという部分で使い難い部分があったと思うんですが、この内容を変えて、条例を変えてもう1回見直しをするっていう案は、なかったんですか。それとも廃案にして新しい条例をつくる予定でいるんでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） この条例は、平成18年度からですね、15年経過しております。移住相談者からも相談内容が変わってきたところでございます。昨日も言いましたように実績としましては、15年間で31世帯の実績がある一方、先ほど申しましたように29年度からスタートしたお試し滞在サポート事業は、4年間で30世帯の実績が出て、その効果が高いと実感しています。また、移住相談では、仕事面や地域交流事業などの支援を望む一方で、先ほど言いましたように住宅については、一旦、賃貸物件に住んでからということで、生活が安定

してから新築という方が増えてまいりました。そういうことで15年前からなんです、移住者の希望とかそのニーズ自体の流れに応じた、より有効性のある事業を強化した方が効果の即効性が高いというところで、これらの実績等も踏まえて本助成金の廃止を検討したところでございます。

○2番議員（東勝義） そうなれば、助成金の見直しとかでよかったのではないかなと思うんですが、条例を廃止して、その見直しに影響があるのか、ないのか。条例、なぜ廃止するのか、ちょっと見えてこないんですが、条例を廃止する意図がちょっと見えないところです。ほかのいろんなお試し滞在とか、いろんな事案が変わってきたというのはあるんですが、その事案が変わってきたら条例の中身も変えていくべきじゃないかなと思うんですが、この条例があるからこそ人が入ってきたりする部分もあるし、今言うたみたいに地区によっては、一生懸命活動している地区があります。また、利永もその地区のまた自分たちで活動したいというところがあります。そこに対してのやっぱり補助なんかもあるもんですから、条例については、もう1回検討した方がいいんじゃないかなと思うんですが、その検討をする予定はないでしょうかね。

○総務部参与（下吹越寿） この条例につきましては、条文にありますように、令和2年3月31日で条例としての有効期限が切れていると、その後1年延長ができますので、申請が今年で切れますので条例を廃止したいと。これにつきましては、委員会等でも説明をしてあるところでございますが、繰り返しになりますけれども、限られた予算の中で、やはり、有効性の高い事業にシフトしていくというの、やはり、行政としての責任だろうと思います。これまで取組もですね、何もその定住促進の助成金が全く無駄だったかということではないんですけれども、新たな取組とかですね、別な取組としましても平成28年度から地域おこし協力隊によるWelcomeいぶすきコンシェルジュを配置しましたり、前後のですね、ワンストップ相談の支援に取り組んでいます。また29年度は、先ほどから繰り返していますけれども、お試し滞在サポートも実施しています。また、移住、定住のPRに特化したホームページも作って情報発信をしようとしているところで、今月末くらいには公開できる予定にしています。そういうことで、新たなそういう取組をやってきたと。また、3年度から今度予算を上げていますように、フリーランスにやさしいまちづくり事業にも着手して、3年度からは、具体的な支援体制の構築に向けた実施計画アクションプランを策定する予定でございます。

○2番議員（東勝義） 検討をよろしくお願いします。今、言いましたように、川尻、利永、岡見ヶ水地区のこの空き家を活用した定住促進の活動をしているところに対して、補助金は幾らあげているんでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） 議員がおっしゃるのは、川尻元気プロジェクトと池田を楽しむ会だろうと思います。この二つにつきましては、平成30年度から活動をしているようでございま

す。また、令和2年度から岡見ケ水自治会も活動を始めております。この3団体が、地域のそのコミュニティの空き家などを調査する活動事業として地域提案型空き家活用事業を活用して、集落内の、先ほど言いましたように、空き家だとか、その空き家のマップだとか、DIY講座を実施するなど空き家活用の機運醸成に取り組んでいるようでございます。補助額につきましては、15万円を上限としているところでございます。

○2番議員（東勝義） 上限ということは、これは実績が絡んでくるんでしょうか。実績じゃなくて上限というのはどういうものか、お願いします。

○総務部参与（下吹越寿） 実績額の2分の1ということで、実績報告に基づいて補助金を交付しています。

○2番議員（東勝義） 実績ベースですね、分かりました。平成30年2月19日に発行された第54号に空き家のデータベース化をするということで答弁がされているんですが、空き家のデータベース化、使えるか、使えないかとか、倒壊のおそれがある空き家については、あるでしょうけど、データベース化をするということで、中村さんが参与のときに答弁しているんですが、それは今データベース化されているんでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） データベース化ということでございませぬけれども、地域おこし協力隊の活動を通じて所有者から貸したい空き家の情報提供いただき、台帳等の整備を行うとともに、移住希望者や空き家を探している方との橋渡しの支援を行っているところです。データベース化につきましては、今、データとしてのものはないです。台帳だけでございます。

○2番議員（東勝義） このデータベース化というのは、たぶん地区とか、それから2階、1階とか、使えるか使えないかというデータベース化だと思うんですが、それはされてないということではよろしんですか。

○総務部参与（下吹越寿） そこまでは言ってないところでございます。

○2番議員（東勝義） たぶん、議会だよりも載っていますから、データベース化をした場合は、やっぱり、そこからもう今年経っていますか。やはり、そういうことをきちっとやっていくのが行政の仕事だと思うんですが、早急にデータベース化をして、今、人口減少の対策に本当に本腰を入れてしていかないといけないと思うんですが、ただ人口が減るから減っていきました。目標よりもちょっと悪かったです、良かったですという問題じゃないと思うんです。やはり、人口が増えないという、鈍化させるためには、そういうデータベース化をして各地区の活動を支援する行政の在り方が必要だと思うんですが、それについてどう思いますか。

○総務部参与（下吹越寿） データベース化や空き家の活用については、今後も地域団体と連携しながら進めていきたいと考えます。先ほどまた空き家の支援事業につきましては、3年度から地域提案型空き家再生支援事業を創設したいと考えております。

○2番議員（東勝義） 最後になります。今、言ったみたいに、避難行動要支援者名簿の作成、それを情報提供、各自主防災組織に情報提供など、そういう取り決めもちゃんとすることと、それから、今、名簿を作りなさいと言えば、また各地区にどんなのがありますか、調べてくださいっていうのではなくて、やはり、健康増進課とか健康の部分とか、要支援、要介護、そういう部分を加味して市が作ってほしいと思うんですが、それとデータベース化についても、やはり、言った以上取り組んでほしいと思うんです。それから、そういうことを今からしていく考えがあるかないか、お願いします。

○総務部長（中村孝） 先ほどの名簿の作成につきましても、名簿としては、もう作成をしているところがございますけれども、要支援の部分につきましては、本人の同意というところもございますので、そういう作業を進めながら、そういうものについては、早急に作成できるようにしていきたいと思っております。それと、空き家のデータベース化についても、そういう早急にできるような形で対応はしていきたいと考えております。

○2番議員（東勝義） いざ災害というときに、必ず、火事でもしょうけど、隣が火事で動けない方がいらっしゃるかもしれない。やっぱりそういうことを考えれば、地域にその避難行動要支援者の名簿というのは必要だと思うんです。どこに誰がいます。これを個人情報化、個人情報化と言ってもそれを管理する人がおればいいという法律になっていますから、是非、行政として一生懸命頑張ってもらって地域の防災に対して取り組んでいってもらえればと思います。それと、空き家を使った人口減少対策も本腰を入れて頑張ってもらいたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時29分
再開 午後 1時27分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。3月に入り、高等学校、中学校では、卒業式が執り行われ、これから小学校でも卒業式が行われる予定です。4月になると新しい生活がスタートしますが、様々な物品を揃えなければならない時期でもあります。子育て世代の方から急な出費で困っている。お金が足りず必要なものを揃えることができないといった声も多く聞かれますが、まず、学校教育費等の負担軽減について質問いたします。本市では、要・準要保護児童生徒就学援助費と呼ばれる就学援助制度を実施しています。経済的理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒に対して、学用品費や通学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する制度です。この就学援助制度に認定されている児童数と生徒数、小学校、中学校で

の就学援助率はどうなっているのか、お聞きします。

次に、かごしま国体・かごしま大会に向けた取組についてお聞きします。2020年に開催予定でしたが、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として、鹿児島県での開催と会期が正式決定されました。本市でも、開聞総合グラウンドは成年女子ソフトボール競技とグラウンドソフトボールの競技予定会場となっており、開催に向けて大規模な改修整備が行われました。改修後のグラウンドの利用状況はどうなっているか、お聞きします。

次に、駐車場整備について。以前、中央競技団体に対して、中央家畜市場や近隣も含め、駐車台数844台で調書が出されています。これまでも駐車場整備については、提案してまいりましたが、新たな駐車場所や台数の確保について、どのように改善されたのか、お聞きします。また、2023年に開催となり、延期による影響や変更点はあるのか、お聞きします。

次に、東京パラリンピックの正式競技、ボッチャについて、鹿児島県実行委員会より2023年燃ゆる感動かごしま大会での開催受入依頼について、指宿市実行委員会送付の文書に記載されていました。ボッチャは、重度の脳性まひ者や四肢重度機能障害者のために考案され、本市での受入れに関しては、スポーツ参加機会の拡大のため、また、市民の関心や理解を深め、スポーツに親しむことのできる環境整備のためにも大変重要なことであると認識しています。このボッチャ受入れについて、どのような経緯で県実行委員会から本市に受入依頼があったのか、お聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。医療従事者へのワクチンの先行接種が開始されました。混乱のない接種を行っていかねばなりません、ワクチン接種事業が、どのように行われていくのか。対象とスケジュール、進捗状況はどうなっているのか。今後どのように市民に周知していくのかをお聞きします。質問内容が、同僚議員と一部重複しますが、答弁を願います。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 幾つか質問をいただきました。数字的なもの、具体的なものについては、担当部長等に回答をさせます。私は、全体的にどう思うかということをお願いしたいと思います。やはり、昨今の経済状況、社会状況の変化によって学校教育、特に就学援助制度というのは大切な制度だと思っております。このことについては、教育委員会もそうですけれども、重くこの事業の重要性というのは認識をしているところでございます。教育委員会の方でこの就学援助制度については慎重に、そして市民、いわゆる就学援助についての趣旨を理解いただいて、この制度がうまく活用できるように指導しているところでございますので、教育部長に答弁をいたさせます。

かごしま国体の開聞総合グラウンドの改修後の利用状況についてであります。これもスポーツ振興課の方で具体的な数字を捉えておりますので、担当部から回答させていただきます。ただ、かごしま国体、せっかく指宿市で行われる競技については、指宿で開催してよか

ったと、指宿のもてなし、そして、自然を含めた参加者が喜んでいただけるような、そういう取組にしていきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルスについてでございます。今日の新聞にもありましたように、指宿市のこのワクチンの配布の日も決まりました。具体的なスケジュールについては、今日、担当部の方でいろいろと計画をして、いちばん新しい情報をこの議会で報告するはずであります。そういう意味で担当部長の方に答弁をさせます。以上でございます。

○教育部長（鶴窪誠作） 就学援助制度の認定児童生徒数及び就学援助率についてでございます。就学援助制度につきましては、令和3年3月1日現在で、小学生は認定者が438人で、令和2年5月1日現在の児童数2,009人に対する就学援助率は21.8%となっております。また中学生は、認定者が256人で、生徒数973人に対する就学援助率は26.3%となっております。

次に、開聞総合グラウンド改修後の利用状況についてでございます。改修後の利用者数がありますが、平成30年度は86件、6,252人。令和元年度は121件、7,824人。令和2年度は、令和3年2月末現在で59件、3,852人となっているところでございます。

○総務部参与（下吹越寿） 駐車場の整備状況でございます。開聞総合グラウンド周辺の駐車場につきましては、2019年に開催しましたリハーサル大会までに以前からの駐車場を整備し、開聞総合体育館駐車場133台、指宿中央家畜市場400台、レクリエーション広場390台、開聞中学校横駐車場114台、草スキー場跡地や周辺を含めて182台となっております。大型バス用も含めて1,200台程度確保したところでございます。また新たに、ふれあい公園近くに駐車場132台分を整備したところでございます。

続きまして、国体にかかる部分でございます。先ほど議員からもありましたように、2023年度に特別国民体育大会として会期等が決まりました。また、障害者スポーツ大会も10月28日から30日の3日間と正式に会期が決まりました。その中で、新たにボッチャ競技について県から開催の要請がございました。ボッチャ競技につきましては、本年、三重県で開催予定の全国障害者スポーツ大会から重度高齢障害者のスポーツ参加の機会を拡大することを目的に、新たな正式競技として開催が決定されたところでございます。鹿児島県としましても、2023年の特別障害者スポーツ大会での開催に向け、競技会場地等の検討を始めたとのことでした。本市へは、昨年12月に競技会場地として受入れの依頼があったところでございます。

○健康福祉部参与（山元成之） ワクチンの接種スケジュール等でございます。ワクチンの接種開始時期につきましては、国からのワクチンの供給予定が見通せないことなどから、指宿医師会での協議によりまして、まずは、クラスター発生のリスクが高い介護老人福祉施設等の入所者への優先接種をすることになりました。高齢者接種向けのワクチンの供給につきましては、昨日、県の発表があり、本市へのワクチン供給は4月12日の週となりましたので、早ければ翌週の4月19日の週には接種を開始することになる予定であります。

市民への周知につきましては、広報いぶすき3月号でお知らせしたところですが、現時点

では、国からのワクチンの配送が未確定の部分が多くありますので、国からの確実な情報が入り次第、随時広報紙やチラシ、ホームページ、広報紙など様々な手法により周知を図りたいと考えております。なお、ワクチン接種に関する市民の皆様への様々な疑問や不安に対応するため、コールセンターを3月10日に開設したところです。

○8番議員（恒吉太吾） 質問の順序を変更しまして、まず、新型コロナウイルス感染症についてからお聞きしたいと思います。今、対象であったりスケジュール、るる説明いただきました。是非、市民の皆様へ混乱のないように周知していただきたいと思います。議員向けに指宿市ワクチン接種体制についての資料をいただきました。その中でですね、今申されました医療従事者であったり、高齢者、64歳以下の基礎疾患、そして、介護施設の従事者までは優先順位として決まっておると思うんですが、それ以降の接種順位についてですね、この資料によりますと、市が調整主体となり決定していくという文言がありますが、その認識でよろしいでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 現在、64歳以下の接種予約順番につきましては、国から示された接種順位等によりまして、基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者の順位で優先的に予約を受け付けるスケジュールとなっております。この順番での予約期間の終了後、ワクチンの供給量、配布見込みを踏まえながら医師会などと相談、協議の上、調整することは可能であると市としては今のところ考えております。

○8番議員（恒吉太吾） そのような中でですね、多くの保育園、幼稚園、また認定こども園のですね、保育士であったり、幼稚園教諭、保育教諭からもですね、もし自分が感染してしまったらとか、園児に移してしまったらと感染に対するですね、大きな不安の声が届いております。様々な対応をしながらも3密が避けられない環境での仕事、業務というのは、医療であったり介護福祉の現場と同様にですね、相当の緊張感を持ちながら不安を抱えながら行われています。闘われております。子供たちのためにもですね、是非、この保育園、幼稚園、認定こども園の職員に対しても優先してワクチン接種を行うことができないでしょうか。

○健康福祉部参与（山元成之） 今回のワクチン接種につきましては、高齢者や基礎疾患のある方、高齢者施設などの従事者など新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化する可能性が高かったり、クラスターが発生することで医療崩壊が発生したりすることなどを防ぐために、国が優先的な接種の順番を示しております。一方で、幼稚園や保育園などの職員の方を新型コロナウイルス感染症から守ることは、安心できる子育て環境を守ることでありますので、本市だけではなく県全体の取組としてできないものか、県や医師会などに相談、要望をしてまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、お願いいたします。

次にですね、かごしま国体・大会に向けた取組についての質問に移ります。今、るる新設された駐車場があることを説明いただきましたが、最後に申されましたふれあい公園の132

台、とてもいい場所にあるんですが、なかなかまだ周知されておらず、使用がされていない状況ですので、今後、周知して利用促進に努めていただきたいと思います。このかごしま国体・スポーツ大会開催後の利用促進のために、どのような取組を行っていくのかお聞きします。

○総務部参与（下吹越寿） 総合グラウンドについてを含めて、かごしま国体を契機として整備されたグラウンドや施設等を最大限に活用しながら、官民一体で取り組むスポーツコミッションいぶすきを中心にスポーツ大会やイベント、合宿やキャンプ等の誘致活動、情報発信、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口体制の構築などを推進していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 次はですね、開催延期による変更であったり影響についてお聞きしたいと思います。まず、多くの方が訪れることが予想されるためにですね、仮設で観客席が造られる。2コート、2,000人分。3日間で2,400万円の見積もりが以前出ておりましたが、その額にまず誤りがないのか。またですね、仮設トイレに関しましても設置予定でしたが、この見積りに含まれているのか、仮設トイレ設置費用は幾らか、併せて教えてください。

○総務部参与（下吹越寿） リハーサル大会におけるソフトボール競技の仮設観覧席については、2コート、600席、445万円の執行額でした。それと、仮設トイレにつきましては、2コートで一般用ユニット型男女仮設トイレを1棟ずつ、選手用ユニット型女子仮設トイレ、3人用でございますが、これを2棟。多目的仮設トイレを2棟で616万円の予算を計画しております。本年度開催予定での計画では、国体のソフトボール競技の仮設観覧席につきましては、2コートで1,312席を設置し、2,000万円の予算を計画しておりました。

○8番議員（恒吉太吾） 今後のですね、新型コロナウイルス感染症による大会の在り方、感染の在り方をですね、考慮していけば、私、2,400万円とっていたんですが、約2,000万円見積りでかかっているということですが、こういったですね、大規模な仮設の観客席を設置する必要性についてもですね、これから2023年に向けて見直しや再検討をしていくべきではないかというふうに思っております。コロナ禍においてですね、3分の2は国体は、補助が出るとはいえ、それでもやっぱり700万円ぐらいですかね、掛かります市の負担が。市の財政状況が悪化することが懸念される中でですね、見直しであったり経費の削減についてどのように考えていますでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） 新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の変化によって、新しい生活様式に沿った競技会場の設計もしなければならぬと考えております。今後、開催予定の三重県、栃木県を参考に、観覧席だけではなく競技会場全体の設計も含め、簡素で効率的な運営ができるよう検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、身の丈に合ったと言いますか、先進の状況も確認しながら検討していただきたいと思います。

次はですね、グラウンド内にありますトイレについてお聞きします。現在、総合グラウンド内のトイレの設置状況はどうなっているか、教えてください。

○教育部長（鶴窪誠作） 開聞総合グラウンド内のトイレの設置状況であります。体育館側と弓道場側の2か所あり、合計で男子トイレが小便器4基、和式の大便秘器2基、女子トイレが和式4基、洋式2基、多目的トイレが洋式の大便秘器1基が設置されているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 総合グラウンドでございますが、平成10年、県民大会に併せまして整備されたものというふうに思っております。整備からですね、20年以上経過し、当時と取り巻く状況、大きく変わっております。和式が主流であったものが洋式化が進み、そして、この新型コロナの影響もでございます。鹿児島県でも、この新型コロナウイルス感染症対策もありまして、公共施設のトイレの洋式化を進めております。和式より洋式の方が飛沫感染が少ないとされており、また最近では、和式を使ったことのない子供、増えております。あそこは、ソフトの大会もたくさんあるんですが、少年団の、大事な試合にもかかわらずですね、我慢をしなければいけない、そういった状況も起こっております。今、室長の方からもありましたが、今後ですね、S C Iを中軸とした積極的なですね、誘致活動を行っていく。そうなることで多くの方がですね、グラウンドを使うことが増えてくるのではないかと思っております。そのためにもですね、やはり、新型コロナウイルス感染症対策も含めまして、新設をはじめとした増設や洋式化を含めた改修が必要になってくるのではないかと思います。トイレの新設、改修ができないでしょうか。検討や計画、そういったもの行われているんでしょうか。あわせてですね、あのトイレ施設の状況で今申されたような誘致活動、この誘致活動に対してですね、なんら支障はないのか。S C Iに関する国体・スポーツコンベンション推進室長としての意見もお聞かせ願いたいと思います。

○教育部長（鶴窪誠作） 開聞総合グラウンド内のトイレにつきましては、大きな大会等が開催されますと、どうしても混み合うときがあると思っておりますが、隣接する開聞総合体育館のトイレを利用させていただきたいと考えているところでございます。今後は、開聞総合グラウンド内のトイレにつきましては、今後のグラウンドの利用状況や他の体育施設の整備状況を踏まえ、計画的に対応してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 施設の整備状況を言われますとフットボールパークがありますので、じゃあすぐしていただけるんだなというふうに思ってしまうんですがね。平成10年できた当初、この議場にいらっしゃる開聞出身の職員の方も携わっておられると聞いております。本来であれば、そういった方の思いも聞きたいんですが、この場では聞けませんので、次の質問に入りたいと思いますが、まだコンベンション室長から、あれで本当にいいのか。サッカー場に関しては、すごい誘致されていますが、同じようにですね、総合グラウンドも誘致していただきたいと思いますが、そのまだ御意見聞いておりませんので、あれで本当にいいのか。あれで誘致できるのか、教えてください。

○総務部参与（下吹越寿） 開聞総合グラウンドにつきましては、九州内外の高校女子ソフトボールの合同合宿等も行い、また、来年度もやる予定で調整しているところでございます。確かに施設の整備につきましては、よりよいものの方が、それは誘致活動としては、来る側としては、よろしいかなと思えますけれども、現状の施設を有効的に活用していくことではなかなと考えます。

○8番議員（恒吉太吾） 室長のところの職員さん、才能とすごい志に溢れた方がたくさんいらっしゃいます。いろんな困難をものともしない超攻撃的な誘致活動をされる方が揃っておりますが、教育部長からの答弁では、あんまりその重要性を、トイレの改修を思っていない。片や室長も今あるので何とか頑張ろうというんですが、グラウンドコンディションはすばらしいのに、トイレをはじめとした施設の充実が図られてないということでですね、この開聞が選ばれないということがあればですね、大変悲しいことですので、是非ですね、室長の方も教育部長含めて是非もう一度、ちゃんと検討していただきたいと思っております。

次はですね、ボッチャについてお聞きしたいと思えます。県の実行委員会から要請があり、指宿市側からですね、この希望を出したわけではないように感じますが、本市の意向を聞くこともなくですね、県から一方的にこういった競技の要請があったんでしょうか。県の担当と市側の担当とですね、どのような協議が行われたか。と言いますのも、本市ではですね、これまで1回もボッチャの大会はもちろんのこと、体験教室すら開かれてないんですよ。これは、こちらのボッチャの方にも確認しております、事務局長ともお話をしておりますが、未知数の中ですね、障害者福祉団体であったり、この関係団体といいますか、スポーツ振興課あります、地域福祉課あります、どのような協議が行われたんですかね。どのような依頼だったのか。県との協議がどうだったのか。あと、市の関係機関との協議、この3点について教えてください。

○総務部参与（下吹越寿） まず、ボッチャ競技について、こちらから競技依頼をお願いしたというのはございませんが、今度新種目でなりますボッチャ競技について県からあったところですけども、県としましては、複数の自治体の方へ開催依頼というか、調査をかけているようでございます。依頼理由としましては、うちのグラウンドソフトボールをやるということで障害者スポーツもやるということ。それと、競技予定地が総合体育館を予定しているんですが、宿泊地から近いということ。ということは、移動時間も短縮されるので障害者の方にも負担が少ないだろうということと、それとやはり、菜の花マラソン、マーチでそういうイベントの受入れが慣れているということなどを理由にうちでできないかということで、依頼があったところなんです。それを受けまして、いろいろその協議を行いました。関係機関ともこれはやっぱり宿泊が問題になろうということで、観光協会の方へも説明をして、県からホテル関係者にも説明して、その意見を聴いた上で県との調整、関係機関との協議を重ねて、

2月に市の実行委員会、常任委員会を書面で開催して、受入賛否について審議を行ったところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 受入れについて、市が、菜の花マラソンをはじめとして受入態勢が整っているということだったので、このちょっとスタッフについて聞きたいと思います。資料によりますと、運営スタッフについては、競技補助員として高校生50人、実施本部員として市職員40人を必要スタッフとして想定しております。この指宿にとってですね、未知数であるポッチャに対してボランティアの参画、運営に必要な態勢について、どのように計画されていますでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） ポッチャ競技につきましては、先ほど言いましたように、今度の三重大会から正式競技となりますので、なかなか、その具体的に見えないところもございませうけれども、組織体制としましては、市の側の負担として40人程度をグラウンドソフトボールに出す予定ですので、同じような規模になるのではないかなと考えております。それと、競技補助員も先ほど議員の方がおっしゃいましたように、市内外の高校生にも協力をいただくというふうに聞いております。しかし、これにつきましては、県が、あくまでも主体となってやることになると思いますので、県からの要請があれば協力していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） まず、三重大会しっかりとですね、先進地といいますか、実状をこの職員の方に見ていただいて、より良いものになるように、こういったボランティア体制も大切になってきますので、そこもしっかりと把握していただきたいと思います。

次は、学校教育等の負担軽減についての質問に移りたいと思います。以降ですね、要・準要保護児童生徒就学援助費を就学援助費と省略させていただきます。就学援助費の中にはですね、新入学に必要な物品購入のために支給される新入学用品費があり、中学校入学時に本市では4万7,400円支給されております。入学前後の時期にですね、取り揃えなければならない物品というのは、制服はもちろんのこと、体育服であったり、通学用の鞆、ジャージ、多岐にわたっております。そのようなものをですね、全て合わせた場合に保護者が負担する金額、この入学前後で幾ら必要になりますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 中学校入学時の制服及び通学用鞆等の購入にかかる保護者負担額は、平均で7万5千円となっております。

○8番議員（恒吉太吾） 7万5千円かかるというんですが、この金額ですが、大変高額でございまして、用意するのが大変な世帯ってというのは、大変多いわけです。またですね、この今おっしゃられた7万5千円というのは、本当に必要最低限のものだけを買う場合で、例えば、私の息子も今回、中学校に進学しますが、体育服を2枚買う、替えのシャツを買い、あつという間にうちの場合は9万円でした。7万5千円ではとてもじゃないけど収まらないんじゃないかなというふうに思っております。また、部活などを始めれば、その用品費も掛かります

ので、あっという間に10万円を超えてしまうのではないかと考えています。その10万円、今おっしゃいました7万5千円の中です、やはり、大きなウェイトを占めるのは、制服ではないかというふうに思っております。制服の価格がですね、高いといったような声もよく聞かれておりますが、実際、市内平均販売価格が分かれば、それぞれお示してください。

○教育部長（鶴窪誠作） 本市立の中学校における冬服の制服代につきましては、男女共にでございますが、平均で3万2千円となっております。

○8番議員（恒吉太吾） 3万2千円。男子、女子ですかね、ありまして、私もですね、個人でいいですか、制服代金の調査を行いまして、県内、県外、6市に調査しました結果、なかにはですね、4万円を超えるようなところもあり、保護者の方から大変高いという声も聞かれておりますが、本市だけが極端に高いというわけではないのかなといったふうには思っております。しかし、そうは言っても、3万2千円ですかね、指宿であれば。いくら品質が良くて3年間使えるかもしれないとはいえ、高いといった感想を持たれる保護者の方が多いのも実際事実でございます。教育安心社会の実現に関する懇談会では、小・中学校の学用品代や給食費などの負担軽減策をまとめ、また、公正取引委員会でも公立中学の制服の取引実態に関する報告書をまとめております。この中ではですね、制服が安くなる方法についても提言がございました。この負担軽減に対する問題点や対策につきまして、教育委員会としまして、教育委員会の定例会、総合教育会議また校長会などに対してですね、これまで議題として取り上げられたことがございますでしょうか。また、保護者経費負担の軽減のためにですね、そういった検討委員会、そういったものが本市では、設置されている例がございますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 中学校入学時の保護者負担につきましては、これまで総合教育会議とか、あるいは検討委員会等で協議したことはございません。

○8番議員（恒吉太吾） あまりそこに対しては教育委員会としては、関心がないという認識でよろしのでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会としましては、今実施しております就学援助制度を継続していきたいと考えておるところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 就学援助制度、大切な制度でございますが、多くですね、子育て世代も大変苦しい状況でございますので、その就学援助制度に認定されない家庭もこの経済的に大変厳しい状況の中で、そういったところにも軽減が必要じゃないか、検討が必要じゃないかという意味での質問だったので、再度、お答え願います。

○教育部長（鶴窪誠作） 保護者負担軽減に関する制度につきましては、今後、県内他自治体の状況も踏まえながら、どのような手法が効果的であるのか、他の支援策も併せて、現在実施している就学援助制度も併せまして総合的に調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 先ほど申しました公正取引委員会の報告書の中にですね、同じ自治体の中で、制服のデザインが統一されていれば価格が安いといったデータもございます。まず、市内中学校の制服のデザインは同じでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 市内中学校セーラー服等につきましては、襟のラインの本数など少し違いがあるようでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 少しということは、大きくは変わらないという認識でよろしいですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 制服が統一されていないということでございます。

○8番議員（恒吉太吾） では、襟のラインとかだけではなくて、基本的に違うという認識で質問に入りたいと思います。今、申しました制服のデザインに関しまして、少し認識、やっぱり現場に行かれる方が少ないのかどうか分かりませんが、このデザインの統一に向けてですね、これまで検討されたことがありますでしょうか。そういったまた取組ができないでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会としまして、これまでセーラー服を統一する検討は行ったことはございませんが、制服の仕様の共通化を行っている自治体の平均販売価格は、行っていない自治体の平均価格よりも安い傾向にあるようでございます。今後、学校及びPTAとともに、この件につきましては、協議してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、よろしくお願いします。今、申しました冬服と申しますか、セーラー服とかですね、そういったものの値段の引下げというのは、やはり時間がかかる。仕様書の件とかございますので、変更がすぐには難しいのかもしれませんが、例えば、シャツ、ブラウスなどに関してはですね、取決めがすぐにでもできるのではないかというふうに思っております。例えばですね、南指宿中学校の夏用の半袖シャツというものはですね、校章が入っております。校章は刺繍だと思うんですが、それが入らなければ、それだけでも価格の引下げってすぐにできるのではないかというふうに思っています。保護者のですね、負担を軽減するためにも、この保護者が一定のルールにももちろん基づいてではございますが、指定品以外も選択できるようにはできないでしょうか。このシャツとかブラウスに関してでございます。

○教育部長（鶴窪誠作） カッターシャツやブラウスにつきましても、学校指定外のものの着用について、今後、学校及びPTAと協議してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 学校独自のデザインだからというふうな理由であればですね、なぜということが必要になってくるわけですが、是非、今、部長の方から答弁ありましたが、見直しについても前向きに進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。このコロナ禍の中で、先ほども申しましたが、要・準要保護世帯だけに限らずですね、多くの子育て世代も経済的に大変苦しい状況でございます。大隅の大崎町、こちらの方では、ふるさと納税から基金を設置いたしまして、中学進学

時に入学援助金として3万円支給しております。また、宮崎県都農町、こちらでは、児童生徒に一律1万円を支給し、小中高に4月に進学する児童生徒には、更に1万円加算して支給する事業が行われております。このようにですね、他自治体におきましては、子育て世代に対しまして積極的に支援を行っておりますが、本市においても、やはり、子供を真ん中において支援、子育て世代の負担軽減のために、独自のこういった現金支給であったり、商品券支給、こういった援助金や臨時特別給付金の支給といった支援ができないでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 入学援助金等の保護者の負担軽減に関する制度等につきましては、今後、県内他自治体の状況を踏まえながら、どのような手法が効果的であるのか、他の支援策も併せて総合的に調査、研究してまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 入学支援金というよりは、子育てに対する支援金で質問させていただいております。

○健康福祉部長（西浩孝） 子育て支援として、入学時に1万円の補助というところをやっている自治体があるということでございます。本市もいろいろな子育て支援策をやっておりますが、他の自治体等の状況等も踏まえまして、今後この援助につきましては、調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 今、現金支給であったり商品券支給ということで申したんですが、やはりですね、中学生は、身長、心身ともに成長しまして、制服というのも何度かこう作り直さないといけない、買い替えないといけないということもあると思います。中学校入学時にですね、その3年間の中で使えるような、いつでも使える、制服とかですね、シャツの購入に使用用途を限定したようなクーポン券の発行、こういったものができればですね、子育て世代への負担軽減につながると思います。現金であれば、ほかのものを買ってしまいかも知れませんが、用途を限定したクーポン券の支給、こういった制服等購入補助限定のですね、クーポン券の支給についてはできないでしょうか。そういった考えがないでしょうか。昨日ですね、同僚議員の一般質問でも、ふるさと納税のふるさと応援基金7億円。この条例に基づいた使途についての質問があったんですが、この子育て世代に対する支援も5項目の中に該当すると思うんですが、その基金からの支援の考えはないでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 中学校の制服の購入補助クーポン券の発行につきましても、今後、他市の状況等も踏まえながら総合的に調査、研究してまいりたいと考えております。

○総務部長（中村孝） ふるさと納税の活用使途につきましては、昨日の答弁の中で本市が目指す将来都市像を実現する次の各号ということで、5項目の実現をする事業ということでございますので、子育ての部分につきましてもこの5項目の中で対応ができるのであればですね、そういう活用についても検討をしてみたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 次はですね、制服のリユース事業についてお聞きします。この制服リユース事業とは、学校卒業などで使うことのなくなった制服や体育服、ジャージなどを再利

用するもので、不要なものを回収し、必要な方にお譲りするものでございます。制服の購入について家庭によってはですね、新しいものを買うのが大変厳しい、苦しい、そういった声もあり経済的負担がとて大きくなっております。福岡県古賀市では、教育委員会が卒業生に制服を無償提供してもらい、教育委員会の窓口前に並べられ選ぶことができます。市が行えば、告知もしやすく、集めやすいとのことでした。まず、制服に関してリユースの取組を行っている学校について把握されていますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 本市内中学校2校において、卒業後に制服が不要となる生徒の保護者に対し、学校に寄贈してもらえないか呼び掛け等を行っているようでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 既に始められているところもあるということなのですが、このようにですね、制服であったり、学用品に特化して、管理であったり、周知いろんな情報提供などをですね、市が行う、教育委員会が行っていけばですね、更に支援の輪が大きく広がっていくのではないかとこのように思っておりますが、市として、この制服のリユース事業に取り組む考えはないのでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 制服のリユース事業につきましては、保護者の負担軽減並びに環境の面からもすばらしい取組であると認識しております。まずは、制服のリユースに取り組んでいる学校、2校の事例について、他の学校にも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 学校の取組、あと1点は、ニュースでも昨今あるんですが、この制服リユースの取組事業というのは、全国的に広がりを見せておりまして、本市ではないんですが、鹿児島市におきましてもそういった店舗がございます。少し紹介させていただきますと、不要になった制服を買取りや寄附で集め、除菌クリーニングや刺繍取りなどの修繕を行い、制服や体育服などが市価よりも安い値段で販売されております。さらにですね、そういったお店なんですが、非課税世帯や母子、父子家庭には、更に2割引で販売されておるなど大変経済的に苦しい家庭には、助かっておるとのことです。また、買取りとは別にですね、寄附された制服というのを独自に査定を行いまして、査定額相当額は子供支援施設に寄附されており、このようなですね、子供のことを考えた取組に賛同して不要になった制服や学用品の改修ボックスを設置している事業所も県内10か所以上ございます。この指宿市においても、この店舗に大変問い合わせが多いということで、急ぎよ、この指宿市におきましても事業所を募って回収ボックスが設置されております。このようなですね、事業所の存在、こういった民間の取組について、まず把握されているか、お聞きします。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会としましても、民間によりそのような事業を実施しているということは把握しております。

○8番議員（恒吉太吾） 市長のですね、施政方針の中でも、この持続可能な開発目標SDGsに関しまして、本市が目指すべき目標であり、指宿の未来を受け継ぐ子供たちに負の遺産を

残さないための重要な指針としております。事業者を含めた多様な主体と連携を図り、今後、本市もですね、SDGsの未来都市を目指していくものと私は思っておりますので、こういった取組が重要になってくるのではないかとこのように思っております。このリユース、SDGsと大変関わりが大きいものでございますので、事業者が行っているこのリユース事業に対しまして、回収ボックスの設置をはじめ、修繕費用補助などの積極的な支援や市の広報紙やホームページ等を活用した情報提供、お知らせを行うことができないでしょうか。あわせて、このSDGsの観点、特に目標1、12ですね、達成につながる子供たちの未来や保護者の負担軽減を考えたリユースに対する本市の考えや見解を、SDGsの観点から教えていただきたいと思っております。

○教育部長（鶴窪誠作） 事業者への支援につきましてでございます。教育委員会としましては、まず、制服のリユースに取り組んでいる2校の事例について他校にも情報提供を行って、学校での取組を推進していきたいと考えているところでございます。

○総務部参与（下吹越寿） 持続可能な開発目標でありますSDGs、17の開発目標でございます。今回、第2期の総合振興計画の後期計画につきまして、施策ごとにSDGsの取組というものも定義しておりますので、それを確実に実行して、その進捗に監理していくべきじゃないかなと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） このリユースに絡めてちょっとお聞きしたかったんですが、全体の意見という形でいただいております。やっぱりこのSDGsですが、誰一人取り残さない、こういったことが大切になってきますが、先日ですね、宮崎市におきましては、子供の貧困対策活動を支援するために、子供の未来応援基金を設置すると発表がありました。子供が生まれ育った環境に関係なく、健やかに成長できるまちづくりを目指して設置されたもので、市民などからの寄附、あと一般財源を合わせまして1千万円を積立てております。市民や企業からの寄附の受け皿を整備し、学習支援、子ども食堂などの支援に対し、貧困対策に取り組む民間団体への活動費助成を行い、更に支援を充実させる、活動を後押しするねらいがあります。2019年の国民生活基礎調査によりますと、日本の子供の貧困率は13.5%、約7.4人に1人。児童のいる世帯の12%、母子世帯におきましては32%で貯蓄がなく、貯蓄が50万円未満の母子世帯と合わせると約42%に上ります。先ほどですね、全体的なこのSDGsの考えについては、本市の考えをお聞きしましたが、誰一人取り残さない、こういったSDGs目標達成につながり、一人ひとりの子供をこれからも大切に作る指針であってほしいと思っております。このまちに生まれて良かった。住んで良かったと思えるために、そして、子供たちの未来や笑顔のためにですね、さらには、この社会を取り巻く、この子供たちを取り巻く大人が、子供の貧困に社会全体で取り組む意識の醸成のためにも、このような基金の創設ができないか、最後、市長にお伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 恒吉議員の子育てに対する、特に、学齡児、入学、卒業含めて、多くの多

額のお金が必要であるというのは、私も認識をしております。制服等については、学校がPTAと一緒に考えていることでもあります。リユースについても、その大切さというのを伝えながら学校で判断し、そのような体制ができるように働きかけてまいりたいと思います。やはり、子育て基金というのは、必要な基金でもあります。本市は、奨学金の基金がありませんけれども、今後はこのような社会情勢を背景に、この子育て基金という創設についても考える時期であろうと思っています。恐らく、小学校の入学者、中学校の入学者、700人弱であろうと思います。そこに、どのような対応ができるのか。支援ができるのか。検討させていただければありがたいと思います。子供たちの貧困、それは、どうしても行政として支援をしていかなければならない。子供の貧困だけは、無くさなければなりません。それは一つは、行政の仕事でもありますので、今日いただいた質問等を基に検討をしてみたいと思います。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分
再開 午後 2時34分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

○5番議員（前原五男） 5番、前原五男です。雨にも負けず風にも負けず、また北風のときはマント、いわゆるコートをいっぱい広げ、私たち市民を一生懸命に守り続ける市長をはじめ職員にまずもって感謝申し上げます。コロナワクチン高齢者接種において、指宿市は、医師確保を既に終え、1万6,000人の7割を確保、個別接種という新聞報道がなされております。また具体的には、4月の12日の週にワクチンが届き、19日の週には接種が始まると聞いております。この時期に医師会との協議が順調に進んでいることは、市民は安心して過ごすことができます。私の大好きな指宿、これにどう立ち向かっていくのか。これまでもこれからもその姿を見ていただきたいと思います。

さて、令和3年度の施政方針が提起されました。それらについて一般質問を行っていきます。

令和2年度事業についてであります。まず、指宿港海岸整備事業の供用が始まりました。待ちに待った海岸がよみがえりました。一部ではありますが、今まで潮風や高波にあらわれ越波でその度に不安を抱きながら生活してた地域住民が、いちばん安心して喜んでいると思います。まず、この完工年度は、いつになる予定でしょうか。1回目の質問とします。よろしく願いいたします。次からの質問は、質問席から行いますのでよろしく願いいたします。この壇上から、まず令和3年度の事業について開聞庁舎の行政施設としてのほかに目玉がありますでしょうか。また最後には、地熱発電の行方について質問をいたしたいと思いません。よろしく願いいたします。

令和2年度の事業については、いぶすきフットボールパークの利用状況は、どうなっているのかお伺いします。また、今後の大会などの計画は、どのようになっているのか。オープニングイベントは延期になっているが、いつにするのか。

ちょっと順番が、聞きづらいところもありますでしょうけど、ちょっと。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番議員（前原五男） 私の方から暫時休憩を取ったのは、非常に恥ずかしいこととございますけれども、始めさせていただきます。3項目めの地熱開発の件であります。指宿市議会の同意を得てJOGMECに申請した地熱の恵み活用プロジェクト地熱発電事業にかかる構造試錐掘削等の助成金については、採択となりました。この理由は何だとお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

以下、質問席にて質問を続行したいと思います。

○市長（豊留悦男） 指宿港海岸保全整備事業、これは正しく市民の力で、国直轄の事業として現在行っているところであります。ワークショップ等に出ますと、やはり市民の熱い思いが、この事業を進めていると言っても過言ではありません。現在、指宿港海岸の整備につきましては、護岸及び離岸堤等の海岸保全施設整備を国土交通省が直轄として事業を進めているところであります。国の事業につきましては、令和5年度完成を目指し進められているところであります。市の事業につきましては、国の事業進捗に合わせ、埋め立てを完了させる予定としておりますが、埋立地の背後地、つまり緑地整備等につきましては、現在、基本計画を実施中であり、事業実施に向けて広く市民の声を聴きながら準備を進めているところでございます。

次に、開聞庁舎についてでございます。かねがね、新しく建設される開聞庁舎につきましては、南の拠点として庁舎設備を含めて広く住民に親しまれる、そのような庁舎になるように設計をするよう指示してございます。外郭団体が、庁舎内に入ることも予想されており、また、その設備に市民の皆様の声を聴きながら、会議室兼多目的室や図書スペースなどの整備を計画をしているところであります。また、開聞岳が一望できるオープンデッキ等も整備する計画であります。さらに、自然災害に備え、市民の皆様の安全と安心を守る庁舎として、発電機室や備蓄倉庫等の整備も予定しているところであります。

以下、いただきました質問については、担当部長等がお答えをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 地熱の恵み活用プロジェクトの不採択の理由についてでございます。JOGMECからは、利害関係者である団体の理解が得られなかったためとの回答があったところでございます。

○教育部長（鶴窪誠作） いぶすきフットボールパークの利用状況についてでございます。オープン後の利用者数であります。1月の利用者は2,893人、2月の利用者は4,349人となっております。このほか、芝生広場等の利用者や大会を応援に来た保護者等合わせますと、数字以上に多くの方々がフットボールパークへ来場されていることとなります。また、3月・4月につきましては、土日の予約は既にいっぱい、中にはお断りするケースも出ている状況でございます。

次に、大会等の計画についてでございます。現在、予約が入っております大会、合宿につきましては、3月に九州中学校U-14サッカー大会、4月に熊本県より小学生・中学生120名が参加する5日間の合宿、5月以降につきましても高円宮杯JFA U-15サッカーリーグ2021九州、全国クラブチームサッカー選手権大会鹿児島県予選、九州社会人サッカー選手権大会鹿児島県予選、南薩地区高校生のリーグ戦のほか、小学生年代のクラブチームが主催する大会等の予約が入っているところでございます。

次に、延期になっているオープニングイベントの実施日についてでございます。オープニングイベントにつきましては、4月29日を予定しており、例年開催しているアロハ宣言も同時に開催する予定でございます。

○5番議員（前原五男） 私の手違いで、ちょっと順序が狂っているようですけども、順を正しながら質問を順次行っていきたくと思います。よろしく願いいたします。

まず、指宿港整備事業のことですが、背後地の方にもう既に入ろうとしているわけです。この背後地については、今までの白砂青松を守るというような昔流のやり方じゃなくて、指宿ならではのやり方を考えているのでしょうか。

○建設部参与（荻定治） 海岸整備に当たり、これまでワークショップに多くの市民の方に参加していただき、話し合いを行ってまいっています。その中で、食べられる果樹を植えてはどうかとか、南国らしい植栽がよいのではないかといった意見が寄せられてまいりました。今後は、そのような御意見を踏まえ、有識者や造園業者の助言を得ながら、指宿らしい特色のある整備を進めてまいりたいと考えております。

○5番議員（前原五男） この指宿港海岸整備事業については、よくワークショップに行って、市民とのキャッチボールがよく行われているということも、私たちにも案内があって、よく分かっております。どうか、指宿ならではの、今言ったように、熱帯果樹とか、あるいはブーゲン、ハイビスカスとか、そういう四季折々の花が咲き乱れるような海岸にさせていただきたいと思っております。よく今の参与の説明で理解できました。ありがとうございます。

次にはですね、山川庁舎のことですが、山川庁舎は、2階に入っているわけですね。この山川庁舎の住民からの意見とか、あるいは、2階にあるために難儀、苦渋しているような御意見とかありませんでしょうか。

○山川支所長（前蘭佳生） 来庁者は、エレベーターを利用して2階にお上がりいただいている

ところでございますが、スムーズにお越しいただけるように、必要などころには、案内や誘導のサインを表示をしております。また、高齢者や障害のある方も安心して御利用いただけるように、その対応として屋根付きスロープの設置やカメラ付きインターホンを設置しているところです。新庁舎になったことで、市民の皆様方からは、きれいになった、明るくなったなどのお声をいただいているところです。

○5番議員（前原五男） 山川庁舎の件についても、私たちは危惧することはないようです。よくバリアフリー化されていて、1回視察には行きましたけども、エレベーターに乗ってスムーズに乗り降りできたと思っております。その辺の案内も、今後もですね、丁寧にしていただければ住民も助かると思います。よろしく願いいたします。

引き続きまして、フットボールパークのことについても連続していきたいと思いますが、オープニングイベントの経費は、幾らぐらい予算化しているのでしょうか。かかる予定でございませうでしょうか、お伺いします。

○教育部長（鶴窪誠作） オープニングイベントの経費につきましては、予算を算出するための参考見積りにおいて、イベントにかかる経費では、会場設営一式、アナウンサー、解説者などの経費、駐車場警備との経費を合わせて合計で770万円を予定しております。そのほか、フットボールパークの広報にかかる費用につきましては、CM費用のみではなく、イベント当日におけるテレビ番組の生中継や特集を含めた広報や記録映像の作成費用全てを含めて約80万円となっているところでございます。

○5番議員（前原五男） 市長にお伺いしますけれども、市長が、トップセールスをやっているということは非常にいいことだとは思いますが、ちまたには、やっぱり市長に対しての批判めいたことも聞いておりますが、私は、市長はトップセールスをやっているんだというふうに理解しております。今、このようにオープニングイベントの経費なんかも聞きましたけども、この経費が、有効に使われるように、そしてまた、市長の顔も有効に使われるようにしてほしいと思っております。このイベントの開催によって新しくオープンしたいぶすきフットボールパークが、県内外にPRできることを期待しておりますけれども、市長は、近くに引っ越しされたようで、個人的な話で申し訳ないんですが、よく歓声とか、いろんなことを聞かだろろうと思います。どのように市長、フットボールパークの開設によってあそこはにぎやかになったと思われませうでしょうか。

○市長（豊留悦男） テレビでの本市のフットボールパークの宣伝の在り方、その宣伝の画像に私が出ているということについて、いろいろ御意見もいただいております。実はこの企画は、市でやったものではございませぬ。あるテレビ局が、フットボールに関係する一連のPRの一貫として、是非、私にPRをしていただけないだろうかということで、大変寒い日でしたけれども私は、その撮影に参加をいたしました。事前の協議その他全く無くて、正しくテレビ局のプロデューサーの企画に乗ったわけでありませぬ。一連の流れの中での一つが、私

のあの画像，PRだったわけでございます。つまり，この企画というものについては，委託した業者が，一言一句間違えないように，その中でのメッセージを含めて，私のコメントを含めて，プロデューサー含めて，いろんな流れの中でやったのがあの事業であります。ですから私は，あのPRは，報道関係者が，いわばボランティアの事業としてフットボールパークをPRしてくれたものだとして認識をしておりました。というのが，一連のイベントでアナウンス，そして，舞台設営を含めて多くの金額が掛かったはずでございます。恐らく15秒だっただろうと思います。15秒のスポット広告を何回流したかは分かりませんが，もしそれなりにPRの費用をかけるとしたら，あのPRだけでも200万円近くかかったんじゃないかなと私は思います。そういう意味でこのPRというのは，私どもが，特に私が，是非，やらしてくださいとか言ったPRでもありません。やはり，いろんな流れの中であのPRをすることによって，指宿のフットボールパークというのがみんなに親しまれて，多くの方が利用してくれるだろうという，そういう思いの中で撮影が行われたものだと，私は思っております。

○5番議員（前原五男） こういう話については，突っ込んだ話はいたしません。素直に市長としてフットボールパークの宣伝をしてくれたと，個人の宣伝ではなかったということを私は理解しております。

次に，山川小学校について質問いたします。過去の再編事例では，保護者が車に乗せたりして，自家用車を使ったりして，朝夕，子供たちを登下校をしておりました。今回は，スクールバスなんか使って，ものすごく登下校についてもスムーズにいくんだろうと思っておりますが，結局，過去の再編では，保護者の労苦というのは大変でした。それで，そんな難儀をするんだったら学校の近くに住居を変更しようと，そのような時代があったと思います。今度4月に開校する新山川小学校においては，先ほど言ったようにスクールバスが運行されるなど環境が良くなると聞いています。山川地域全体の児童受入体制はどうなっているのか，お伺いいたします。

○教育長（吉元鈴代） 新山川小学校開校に向け，施設改修やバスターミナルの造成を行い，2月末までに全ての工事が完了しているところでございます。スクールバスについても2月までに購入が完了するなど，新山川小学校の通学受入体制を整えてきたところでございます。また，新山川小学校に統合することにより変更となる標準服等の取扱いについて，4校で現在使用しているものを買い替えのタイミングまで継続して使用できるようにするなど，なるべく保護者の負担が少なくなるよう配慮してきたところでございます。

○5番議員（前原五男） それともう一つ，心配していたのが，駐車場のことであります。よね，過去。私も新しい駐車場を見てきました。前の議会で同僚議員からラッシュでの混雑で交通事故などが指摘されていましたが，これも出入りのときに，車線変更するときに注意すれば心配ないのではないかと思うが，教育委員会の見解をお聞かせください。

○教育長（吉元鈴代） 今月の2日に大成小学校で実施しました4校児童の交流会と併せまして、山川、徳光、利永の3校の小学校の児童を、各停留所からスクールバスに乗せて新山川小学校に通学する練習を実施したところでございます。実際に通学する時間帯での練習でありましたが、スムーズにバスターミナルに進入でき、渋滞を引き起こすことがなく、また、問題となるようなことはなかったところでございます。今後、教育委員会としましては、4月の開校に向けて準備をしまいたところでございますけれども、開校後も新しい学校運営につきまして、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○5番議員（前原五男） 安心できる登下校をお願いしまして、次に、令和3年度の事業についてお伺いしていきます。合併特例債は、令和何年度まで活用できるのか。この辺の説明をよろしく願いいたします。

○総務部長（中村孝） 合併特例債の活用のごとでございますけれども、合併特例債につきましては、改正特例法が可決され、地方債を起すことができる期間が、東日本大震災被災地以外の市町村は、15年から20年に延長されております。本市においては、合併特例債の活用条件となる新市建設計画を延長したことから、令和7年度まで活用ができるところでございます。

○5番議員（前原五男） 先ほど、開聞庁舎の質問をしました。開聞庁舎も合併特例債を活用されたかと思いますが、最近どのような事業に合併特例債を活用されましたか。

○総務部長（中村孝） 合併特例債の活用についてでございますけれども、現在、フットボールパークや市民会館、市営野球場などの整備事業に活用をしているところでございます。平成30年度は16億5,940万円、令和元年度につきましては、11億1,780万円を既に借り入れております。令和2年度につきましては、約31億7,000万円を借入れする予定としているところでございます。

○5番議員（前原五男） 次に、フットボールパークが完成して、このコロナ禍において子供連れの親子などが多く訪れ活気にあふれており、私は、この施設周辺の価値も向上したのではないかと考えております。また、開聞庁舎、市民会館、市営野球場、いずれも老朽化や耐震などの問題で整備を余儀なくされたものと考えております。いずれにせよ、整備しなければならなかったもので、合併特例債を活用できない自治体に比べると、指宿市は、本当に財源的に大助かりだったと思います。令和7年度まで活用できるとのことですので、この合併特例債を有意義に活用していただければと思います。

引き続き、次の質問に入ります。JOGMECのことでございます。地熱の恵み活用プロジェクトは、その不採択の理由について内容を確認されたんですか。

○総務部参与（下吹越寿） JOGMECに確認したところ、審査基準では、協議会での全会一致を求めているわけではないが、地元の利害関係者の理解は最低限必要である。その中で指宿市が、申請に添付した議事録等を拝見したが、利害関係者に棄権の方がおり、真意を確認

したところ、反対とのことであつたため、不採択としたとの回答がございました。

○5番議員（前原五男） 市長は、施政方針の中で、地熱の恵み活用プロジェクトは、事業実施に向けて努力していくと言われました。私は、市長の思い、現在益より未来益。また、部分益から全体益をモットーに市政を運営していくという怯まない政治姿勢に対して敬服するし、応援しなければならないと考えます。このように強い決心をした思いはどこから湧いてきているのでしょうか、お聞きいたします。

○市長（豊留悦男） 昨今の気象変動、そして、予期しないコロナウイルスを含めた様々な事象に対応するためには、市が、新たな経営感覚を持って事業というのは進めなければならないと思っております。新たな経営感覚と申しますと、やはり市は、様々な事業を通して税金が、つまり、税収が少なくなる時代において、それをカバーできるような事業を官民一緒になってやるべきだというのは、私の変わらない思いであります。あと一つは、カーボンニュートラルという言葉をお聞きだろうと思います。気象変動対策が成果を上げなければ、今世紀中に陸地の、特に日本の陸地の何%の砂浜が消えるという科学的なデータも示されております。やはり指宿は、地域資源として大切にしなければならない温泉であるけれども、それを地熱の恵みという指宿の資源を新たな面で生かすというのは、指宿の取るべき方向だと思っているからであります。先ほどの議員の入学のお金の問題もありましたけれども、もしこの事業が計画どおりなされていたら、血税の補助ではないけれども、経営、つまりこういう恵みの益金、果実を生かすこともできたのではないかと。観光という指宿の基幹産業を支援することができたのではないかと。様々な事業に活用できて、それが市民が喜ぶとしたら、この地熱の恵みプロジェクトで得た益金を子供にも大人にも、様々な分野で活用できたはずであります。そういう意味で私は、市長として公約に掲げた以上、これは進めなければならない。つまり公約というのは、市民との約束であります。これができなかつたら、公約を果たさなかつたという、私は市長としての失格の烙印を押されても仕方がないわけであります。つまり、この事業というのは、早かれ遅かれ、必ずやらなければならない事業であります。そういう意味で、温泉関係者、利害関係者、ホテル関係者の理解を得ながらも、この事業というのはやるのだという私のゆるぎない決意を示したわけであります。

○5番議員（前原五男） 黙々と話されて力強く歩いていると感じられました。2年前に採択しておれば、既に候補地は最適地としてお墨付きをされて、試算の額ではありましたが、年間5,000万円。少なくとも、指宿の産業発展のために1億円の基金ができてはいるはずで。コロナ関連の市独自の助成が、できたのではないかと残念に思うが、市長の考えをお聞きいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 地熱の恵み活用プロジェクトも含むあらゆる事業について、今後、稼げる事業を推進し、自主財源を確保できる事業を展開していかなければならないと考えます。

○5番議員（前原五男） 本当に残念でなりませんね、正直言いまして。JOGMECのこれコピーなんです。ここには、温泉が枯渇した例は一つもありませんって、1か所もありませんって言っているわけです。反対している人たちは、枯渇するからと心配されていることで反対していたわけです。

話は、もう前後しても良くないので、次に進みます。山川福元地区の発展のためにも、もっと早く走り出すべきだったと私は考えます。地熱発電を軸として、その余熱水を利活用してスマート農業などの先駆的な生産基盤に活用して、全国はもとより、海外からも視察が訪れると、農業、加工業、商業、いわゆる6次産業のメッカとして発展していく可能性があります。また、エコツアーなど観光産業の一助にもなると考えております。なぜ観光業の1社が反対したのか、私は分かりません。山川バイナリー発電の余熱水の利活用事業の公募も計画されているが、この事業が、地熱の恵み活用プロジェクトのモデルと考えていますか、お尋ねいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 山川バイナリー発電の発電後の余剰熱を活用し、本市の観光や産業振興、地域振興を図っていくことも、地熱の恵み活用プロジェクトの目指すところでございます。山川バイナリー発電所の余剰熱を本市の農業振興等に生かすこの取組は、今後の産業振興、地域振興の一つのモデルになる可能性があるものと捉えております。

○5番議員（前原五男） この山川バイナリー発電の余剰熱利用による産業振興の取組は、国の2050年カーボンニュートラル、二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に進むものとして非常に期待しております。市長は施政方針において、2050年度までに、市民、事業者と一体となって本市の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティの実現に向けてのチャレンジを表明されました。今月1日に開かれた国会の衆議院予算委員会において、小泉環境大臣は、10歳の小学生にも分かる言葉でカーボンニュートラルとは何かを説明してほしいとの問いに対し、気候変動対策が効果を上げなければ、今世紀中に日本全国の8割以上の砂浜が消えると発言されました。そして今後は、全てが再生可能エネルギー前提の社会になるという趣旨の説明をされています。再生可能エネルギーを有効に活用し、一刻も早く二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組まなければ、多くの方々の御尽力により国直轄事業として整備が進む指宿港海岸の砂浜も将来消えてしまう可能性があります。ゼロカーボンシティの実現を目指す上では、再生可能エネルギーの推進が肝となりますので、全力でチャレンジしていただきたい。本市における再生可能エネルギーの推進については、やはり、地域資源である地熱の将来にわたる持続可能な活用が重要だと考えますが、ゼロカーボンシティを目指すに当たって、市長の考えをお聞かせいただきたい。

○総務部参与（下吹越寿） ゼロカーボンシティへの挑戦は、自治体としての責務の一つではないかと考えております。地熱は、自然にやさしいクリーンエネルギーです。地熱を利用した発電は、火力発電や他の再生可能エネルギーを利用した発電より二酸化炭素排出量が少ない

とも言われております。また、安定した発電の特性から、国のベースロード電源にも位置付けられています。日本は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っておりますが、地熱は、純国産のエネルギーです。地熱の有効活用は、化石燃料の節約にもつながります。さらに、余剰熱を有効活用し、本市の観光や農業等の産業振興、地域振興等に生かしていくことも可能です。ほかにはない、こうした特徴を持った本市ならではの地熱という有効な地域資源の有効活用は、将来に向け持続可能なまちづくりを進めていく上で大変重要であると考えております。

○5番議員（前原五男） カーボンニュートラルに相当貢献すると、また指宿市にとっては、財政の自主財源の基になると、そういう事業でありますので、強力に進めていただくようお願いいたします。

次に、少子高齢化時代、先での開聞町のモダンな交流スペースなどの発想することは、時代のニーズを先取りする手法で、ともすれば、現在の目の当たりにないので、想像されなくて反対にあうことが多いと思われます。それでも今後、いろいろなところのチャレンジすることに変わりありませんか。

○総務部参与（下吹越寿） コロナ禍の今だからこそ、今後、稼げる事業を推進し、歳入の確保に努めていくことは重要であると考えます。本市の基幹産業である観光、農業、漁業をはじめとする豊かで多様な地域の資源を今まで以上に経営的視点を念頭に積極的に活用し、本市の魅力を一層向上させ、その歩みを止めないことが必要であります。今後も、市民の皆様とも一丸となって、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて各施策を推進していきたいと考えます。

○5番議員（前原五男） このように指宿市は、宝の宝庫でもあります。個人的に言えば、私の方にも朝ほどの質問でしたかね、同僚議員の、人口増対策に資するようなことをやってほしいというようなことを言っていましたけども、私のところには、個人的にでもなくて、ある公共団体から4組ほど、4人ほどの指宿で仕事をして、指宿で家族を養い、もちろん家も造りたいと、一生この終の棲家にしたいと指宿を。まだ若い人たちです。そういう人たちが、4組ほどまいておりました。そして、今相当、指宿に数億円つぎ込んで、2年前から養殖業を始めている方もいます。同僚議員の協力を得て、農地も買い取り、そして、水産と農業で指宿を売り出すという心意気で具体的に既に入っております。どうか、このような私たちは、灯台下暗し、どっぷりぬるま湯に浸かり、指宿の良さがぼやけているんじゃないかと、私は、そのような感じを持つときがあります。市長、どうか、この指宿の良さをたくましく、発想の転換で売り出すチャンスです。このコロナ禍、そういうチャンスのときでもあります。トップセールスとして、豊留市長にしかできないことかもしれません。どうか、指宿の浮揚のために、指宿ブランドを日本中に発信していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

△ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 新 川 床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

第 1 回 定 例 会

令和 3 年 3 月 19 日

(第 5 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年3月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 広報特別委員の選任
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

- |          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 11 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 | 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 新川床 金 春 | 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |          |         |

---

1. 欠席議員

- 10 番 議 員 井 元 伸 明

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 建設部長   | 山崎一磨 | 教育部長    | 鶴窪誠作 |
| 水道事業部長 | 園田猛志 | 山川支所長   | 前蘭佳生 |
| 開聞支所長  | 今村将吾 | 総務部参与   | 下吹越寿 |
| 総務部参与  | 谷口澄子 | 健康福祉部参与 | 山元成之 |
| 市長公室長  | 山下浩二 | 総務課長    | 野元伸浩 |
| 国保介護課長 | 寺田昭宏 | 地域福祉課長  | 出島雅彦 |
| 健康増進課長 | 廣森政宏 | 観光課長    | 上川床聡 |
| 農産技術課長 | 富永敏尚 | 学校教育課長  | 常深章  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 川路潔  | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、坂元茂教議員及び東勝義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づいて質問いたします。

介護保険法の施行から20年以上がたち、ますます深まる公的介護制度の危機が迫っています。国会で介護保険制度が可決されたのは1997年でしたが、当時、世論調査で国民の8割が介護保険制度の導入を支持しました。介護地獄と呼ばれた家族の介護負担、特に妻、嫁、娘など専ら女性が家族の介護を担わされる苦しみと理不尽を、介護の社会化によって解消するという理念に、多くの国民が期待を寄せていたといえます。介護保険の20年は、同時に社会保障費削減路線の20年になりました。その結果、制度が抱えていた矛盾は一層拡大していきました。日本共産党は、介護保険法が国会で審議されている時から、この制度は年金天引きで保険料を徴収されるが、いざ介護が必要になった時に十分なサービスが受けられない、保険あって介護無しになりかねないと指摘していました。この介護保険制度のもとで高齢者が介護給付を受けるには幾つもの壁を乗り越えなければならないからです。第1、介護認定で要支援・要介護と判定されなければサービスは受けられません。第2に、介護サービス提供体制の不足です。その集中的な表れが特養ホームの不足と膨大な待機者の存在です。第3に、高すぎる利用料です。高齢者が介護サービスを受ける際に、1割の応益負担を求めることは、当初から低所得者の排除を招く大問題とされてきました。第4に、保険料の壁です。この間、介護保険料が引き上がり続けてきたこと。それを負担できない人がサービスから排除されること。また、歴代政権が保険料の上昇を抑えるためと言って、給付抑制を続けてきたことが介護保険をいざという時に使えない仕組みに変える最大の要因となってきました。このように、もともと保険あって介護無しの危険を持っていた介護保険は、社会保障費削減のための改悪が繰り返される中で、年金天引きで保険料を容赦なく取り立てる一方、サービ

スはなるだけ受けさせないという制度へ変質したのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

地熱の恵み活用プロジェクトについて。推進することを施政方針の中で掲げているが、平成27年からの継続か、質問いたします。

次に、生活保護について。新型コロナウイルス感染症の中、仕事ができなくなり、非常に生活が厳しくなっています。令和2年度何件相談があったのか。

次に、介護保険について。老人福祉・介護事業所は市内に何箇所施設があって、新型コロナウイルス感染症の影響は、施設でどのような影響があったのかつかんでいるのかを質問し、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵み活用プロジェクトについて、答弁をさせていただきます。コロナウイルスその他社会情勢が大きく厳しく変化している現在であります。健全な財政基盤をつくる、これは地方自治体、基礎自治体においても避けて通ることはできません。将来にわたって様々な事業を展開するためには、今まで以上に歳入の確保が大切になってまいります。だからこそ、経営方針の中に経営感覚を持った自治体運営に努めたいという私の思いを伝えたいところでございます。平成27年度以来取り組んできた事業であります。本市ならではの地熱という有望な地域資源を有効に活用して、発電事業によって得られた収益を本市の観光振興や農業、地域の振興、子育て等、持続可能な自治体経営を目指すものが、この究極のプロジェクトでもあります。市民や市議会の理解、承認を得た事業として、私どもはやってきたつもりでおりますけれども、残念ながら、この事業、非常に困難な状態でもあります。ポストコロナを見据えたときに、引き続き本市ならではの有望な地域資源である地熱を有効に活用し、歳入を確保するという観点からも事業実施に向けて努力したいと思っております。あらゆる事業、地熱をはじめ、官民連携の可能性を探り、ふるさと納税制度、その他稼げる事業を推進し、市税の減収を補填できる事業として、歳入確保の大きな有力な手段の1つとして、この地熱の事業を捉えているところでございます。

ほか、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 生活保護について、でございます。相談件数でございますが、令和2年4月から令和3年2月末までの相談件数は83件となっており、前年度の同時期と比較いたしますと、同じ数となっております。

次に、介護保険について、でございます。本市の介護事業所の数でございますが、本市の要介護認定を受けた方が利用する介護サービス事業所につきましては、特別養護老人ホーム等の施設入所系サービス事業所が35か所、訪問系サービス事業所が17か所、通所系サービス事業所が32か所、居宅介護支援事業所が15か所と、福祉用具貸与・販売事業所合わせまして101か所となっております。

**○12番議員（吉村重則）** まず、地熱の恵み活用プロジェクトについて質問いたします。これ

までJOGMECの方に2回申請をした、これは議会の中では可決しているわけです。そういう中でJOGMECの方が不採択にした理由について、どのように受け止めているのか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 本プロジェクトにつきましては、これまでも賛否両論、様々な御意見をいただいております。そうした御意見を踏まえ、事業実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 不採択になった最大の理由、普通だったらほとんどが採択になるわけですよ。それを2回も不採択になっているわけなんです。そこをどのように捉えているのか。

**○市長（豊留悦男）** 私は直接JOGMECに行って担当者と話をしました。不採択になった理由の観点を示していただきました。どうしてもその不採択理由が納得できませんでした。なぜなのかという疑問は残りましたが、官公庁それぞれ担当が判断したことです。それに反論はしませんでしたけれども、最初のこの事業推進に当たっては、1つはこの地熱の恵みというこれからのエネルギー政策に貢献する、つまり、今後の様々なエネルギー政策に影響を与える事業なので、この事業をどのように評価するのか、将来を見据えた事業としてどう考えるのかということで判断をしてほしいというお願いを直接いたしました。しかし、残念ながらそのエネルギー政策については一言も触れておりません。つまり、採択できなかった理由の大きな、私が期待したその意味での反応というのは1つありませんでした。つまり、この1回目の不採択理由、2回目の不採択理由、到底私が考えた事業としての不採択理由として理解をできないことでした。つまり、額面上の不採択理由というのとは別に他の動きがあったらろうということでその不採択理由を再度たずねました。つまり、どうということかと申しますと、この事業というのは政治的な介入を許さないと、事業そのものの評価をしていただきたいという話をしたわけでありまして。つまり、そのことについては担当者からの回答はありませんでしたが、残念ながら私はこの不採択理由については事業そのものの評価をしていただけなかったというそのことが非常に残念でありましたので、2回、3回この事業の主旨を訴えて、必要性を訴えてこのプロジェクトというのは実現したいという思いであります。つまり、不採択理由というその理由とは別にこの事業というものの今後の推進、指宿市におけるこの事業の大切さというのを訴えてまいりたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 補助金をもらうのであれば、不採択になった原因を追究していかない限り、補助金は今後も出てこないと思うんですよ。そうなった場合に、今回施政方針で地熱の恵みプロジェクトを掲げているということについて、市単独で今後開発していくという中身になってくるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 私は、先ほども申し上げましたけれども、稼げる自治体として官民連携をした、つまり、民の力をいただいた事業としてやっても構わないと思っております。そうい

う意味で施政方針の中では、この事業というのは官民連携の事業の推進を含めて考えていきたいという、そういう趣旨を述べたところであります。

**○12番議員（吉村重則）** つまり、国の補助金無しで官民の協力を得て今後開発していくと。そうなった場合に、一番の問題何かって言ったら事業者の理解が得られなかった、不採択の理由として地域との共生した開発及び中長期的な視点を踏まえ、持続可能な開発ということと地域住民や関係者に対して十分な説明と合意がなされていないとJOGMECからの不採択の理由があるわけですよ。そういう中で、国からの補助金をもらわなくても民間との協力を得て開発していくとなった場合に、民間の理解は得られるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 不採択になった理由、JOGMECの回答書を見ると実に不自然なところがあります。なぜ不自然かと申しますと、審査基準では全会一致を求めているわけではないが、利害関係者の理解は最低限必要である。これは理解はできます。その中で指宿市が令和元年度申請した、添付した議事録等を拝見しましたが、利害関係者の棄権した方がおり、真意を確認したところ、反対とのことであり、結果として11月6日に不採択としたという後半の表現であります。つまり、1人の人の意見というのをなぜこの事業の採択・不採択の判断にしたのかというのは分からないというのが私の率直的な気持ちです。つまり、1人の不採択というそのことに全て責任を負わせることがあっていいのかということです。この文章を見た時に、すぐ私は確認の電話をしました。これおかしいだろうと。棄権した人あなたはどうですか。いや、私は不採択です。じゃあ不採択です。というそんな短絡的な結論を出す機関でいいのかということ、私は強く申し上げました。ですから、この不採択の理由に関係なくと言ったら行政としてどうかと思いますけれども、この意見も大切にしながらもこの事業というのはやっていきたいと。つまり、最悪の場合にはJOGMECの補助がなくてもやれるような官民連携の方法を考えたいと、そう思ってこの事業はやりますと、やりたいという私の施政方針に盛り込んだところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 民間企業にとっては、地熱開発にとって温泉への影響が出るんじゃないかというのは基本的にあるわけですよ。ここを本当に解消していかなければ理解は得られないんじゃないかと。それと、同僚議員のこれまでの一般質問の中で、こういうJOGMECからの不採択の理由について、今後ちゃんと検証をして事業について考えていきますという、市長は答弁をしてるんですよ。どのような検証がなされたのか。どういうメンバーでどのような検証がされたのか御答えをお願いします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 答弁の前に、先ほど議員の方から1回目の不採択が2つあるということをおっしゃられたと思うんですけども、30年度の1回目の不採択について、地域と共生した開発及び中長期的視点到踏まえた持続可能な開発の整合性がとれてないということにつきましてはクリアされておりますので、2回目の方の利害関係者の理解が得られなかったと、その部分がJOGMECの不採択の理由ということで整理しておきたいと思っております。検

証につきましては、市民の皆様もいろいろな様々な心配される御意見もありますので、機会あるごとに御理解得られるよう努力してまいりたいと思います。それと先ほど市長が言いましたように、民間企業も含めた幅広い連携を図りながら様々な観点から検討し、事業実施していきたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 検証については、これから計画していく中で市民の理解を得るための検証という答弁だと私は捉えたんですけど、これまで申請をして不採択になった27年度からの計画については、今月3月31日で計画としては切れるわけでしょう。この計画の中でどのような検証がされたかということをお聞きしています。

**○総務部参与（下吹越寿）** 検証というのがやはり利害関係者の理解が得られないということで、逆に言いますと、利害関係者の理解を得られるような努力をしていくということです。

**○12番議員（吉村重則）** 検証として、市長は同僚議員の質問に対して答弁しているのは、検証をして今後この事業について検討していくという方向で答弁しているわけですよ。ですから、この問題については地熱開発について私たち支持者は絶対に反対じゃないんですよ。ただ、今のやり方が傲慢すぎるんですよ。本当に市民、利害関係者の皆さんとの理解が全然得られてない中でどんどん進めていってる、市民の理解を得た中で、やっぱり開発していくべきだと思うんですけど、そのへんではどうなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 市民の理解という、それはどういう手段で理解をしてもらおう機会を設けるか、これまでも何回か市民を対象にした、理解を深めるための会をやるという予算の提出もさせていただきましたけれども、残念ながら承認をいただけませんでした。つまり、どういうことかと申しますと、市民にとって一番心配なことというのは何なのかと。温泉が枯れるかもしれない、観光に打撃があるかもしれない、となれば、その温泉が枯れる心配がないし、やはり今後のエネルギー政策として国も県も推進しようとしている事業なので、この温泉が枯れないように他の産業等に影響がないような形で、この地域の特性である地熱というものを生かした地域づくりをやりたいということで理解をお願いをまいりました。温泉熱で発電をやりたい。そして、漁業や農業に生かしていきたい。収益で地域支援もやりたい。地域住民が今まで以上に生き生きと暮らせる環境をつくるためには、この温泉を生かしていきたいというような、私たちの考えを示しましたが、なかなか一部の方々に理解をいただけませんでした。やはりそういう意味では、私はこの事業というのを今後将来の指宿のためにどう役立てていくかという観点でやりたいと思っているわけですので。決して傲慢にこの事業を進めているわけではありません。10年後、20年後、市の状況を鑑みたときに、この事業というのは必要であるという判断からやっているとあります。

**○12番議員（吉村重則）** 現在、地熱発電については温泉への影響のない二重管方式とかそう

いうことも開発されてきてます。これについては本当に市民の理解を得られる方向でやっぱり取り組んでいただきたい。バイナリー発電の余熱の事業が計画されてますけど、どのような構想なんですか。

○総務部参与（下吹越寿） バイナリー発電につきましては、サウンディング調査に基づいて山川バイナリー発電所の余剰熱を活用し、本市の地域資源を生かした産業振興、地域振興に関する事業提案の本公募を3年度に行っていきたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 余熱を使った蒸気を近くのハウスに国の補助金でやっていますよね。どういう問題があるか分かっていますか。

○総務部参与（下吹越寿） 近くのハウスに余剰熱を出してるということについて、その影響については認知しておりません。

○12番議員（吉村重則） 認知してないって、コショウランの施設に配管、市が音頭をとってやった工事、補助事業じゃないんですか。

○総務部参与（下吹越寿） 今回の余剰熱の活用した事業と、今温泉の方を配湯している部分については影響の方は聞いておりません。

○12番議員（吉村重則） この施設は九電の敷地内に施設そのものを造る計画なんですか。

○総務部参与（下吹越寿） そのとおりでございます。

○12番議員（吉村重則） 説明の中では農業用ですごく効果があるような説明だと思うんですけど、敷地内にそういうハウスとかそういうことはできるんですか。

○総務部参与（下吹越寿） これからその事業の提案をいただきます。4月に予算が通ればその中でどういう事業ができるのかということについて改めて公募をします。これまではアイデアをいただいたところでございます。

（発言する者あり）

○12番議員（吉村重則） 敷地外には造らないんですね。ハウスとかいろんな施設については。

○総務部参与（下吹越寿） この余剰熱を使ったものは、これから事業実施の公募をする予定でございますので、その中に例えばその敷地内にハウスを建てるとかそういうことじゃなくて、土地の賃貸借を市の方でやりまして、それに基づいて事業を公募していきたいと考えております。今、具体的にハウスを建てるかどうかどうだろうかということは御答えできないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 九州地熱から熱を利用した地熱について、実態としてはほとんど効果はないんですよ。ですから、もし敷地外に造るんだったら今度はボーリングをして自分で地熱は確保しながらしていかなければならない。この問題点についてちゃんと調査もすべきではないんですか。

○総務部参与（下吹越寿） 敷地内で実施します。

- 12番議員（吉村重則） 次に、生活保護の問題に入っていきます。令和2年度4月から2月までの間に83件相談があったと。本当困って最終的に相談に来てると思うんですけど、その辺で生活福祉資金とかそういう方向にも相談に来た83件で何人の方が保護を申請されたんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 生活保護の開始件数は令和3年2月末で40世帯となっております。
- 12番議員（吉村重則） 83件の内の40件が生活保護をもらったということによろしいんですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） そのとおりでございます。
- 12番議員（吉村重則） その後の43件についてはどのような対応がされてますか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 結果的には相談のみという形になっております。相談の内容につきましては、生活保護の申請後の生活用品としての自動車の保有であるとか、そういったものの制限がございますので、そういった内容・中身によって申請をしなかったという方もいらっしゃると思います。
- 12番議員（吉村重則） 自動車があるから申請ができないという部分、これが大きな問題にもなっているんですけど、本当に生活に困って相談に来ていると思うんですよ。そういう面で資金についての相談とかその辺はなかったですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 緊急的な資金につきましては、社会福祉協議会での緊急小口貸付とか紹介をさせていただいているところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 43件で何人の方が利用されてますか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 貸付につきましては、社会福祉協議会での事業ということになりますので、こちらの方では正確な数字というのは把握はしてないところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 本当に生活に困って相談に来ていると思うんですよ。その辺ではやっぱりつかむべきではないんですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 生活福祉資金の貸付をされた方についても、今後こちらの方でも連携を取りながら正確に把握をしていきたいと考えております。
- 12番議員（吉村重則） 生活に困窮した人の中には資金の返せる見込みが立たないで、借金をためらう人もいると思うんですよ。このコロナ対策の特例として、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯には、償還を免除する措置が取られていると思うんですけど、この辺の説明はされてるんですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 貸付の際に社会福祉協議会でそこら辺の説明はされているものと理解しております。
- 12番議員（吉村重則） 生活保護を申請する段階で扶養照会することをためらう人がかなりいると思うんですけど、この83件の中でそういう影響があった方はいないんですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 特にそのような方がいたという報告は受けてないところでござい

ます。

- 12番議員（吉村重則） 受けてないと言われるけど、やっぱり色々相談を乗る中で、私のところにもそういう扶養照会するんだったらもう申請ができないという人もいますよ。実態としてその辺はつかんでないんですか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） 実態の数としてはそこら辺の数は把握はしてございません。
- 12番議員（吉村重則） 日本共産党の小池書記局長が予算委員会の中でやめるべきじゃないかという質問の中で、田村厚労相は義務ではないという答弁をされてるんですよ。ですから、今後についてもやっぱり扶養照会については国のトップが義務でないという答弁をしてるんですけど、やっぱりこれは照会については今後も続けていくようになるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 扶養義務の取扱いにつきましては、生活保護法による保護の実施要領についてなどの通知等で示されておりますので、この取扱いに基づき、丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者の事情に応じながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。
- 12番議員（吉村重則） 生活保護申請者が家族には知られたくないという理由で拒んだ場合でも、この申請については受け付けているんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 相談を受けまして、その要義務者がどういう方であるかというケースバイケースで扶養照会をかけるかけないというのは、こちらの方で柔軟に判断させていただいてるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 扶養照会について、拒んでも申請は受け付けるということによろしいんですね。
- 健康福祉部長（西浩孝） 扶養照会を拒まれても申請というものはできるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） そうであれば、申請者が扶養照会を拒否すれば省略することはできるのかどうか。
- 地域福祉課長（出島雅彦） あくまでも相談者からお話をお聞きしたうえで、そこら辺は判断することになると思われまして。
- 12番議員（吉村重則） 相談して決めていくということであれば、省略はできるということによろしいんですね。
- 地域福祉課長（出島雅彦） そのような可能性もあるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 申請者が扶養照会の申請を拒否する、また、照会を省略できるということであれば、やっぱり申請者の同意を必要とするということによろしいんですね。
- 健康福祉部長（西浩孝） 相談者からの聞き取りによりまして、扶養義務が期待できるものかどうかというものはこちらの方で判断させていただいて、柔軟に扶養照会をかけるかけないは、判断をさせていただいているというところでございます。

- 12番議員（吉村重則） 次に、介護保険の問題について、移っていきます。市内に101の施設があると、このコロナ禍の中でやっぱり感染防止とか、そういう問題で利用者が減ってきてると思うんですね。そういう面での事業者の減収に対する補填と言ったらよろしいんですか、その辺については検討をされてるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） このコロナ禍によって減収になったという場合の補填ということについては、国も県も本市においても制度としてはございません。
- 12番議員（吉村重則） こういう事業者に対する支援そのものは何もされてないということで、マスクとかそういういろんなものについても、支援そのものは何もされてないということになるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） マスク、消毒液等のその消耗品等については、国の方から補助が出ております。また、介護従事者等につきましても、慰労金として国からの支給が出ているというところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 高齢者で一番弱い立場にある方々が入所しているわけですよね。そういう面ではやっぱりクラスターの問題とか、感染されたら本当非常に危険な状態になるわけですね。そういう意味で市としては、国からの消毒液とかマスクについてはされても、市としては何も支援はしないということなんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 国・県からの支援というものがございましたので、本市ではそういう制度につきましては現在のところ考えてはございません。
- 12番議員（吉村重則） 次に、デイサービスやショートステイなどの報酬単価が引き上げられた、今回8期の中で。そうなった場合に利用者の負担はどのようになっていくんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 今回の介護報酬の改定による利用者の負担増につきましては、1月に厚生労働省が試算した主なケースによる1か月当たりの1割負担の利用料は、訪問介護サービス利用者が21円増の5,832円、通所介護サービス利用者が66円増の1万539円、特別養護老人ホーム利用者が34円増の2万7,173円、食費が1,590円増の4万3,350円となっているようでございます。
- 12番議員（吉村重則） 今回8期の中で報酬値上げということになっていると思うんですけど、本当年金で所得が少ない中での1か月の値上げになるわけですから、食事なんか相当な値上げになってるわけで、それと給付額について限度額がありますよね。介護1から5の給付額についてはどのぐらいになってますか。利用できる額の限度額。
- 国保介護課長（寺田昭宏） 支給限度額につきましては、昨日県の方に確認いたしましたけど、一応今のところ前回と変わらないということで聞いているところでございます。要支援が5万320円、要支援2が10万5,310円、要介護1が16万7,650円、要介護2が19万7,050円、要介護3が27万480円、要介護4が30万9,380円、要介護5が36万2,170円というふうになっているところでございます。

○12番議員（吉村重則） この支援1から介護5までのこの給付額を超えた分については、もう個人負担が増えてくるという捉え方でよろしいんですか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 今のところ、負担が増えてくることになるかと思いますが、高額介護サービスに該当すれば、その分がまた返ってくるというような仕組みになっているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 報酬値上げがされてて、これについては事業者が利用者との関係になってくると思うんですけど、もうそうなった場合に、利用者がこれまでのサービスをそのまま受けたいと、報酬値上げにOKがでなかった場合には、事業者はどうなっていくんですか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 介護サービスを利用する場合は、事前にケアマネジャーが月々のサービス料についてケアプランというのを作ることとなりますので、その中で利用者の方と御相談をしながら、先ほど言いました支給限度額の範囲内で利用するというのが一般的であるかというふうに考えているところでございます。

○12番議員（吉村重則） その報酬値上げについて利用者が拒否した場合、報酬値上げについて拒否した場合には、もうサービスを受けられないということになるんですか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 先ほども答弁いたしましたように、利用者が拒否するというのがどういう状況なのかちょっと判断が分かりませんが、通常であれば介護サービスを利用される方は、その今までどおりケアマネジャーさんのプランに基づいて、介護サービスを利用することになるかと思いますが、拒否するということはちょっと想定できないところがあります。

○12番議員（吉村重則） 介護認定を受けずに25項目のチェックリストで事業者対象者としてできる対象者はどのぐらいいるんですか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 私の手元の資料によりますと、チェックリストでサービスを使っている方が15名ほどいらっしゃるということで確認しているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 15名というのは利用されている方で、25項目のチェックリストの対象者そのものも15名なんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） ただいまの質問につきましては、答弁に調査を要しますので、時間をいただきたいと思っております。対応をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） 対象者につきましては、65歳以上の方で介護認定を受けてない方でございます。数につきましては把握はしてございません。

- 12番議員（吉村重則） この25項目のチェック事業対象者によって、この介護支援1・2の認定されている方については何か変化とか、前年度と2年度を比べた場合にそういう変化についてはないんですか。
- 国保介護課長（寺田昭宏） 昨年と令和3年2月までの要支援2の認定者につきましては、さほど大きく変動はしてないようであります。
- 12番議員（吉村重則） 介護保険料が8期でかなり値上げがされているわけですけど、令和2年度において滞納者はどのぐらいいるのか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 令和3年3月3日現在でございますが、介護保険料を滞納されている方は373名いらっしゃるようでございます。
- 12番議員（吉村重則） 差押さえとかその辺は何件あるものなんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 差押さえにつきましては、介護保険料のみではなく全ての税目につきまして滞納があれば執行するというところでございますので、介護保険料の滞納者に係る人数というものについては把握はしてございません。
- 12番議員（吉村重則） 差押さえはされてるということでよろしいんですか。数は分からないけど。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 通告にございませんでしたので、数値としては持っておりませんが、介護保険料につきましても差押さえの対応となるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） ほとんどの滞納者が月1万5千円未満の年金だと思うんですよ。生活はできない状態ですよ。そういう中で差押さえはしているということでよろしいんですね。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 議員がおっしゃいましたその1万5千円という実態というのは、ちょっと現段階では把握できませんが、先ほども申し上げましたとおり、差押さえの対象となるところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 差押さえをするときには、全部調査をした中でされるんじゃないですか。全然実態が分からないというのはおかしいと思うんですよ。その辺は全然つかんでないんですか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 滞納者の数というものも相当数ございまして、調査につきましても複数の税目について、また、その人の資産ですとか、収入の状況、そういったものを細かく調査をさせていただきますので、把握をしてないということではございません。
- 12番議員（吉村重則） 年金が1万5千円未満の方もかなりいると思うんですよ。それ以上については天引きをするわけでしょう。年金から。年間18万未満については年金から天引きはできないということになっているわけでしょう。だから、実態としてはつかんでるはずなんだけど、全然つかんでないんですか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 差押さえと滞納処分に関する状況につきましては、システムの中

で単純に割り出されるということではございませんので、一人ひとりとの納税の相談の中身を把握をして答える必要があることから、現段階で御答えできないところでございます。

- 12番議員（吉村重則） 保険料，利用料含めて減免制度そのものはどうなってますか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 令和2年度につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により，特例としての減免が認められておりましたが，通常の減免といたしましても，その人の収入状況，生活の状況，財産の状況，そういったものを勘案として対応することとなります。
- 12番議員（吉村重則） 減免については何件ぐらい減免がされてるんですか。
- 市民生活部長（鶴本八郎） 令和2年度の状況ですが，71件の減免をしているところでございます。
- 12番議員（吉村重則） 71件については介護保険についての減免ということによろしいんですね。
- 市民生活部長（鶴本八郎） そのとおりでございます。
- 12番議員（吉村重則） 低所得者，本当に生活困窮者の方，本当そういう方についても要介護支援，それと介護5までの利用しようとした場合に1割負担というのは，そういう低所得者についてもされるということによろしいんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 負担につきましては，1割の負担をお願いするということになるろうかと思えます。
- 12番議員（吉村重則） つまり，介護サービスを受けたくても，お金がなければ，1割負担をしなければ，介護サービスは必要な人にとって受けられないということになるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 原則から言いますと，1割負担をお願いをしてサービスの給付を受けるということになるろうかと思えます。
- 12番議員（吉村重則） そういう方については，1割負担ができないということで，本当に介護サービスを受けなければならない人についても，お金の切れ目が介護サービスを受けられないということによろしいんですね。
- 国保介護課長（寺田昭宏） 介護保険制度につきましては，議員の御存知のようにやっぱり1割負担，高額所得については3割負担ということで，国の方がそういう制度になっておりますので，原則そこをゼロ負担というのは公平性を欠くことになるかと思えますので，そこは御理解していただきたいと思えます。
- 12番議員（吉村重則） 老人福祉法に基づき，措置制度，介護保険制度が導入される前はそういう制度があったわけですね。それは介護保険制度ができてからもそういう制度はもう完全に使えないということになるんですか。
- 国保介護課長（寺田昭宏） 以前はそういう福祉施設等に措置される方がいらっしゃったというふう聞いておりますけど，現在はそういう措置制度というのは介護保険においては

というふうに理解しているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 1997年介護保険制度が成立するときに、共産党は修正案を出しているんですよ。介護保険と老人福祉の両方を両立し、困難を抱えた高齢者には措置制度で保険給付と同様の介護サービスを介護させることはできると、修正案の中でなってるんですよ。この辺は全然理解はしてないですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 申し訳ございませんが、今、議員が御指摘になられた制度につきましては、私どもは承知はしていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 貧困と格差は広がり、高齢者と家族が抱える問題が複雑化する中、この間、厚労省も、国ですよ、厚労省が困難を抱えた高齢者を積極的に措置制度で救済するように各自治体に呼びかけてるんですけど、これは全然そういう国からのあれはないですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 介護保険制度とは別で生活困窮者等につきましては、市の方で養護施設等に措置をするという制度はございます。介護保険制度とは別物でございます。

○12番議員（吉村重則） 介護の必要な方、そういう施設に入るんじゃないくて、自宅でしてる方、これについてもそういう介護サービスが受けられる方向で検討を今後していくべきではないですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 他自治体の状況等も調査・研究をさせていただきたいというふうに考えます。

○12番議員（吉村重則） 次に、介護給付抑制や介護予防に成果を上げた市町村へ保険者機能強化交付金が国から出てると思うんですけど、指宿市はどのぐらい交付金は出てきてますか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 保険者機能強化推進交付金につきましては、令和2年度におきましては677万2千円。同じく介護保険保険者努力支援交付金が744万1千円、国から交付されているところでございます。

○12番議員（吉村重則） この交付金については、介護保険の中で自由にいろんな支援と言ったらいいんでしょうか、そういう方向で使える交付金になっているんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） この交付金につきましては、地域自立生活支援事業、地域支援事業それぞれに充当させていただいているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 国民経済統計に基づく試算で医療・保険・福祉・介護分野に公的資金を投入した場合に経済的波及効果、国内総生産押し上げ効果、雇用効果が抜群に大きいことが明らかになっています。福祉や人々が幸せに暮らせ、地域が発展する健康の理念や地方自治の住民福祉の向上が行政の役割であり、その立場で運営すべきであると、そういう面では本当介護サービスを受けられない、受けたくても受けられないような方を今後救済する方向でいろいろ検討していただきたいと要望して終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○15番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。今月12日、JR九州の観光特急指宿のたまたま箱運行10周年を迎え、指宿駅で歓迎式典があり、薩摩今和泉駅でも関係者が集まり、小旗を振って歓迎しました。安全運行を祈念いたします。

この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市民の福祉の向上と市政発展のために御尽力を賜り、改めまして御礼と感謝を申し上げます。合併して15年余り、様々な御苦労があったことと察しております。今後も健康には十分留意されましてお過ごしください。御多幸を御祈念いたします。

それでは、通告してありました、1、新型コロナウイルス関連について。コロナ関連最後の質問者ですので重なりますが、そのまま順次申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症について現状をどのように捉えているかということです。新型コロナウイルス感染症の国内や本市の現状をまず聞かせてください。

次は、2、ふるさと納税について。ここ数年の実績件数はどうですかということです。ふるさと納税のこれまでの実績件数どうなっていますかを伺います。

次は、3、AI（人工知能）婚活及び世話やきキューピッド事業について。国は2021年度から自治体への補助を拡大し、システム導入を促しています。考えはどうですかということです。聞くところによりますと、全国で19県にとどまっているようです。どうしてこのような質問をしたかと申しますと、未婚化・晩婚化が少子化の主な要因とされているからです。結婚を希望する人を応援したい、後押ししたいからです。何かのきっかけで出会い、そのきっかけの一つとしてAI婚活というわけです。後で述べる世話やきキューピッド事業も基本は同じです。これまでは本人が希望する年齢や身長、収入などの条件を指定し、条件が合ったら紹介するものでした。昔は世話好きな人がいたものです。戻りますが、AI（人工知能）婚活についての考えを聞かせてください。

これで1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 新型コロナウイルス感染症の国内や本市の現状等について、でございます。国内におきましては東京オリンピックやパラリンピックが1年延期された他、2度の緊急事態宣言が出されたことなどにより、大型イベントや各種大会の中止、移動の自粛要請による観光業への影響、外出自粛による経済活動の低下など大きな影響があるところでございます。また、本市におきましても新型コロナウイルス感染症の感染者が3月11日現在でも84人確認され、日常生活はもとより、本市のあらゆる産業に大きな影響を受けているところでござい

す。

次に、AIによるキューピッド事業等の導入等について、でございます。今のところ、県単位での導入はあるようでございますが、市町村での導入事例は把握はしていないところでございます。鹿児島県におきましては、県のかごしま出会いサポートセンターがAIを活用した婚活支援を行っておりますので、相談がありましたらそちらを紹介していきたいと考えております。以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** ふるさと納税の実績につきましては、まず、今年度の2月末現在の寄附額につきましては、14億3,480万円で、件数は7万6,736件となっております。3月末までの見込みといたしましては、14億6,000万円程度で前年度比約110%となるのではないかと見込んでいるところでございます。平成26年度までは毎年度100件未満で600万円程度でございましたが、27年度からはポータルサイトと契約し、今まで以上にPRできるようになったことから1万1,568件、約2億1,600万円と急激に伸び、それ以降28年度が3万3,709件、約5億6,300万円、29年度が2万9,103件、約5億1,200万円、30年度が3万4,030件、約5億7,800万円となり、そして、令和元年度は7万4,134件、約13億300万円と大幅に伸びているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、新型コロナウイルス関連について、先ほどは詳しい現状ありがとうございました。

次は、医療従事者、接種場所、確保しているか。接種券はいつ頃送付できそうかということで、1日も早いワクチン接種が待たれるところですが、まず、指宿市での接種場所はどの予定か、医師など医療従事者の確保はできているかを伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国もワクチンの確保がなかなか見通せないことなどから、接種スケジュールに関する説明も二転三転しているような状況でございます。そのようなことでございますが、本市における接種場所につきましては、指宿医師会と協議しており、市内で多くの医療機関での個別接種を実施できる予定ですので、医療従事者の確保につきましても問題はないものと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 接種券はいつ頃送付できそうですか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 接種券につきましては、1人につき1通、封書で郵送することになっており、接種券と予診票、接種できる医療機関や予約方法の案内チラシ、ワクチンについての説明書を同封する予定です。接種券の発送時期につきましては、ワクチンの供給にもよりますが、現時点では75歳以上の高齢者には4月中旬以降を、65歳から74歳の高齢者には4月下旬以降を予定しております。なお、64歳以下の方の接種券の発送時期につきましては、国からのワクチンの供給の見通しが示されないことなどから、現時点では未定となっております。

**○15番議員（高橋三樹）** ワクチンの具体的なスケジュールはどうなってますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 県は一昨日、本市への高齢者接種向けワクチンの供給を4月12日の週に1箱行くと発表いたしました。ワクチンの供給量が少ないことから、市内の高齢者優先接種に関しましては、これまで指宿医師会と協議・調整してきたとおり、まずは、クラスター発生のリスクが高い介護老人福祉施設等の入所者への優先接種を、早ければ翌週の4月19日の週に開始することが予定されているところでございます。そして、その次に75歳以上の高齢者、その後、65歳から74歳の高齢者の順で接種予約を受け付けます。その後は、64歳以下の基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者を優先的に予約を受け付け、それ以外の方々の接種予約に続くスケジュール案となっております。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、ワクチン接種を受ける場合の具体的な流れを教えてください。

**○健康福祉部参与（山元成之）** ワクチン接種の流れとしましては、まず、市から接種券、予診票、医療機関の一覧の案内が封筒で1人につき1通、郵送されてまいります。接種を希望する方は御自身で医療機関に予約を行い、予約日に接種券、予診票、保険証など本人確認書類を持って予約していただきました医療機関へ行っていただきます。医療機関では受付や医師による予診を行い、ワクチン接種を受けることになります。なお、副反応の起きる可能性もございますので、医療機関で接種後15分から30分程度の経過観察を行い、変わった症状などが見られなかった場合は接種は終了となります。現在、国から供給される予定のファイザー社のワクチンは2回の接種が必要となりますので、3週間後に再び医療機関で接種をしていただくこととなります。

**○15番議員（高橋三樹）** その接種券は接種を終えた後はどうなるのですか。証明書相当とするものになりますか。議員は所管事務調査や政務調査の時、相手先から何らかの接種済証などの提出を求められる場合が考えられます。これで対応できますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 接種券は右側が接種済証となっております。ワクチン接種後に医療機関で接種日や接種場所、接種したワクチンの情報を記入いたします。なお、接種券は1回目、2回目の接種に必要となりますが、万が一の副反応などに備える接種済証にもなりません。また、今後はワクチンを接種したという接種証明書としての利用できる可能性も考えられますので、大切に保管して下さるようお願いいたします。

**○15番議員（高橋三樹）** 毎日のように筋肉注射と言ってます。どうして筋肉注射なんですか。効果が高いのですか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 現在、国から供給されているファイザー社のワクチンの接種方法は筋肉注射であり、皮下注射に比べまして副作用が少なく、抗体ができやすいとされているようです。海外では筋肉注射でワクチンを投与するのが一般的であるとのことから今回のワクチン接種は筋肉注射となったようでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、妊婦、学生の接種はどうかということで、まず、妊婦の接種

について伺います、どうでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 厚生労働省は2月16日にファイザー社のワクチンは妊婦に関して、臨床試験のデータが不十分なことから、予防接種法に基づく接種の努力義務を適用しないとの通知を出しました。このようなことから妊婦の方につきましては、自ら判断していただくこととなります。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、学生ですが、16歳以上になっていますので、高校生になります。学生は学校で接種を受けるのか、市立指宿商業高校に通学している市外の学生も学校で接種を受けられるのか、その点どうでしょうか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 指宿市における接種体制は医療機関で行う個別接種で行う予定のため、学校や集会場などに特設会場を設置する集団接種は今のところ予定しておりません。なお、ファイザー社のワクチンは接種日において16歳以上の方が対象となっておりますので、16歳以上の方で接種を希望する方であれば、学生であっても接種はできますが、原則として住所地で接種を受けることになっておりますので、指宿市に住所のある満16歳以上の方は、指宿市内の医療機関でワクチン接種を受けていただくこととなります。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、今回接種をしないで後日接種したい人に対応できますかということで、最初の高齢者優先接種を受けなくて、後から接種を希望した場合は受けられますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 今回のワクチン接種は、国が新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、緊急的に接種が必要として予防接種法の臨時接種と位置付けたものでございます。国民は接種の努力義務が生じますが、最終的には自己判断となります。そのようなことから接種する、しないは自己判断となりますが、ワクチン接種の期間が令和4年2月28日までとなっていることから、その期間であればワクチン接種を受けることは可能となります。

**○15番議員（高橋三樹）** このところは最後ですが、接種を迷っている人に接種をしてもらうにはどうするのですか。広報などすべきではないですか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症の収束の切り札として期待されるワクチン接種でございますが、強制ではなく自己判断による接種となっております。接種を迷っている方に対しましては、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解していただき、判断していただく必要があります。ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクを理解していただくために、市のホームページや広報紙、チラシ等を作成し、正しい情報を広く市民の方に知っていただけるよう周知していくことが必要と考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** いろいろ伺いましたが、接種しないより接種した方が効果がありそうですね、皆さん接種しましょう。接種してください。

次は、2、ふるさと納税についての2回目です。先ほどの答弁で3月末までの見込みで14億

6,000万円程度で110%という答弁がありました。涙が出るくらい嬉しかったです。今回、全国の皆さん、ふるさと納税で指宿市を選んでいただき、誠にありがとうございます。感謝感謝です。返礼品満足していただきましたでしょうか。これまでも、これからも、ふるさと納税を有効に活用させていただきます。ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症で大変なときですが、くれぐれもお体をいたわってください。大切にしてください。

次は、2回目ですが、次は、増加している理由は何かということで昨年度から大きく伸びてますが、その要因、理由は何ですか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 寄附額が伸びている要因は幾つかございますが、1つ目には、市内でまだ登録していない事業者に対して積極的に新規開拓を行ったことなどから、令和元年度から返礼品登録事業所が増え、それに伴い、返礼品の品数が増えたことが挙げられます。2つ目に、ふるさと納税で人気の高い定期便などの返礼品を開発したこと、3つ目に、それまでの発注の仕組みを見直し、市が直接的に管理運営するふるさと納税システムを導入したことによって、市から事業所への一括発注が可能となり、返礼品を掲載するポータルサイトが増やせるようになったこと、そして、WEB等による広告などの効果的なPRを実施したことなど、平成30年度にふるさと納税係が設置されて以降、関係部署と連携を図り、積極的に取り組んできたことが要因ではないかと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 分かりました。次は、リピーター確保についてはどのような工夫をしているのですか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** リピーター確保につきましては、前年度にポータルサイト経由ではなく、直接市にふるさと納税の寄附を振り込まれた約1,700名の方に対し、昨年10月に新しい返礼品カタログを送付させていただきました。その後の1か月間にカタログを利用して145件の申込みがあったところでございます。送っていただいてありがとうございますという声も多く、効果も大きいと感じているところでございます。一方、ポータルサイトを經由して申し込まれた方に対しましては、定期的にメールマガジンを送付して、返礼品の紹介や本市の旬な情報をお届けしております。また、品質の良い返礼品につきましては、ポータルサイト上の返礼品の感想を書き込む欄に、また申し込みたいという感想を書かれることも多く、リピーター確保という点から見ると、返礼品の品質向上も大事な要素だと思っておりますので、今後も事業者と連携して品質の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 分かりました。次は、コロナ禍の中でどのようなPRを行っているのですか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** これまでもWEBや新聞・冊子などの広告を実施しているところでございますが、本年度はコロナ禍により、首都圏でふるさと納税イベントが実施されなかったため、ポータルサイトが主催したオンラインイベントに参加して、観光や特産品など本市の魅力を生配信で伝えたり、すり身やかつおぶし、オクラなど本市の特産品を使って製作

したレシピ動画をユーチューブにアップして、市のふるさと納税サイトとリンクさせたり、さらには、PR動画である「読めない、指宿」をリリースして本市の露出を高めるなどオンラインやユーチューブ等も活用してPRしてまいりました。また、GoToキャンペーン等で本市を訪れた観光客に対し、砂むし会館砂楽や鹿児島空港で返礼品カタログを配布するなどの取組も行ったところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、人気返礼品のキーワードは巣ごもり需要、小分け、手頃感だという、対応できてますか、ということですが、対応できているからふるさと納税が増加しているわけですが、対応を聞かせてください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 以前からふるさと納税につきましても、少量ずつ小分けされている返礼品の需要が高まってきていると感じていたところでございます。今年度はコロナ禍によりなかなか外出ができない状況での巣ごもり需要も高まっていると認識しております。このため、肉などを小分けにした使いやすい返礼品や魚などの加工品を少量ずつ真空パックにした返礼品を開発するなど、巣ごもりや単身、少人数の世帯に対応するため各事業者も返礼品を工夫して取り組んでいるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、観葉植物を選ぶ寄附者が多いようですが、実績はどうでしたか、ということで観葉植物の実績が分かれば教えてください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観葉植物の返礼品についてでございますが、観葉植物事業者は昨年度は5社でしたが、本年度は9社に増加し、それに伴い、品数も増えております。観葉植物の昨年度の申込件数は4,573件でしたが、今年度の1月までの申込件数は9,889件となっており、2倍以上の伸びとなっているところでございます。寄附額は令和元年度が7,799万6千円で、今年度は1月受付分までで1億3,945万8千円となっており、現時点で6,146万2千円の増、対前年比で約179%となっております。これはWEB広告等で観葉植物のPRを行った効果もございしますが、コロナ禍で在宅時間が増えたことにより、癒しを求める方が増えたことやテレワークの普及に伴い、WEB会議時に画面の背景として観葉植物を飾る方が増えたことなどから需要が高まったものと考えているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ただいまの答弁で件数、金額ともに本当にびっくりです。ありがとうございます。そこで、観葉植物生産者ならではの育て方の注意書き、管理方法、例えば水や肥料をやりすぎないようになど、管理方法、注意事項、一緒に送付していると思われませんが、この点はどうか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 議員御質問のとおり、観葉植物につきましては各事業者が作成している育て方のしおりを入れるようお願いしているところでございます。また、先日は返礼品開発等の業務を委託している、いぶすき観光デザインがふるさと納税に登録している観葉植物事業者を集め、梱包の注意点や寄附者からの感想の紹介、また、育て方の注意書きなどについての意見交換会を行ったところでございます。本市は観葉植物の日本有数の産地でも

ございますので、今後も事業者や関係部署と連携を図り、観葉植物をPRしてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** このところは最後になりますが、これまで年々寄附額は増えてきていますが、令和3年度についての取組はどのように考えてますか、伺います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 令和3年度の取組といたしましては、まずは、事業者及びいぶすき観光デザインと連携を図り、新たな返礼品の開発やその返礼品のブラッシュアップなどを行い、これまで以上に魅力ある返礼品を揃えてまいりたいと考えております。PRにつきましては、年間をとおして取り組んでまいりますが、寄附が増える年末に合わせて実施した方がより効果的でございますので、特にこの時期に集中してPRしてまいります。また、これまで市ではふるさと納税の寄附を活用して様々な事業を行ってきておりますので、活用事例についても紹介し、本市の取組に共感していただける方を増やしていきたいと考えているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、AI（人工知能）婚活及び世話やきキューピッド事業について、に入ります。先ほどの答弁ありがとうございました。分かりました。それでは、ここ5年ほどで何組の方が結婚し、何人の赤ちゃんが生まれたのでしょうか、伺います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 過去5年間の数値につきましては、本籍地が指宿市で、かつ指宿市に婚姻届を提出した件数として、平成27年が141件、平成28年が129件、平成29年が143件、平成30年と令和元年がそれぞれ125件でございます。また、本市の住民基本台帳に登録を行った出生数につきましては、平成27年と平成28年がそれぞれ306人、平成29年が261人、平成30年が267人、令和元年が246人でございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。次は、世話やきキューピッド事業はどのような活動をして成果はどうか、ということで、まず、世話やきキューピッド事業について指宿市で市内ではどういう組織が実施をしていますか、伺います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 世話やきキューピッド事業については、本市におきましては、結のつどいというネーミングで指宿市地域女性団体連絡協議会が実施している事業でございます。平成19年度に鹿児島県から県の地域女性団体連絡協議会に対して、男女の出会いの場の創出を目的に世話やきキューピッド事業を実施してほしいと要請があったことが始まりだと伺っております。これをきっかけに県地域女性団体連絡協議会から各市の地域女性団体連絡協議会へ同事業の実施について働きかけがあり、本市においても指宿市地域女性団体連絡協議会が事業を実施することとなったと伺っております。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、世話やきキューピッド事業、少子化対策の1つですが、具体的にどのような活動をして、成果はどうか、伺います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 例年、年に2回フラワーパークかごしまを会場に、男女20名前後の40名程度を定員として開催されているようです。毎回若干数のカップルが誕生していると伺

っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 分かりました。それぞれの地域で独身男女の出会いや縁結びをサポートしてくださっている、世話やきキューピッド会の皆様、奥様方、仕事をしながら、家事をしながら本当に頭の下がる思いです。ありがとうございます。御礼申し上げます。最後になりますが、婚活パーティーや集いの時、40歳までとか45歳までとか年齢制限があります。なかなか申し込むことができません。40歳代、50歳代、60歳代、70歳代の未婚の男女が結構いるのではないかと、それであれば、年齢を引き上げてせめて70歳まで、または年齢を問わない未婚者であれば申し込んでいいようにしたらどうでしょうか。わがままでしょうか。若い女性がためらうかもしれませんし、申込者が少なくなるかもしれません。この点どうでしょうか、伺います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 議員からいただきました御意見につきましては、事業を実施している団体に御意見としてお伝えさせていただきたいと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。これからも世話やきキューピッド事業を通じて、1組でも多くの出会いがあり、幸せをつかんでもらうことを念じて一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時00分 |
| 再開 | 午後 | 0時59分 |

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西田義哲議員。

**○3番議員（西田義哲）** こんにちは。議員番号3番の西田です。昼食後の眠い時間帯ではありますが、今定例会最後の一般質問となりますので、しばしお付き合いをいただきたいと思います。いよいよワクチン接種も現実となり、新型コロナウイルス感染症の収束も垣間見えてきたような気もしますが、一方で変異株による感染者も増加しており、もうしばらくは用心しなければならぬと考えているところです。今、現在もなお懸命に収束に向けて活動されている医療従事者、そして関係者の皆様に敬意を表します。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

まず、農作物の被害対策について、伺います。自然災害に強く、痩せた土地でも安定して生産ができ、凶作による飢饉から幾度となく人々を救ってきたサツマイモのことは皆さんもよく御存知のことと思います。本市では開聞岳の噴火によりできたれき土壌で良質のサツマイモが生産されており、そのまま食す青果用やお菓子などの原料となる加工用のもの、それから、芋焼酎などの原料として幅広い用途に利用されております。本市での令和元年度の生産量は約7,197 tで県内でも有数の産地でございます。このように本市の基幹作物でもあるサツマイモですが、近年全国的にサツマイモ基腐病の発症が確認されております。

サツマイモ基腐病は2018年に沖縄県、鹿児島県、宮崎県で発生が確認されており、昨年には九州はもちろん、全国的に発生が確認されています。本市においても確認されていますが、その発生状況はどうだったのかお尋ねをいたします。

次に、ミカンコミバエについて、であります。ミカンコミバエとは特殊病害虫に指定されており、熱帯果樹などに甚大な被害を与える重要な害虫であります。昨年、そのミカンコミバエが本市でも確認されましたが、その状況について詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、不登校対策について、お伺いします。昨日行われた同僚議員によるGIGAスクールについての質問と重複するところがございますが、再度お伺いさせていただきます。文部科学省の集計結果によりますと、2019年度に不登校が理由で小・中学校を30日以上欠席した児童生徒は全国で18万1,272人となり、過去最多を更新していると報告されています。鹿児島県全体では2,033人となっております。また、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響もあるのですが、全国的にも増加しているようです。そこで、現在の本市における小・中学生の不登校児童生徒の人数とその理由についてお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 農作物の被害対策、特にサツマイモの基腐病についてでございます。サツマイモ基腐病は現在、南薩、大隅、熊毛地区など県内の主要産地での被害が拡大傾向にあります。本市では、平成30年に開聞地区の一ほ場の数株で初めて発生が確認されました。令和元年度は、生育期後半の10月を過ぎた頃から被害が見られるようになり、畑の中で少しでもつるが枯れるような症状が発生したほ場が市内栽培面積の約2割で確認されました。本年度は9月の台風10号襲来後に急激に被害が増加し、約3割のほ場で症状が確認されているところでございます。不登校対策については、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 不登校児童生徒数は令和3年1月末時点で小学校26人、中学校28人です。不登校の理由としましては、様々な要因が複雑に絡み合っており、限定はできませんが、学習のつまづきや進路に対する不安、無気力、ゲームやネット依存による昼夜逆転の生活を送っているために起こる生活リズムの乱れなどが、主な理由として報告されています。

**○農政部長（田之上辰浩）** ミカンコミバエの本市における発生状況についてでございます。市では特殊病害虫であるミカンコミバエが侵入した場合に、早期に発見できるよう侵入警戒調査を定期的に行っているところですが、昨年7月27日に山川地区の調査トラップで初めて誘殺が確認され、その後も10月12日までに市内12地点で13頭の成虫が確認されています。トラップで誘殺が確認された地点においては、ミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアルに準じ、その都度、確認地点から半径2kmの範囲に防除用の誘殺板を500枚程度設置するとともに、ミカンコミバエが寄生する果実の調査を行ってまいりました。このような中、10月13

日に湯の浜地区において採集し、10月19日に切開したグアバに疑わしい幼虫の寄生が確認され、その後の植物防疫所の同定作業により、10月22日にミカンコミバエの幼虫であることが確認されております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。それでは、サツマイモの基腐病から質問をさせていただきます。発生している病気などについては、原因をしっかりと知ったうえで対処しなければならないというふうに考えているのですが、まず、このサツマイモの基腐病とはウイルス性のものなのか、それとも糸状菌などの病原菌によるものなのか、お尋ねいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** サツマイモ基腐病の病気の原因については糸状菌であり、土や土壌で伝染することから排水の悪い場所で発病しやすい特性があります。

**○3番議員（西田義哲）** それでは、この基腐病の発生が確認された場合の対処法はどのようにすればいいのかお尋ねいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 現状においては、特効薬がないことから生産者が基腐病のことをしっかり理解し、全ての作業工程で防除対策を徹底することが重要であります。対策としましては、まず、ほ場に病原菌を入れないための健全苗の確保。次に、ほ場で被害を広げないため初期発生株の除去、ほ場の排水性の改善、早掘りによる発病前の収穫が有効となります。また、発病が確認されたほ場では残さを可能な限り回収、撤去、除去することが最も重要であり、土壌消毒を行ううえでは、畑の耕運回数を増やし、十分に残さを分解し、病原菌が薬剤に曝露されるようにすることが大切です。その他、前作で基腐病が多発し、被害が目立ったほ場ではかんしょ以外の植物を2年ほど輪作、または休耕することが望ましいとされております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。生産者の収益面のサポートというのは収入保険制度がございますので、それを活用すればよいというふうに考えるのですが、生産面において先ほど答弁いただきましたけれども、先日報道もされておりましたが、この基腐病に効果がある農薬などが分かっているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 現状においては特効薬ではありませんが、病気の治療効果が期待できる薬剤として、アミスター20フロアブルという薬剤が3月10日付けで農薬登録され、防除に使用できるようになっております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。ちなみにですけど、このアミスターの効果的な使用方法というのは分かっているのでしょうか教えていただきたいんですが。

**○農政部長（田之上辰浩）** 使用方法についてでございますが、基腐病が発生したほ場で患った株を抜き取り、除去した後、周辺の株の地際の茎に薬剤が十分かかるように散布することが効果が安定すると言われております。なお、多発してからの防除は効果がなく、発生初期に防除を徹底する必要があります。使用回数については3回以内、使用時期については収穫

の14日前までというふうになっております。

**○3 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。ただいま回答いただいたようなこの農薬の情報、あるいは基腐病に関する正しい正確な情報などを生産者へはどのような周知を図られるのでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** サツマイモ基腐病に関する正確な情報を生産者が把握、理解し、基本的な生産技術の徹底につなげていくことが被害防止につながる最も重要な事項であります。市といたしましても、基腐病の発生については重く受け止めており、対処するためには行政と生産者が危機意識を共有しながら取り組むことが必要であると考えております。このため、市では広報紙やチラシ、ホームページなどによる情報提供をはじめ、県と連携して生産者を対象とした基腐病対策研修会を実施しております。また、基腐病の被害が拡大した令和元年度から、市・県・JAが協同で対策マニュアルを作成し配布するとともに、昨年10月にはサツマイモ基腐病対策プロジェクトチームを編成し、月1回の被害状況調査及び農家への巡回指導を行うなど、被害軽減対策に取り組んでいるところでございます。

**○3 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。次に、この基腐病3割ほど被害があったということなんですけれども、被害を受けた生産者へ国あるいは県も含めてどのような支援策があるのでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 支援策についてでございますが、県のかんしょ重要病害虫被害対策事業や国のかんしょ重要病害虫対策事業があり、市はこの2つの事業を生産者に活用してもらう形で令和3年度の生産へ向けた支援を進めているところであります。支援メニューにつきましては、軽度な被害が発生したほ場で引き続きサツマイモの栽培に取り組む場合の支援策としまして、そのほ場への定額助成をはじめ、苗や苗床消毒用の殺菌剤、土壌消毒剤の購入、ウイルスフリー苗の購入の際の助成等があり、また、被害が著しいほ場においてサツマイモ以外の作物へ転換する場合も定額助成等の支援があります。現在、市内生産者が組織する2つの団体が国と県に対して、約2,400万円の補助金を申請しているところでございます。

**○3 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。次に、今後の対応策についてでございますけれども、サツマイモを栽培している生産者の方々というのは栽培面積が大きい方が多いと思われまます。先ほど回答いただいた農薬などを散布するなどして防除に努められると思うのですが、人の手で散布するというのは大変重労働であると思います。ましてや、夏の暑い時期に散布しなければならないわけですので、体への負担も大きいのではないかと思うんですが、たとえばドローンのような新たな機械を導入して労力の軽減を図りながら、防除に努められる生産者の方々はいらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** サツマイモは比較的手間のかからない作物ではありますが、夏場は病害虫が発生しやすく、薬剤散布は必須であります。しかしながら、夏場の暑い時期に繁茂したつるの上での動力噴霧器による散布は労力負担が大きいことから現在、県経済連の受託事

業を活用しまして、ドローンでの薬剤散布を行う生産者が増えてきており、本年度は9戸の生産者が約8haのほ場で取り組まれております。先ほども新しい薬について説明しましたが、この基腐病に効果の高い農薬が登録されており、ドローンを活用して散布することも可能であると聞いております。しかしながら、周辺の株の地際散布が中心になるものと考えております。

**○3 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。今回の発症を受けて、私も様々な団体やあるいは自治体などが行っている調査結果を調べさせていただきました。先ほどお伺いした農薬などによる防除、それから畑の水はけなどをよくするなどの物理的な改善などが挙げられておりましたが、その中で基腐病対策の基本はほ場に病原菌を侵入させないことであるというふうに記されておりました。その1つの方法としてウイルスフリーの苗、つまり、病原菌に感染していない苗を使用することでほ場への持ち込みを防ぎ、結果、基腐病の発生を抑制できるのではないかっていう考えから、病原菌に感染していないウイルスフリーの苗の確保というのがとても重要になるのではないかと思います。旧山川町のときに成長点培養を行い、ウイルスフリー、つまり病原菌を保有していないサツマイモの苗の供給を生産者へ行っておりました。生産者からも収量が上がった、あるいは、サツマイモの品質が良くなったと評価されていたと記憶しているのですが、どうでしょうか。今後このような供給体制を再構築するお考えはお持ちでないでしょうか、お伺いをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 市では山川農業センターに設置したバイオ施設でコガネセンガンなどの品種のウイルスフリー苗を生産し、サツマイモの収益性向上に努めておりましたが、地元の山川高校に引き継ぐ形で平成19年、事業を廃止した経緯があります。現在の本市産サツマイモ苗の確保状況は、青果用品種を中心にウイルスフリー苗の導入が進んでいるものの、青果用以外のデンプン用等品種については、種芋の更新が主体であることからサツマイモ基腐病の発生が拡大する中、病気に罹っていないウイルスフリー苗の確保が課題となっております。一方、バイオ施設の利用再開についてでございますが、機械類の老朽化、苗生産技術を有する職員の育成確保、ウイルスフリー苗生産にかかるコスト面など、様々な課題があるところですので。以上のようなことから、サツマイモ基腐病の被害状況を踏まえた優良種苗の確保については、まずは、現在苗を生産、供給しているJA、経済連等と連携し、安定的にサツマイモを生産するうえでどのような施策が必要であるか、バイオ施設の活用の問題も含めて十分に検討してまいりたいと考えております。

**○3 番議員（西田義哲）** ありがとうございます。先ほど答弁いただいた農薬を使用しながら防除したり、あるいは、畑の水はけを良くするなどの物理改善ですね。そういったものもしながら、この基腐病という発症が抑制されれば全く問題ないと思うのですけれども、今後、またこの基腐病の発生状況を注視しながら、やっぱりウイルスフリーの苗の供給が必要だと判断した時には再度提案をさせていただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願

たします。

次に、ミカンコミバエについて、伺いをいたします。本市では温暖な気候を利用して、マンゴーなどの熱帯果樹の栽培が大変盛んですが、もしそういった作物にミカンコミバエの発生が見られた場合はどのような処置が施されるのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 果実の調査により、ミカンコミバエの発生が確認されますと、防除作業、調査など初動対応の強化が図られることとなります。本市においては、昨年10月19日に寄生果実へ疑義個体の寄生が確認されたことから、同日に発生地点周辺の寄主果実の植栽状況の調査と併せて除去作業等をスタートいたしました。その後、10月26日から10月30日にかけて国・県・市・JA職員連携のもと、1日約80名体制で防除作業を実施し、約2tの寄主果実の除去と市内全域に約2万4千枚の誘殺板設置を行い、さらに、開聞岳や知林ヶ島、市内の海岸部など地上からの防除が困難な場所については、10月29日、約1千枚の誘殺板の投下による航空防除を実施したところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。もし、ミカンコミバエの発生が確認されて生産者が作っている農産物を処分しなければならなくなった場合、生産者への補償というのはどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 本市では、現時点まで果樹農家等の生産ほ場での発生は確認されておらず、これまで処分の対象となったのは、ほとんどが庭先等で家庭用として栽培されている果実でありました。これらの果実の除去については、住民に説明し、理解をいただきながら早めに食べてもらう、又は不要な果実は自主的に処分してもらうなどの措置を講じている状況です。一方、ミカンコミバエが発生し、作物への被害が急速に拡大する恐れがある場合は、国がリスク分析を行い、状況に応じて影響等を専門家等にも聴取したうえで、植物防疫法に基づく寄主植物の移動制限を実施する可能性があります。現在のところ本市において移動制限はかかっておりません。制限がかかった場合は移動制限区域内で生産され、かつ、植物防疫機関からの廃棄命令を受けた寄主植物については買入れ基準を策定しまして、生産者から買入れ、廃棄処分することとなります。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。では、次に、今後の対応策についてですが、生産者の方っていうのはよくミカンコミバエについて理解されてると思うんですが、私が1番危惧しているのは先ほどの答弁でいただきましたけど、一般の方々への周知になるのではないかと思います。本市では温暖な気候で庭先にグアバなどの熱帯果樹を植えていらっしゃる御家庭をよくお見かけするのですが、そういった方が栽培している果樹などに寄生して気付かずにいる場合、知らず知らずの内にミカンコミバエが定着してしまうのではないかと考えるのですが、一般の方々への周知は再度行われるのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 農家が栽培する生産販売用の果実に限らず、家庭菜園の果実も防除対象であり、法による移動制限が出された場合は、その制限対象となります。周知につきま

してですが、チラシ、防災用無線、公用車による広報活動等を随時行っているところですが、昨年発生が確認された湯の浜及びその周辺地域においては、防除を徹底する必要性から改めて本年2月にチラシによる周知を図り、春先に向けてのミカンコミバエ発生予防のため、ミカンやキンカンなど柑橘類の除去等の防除作業を実施したところであります。家庭用の果実ということで防除作業になかなか理解が得られにくいのではとの懸念がありましたけれども、多くの市民から問い合わせがあり、また、作業の際も協力的であることから本件については理解を得られているものと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。市民の方の認識も高いということで安堵しております。昨日の朝、市役所へ登庁する車の中から胸のところにミカンコミバエ、確か調査中と大きく書かれたゼッケンを着けた方が2名1組で設置してあるテックス板の調査にまわられてるのをお見かけしました。防除所の方ですかね、だと思っんですけども、またこれから気温も高くなり、大変だと思いますけれども、昨年同様、台風などの影響で飛来し、再び活動する可能性というのは十分考えられますので、市民への周知徹底も含めて予察のほどよろしく願いいたします。

次に、不登校対策について、であります。小・中学生の現在26名、それから28名、合わせて54名の児童生徒が学校に行けていないということですがけれども、この児童生徒への支援はどのようなことをなされているのでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 不登校の児童生徒に対しての支援でございますが、学級担任だけではなく、学年部や生徒指導部という組織で、きめ細やかに対応するように各学校に指導しております。また、教育委員会が派遣しているスクールソーシャルワーカーや教育相談員等とも連携して積極的に家庭訪問を行ったり、子供や保護者にもスクールカウンセラーのカウンセリングを勧めたりするなど丁寧な相談業務に努めております。さらに、適応指導教室、なのはな教室において学校に登校することを目指して集団生活への適応力の向上を支援しているところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーの皆さん、それから相談員の皆さんはもちろん、学校の先生方も組織で対応されているということで大変ありがたく思っているところです。私の娘も中学3年の時に学校に行かなくなりましたが、先生方が休み時間などを利用して、様子を見に来てくださったり、様々な手立てをしてくださいました。そのことに関しては大変感謝をしているのですがけれども、一方で先生方の負担というのが大変大きいのではないかというふうに思ったところです。そういう先生方の負担軽減策として、また、子供たちに関してもコロナの影響で学校に行きたくても行けない子供たち、あるいは何かしらの事情で学校に行きたくない子供たち、双方の子供たちの支援策として、今回光回線を利用してオンライン授業、あるいはオンライン学習などのオンラインを活用した不登校生への支援方法というのを確認させていただく予定だったんですが、昨日の

同僚議員のGIGAスクールに関する質問の中で、今後取り組んでいくということで理解させていただきましたので、1点だけお伺いしますが、昨日の答弁で4月から開校する山川小学校に対する考えも多くお聞かせいただきました。もちろん、市長がおっしゃいましたように不登校生のいない学校を目指すというのも、私ももちろん望んでおりますが、中には新しい学校に行って、初めのうちはたくさん友達ができ、あるいは、今までできなかったスポーツ少年団に入ったりとか、一生懸命頑張る子供たちもたくさんいると思います。けれども、2年経ち、3年経ち、気持ちは前向きにいくんだけど、だんだんだんだん体が疲れてついていかなくなるような、言わば燃え尽き症候群ですね。バーンアウトのような子供たちももしかしたら出てくるかもしれませんし、あるいは、今まで小さな学校で教室で過ごしてた子供たちがいきなり30人のクラスに入るわけですから、もしかしたら自分の居場所というのを見つけられずに、学校に行かなくなるような子供も出てくるかもしれません。そういった子供たちへの支援体制の充実というのも魅力ある学校の1つの要素になるのではないかと私は考えているんですが、どうでしょうか。昨日の同じ質問内容になりますけれども、このオンラインも支援策の1つとして活用していただきたいと思うんですが、再度お伺いいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 不登校のために学習が遅れてしまい、学習が遅れたことによってさらに不登校から抜け出さなくなり、また、中学校の前は学習の遅れが卒業後の進路選択の妨げになったりする場合がございます。不登校児童生徒の自立を促すうえで、1人1台のタブレット端末を活用した学習支援は有効であると考えておりますので、オンライン授業の実施も含めて調査研究してまいりたいと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。昨日も回答いただきましたので同じ内容になりますけれども、今後いろいろ解消しなければならぬ課題というのはたくさんあると思いますけれども、積極的な取組をお願いしたいと思います。

最後になりますが、3月末に退職される職員の皆様の長年の御功績と御労苦に対し敬意を表しますとともに、これからお過ごしになる時間が皆様にとって今まで以上に有意義なものとなりますよう、心からお祈り申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 広報特別委員の選任

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第3、広報特別委員の選任を議題といたします。

広報特別委員8名から辞任の申し出があり、議長において許可いたしました。

よって、後任の広報特別委員の選任を行う必要があります。

お諮りいたします。

広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、坂元茂教議員、西田義哲議員、前原五男議員、山本敏勝議員、吉村重則議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、下川床泉議員、以上8名を広報特別委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分  
再開 午後 1時49分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。広報特別委員長に西田義哲議員、副委員長に坂元茂教議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（木原繁昭） 次は、日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和3年3月11日付で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長から同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数382票、投票のうち、有効投票380票、無効投票2票。有効投票のうち、森山良和議員289票、大園たつや議員91票。以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配付のとおりでありますので御了承願います。

#### △ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 坂 元 茂 教

議 員 東 勝 義

# 第 1 回 定 例 会

令和 3 年 3 月 25 日

(第 6 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和3年3月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 指宿市定住促進条例の廃止について
- 日程第3 議案第11号 指宿市介護保険条例の一部廃止について
- 日程第4 議案第12号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 指宿市福祉はり、きゅう等施術料補助条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について
- 日程第8 議案第16号 令和3年度指宿市一般会計予算について
- 日程第9 議案第21号 令和3年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第22号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第23号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第12 議案第17号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第18号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第19号 令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第20号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第16 閉会中の継続審査について（陳情第1号）
- 日程第17 議案第27号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）について
- 日程第18 議案第28号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第19 議案第29号 教育長の任命について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員 坂 元 茂 教 2 番 議 員 東 勝 義

3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員
な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	下吹越 寿
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	健康福祉部参与	山 元 成 之
建 設 部 参 与	荻 定 治	総 務 課 長	野 元 伸 浩
財 政 課 長	東 忠 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

△ 議案第10号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止について、を議題といたします。

議案第10号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び3日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、定住促進条例の目的は人口減をどう食い止めるかである。人口を増やすための施策は、いろいろなものを組み合わせて総合的に効果を出すものである。他の施策があるから、この条例を廃止するということが道理はないと考える。また、執行部は、定住促進条例の目的がなくなったわけではないという認識である。この条例は廃止ではなく、充実していくことが必要であり、廃止を目的とした本議案には反対するというものがあり、定住促進条例の廃止について、お試し滞在サポート事業とか空き家活用モデル事業などがあるが、この条例を廃止することによってどれくらいのメリットがあるか分からない。コロナ禍の中でわざわざ現地に行かなくても、リモートでできる時代になってきている。そんな中で、この条例を廃止した方が指宿市の発展につながるということも感じられない。今後、指宿市の人口が減少していくのが目に見える中、定住促進条例は残しておいた方が良いと思うので、この条例廃止については反対するというものがあり、また、賛成討論として、新築で100万円、改築で50万円ということだが、あまり利用されていないのではないか。お試し滞在とか、そういう効果のある方に力を入れていくのも1つの考えだと思うので賛成するというものがあり、起立採決の結果、起立少数で、否決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、期限がきたということだが、県内の市町村では人口減少対策で、定住促進条例を作って実施しているが、指宿は効果があったと捉えているのか。これ以上、定住促進をしても人は入ってこないと捉えたのかとの質疑に対し、今の条例は平成18年から始めており、その間、31世帯61名の方に交付をしている。指宿市でも平成29年からお試し滞在サポートを創設して効果を上げてきている。また、Welcome コンシェルジュ設置事業として協力隊を配置して住居の相談等をしており、また、空き家の活用も進めており、これらをトータルでやっていくことで定住促進につながると考えているとの答弁でした。

指宿市の人口を増やそうというのが大前提だと思うが、この定住促進条例というのは無意味なものになったという考えかとの質疑に対し、無意味とは考えていないが、15年かけて30世帯61名の方に来ていただいたことは非常にありがたいことだが、お試し滞在サポートを平成29年から進めた中で、30世帯47名という効果も出ている。令和7年まで続くので、その中で定住を考えてもらえればと思っているとの答弁でした。

人口を増やすための政策として、いろんなことをしても良い。ライフスタイルが変わったから、いろんなことをしても良いが、指宿の喫緊の課題は人口減少対策である。その1番の本幹がなくなる。この条例廃止はすべきではないのではないかとの質疑に対し、移住・定住というのは市政全般の施策だけではなく、他の子育ての部分とか環境だとかを含めて移住を決定するもので、確かに実績もあるので効果がないということはないが、その時々に応じた優先順位の高い施策に変えていくことを御理解いただきたいとの答弁でした。

定住促進条例以外の事業を推進して、より定住促進事業をすばらしいものにできるのかとの質疑に対し、定住促進助成金の効果はあったと思っているが、いろんな施策をする中で、新たなものも出てくるのであろうと思っている。現時点で考えている施策が、示している施策であって、これを進めながら次の施策ということも考えていこうと思っているとの答弁でした。

意見として、少しでも指宿の人口を増やすためには、この定住促進条例を廃止するのではなく、改善し、利便性の良い条例にすべきであるというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 総務水道委員会においても討論を行いました。定住促進条例のそもそもは人口減をどう食い止めるか、ということだったのではないのでしょうか。人口を増やすための施策はいろいろなものを組み合わせて、総合的に効果を出すものだと思います。ほかの施策があるからこの条例は廃止する、ということに道理はないと考えます。それに、執行部自身が、定住促進条例の目的がなくなったわけではないという認識です。この条例は廃止ではなく、継続すること、そして、次の段階としては、充実・改善こそ必要と考えます。よって廃止を目的とする本議案には、反対をいたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立者なしであります。

よって、議案第10号は、否決されました。

△ 議案第11号～議案第14号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第11号、指宿市介護保険条例の一部改正について、から、日程第6、議案第14号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第11号、指宿市介護保険条例の一部改正について、から、議案第14号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第11号については、反対討論として、第8期介護保険事業計画における保

険料の見直しの条例であるので、反対とするというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号については、反対討論として、令和2年度でも19回から30回利用されている方が32.9%もおられる。高齢者の福祉増進ということであるなら、回数を減らすべきではないという立場から反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号については、反対討論として、この改正は資格確認の機能をマイナンバーカードに付与する条例であるため反対とするというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第12号については、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第11号について。第1号中の3万6千円を4万7千円に値上げされているが、この階級は年金の所得がどのくらいの方々なのかとの質疑に対し、生活保護を受給している方と老齢福祉年金受給者であって、本人及び世帯全員非課税の方、または、前年度の合計所得課税年金収入が80万円以下の方と規定されているとの答弁でした。

第8期の保険料の値上げと同時に、個人負担分が増えるよう改正も国の方ではされていると思うがどうなっているかとの質疑に対し、介護報酬の平均0.7%上昇という改定が予定をされており、介護報酬が上がれば、その内の自己負担分というのは負担をしていただくということになるかと思うとの答弁でした。

今後の認定者数の見込みについての数値的な説明をしてほしいとの質疑に対し、65歳以上の被保険者数については、第7期の令和2年度が見込みとして1万5,508人、第8期の最終年度の令和5年になるが、1万5,203人ということで、ほぼ横ばいというふうに見込んでいるとの答弁でした。

意見として、年間18万円以下の年金者もこの負担をしていないと介護サービスを受けられない。そういう面では、基金なり使って負担を上げるべきではないというものがありました。

次に、議案第12号について。感染症予防、蔓延防止の措置としているが、事業所においては蔓延させないように気を遣っている。さらに強化しろという中身になっているのかとの質疑に対し、発生した場合において、断続的にすぐ早期の業務再開ができるような計画作りを進めているという内容であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について。この助成制度について、何名の方がどの程度利用しているのかとの質疑に対し、19回から30回の利用者は411人で全体の利用者数の32.9%。1回から2回

の利用者が220人で17.6%。1回から9回が602人で48.1%。1回から18回の利用者が873名で69.8%となっているとの答弁でした。

これまで30回利用していた方への影響はどのように考えているかとの質疑に対し、30回利用している方にとっては自費で行く回数が増えるということになるが、1回、2回しか利用していない方たちを、もう少し回数を増やしてもらいたいというところのねらいが800円を900円にしたというところもあり、これを2千人とか3千人増やしていきたいというところで、今回、条例改正をしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第14号について。マイナンバーカードを医療機関で確認するとなった場合に、医療機関に設備が整っていて4月1日から運用できる環境になっているのかとの質疑に対し、4月以降、指宿医療センターでは導入するという話は伺っている。そのほか、4月中に5か所程度の医療機関がマイナンバーカードによる保険証の確認システムを導入すると聞いているが、そのほかは順次、導入されるものと考えているとの答弁でした。

医療機関がコロナの関係で大変な状況になっている中で、制度改正による負担を押し付けていく可能性はないのかとの質疑に対し、医療期間の負担は増えると思うが、今回の改正については、子供の医療費の助成に係ることで、最終的には利用者の便宜は図っていくのではないかと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第11号、議案第13号、議案第14号について、反対する立場から討論いたします。

まず、議案第11号について。第8期介護保険事業計画における保険料の見直しの条例であります。保険料は毎回、見直しの中で、大幅に保険料は上がってきております。それと同時に、介護報酬の引き上げにより個人負担が増えること、また、給食費も値上げが計画されております。介護保険料を滞納すれば、サービスを受けられません。利用料の大きな負担にもなります。介護サービスが必要な人が受けられる制度にすべきです。以上の理由で、反対討論いたします。

議案第13号について。1回当たりの助成額を増やしている前進部分もありますが、19回以上利用されている方が令和2年度でも利用者の30%以上の方がおります。健康保持及び健康向上に寄与するためにも、利用回数を30回から18回に減らすべきではありません。以上の理由で、反対討論といたします。

議案第14号について。資格確認の機能をマイナンバーカードに付与する条例であります。マイナンバーが利用できるのは、税、社会保障、災害に限定されていましたが、3月からはマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになり、2026年からは運転免許証としても使えるようにしようとしています。つまり、マイナンバーに税金や社会保障に加え、医療情報などの情報もひも付けられることとなります。さらに、銀行口座など、私たちの生活に関わる多くの情報がひも付けされれば、私たちのプライバシー情報が網羅的に管理されることとなります。政府はマイナンバーを軸に個人情報の一元管理を進めようとしています。以上の理由で、反対討論といたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、指宿市福祉はり、きゅう等施術料助成条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第15号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第7、議案第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。補助金476万円全てが国庫からの補助金になっているが、工事費を市が積算したら476万円となったのでそれが認められたということか、それとも、476万円のできる工事をするということかとの質疑に対し、市の方で改修工事の見積り等を行い、金額について積算をした。それをコロナ対策として国庫補助金を充当するというものであるとの答弁でした。

北側別館の空調と調理実習室の改造工事ということだが、具体的にどんな内容かとの質疑に対し、北側別館を避難所として利用する可能性があり、コロナウイルス対策としてその空調機の更新を考えている。調理室の改修については、コロナ対策の備品等の保管場所ということで改修しようと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされていますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑と意見について申し上げます。

まず、学校整備室所管分について。今和泉小学校体育館の大規模改修は、照明をLED化するということだが、吊り下げではなく固定式かとの質疑に対し、固定式であるとの答弁でした。

LED化することで簡単に交換が発生しないということかとの質疑に対し、LEDは長期間もつということで固定式にしたとの答弁でした。

大規模改修の主な理由と主な内容はとの質疑に対し、外部の工事として、屋上防水、外壁落下防止工事、屋根・ひさしの塗装防水工事、外階段トラップの新設などが工事の中に含まれているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、スポーツ振興課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第19号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設に対する運営維持支援金について、どのような計算になっているかとの質疑に対し、運営維持支援金はヘルシーランドの収支赤字額の8割にあたる3,249万5,958円、レストランの収支赤字の5割にあたる405万4,755円、山川砂むし保養施設の収支赤字額の5割にあたる498万958円という計算で、合計額4,153万1,671円となり、予算として4,200万円計上したとの答弁でした。

ヘルシーランドの運営について、国や県からの事業持続化給付金に該当しないかとの質疑に対し、1か月の売上げが45%減であったということで、持続化給付金の支給対象にならなかったとの答弁でした。

意見は出ませんでした。

なお、商工水産課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第16号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第8、議案第16号、令和3年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道

委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和3年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び3日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、定住促進条例は廃止せず、それに必要な予算を計上すべきである。また、山川バイナリー発電の余剰熱の活用を前提とした事業に関わる予算が計上されているが、九州電力側との間では口頭約束はあるとしながらも、協定書や確認書、協議書、計画書など、文書での取り決めは何もないということである。行政が事業をするに当たって、文書の取り決めもなく口頭での約束だけで進めることは妥当でないと考える。以上のようなことから反対するというものがあり、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、会計課所管分について。振り込みの手数料のうち、コンビニ支払いは何件で手数料は幾らなのかとの質疑に対し、令和元年度の実績件数として5万5,472件で支払い実績は252万6千円であるとの答弁でした。

口座振替とコンビニ支払いの手数料単価は幾らなのかとの質疑に対し、口座振替は1件当たり10円で、コンビニは1件当たり57円になっているとの答弁でした。

意見として、口座振替やコンビニ支払い以外にもカード決済など他の支払い方法もあると思うので、今後検討していただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分について。補助している団体等への監査はどうしているかとの質疑に対し、指定管理者については例年1から2団体に実施し、5年に1回程度で回ると認識している。援助団体については毎年援助する団体等が変わる関係上、定期監査と合わせて重要性を確認したうえで、例年5から7団体の監査を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。定住促進事業はなぜ東京23区からと限定しているのか、どういう意味ですかとの質疑に対し、県が実施する、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業のうち、かごしまU I J ターン移住・就業支援事業を活用して実施するもので、都市部の人口が集中した所から地方に人を呼び込むという対策になっているとの答弁でした。

W e l c o m e いぶすきコンシェルジュ設置事業と空き家活用推進事業を地域おこし協力隊が行うため約1,200万円予算計上されているが、空き家対策で何軒計画しているのかとの質疑に対し、W e l c o m e いぶすきコンシェルジュ設置事業は約460万円で、このうち約

270万円は地域おこし協力隊の人件費等になっている。設置事業の主なものは、協力隊員が働くための場づくりが主な予算である。空き家対策推進事業は約789万円だが、このうちの約310万円は地域おこし協力隊の人件費等に係る部分で、事業の主なものとして、地域提案型空き家活用モデル事業、その他、地域提案型空き家再生支援事業補助金、地域おこし協力隊が起業・事業を継承するための補助金が主なものとなっている。何軒計画するというものではないとの答弁でした。

山川のバイナリー発電所からの余剰熱活用について、九州電力との間で合意事項や協定書、約束事はあるのかとの質疑に対し、協定書はないが、九州電力から口頭での協力の約束をいただいている。令和元年度にサウンディング調査を実施をさせていただいたとの答弁でした。

山川のバイナリー発電所からの余剰熱活用について、事業を本格的にやるとすれば相当のお金がかかると思う。どれぐらいの事業費がかかるのかとの質疑に対し、今回は、九州電力の山川バイナリー発電所から出る余剰熱を活用して地域振興を図れるような事業者の募集を求めるもので、原則として、民間企業が何か事業をやるということであり、現段階では市の負担は考えていないとの答弁でした。

意見として、指宿市の喫緊の課題は人口減少対策である。施政方針の中にも令和27年には2万5千人まで減少すると明記されている。若い人が定住できるような指宿市であるためにいろいろやっていただきたい。消防団が全地区の空き家状況を確認しているので、各地区の公民館長と連携を図り、協働して人口減少対策に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。安全灯事業でLED化の予算があるが、現在の進捗率はどうなっているのかとの質疑に対し、安全灯の設置数が4,129灯あり、LED化されている分が3,397灯で82.27%になっているとの答弁でした。

広域連携SIB事業の事業費のうち、消耗品はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、健幸ポイントプロジェクト事業に参加をしていただく市民の方々が使用する活動量計、歩数計の費用になるとの答弁でした。

共創の場づくり事業はどのようなものをするのか、計画はあるのかとの質疑に対し、共創の場づくり事業はこれまでのシビックカフェ事業、協働カレッジ事業を1つにまとめた事業になる。全て委託料であり、いろいろな方が集まって話ができる場を設けたり、講演をしたり、情報共有の場を設けたりということを計画しているとの答弁でした。

意見として、健康推進事業で地域の資源を生かしたヘルスケアビジネスがあるが、オクラの効能やここで得られたものをしっかりと市民に周知し、消費拡大につなげ、e-wellness事業やSIB事業が多くの人に賛同してもらえるような広報をし、元気な指宿を市外に発信していただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。前年度との比較で約480万円少なくなっているが主なものは何かとの質疑に対し、議員人件費で159万1千円、職員人件費で210万1千円、議会事務局費で113万6千円の減額となっている。議員人件費では議員年金が平成23年6月1日から廃止をされており、それ以前の議員に係る年金、一時金を賄うための負担金に係る率が改定をされており、この分で減額となっているとの答弁でした。

議会だよりの発行費が昨年より45万円ほど減っているが、何か変わったのかとの質疑に対し、減額した理由としては印刷部数が変わっている。令和2年度は2万2,400部で予算計上していたが、令和3年度は1万7,700部に減らしているとの答弁でした。

令和2年の場合はコロナの問題もあって予定していた旅費等については減額修正をしたが、新年度はどうなるか分からないが、予算の組み方としてはコロナに関係なく組んでいるということで良いかとの質疑に対し、当初予算においては、所管事務調査、政務活動費等を組んでいる。また、状況に応じて議員の皆さんの判断に委ねる部分も出てくると思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。今、高齢者が増えているが、全ての投票所がバリアフリー対策されているのかとの質疑に対し、投票所のバリアフリー対策に関して対応は取っている。投票所として借用するには段差がある場所もあるので、スロープを設置するなどして段差解消に取り組んでいるとの答弁でした。

コロナ禍の3密を避けるという関係で、これまでの投票所から変更を余儀なくされる所はないのか。設営等についての新たな取組についてはどのようなになっているかとの質疑に対し、投票所の変更というのは今のところ考えてはいないが、消毒の設置や会場に入るための検温、大勢の方が投票所の中に入らないように規制をするなどの対策は十分取っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。会計年度任用職員は部署ごとに募集をし採用するのか。全体として人件費を考えた時、会計年度任用職員をどれくらいに抑制すべきか把握しているかとの質疑に対し、会計年度任用職員はそれぞれの課で任用申請をし、予算もそれぞれの課で取っている。総務課の予算は、各課のフロントオフィスの部分と産休等で急雇用が発生したときや障害者のトライアルの部分であるとの答弁でした。

新規採用するに当たって、採用条件や試験の仕組みはどのような流れになっているかとの質疑に対し、令和2年度は職員採用試験を2回行っている。それぞれ、一般職、大学卒業区分、短大卒業区分、高校卒業区分、社会人の区分に分けて募集をしている。採用年齢は、上限を昨年までの39歳から44歳まで引き上げたとの答弁でした。

意見として、再任用の65歳以上が会計年度職員に数名いるということだが、市民の若い人

たちの働く場を確保するために、65歳の方はしっかりと年金をもらえるようになっているので、どうか取り計らっていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。池田湖売店の補償金の根拠は何かとの質疑に対し、令和2年度に実施した調査に基づいて支払うものだが、補償内容としては工作物の補償、賃借人が設置した工作物を移転・新設するための補償、また、動産補償についてはその数量に基づき、搬出・移転するためにダンプ何台分に相当するかにより算出されるものである。その他、借家人補償、移転雑費、営業休止補償も含まれるとの答弁でした。

地方交付税の71億円は昨年よりも2億3,500万円減っているがその要因は何かとの質疑に対し、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税については当初予算で64億円、特別交付税については7億円を計上している。減額の要因は大きく2つあり、1つは合併算定替の終了の最終年であるということ、あともう1つは国勢調査による人口が今度新しい数字に置き換わるのでその減少を加味し、令和2年度の実績を踏まえたうえで減額としたとの答弁でした。

予算を組むに当たって、各課から予算要求を募って査定調整をしたのか、基本的な方針はどのようになされたのかとの質疑に対し、令和3年度の当初予算においても2億円以上の市税の対前年度減額を見込んでおり非常に厳しい予算編成をした。予算編成に当たっては、従来のスクラップアンドビルドで予算要求をしていただくことは前提としてあるのだが、大きな特徴としては、市外旅費等は原則、コロナ禍が収まらない中においては予算措置していない状況であり、消耗品等できるだけペーパーレス化といったところを踏まえて、コピー料等の減額や内部経費を落とした形で予算編成を進めてきたとの答弁でした。

予算要求があっても必ずしもそのとおりにいかないことは分かるが、基本的にどういう視点で290億円を270億円に詰めたのかとの質疑に対し、ヒアリングを行う中で、不要不急かどうかを含めて聞き取りをしたうえで予算の調整をさせていただいたとの答弁でした。

意見として、地方交付税が2億3,500万円も減額になっている。その要因が人口減少も含まれているので、その部分に力を入れていただき、交付税が減額にならないようにやっていただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。市内5か所に防犯カメラを設置しているということだが、5台で十分足りると思っているのかとの質疑に対し、現在、市で設置している防犯カメラについては、5年間の賃貸借契約によって平成29年度に設置をしている。今後の防犯カメラの設置については、契約の更新等に合わせて設置箇所の実績や効果の検証を行って、地域の要望や警察署等の関係機関と協議のうえ、設置箇所の増設等について検討するとの答弁でした。

防火水槽補水バルブ新設工事は何か所計画しているのかとの質疑に対し、2か所の予定で、残りの155か所程度が未設置であるとの答弁でした。

交通安全対策事業費が昨年度と比較して減額となっているがその理由は何かとの質疑に対し、今年度までは交通安全施設の整備に係る予算は危機管理課で持ち、土木課に対して他課依頼をお願いしていた。事務の簡素化でその部分は土木課に予算を割り振ったとの答弁でした。

食料等の備蓄はどのような状況になっているか、また、新年度は充実していくのかとの質疑に対し、令和3年度予算で500食分の予算計上している。現在の備蓄状況は米、パン等の主食については5,600食程度。おかず等の副食については3,400食程度。水が500mlで3千本程度を備蓄している。そのほか、マスク、消毒液、パーテーション、バスタオル、毛布などの備蓄をしている。また、食料品等の物資についてはホームセンター等と災害時における協定を結んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和3年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、マイナンバーカードの予算が含まれているので反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、学校給食センター所管分について。山川学校給食センターの改修工事は内装だけなのかとの質疑に対し、今回の工事は内装の工事で、衛生管理基準が改正されて、その基準に合っていないところがあるので、衛生管理基準に沿うように工事を行うとの答弁でした。

山川地域の学校統合で今までは4校に配送していたものが1校で済むということになるが、運営上どう変わっていくのかとの質疑に対し、給食の配送業務は委託業者がやっているが、来年度から山川が統合されて1校になるということで、配送・回収の効率が良くなる。7月で現在の委託業者との契約が切れ、8月から新たな契約となるが、その新たな契約の中では山川の小学校は1校という契約をする。現在の契約の変更というのは予定していないが、影響

が出る配送について委託業者で計画をして新年度に向けて取り組んでいるとの答弁でした。
意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について。新しい学科が令和4年度から設置されるが、その準備経費は入っていないのかとの質疑に対し、令和4年の学科再編については、当初予算編成の段階では確定されていなかったため今回の予算には含まれていない。令和3年度中に必要なものについて補正対応で考えているとの答弁でした。

活性化補助金については、どういった活動をするという計画かとの質疑に対し、女子ソフトテニス部のように全国・九州大会につながるような優秀なスポーツ活動ができる生徒に対し助成金という形で活用させていただくとの答弁でした。

校舎の塗装が非常に古びていて印象が悪いと一般質問でも出ているが、今後、どのように対応していくのかとの質疑に対し、長寿命化計画で学校等の施設管理についての計画を盛り込んでいる。80周年事業を令和8年度に迎えるので、それまでには計画を立てて、国・県にも助成金等の要望をかけながら、順次、計画ができればと考えているとの答弁でした。

意見として、校舎の塗装が相当古くなっているため早く対応できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、社会教育課所管分について。開聞庁舎の建替後、図書コーナーに置く本の手配はどのようなになっているのか。開聞の図書館にあった蔵書をそのまま置くだけならば図書コーナーとしての意味がないと考えるが、どのような考え方をしているかとの質疑に対し、開聞支所地域振興課と図書館、社会教育課と協議している。開聞支所で購入資金の予算を組んで、委託については開聞支所ですということを知っているが、図書館の指定管理という検討は今のところはしていないとの答弁でした。

視聴覚ライブラリーを維持していくとなれば、年々、新しいものは入れていかないといけないと思うが、費用対効果はどのように考えているかとの質疑に対し、来年度は20万円の予算でDVDだけでなく機器の購入もある。利用は学校が主ですので、子ども会等にも紹介して利用が図れるようにしていきたいとの答弁でした。

意見として、開聞支所の図書の購入について、開聞支所の所管となれば支所の職員で図書の選定をやらなければならないということになり、司書的な能力のある方がいなければ優良図書の選定はできないと思う。何冊読みましょうという運動も各学校やられているので、それに対応するためにも図書コーナーに優良図書を揃えていかなければ教育効果は得られないと思う。そのことを踏まえて、蔵書についてはそらまめの会との連携等を取りながら教育委員会でしっかりとやっていただきたいというものがありました。

次に、歴史文化課所管分について。市民会館の整備が始まっているが、グラウンドゴルフをする高齢者の安全確保はどのように考えているかとの質疑に対し、工事範囲内については柵で全て囲い込んで工事車両と市民の方との接触が一切ないような形に工夫している。あわ

せて、各所に注意書きの看板を設置し、また、工程会議で市民の出入りが非常に多いことや、注意書きをしても現場内に入って来る可能性もあることを作業員の一人ひとりに至るまで注意するように喚起してくださいと業者へお願いをしているとの答弁でした。

市民会館の建設現場については、風が強かったりする工事の時に資材が飛散するというとも考えられるが安全策はどのようにしているかとの質疑に対し、資材の場所等について考慮のうえ、囲い柵を広く設置するとともに、資材の管理等についても十分配慮するということを前提に打ち合わせをし、その対応に十分配慮してもらうようお願いしているとの答弁でした。

無形文化財保護補助金事業として68万円ぐらい上げているが、前年度と比較してこの補助団体としてはどのように変化しているかとの質疑に対し、この助成金については、指宿市郷土芸能保存会へ交付される助成金となっており、従来の32団体に福元棒踊りも入り33団体に増えているとの答弁でした。

33団体の中にも少子化により子供への継承ができず活動を休止している団体がある。郷土芸能の全体の意見を集約して対応できないかとの質疑に対し、集落内では対応しきれないという郷土芸能もあることは把握している。小学校では郷土教育を一生懸命やっており、校区にある郷土芸能について子供たちに興味・関心を持ってもらうための機会を増やしていったらどうかという意見も出されている。1集落で維持するのが困難な場合については、校区まで広げるか、また、違う方法もないのかということについても私たち自身も勉強しながらその対応策を探るということをしていく必要があると考えているとの答弁でした。

意見として、市民会館建設において、大型車両の出入りもあり、また、市民の運転をする車も駐車する。交通事故対策など、安全面については十分配慮していただくようお願いするというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について。県地区対抗女子駅伝に向けて高校生を強化するという検討はされていないかとの質疑に対し、県地区対抗女子駅伝については選手の確保が大変な状況となっているので、候補選手の早期掘り起こしのために陸上記録会などの参加者、また、市内中学校の長距離走の得意な生徒や興味のある生徒を推薦していただいて練習会への参加を呼びかけている。練習会は例年、男女ともに10回程度実施しているとの答弁でした。

フットボールパークの多目的広場の一部に水たまりができている場所がある。また、サッカーをしているときに道路までボールが転がってくることがある。防護柵があれば一番良いが、そこが難しければ公園内道路のような扱いにして、通行者に注意喚起をしないと危ないと思うがどういった考え方をしているかとの質疑に対し、多目的グラウンドには水たまりができていたので職員が砂を毎回入れるようにしている。排水の関係もあるが、今後も水たまりが頻繁にできるようであれば砂をどんどん入れていきたいと考えている。防護柵につい

ては、大会があるときには車はなるべく遠慮していただいて、ボールが外へ出ないようにフェンスを購入している。遊びで利用するときにはフェンスを付けることはないが、大会等にはそのフェンスを置いてボールが外に出ないようにしていきたいとの答弁でした。

フットボールパークの年間の維持費はどのくらいを見積もっているかとの質疑に対し、年間維持費については約3,328万8千円を見込んでおり、内訳は人件費が約400万円、肥料、薬品などの消耗品費、上下水道、電気料などの光熱水費、作業車などの燃料費、芝管理用機械修繕など需用費が約2,126万4千円、建物災害共済掛金、損害保険料など役務費が約31万3千円、機械警備、トイレ清掃、受付、エレベーター保守点検、消防設備保守点検、芝・植栽管理などの業務委託料が約754万5千円、作業機械の借上げ約16万6千円となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。小中学校のパソコン整備費は生徒・児童1人に1台ずつタブレットの配布があるのだろうと思うが、その予算的なものはどうなっているかとの質疑に対し、GIGAスクール構想に基づき1人1台、小学校はiPadを、中学校はWindowsの端末を整備する。整備に係る費用は昨年9月補正予算で全て措置をして、順次、整備に向けて進めている。令和3年度の予算では、修繕に係る補修等に備えて予算を計上しているとの答弁でした。

1人1台ずつ渡せるのは大体いつ頃となる予定かとの質疑に対し、新年度一斉に揃ってスタートができれば一番望ましいが、GIGAスクール構想というのが全国一斉に整備をしているということなので、急ぎよ、昨年前倒しでスタートが早まったので、なかなか一斉に調達ができないというところがある。まずは、4月に開校を迎える山川小学校に令和2年度中に整備を終えて開校と同時に使える状況にしていき、あとは順次、整備を進めていき、残りの小中学校全て1学期で終える予定であるとの答弁でした。

契約の段階でのタブレットの納入期限とはどうなっているかとの質疑に対し、年度内に台数を確保するということが難しいということが想定されていたので、当初から8月31日と1学期中に全ての整備を終えるという契約をしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。魚見小学校校長住宅の解体工事325万円という説明だが、建物の構造は何でできているのか、工事代が高いのではないかとの質疑に対し、建物は木造です。解体工事の概要については門柱の撤去、植栽の伐採と根抜きで約40m、浄化槽の解体撤去費用と解体撤去した部材の分別費用を含んでいる。また、敷地に砂利を10cm敷き、土地の周辺には高さ1.5mのフェンスを40m設置する費用も含んでいることからこのような予算としているとの答弁でした。

木造で平米はどれくらいかとの質疑に対し、土地面積は291.83㎡、約88.28坪、家屋面積

は62.11㎡、約18.79坪であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。特別教育支援員の26名について、これで十分だと考えているのかとの質疑に対し、各学校の実態に応じて配置する最大限の努力をしているとの答弁でした。

支援をしなければならない児童生徒はどのぐらいいるのかとの質疑に対し、現在のところ、小中学校合わせて362名であるとの答弁でした。

支援の必要な児童生徒が362名であればクラスで複数名いる場合もあると思う。それに対して支援員は1名しか配置されていないと思うが、そういう中でしっかりとした授業ができる体制になっているのかとの質疑に対し、特別に支援を必要な子供たちに対しての配慮をしながら担任が進めるようにしており、できる限り、この支援員も活用しながら教育を進めているとの答弁でした。

スクールバスの備品購入というのを説明されたがどのようなものを備品として購入される計画かとの質疑に対し、スクールバスを洗車するための高圧洗浄機及びバスターミナルで使用する発電機等を計画しているとの答弁でした。

学校教育振興費の中でマイクロバス借上料というのはレンタカー会社に運転手ごと依頼するのかとの質疑に対し、マイクロバスの運転手ごと含めた借上げになるとの答弁でした。

市にもマイクロバスがあるが、このマイクロバスを活用するという事は想定されていないのかとの質疑に対し、今年度までであれば市のマイクロバスを優先して使用している。ただ、他と重複し、市のマイクロバスが足りない場合ということもあるので、そういった場合に民間のマイクロバスを活用していた。なお、来年度については、新山川小学校でスクールバスを導入するので、その空き時間も活用しながら、新山川小学校含め、ほかの小中学校の学校行事でも活用を図っていきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、支援の必要な児童生徒が362名ということで大幅に増え、児童生徒の中で1割を超してきているという中で特別支援員26名では厳しいのではないかと。この特別支援員を今後増やす方向で検討していただきたいというものがありました。

次に、市民課所管分について。マイナンバーカードについて、令和2年度でどのくらいの申請がされているのかとの質疑に対し、令和3年1月31日現在、交付件数が8,192件、申請件数が9,753件になり、交付率が20.34%となるとの答弁でした。

令和4年度中に、指宿市で7割の交付率という方向で計画されているということだが、令和3年の1月31日付けで約20%強ということで、マイナポイント等も付けるということになっている中、何が原因でここまで増えていないと捉えているのかとの質疑に対し、マイナンバーカードは強制ではないが、国がデジタル社会を目指すということで交付率を上げようと一生懸命やっているところである。カードが普及しない理由の1つには、個人情報漏洩に対する

不安というものが一番大きいのではないかと考えている。また、高齢者の方々がデジタル化等について不慣れな点があり、なかなか普及が進まないのではないかとと思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。固定資産税の減収について、指宿の場合は観光業が感染症による影響を受けていると思うが、この減収部分の率はどうなっているのかとの質疑に対し、事業収入減収率が50%以上は全額免除、30%以上は2分の1を軽減となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。10月からスプレー缶類に穴を開けずに出してもらう方法に切り替えるための周知用チラシの印刷製本費を言われたが、チラシは全家庭に配布される予定かとの質疑に対し、全家庭に配布する予定であるとの答弁でした。

開聞処理場の土地借上料があるが、この土地については購入をする計画ではなかったかとの質疑に対し、集落の方と協議を進めており、市としては買い取りたいという意向を示したが集落からの売却への理解が得られていないという状況なので、引き続き、交渉してまいりたい。それまでの間は借りるということになろうかと思うとの答弁でした。

開聞処理場は自然保護法の兼ね合いで今後どうなっていくのかとの質疑に対し、開聞処理場につきましては、現在、搬入が行われていない状況です。今後は土地の利用をどうしていくかということも踏まえて購入を打診していく必要があるかと思うが、例えば、その下に廃棄物があるが、整地をして活用していくという考え方もあろうと思うし、あるいは、災害廃棄物の臨時的な仮置き場としての活用も検討していった良いのではと思うとの答弁でした。

尾下地区、畠久保地区の飲料水について、出水が利用されていると思うが、この管理については毎年ちゃんと検査をして運用されているということで良いかとの質疑に対し、現在、尾下地区、畠久保地区については、市の上水道が整備をされていないので環境政策課で給水施設を設けて管理をしている。浄水施設、あるいは、浄水器等を設置して支障がないようにこちらの方で対応しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。温泉入浴利用料助成事業費の算出根拠を教えてくださいとの質疑に対し、内訳として砂楽が年間1万2千回の入浴を予定しており224万4千円、ヘルシーランドが年間2万回を予定しており400万円、レジャーセンターかいもんが年間9,800回を予定しており190万6千円を予算計上している。その他、消耗品や手数料等が計上されているとの答弁でした。

地域介護基盤整備事業費が含まれているが、これは幾つの事業所が整備をするという何か

見込みがあるのかとの質疑に対し、昨年9月、事業所に令和3年度の事業要望について照会をしたところ、1事業所から2種類あり、1つが相部屋を個室のユニット化したいという事業、もう1つが看取り環境の整備というこの2つの項目に要望してきたので、その分を今回、予算計上しているとの答弁でした。

ユニット化する部屋数、看取り環境をする部屋数は何室ぐらいを計画されているかとの質疑に対し、4人部屋が1部屋、2人部屋が2部屋あったところを8人分の個室にするという計画で、看取りについては、看取りをするときに御家族の方が施設内で泊まれるような部屋を整備するという事業となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。敬老祝い金の支給はどのようにしているかとの質疑に対し、これまでは職員や民生委員から渡していたが、令和2年度についてはコロナ禍であったため市から文書を出し、各公民館や市役所に来ていただいて支給をしているとの答弁でした。

単位老人クラブ運営費助成金が昨年とすると7万7千円減額になっているが、これは団体数が減ったのか、それとも、1団体当たりへの助成金の額が少なくなったのかとの質疑に対し、助成金の金額は変わっていないが、団体数が減っている関係での予算減になっているとの答弁でした。

シルバー人材センターについて、市民からの要望に十分答えられるだけの人数が登録されているのかとの質疑に対し、会員数は令和3年2月末現在で男性が148名、女性が64名、計212名である。前年度末が208名だったので今年は4名増えている。仕事内容については実績が挙がってきていないので現状の把握はできていないが、コロナ禍によって件数が減少しているというのは聞いているとの答弁でした。

意見として、シルバー人材センターについて、農業ではオクラとかスナップとか相当盛んである。また、指宿市に対する経済効果もかなりあると思う。そういう意味からも募集の努力はしていると思うが、今後、一層の努力をして対応ができるように検討していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。民生委員の報酬はゼロという状態の中で多くの相談を受けながら活動をしており大変だと思う。次の人が見つからずに2期、時には3期しなければならぬという実状もあるが、民生委員の仕事量と相談量について、どのような評価をしているかとの質疑に対し、民生委員に対しての報酬はないが、それに代わるものとして活動費をお渡ししている。平均すれば14万円ぐらいになると思うが、受けてくれる方がいない地区では、引き続き何期もされている地域もあることは今後の課題であると考えているとの答弁でした。

一般の方が民生委員をやられているが、相談事がきた場合、民生委員で対応しているの

か、それとも、所管課に相談に来て解決策をしているのかとの質疑に対し、民生委員の業務として地域で困っている方と行政サービスとのつなぎ役をお願いしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。母子健康推進事業について、昨年度からすると390万円ぐらい当初予算が減額になっているが、その理由は何かとの質疑に対し、昨年度予算から一部、子育て支援包括支援センター事業費に割り振ったためであるとの答弁でした。

コロナ関係の総予算は、指宿市民全員にワクチンの接種をするための予算というふうに捉えているかとの質疑に対し、今回、配布されている予定のワクチンは、16歳以上の方を対象にしたワクチンだが、予算は全市民を対象とした予算で提案させていただいているとの答弁でした。

産後ケア事業の助産所等に該当する指宿市の施設はどういった所になるかとの質疑に対し、今のところ、指宿市内で委託を受けてくださるところはなく、鹿児島市の2か所の助産所、枕崎市の1か所の産院の病院で委託を受けてもらっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第16号、令和3年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。平成25年の農地法の改正によって農地台帳の作成が義務付けられたが、その台帳の守秘義務について規定があるかとの質疑に対し、農業委員会としては規定を設けていないが、個人情報保護法及び農地法の中で対応していくとの答

弁でした。

農地台帳と全国農地ナビが連動されていると思うが、市内の活用はどのような状況かとの質疑に対し、旧農地台帳システムから新しい農地台帳システムへのデータ移行が2月に終わり、新年度からは新しいシステムで運用ができるように準備を進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。プレミアム付き商品券について、どのような内容で販売する予定かとの質疑に対し、令和2年度と同様で、プレミアム率を20%、販売セット数を7,500セットと考えている。飲食店や小売店を対象とし、商工会や商工会議所に募集案内をかけて参加店舗を広げていく予定であるとの答弁でした。

山川町漁協に整備される超低温冷蔵庫について、建設場所や面積、完成日などどうなるかとの質疑に対し、建設場所としては水産加工組合事務所の南側、面積は1,600㎡で、令和3年5月に着工し、令和4年3月完成予定と聞いているとの答弁でした。

商工総務費の1,517万7千円の中に、いぶすき観光デザインの負担金が入っていると考えて良いのかとの質疑に対し、商工総務費の中にいぶすき観光デザインへの負担金は全て入っている。内容としては、商工業・水産業を合わせた形で予算計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。いぶすき観光デザイン事務所内にあるふるさと納税係を本庁に戻し、ふるさと納税推進室として新設するのはなぜかとの質疑に対し、ふるさと納税の寄附金が年々向上し、本市の財源も少なくなっている状況の中、事業の存在自体が大きくなってきたことから室として昇格し、さらに、寄附金の増加を目指すのが目的であるとの答弁でした。

いぶすき観光デザインの負担金は初年度1億1,000万円程度であったと思うが、令和3年度はトータルで幾ら負担するのかとの質疑に対し、観光課、商工水産課、農政課、農産技術課、それぞれの課で応分の負担をすることになっている。本年度の負担合計額は9,077万円であるとの答弁でした。

いぶすき観光デザインのDMOの設立への進捗状況はどうなっているかとの質疑に対し、DMOの登録申請には様々なKPIという指標を入れた計算書を作成しなければいけないが、令和2年度はコロナ感染症の影響で調査ができず申請を断念した。令和3年度はコロナの状況も改善されていくのではないかと考えられ、登録申請を目指していくのではないかと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。市民から太平次公園のトイレ改修をという要望があるが、本年度の予算の中にあるのかとの質疑に対し、太平次公園のトイレは県の管理となっている。破損等があった場合は県土木建築課の指宿駐在に報告し対応しているとの答弁で

した。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について。スポーツコミッションいぶすきへの負担金220万円とあるが、負担金以外の財源にはどのようなものがあるかとの質疑に対し、大会ごとの広告収入や寄附などがあるとの答弁でした。

地域おこし協力隊が主になって誘致活動を行っているということだが、市役所職員という立場になるのかとの質疑に対し、地域おこし協力隊の任用は会計年度任用職員なので、市の職員という扱いの下、誘致活動を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。食育・地産地消推進事業というすばらしい取組をもっと広く周知する考えはないかとの質疑に対し、オクラに関しては出前講座での食育学習の様子を広報紙などで伝えたりしたので、他の食材についても今後、検討していくとの答弁でした。

新永吉・尾下地区の棚田に関する事業について、今後、どのように考えているかとの質疑に対し、地域に定住していただき活性化していくことを目的としている。実際に定住して農家民泊の準備をしている方もいる。尾下地区の空き家に移住・定住という話も2、3あるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。観葉のまち指宿事業については、令和2年6月補正で県の負担金がなくなると聞いていたが、令和3年度から事業自体が継続されるということかとの質疑に対し、令和2年度から令和4年度までの3年計画で事業が行われるとの答弁でした。

耕種部門や畜産部門で先進的なスマート農業を導入する方に対して補助金やシステム協力などあるのかとの質疑に対し、新しい技術を検証しようとするスマート農業推進協議会への負担金はあるが、個人への助成金はないとの答弁でした。

鳥獣被害防止対策について、有害鳥獣の捕獲隊員を増やす取組をしていると聞くがどうなっているかとの質疑に対し、捕獲隊員を増やすため、免許取得をしたときの助成支援策の要件を45歳から60歳に引き上げた。この支援策を活用して令和元年度は新たに5人の方が捕獲隊員になり、今年度も1人が免許取得をして隊員に参加する準備を進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。農村広域防災減災事業について、山崎ため池の改修工事は全体の耐震工事か、部分的な工事なのかとの質疑に対し、堤防全体の耐震工事をする予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査事業があるが、現在の進捗状況といつぐらいに終了できると予定しているかとの質疑に対し、令和2年度末で市全体の進捗率は94.46%である。残面積は7.16km²で、令和7年度ぐらいに終了する予定であるとの答弁でした。

地籍調査事業というのは固定資産税の取扱いに関わると思うが、住民から境界の同意が得られない場合は税金の取扱いはどうなるのかとの質疑に対し、筆界未定の土地であっても法務局にある従前の地籍面積で課税されていると把握しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。通学路交通安全対策事業について5路線出ているが、地区からの要請があったのか、また、区画線などの改修も行うのかとの質疑に対し、この事業にあった場所を現地等を確認しながら選定した。区画線についても子供たちの安全・安心を最優先に考えないといけないので、白線だけではなく、緑色のグリーンベルトにする予定であるとの答弁でした。

道路新設改良工事事業の中に開聞岳一周線の測量設計100mとあるが、場所はどこかとの質疑に対し、料金所横のトンネルを抜けた所の用地測量設計を予定しているとの答弁でした。

意見として、全国的に登下校途中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が起こっているため、歩行者の安心・安全のため、路側帯を明確にするグリーンベルト舗装や横断歩道の白線間のカラー舗装化を進めていただきたい。また、現在あるカラー舗装が剥げている箇所があるので早急に改修していただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。指宿港海岸整備事業について、今年度も公有水面の埋立工事費用があるが、前回と同様に指宿漁協の同意の下、事業をするという認識で良いかとの質疑に対し、そのとおりである。令和3年度は丹波川から砂楽に向かって国の工事の進捗に合わせて市の埋立ても行う予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市が所有している住宅で合併浄化槽になっていないのは何戸数で、今後の計画はどのようになっているかとの質疑に対し、トイレの水洗化を行っていないのは126戸ある。建替えの計画がある団地以外の水洗化を行う予定として、新西方団地4戸と松原田2号団地8戸については令和3年度に行う予定であるとの答弁でした。

建築物耐震化促進事業補助金について、耐震化には期限があると思うが、期限内に完了する予定かとの質疑に対し、令和5年3月31日までに補強設計に着手すれば、耐震改修まで含めて補強補助対象になっている。全ての事業について期限までに補強設計に着手する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 先ほど、議案第10号に対する討論を行いました。定住促進条例は廃止せず、それに必要な予算を計上すべきであります。

また、山川バイナリー発電の余剰熱の活用を前提とした事業に関わる予算であります。山川バイナリー発電、九州電力側との間では口頭約束はあるとしながらも、協定書や確認書、協議書、協議経過書など、文書での取り決めは何もないということです。行政が仕事をするに当たって、文書での取り決めなくして、口頭での約束だけで進めることは妥当でないと考えます。

マイナンバーカードを事実上の強制に導こうとする会計予算も含まれています。次から次に、個人情報をもひも付けし、プライバシー侵害が起きるばかりか、国の一元管理は地方自治権に基づく地方自治の侵害にも繋がります。

税制の面では入湯税徴収を巡って不透明な部分が残されたままであります。

硬質ハウスの固定資産税の償却資産に対しては、何らかの支援、あるいは、解決策が求められますが、その願いは叶わぬままとなっています。

新生山川小学校のスクールバス運転手の契約方法についてですが、時給制で長期休業中は収入が確保されないことになり、全く不安定な雇用状況となります。安定的に就労できるような労働条件にすべきと考えます。

時はコロナ禍であります。今こそ、地方自治体の本来の役目である住民の暮らしと命を守るために力を注ぐべきときであります。ところが、全体として見たときに、生活支援、教育、福祉、介護など、住民の望む施策が政策として強化されたということはありません。むしろ、市民が疑問を持つ大型の建設工事などが幾つも進められています。もちろん、必要なものもあります。でも、そもそもの必要性について、あるいは、規模や時期について、見直し・検討し直すということもありません。

以上のようなことから、反対をいたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにもありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号、令和3年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第21号～議案第23号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第9、議案第21号、令和3年度指宿市水道事業会計予算について、から、日程第11、議案第23号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について、の3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(新宮領實) 総務水道委員会へ付託されました、議案第21号、令和3年度指宿市水道事業会計予算について、から、議案第23号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び3日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第21号について。合併直後は開聞地域の有収率が相当悪かったと聞くが、改善されてきたのかとの質疑に対し、配水量が多いところを重点的に漏水調査をしている。漏水が発見されたら迅速に修理をしており漏水箇所は減ってきているとの答弁でした。

漏水のチェックは2か月に1回やっているのか、漏水対策はどのようにしているのかとの質疑に対し、それぞれの家庭での漏水については検針時に異常水量ということで入力した数字に出るようにはしてある。それでも異常のある場合は、担当課職員が現地に出向き漏水確認をしている。2か月に1回は確認ができていくとの答弁でした。

鰻池のアクアファインの効果が出ていると思うが、どのように捉えているのかとの質疑に対し、以前のような異臭等がないので効果があったと認識をしているとの答弁でした。

意見として、有収率を聞いたが、漏水には十分な注意と調査をし対処してほしいというも

のがありました。

次に、議案第22号について。排水対策、雨水対策という点で見た場合に、現在、問題を抱え、対策を講じなければいけないという地域はあるのかとの質疑に対し、昨年の大雨等を見ると、新潟口ポンプ場等の稼働により、以前浸水していた部分についてはだいぶ解消されてきたと認識しているが、弥次ヶ湯地域については床上浸水が1戸あり、今後、対応していかねばならないとの答弁でした。

雨水ポンプ場が新しく弥次ヶ湯に出来上がるまでは冠水が心配だが、土砂堆積の定期的な確認をし、梅雨の前や台風シーズンに土砂の浚渫作業をする計画があるのかとの質疑に対し、水路の土砂は特にポンプ場付近を含めて、土砂が堆砂すると越水する恐れがあるので、梅雨前や台風シーズン前には点検を水道課のみならず他課と連携してやっていきたいとの答弁でした。

意見として、市民の安心・安全をしっかりと担保するために、弥次ヶ湯ポンプ場の整備を早くやっていただきたいというのがありました。

次に、議案第23号について。給湯の戸数が610戸ということだが、この10年ほどの増減はどうなっているのかとの質疑に対し、毎年、給湯戸数は減少しており、ここ10年ずっと低減ということになっているとの答弁でした。

十町区画整理事業が進んでいるが、個々の温泉配湯は市としては何もしていないのかとの質疑に対し、十町土地区画整理事業が実施されている区域については、民間の配湯業者が配湯されていると認識しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号から議案第23号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第23号の3議案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分
再開 午後 1時05分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第17号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第12、議案第17号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第14、議案第19号、令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第17号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第19号、令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第18号については、反対討論として、今、国の方では1割負担を2割負担に改正しようという計画もある。後期高齢者医療保険制度が75歳という年齢を区切って、国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込み、高い負担を押し付け、医療報酬も別立てにすることで、安上がりの差別医療を押し付けるものである。後期高齢者医療制度の廃止を求める立場から予算に反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号については、反対討論として、今期は保険料の見直しの中で、かなり高い保険料になっていることから反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第17号については、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第17号について。人間ドックの助成について、個人負担は受診する病院で違うと思うが、どのくらいかとの質疑に対し、指宿市内の病院では、3万8千円から4万2千円程度の負担額となっているとの答弁でした。

人間ドックの受診料が病院によって違う金額なので、5割を市で助成してほしいという要望はないか、また、検討したことはないかとの質疑に対し、助成については医師会とも調整をして、例年、1万9千円ということで了解をしていただいているとの答弁でした。

徴税費の備品購入でデジタルビデオを購入と説明されたが、差押えをするために必要なものなのかとの質疑に対し、デジタルビデオカメラについては、滞納者の所得財産の紛失、もしくは、破損等の疑義が生じないようにすることと、搜索時に滞納者から暴力を受けた場合など、警察への証拠としてデータでの提出も可能であることや、搜索の実態を記録することにより職員の引継ぎ関係や研修の材料にもなるので、2台ほどの購入の予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。フレイル予防対策という事業が出ているが、対象者はどうなっているか、また、どのような計画がされているかとの質疑に対し、75歳以上の被保険者が対象者で、介護を受ける前の状態の方々に対してころばん体操の場に行って保健師などの健康教育相談をしたり、市内の対象者を抽出して個別に自宅を訪問したりしながら指導をやっていくというような事業を展開していくことになっているとの答弁でした。

フレイル予防対策は保健師の講師料や費用弁償などの部分に使われるということか。年間、何箇所、何回程度計画をされているのかとの質疑に対し、ころばん体操の会場において、歯科衛生士、また、管理栄養士等の健康教育ということで、それぞれ10回以上ずつを計画している。それ以外でも、ころばん体操を中断しているの方々について訪問などで20名程度実施できればと考えているとの答弁でした。

備品購入費2万2千円は何を購入するのかとの質疑に対し、血圧計2台を購入するというように計画しているとの答弁でした。

後期高齢者の保険料の問題で、特別徴収になる方々の保険料は最低どのくらいになるかとの質疑に対し、年金引き対象になる方については、年金額が年間18万円以上の方になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。介護認定委員43名について、どのような方がこの委員になっているかとの質疑に対し、医者、歯科医師、保健師、介護福祉士、理学療法士など、専門職の方を委員としてお願いしているとの答弁でした。

印刷製本費の中で周知用のパンフレットという説明があったが、このパンフレットは全家庭に配布するパンフレットかとの質疑に対し、今回の制度改正に合わせてパンフレットが6千部、リーフレットを2万2千部印刷し、配布する予定としているとの答弁でした。

訪問給食については、介護の認定を受けている方だけが対象になるのかとの質疑に対し、特に介護を受けている・いないという要件はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第18号と議案第19号に反対する立場から討論いたします。

まず、議案18号について。現在、通常国会では、後期高齢者医療に窓口2割負担を導入する法案が提出されています。新型コロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るかが問われているときに、約370万人の窓口負担が2割に、2倍になるのは冷酷な自助政策そのものです。現行の1割窓口負担でも、医療費窓口負担が心配で受診控えが起こり、重篤な病気や手遅れになる例が続出し社会問題になっています。後期高齢者医療保険制度は75歳という年齢を区切って国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込み、高い負担を押し付け、医療報酬も別立てにすることで安上がりの差別医療を押し付けるものである。後期高齢者医療制度の廃止を求める立場から、反対いたします。

次に、第19号については、議案第11号と同じ理由で、反対いたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度指宿市介護保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第20号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第15、議案第20号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(東勝義) 産業建設委員会へ付託されました、議案第20号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、主な質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(木原繁昭) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（木原繁昭） 次は、日程第16、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 議案第27号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第17、議案第27号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第27号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）について、であります。

本案は、繰越明許費及び債務負担行為の補正をしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第27号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で繰越明許費の補正をするものであります。

内容につきましては、5ページの第1表繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定及び変更するものであります。

第2条で債務負担行為の補正をするものであります。

内容につきましては、5ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時24分
再開	午後	1時24分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第27号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第28号上程

○議長(木原繁昭) 次は、日程第18、議案第28号、指宿市定住促進条例の一部改正について、を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

高田チヨ子議員。

△ 提案理由説明

○16番議員(高田チヨ子) 皆さん、こんにちは。指宿市定住促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

指宿市の人口は、2020年1月1日時点では3万9,933人、前年からマイナス1.7%、680人の減少、また、10年前の2010年からはマイナス11.4%、5,127人の減少となり、さらに、2021年3月31日現在では3万8,571人と、1年余りで1,362人も減少しています。

この定住促進条例は、旧山川町において平成9年から開始されたものを基本に、新市において引き継いだものです。Uターンを廃止し、Iターンのみに改正したこともありますが、定住人口の増加をさらに図っていくためには、今、定住促進条例を廃止するということは時代の流れに逆行しているようなものだと思います。市は、お試し滞在やフリーランスに優しいまちづくり、地域おこし協力隊の方々による空き家対策事業を行っておりますが、定住促進条例を継続しつつ、これらの取組も加えていくことが大切なことではないかと思われま。今はコロナ禍の中、都市にいなくても地方にいても、リモートにより仕事もできるようになりました。このことも定住促進対策にプラスになるのではないかと思います。私は1人でも多くの方々に指宿に来ていただいて、定住し生活を楽しんでいただけたらいいなと思っています。そこで、廃止ということではなく、期限を延長する案として条例の一部を次のとおり改正することを提案したいと思います。

まず、指宿市定住促進条例の第3条中の平成27年4月1日から平成32年3月31日を、令和2年4月1日から令和5年3月31日に改める。

附則において、この条例は令和3年4月1日から施行するとし、経過措置として、改正後の第3条の規定に関わらず、令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに転入した者については、移動日の翌日から起算して2年以内に申請した場合に限り、従前の例により助成金を交付できるものとするものです。

今後、社会情勢がいろいろ変わることも考えられるので、期限を決めないのではなく、3

年としたところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時36分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第28号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） これより、議案第28号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 賛成の討論を行います。

本議案は、議案第10号、指宿市定住促進条例の廃止議案が出され、総務水道委員会での審査において、指宿市定住促進条例は廃止するのではなく継続すべきとの立場から、議案第10号が否決されたことを受けてのものと思っております。

また、本会議においても、先ほど否決されました指宿市定住促進条例が廃止されず残されたとしても、期限が定められていることから、期限に関する部分を改正する必要があります。その方法には、期限をなくして恒久法にする方法と、時限立法のまま期限を延長する方法があります。私は総務委員会で、定住促進条例を廃止すべきでないとした複数の議員と話をし、3年間の期限延長の方がより多くの賛同を得るであろうと感じ、指宿市定住促進条例の一部改正についての議案を一度は提出しました。その後に同様の議案が別に出されました。それが、本議案です。

私の思いは、誰が議案を提出するとかではなく、多くの議員の賛意を得て、定住促進条例

の継続をすることです。その見地から、同様の議案が複数出された時点で、一度提出した議案ではありましたが、後日、取下げの手続きをしました。

定住促進条例については、IターンだけでなくUターンにも助成するように改正すべき、との考え方もあります。しかし、今、大事なことは、定住促進条例を名実ともに継続することです。本議案は、その願いに沿ったものであり、指宿市の活性化の道につながるものですので、賛成をいたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第29号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第19、議案第29号、教育長の任命について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、人事に関する案件1件であります。

それでは、御説明申し上げます。

再追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第29号、教育長の任命について、であります。

本案は、お示しのとおり、吉本鈴代氏を教育長に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

同氏は長年、教職員として活躍され、学校教育においては高等学校の教頭や校長を歴任されるとともに、社会教育行政においては県の社会教育課長を務められ、教職員退職後は学校法人の副校長も務められており、また、令和2年4月から、教育長として教育行政に御尽力い

ただいていることから、本市教育長として適任者であると思っております。

何とぞ、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第29号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

○13番議員（前之園正和） 通告はしなかったわけですが、てっきり、ほかの議員が通告なされるものと思って通告しなかったんですが、事務局の方でそのようなことはできないという、詳しいことは分かりませんが、やり取りがあったということで、急きょ、手を挙げさせてもらいました。

昨年、指宿市立小学校において、指導的役割を果たすべき教諭による女性教諭への暴行事件がありました。実態としては、セクハラやそれ以上のわいせつ行為があったとの被害者の訴えがありました。そのことについての校長の報告書が、事実に基づくものでなく、解釈や思いで作成されたということも明らかになっております。以上、事実関係を述べたわけですが、この件をめぐって、教育委員会として、あるいは、教育長として、適切でなかったのではないかと。あるいは、加害者を守ろうとしたのではないかと。これは教育長だけの話ではありませんけれども、今、議題が教育長ですので、そのような疑問に対して、対応が適切だったのかということがあります。ほかの、これまでの経緯等については、何も言うことはないわけですが、この件をめぐっての対応が適切だったとは、なかなか思えないわけですが、それでも、教育長として適切ということで議案が出されたのかどうか、その点を伺います。

○総務部長（中村孝） この事案につきましては、事実確認のための聞き取り調査とか、事故報告に関しましては、学校、市、教育委員会、県の教育委員会など、適切な対応を行ってきたというところでございます。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第29号は、同意することに決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長(木原繁昭) 令和3年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期市議会定例会は、去る2月24日の開会以来、本日までの30日間にわたり、令和3年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。

さて、国内の情勢は、昨年の初めから世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機にさらされ、本市においてもクラスターが発生するなど市民の生活に多大な影響が及ぼされることとなりました。このような中、今期定例会において、市民へのワクチン接種に関わる費用などを含んだ令和3年度予算を可決いたしました。執行部におかれましては、効果的かつ実効性、即効性ある予算執行に全力で取り組んでいただくよう強く要請いたします。

本市議会は、市民に開かれた議会を目指して制定した指宿市議会基本条例に基づき、市民が安全で安心して暮らせるよう、更なる議会の活性化に努めていく所存であります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、市政発展に御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために活かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 令和3年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいただき御挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会されました第1回指宿市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えました。審議の過程において賜りました御意見、御助言等につきましては、今後の市政運営において十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、昨年発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、国外はもとより、我が国の人々は非日常の毎日の中で不安を抱えて生活をしております。このことが地域経済に大きな影響を及ぼしており、また、医療関係者や介護関係者の皆様に大きな負担をかけております。本市といたしましても、その影響等を可能な限り食い止めるべく、様々な支援を行うとともに、引き続き、本市独自の地方創生の取組が求められております。

このような中、私は令和3年度におきましても、安全・安心でやすらぎのあるまち、安心して働けるまち、若い世代を応援するまち、活気あふれるまち、を市政運営の重点項目として取り組んでまいります。さらに、未来益、全体益を優先した未来への投資、指宿の豊かな将来の年表を描きながら、第二次総合振興計画及び第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とした、安全・安心で快適なまちづくりのための社会基盤の整備や生活環境の充実、攻めの農業の展開、旅行ニーズの多様化に対応する魅力ある観光地づくり、経営的視点を大切にした稼げるまちの構築、そして、真に豊かで安らぎのある暮らしと、誇りの持てるまちづくりの実現を目指し、各種事業を力強く進めて、目指すべき将来の都市像である、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、職員一丸となって市政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様方より一層の御支援と御協力を改めてお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝を祈念申し上げます。令和3年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（木原繁昭） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、令和3年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實